

# 水俣市議会会議録

平成25年12月第4回定例会（11月29日招集）

水俣市議会事務局

# 平成25年12月第4回定例会（11月29日招集）会期日程表

（会期 11月29日から12月18日まで20日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	11月29日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 24年度一般・特別・企業会計決算の委員長報告 質疑 討論 採決
2	30日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	12月1日	日			市の休日（日曜日）
4	2日	月			議案調査
5	3日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	4日	水			議案調査
7	5日	木			議案調査
8	6日	金			議案調査
9	7日	土			市の休日（土曜日）
10	8日	日			市の休日（日曜日）
11	9日	月			議案調査
12	10日	火	午前9時30分		本会議
13	11日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（谷口眞次君、真野頼隆君、牧下恭之君）
14	12日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（西田弘志君、川上紗智子君） 議案質疑 委員会付託
15	13日	金	——	委員会	委員会
16	14日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	15日	日			市の休日（日曜日）
18	16日	月	——	委員会	委員会
19	17日	火		休 会	議事整理日
20	18日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

# 平成25年12月第4回水俣市議会定例会会議録目次

平成25年11月29日（金） — 1日目 —

出欠席議員	1～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
陳情文書表(1)	2
開 会	3
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
議案上程	5
日程第3 議第88号 水俣エコハウスの設置等に関する条例の制定について	5
日程第4 議第89号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	8
日程第5 議第90号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8
日程第6 議第91号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	9
日程第7 議第92号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第5号）	9
日程第8 議第93号 平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	11
日程第9 議第94号 平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	12
日程第10 議第95号 平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）	13
日程第11 議第96号 平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	13
日程第12 議第97号 平成25年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）	14
日程第13 議第98号 平成25年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）	15
市長の提案理由説明	16
日程第14 議第79号 平成24年度水俣市病院事業会計決算認定についてから日程第20 議第86号平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで7件に関する委員会の審査報告	18
○総務産業委員長の報告	19

○厚生文教委員長の報告	1～20
○一般会計決算特別委員長の報告	22
委員会審査報告書	26
委員長報告に対する質疑	27
討 論	27
採 決	27
散 会	27

平成25年12月10日（火） —— 2 日 目 ——

出欠席議員	2～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2
開 議	2
日程第1 一般質問	2
○高岡利治君の質問	2
1 環境大学院について	4
2 予防接種の医療過誤について	4
3 宮本市政8年間の総括と副市長退任について	4
市長の答弁	4
総務企画部長の答弁	4
○高岡利治君の再質問	7
総務企画部長の答弁	8
○高岡利治君の再々質問	9
総務企画部長の答弁	10
福祉環境部長の答弁	10
○高岡利治君の再質問	11
福祉環境部長の答弁	12
○高岡利治君の再々質問	12
福祉環境部長の答弁	13
市長の答弁	14

○高岡利治君の再質問	2～15
市長の答弁	16
○高岡利治君の再々質問	17
市長の答弁	18
休憩・開議	19
○中村幸治君の質問	19
1 第5次水俣市総合計画について	20
2 自治会組織について	20
3 農業政策について	20
(1) 予算について	
(2) 人・農地プランについて	
(3) 耕作放棄地について	
市長の答弁	21
○中村幸治君の再質問	23
市長の答弁	25
○中村幸治君の再々質問	25
市長の答弁	26
総務企画部長の答弁	26
○中村幸治君の再質問	27
総務企画部長の答弁	28
○中村幸治君の再々質問	29
総務企画部長の答弁	30
産業建設部長の答弁	31
○中村幸治君の再質問	33
産業建設部長の答弁	35
○中村幸治君の再々質問	36
産業建設部長の答弁	37
休憩・開議	37
○野中重男君の質問	37
1 宮本市長の在籍8年を振り返って	38
2 水俣病のすべての被害者の救済について	38
3 高齢者の入所施設の費用について	39

市長の答弁	2～39
○野中重男君の再質問	41
市長の答弁	43
○野中重男君の再々質問	44
市長の答弁	44
市長の答弁	45
○野中重男君の再質問	46
市長の答弁	47
○野中重男君の再々質問	48
市長の答弁	48
福祉環境部長の答弁	49
○野中重男君の再質問	50
福祉環境部長の答弁	51
○野中重男君の再々質問	51
福祉環境部長の答弁	53
散 会	54

平成25年12月11日（水） ——— 3日目 ———

出欠席議員	3～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開 議	2
日程第1 一般質問	2
○谷口眞次君の質問	3
1 再生可能エネルギーの推進について	3
(1) 木質バイオマス発電事業について	
(2) 太陽光発電について	
2 都市計画道路の見直し案について	3
3 誘致企業立地促進補助金について	3
4 集団フッ化物洗口について	4

5 グリーンスポーツみなまたについて……………	3～4
市長の答弁……………	4
産業建設部長の答弁……………	4
○谷口眞次君の再質問……………	5
産業建設部長の答弁……………	7
○谷口眞次君の再々質問……………	8
産業建設部長の答弁……………	9
産業建設部長の答弁……………	9
○谷口眞次君の再質問……………	10
産業建設部長の答弁……………	11
○谷口眞次君の発言……………	12
市長の答弁……………	13
○谷口眞次君の再質問……………	13
市長の答弁……………	14
○谷口眞次君の再々質問……………	14
市長の答弁……………	15
教育長の答弁……………	15
○谷口眞次君の再質問……………	16
教育長の答弁……………	17
○谷口眞次君の発言……………	18
教育長の答弁……………	18
○谷口眞次君の再質問……………	18
教育長の答弁……………	19
○谷口眞次君の発言……………	20
休憩・開議……………	20
○真野頼隆君の質問……………	20
1 全国豊かな海づくり大会と水産業振興について……………	21
2 フードバレー構想について……………	21
3 徳富蘇峰生誕150年記念事業と蘇峰・蘆花生家について……………	21
4 歴史民俗資料館について……………	22
市長の答弁……………	22
○真野頼隆君の再質問……………	24

市長の答弁	3～26
○真野頼隆君の再々質問	27
市長の答弁	28
総務企画部長の答弁	29
○真野頼隆君の再質問	30
総務企画部長の答弁	30
○真野頼隆君の再々質問	31
総務企画部長の答弁	31
教育長の答弁	32
○真野頼隆君の再質問	33
教育長の答弁	34
○真野頼隆君の発言	34
教育長の答弁	35
○真野頼隆君の再質問	35
教育長の答弁	36
○真野頼隆君の発言	36
休憩・開議	37
○牧下恭之君の質問	37
1 市民の利便性について	37
(1) コンビニ交付について	
(2) コンビニ収納について	
2 がん対策について	38
3 教育問題について	39
市長の答弁	39
○牧下恭之君の再質問	40
市長の答弁	42
○牧下恭之君の再々質問	43
市長の答弁	43
福祉環境部長の答弁	44
○牧下恭之君の再質問	45
福祉環境部長の答弁	46
○牧下恭之君の再々質問	47

福祉環境部長の答弁	3～48
教育長の答弁	48
○牧下恭之君の再質問	50
教育長の答弁	51
○牧下恭之君の再々質問	52
教育長の答弁	53
散 会	53

平成25年12月12日（木） —— 4 日 目 ——

出欠席議員	4～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
陳情文書表(2)	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 一般質問	3
○西田弘志君の質問	3
1 宮本市長の8年間の自己評価について	5
2 雇用対策について	5
3 肥薩おれんじ鉄道水俣駅改修について	5
4 木質系バイオマス発電について	5
市長の答弁	5
○西田弘志君の再質問	7
市長の答弁	8
○西田弘志君の再々質問	9
市長の答弁	10
産業建設部長の答弁	10
○西田弘志君の再質問	12
産業建設部長の答弁	13
○西田弘志君の再々質問	14

産業建設部長の答弁	3～14
総務企画部長の答弁	15
○西田弘志君の再質問	16
総務企画部長の答弁	17
○西田弘志君の再々質問	17
総務企画部長の答弁	18
産業建設部長の答弁	18
○西田弘志君の発言	18
休憩・開議	19
○川上紗智子君の質問	19
1 新幹線の騒音・振動被害問題について	19
2 肥薩おれんじ鉄道の騒音問題について	19
3 介護予防について	20
4 認知症介護予防について	20
市長の答弁	20
○川上紗智子君の再質問	21
市長の答弁	22
○川上紗智子君の再々質問	23
市長の答弁	24
総務企画部長の答弁	24
○川上紗智子君の再質問	25
総務企画部長の答弁	25
○川上紗智子君の再々質問	25
総務企画部長の答弁	27
福祉環境部長の答弁	27
○川上紗智子君の発言	28
福祉環境部長の答弁	30
○川上紗智子君の再質問	31
福祉環境部長の答弁	33
○川上紗智子君の再々質問	34
福祉環境部長の答弁	35
休憩・開議	35

質 疑	3 ~ 35
日程第 2 議第88号 水俣エコハウスの設置等に関する条例の制定について	35
日程第 3 議第89号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を 改正する条例の制定について	36
日程第 4 議第90号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	36
日程第 5 議第91号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	36
日程第 6 議第92号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第 5 号）	36
日程第 7 議第93号 平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	37
日程第 8 議第94号 平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	37
日程第 9 議第95号 平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	37
日程第10 議第96号 平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	37
日程第11 議第97号 平成25年度水俣市病院事業会計補正予算（第 3 号）	37
日程第12 議第98号 平成25年度水俣市水道事業会計補正予算（第 2 号）	38
委員会付託	38
散 会	38

平成25年12月18日（水） —— 5 日目 ——

出欠席議員	5 ~ 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第 5 号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第 1 議第88号 水俣エコハウスの設置等に関する条例の制定についてから日程第13号 陳第 1 号 久木野地区における入居施設整備に関する陳情についてま で13件に関する委員会の審査報告	3
○総務産業委員長の報告	4
○厚生文教委員長の報告	6
委員会審査報告書	9
委員長報告に対する質疑	12

討 論	5～12
○西田弘志君の反対討論（議第92号修正案）	12
○谷口明弘君の賛成討論（議第92号修正案）	13
○川上紗智子君の反対討論（議第92号修正案）	14
○緒方誠也君の反対討論（議第92号修正案）	14
採 決	17
日程第14 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	19
採 決	20
閉会中継続審査・調査申出書	20
日程第15 議員派遣について	21
採 決	22
閉 会	22

平成25年11月29日

平成25年12月第4回水俣市議会定例会会議録  
(第1号)

提案理由説明

## 平成25年12月第4回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、平成25年11月29日水俣市長第4回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成25年11月29日午前10時1分水俣市議会議長第4回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成25年12月18日午前11時15分水俣市議会議長第4回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

---

平成25年11月29日（金曜日）

午前10時1分 開会

午前10時48分 散会

（出席議員） 16人

大川末長君	谷口明弘君	江口隆一君
田口憲雄君	高岡利治君	塩崎信介君
西田弘志君	中村幸治君	川上紗智子君
福田斉君	牧下恭之君	瀧上道昭君
真野頼隆君	谷口眞次君	緒方誠也君
野中重男君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局次長	（田畑純一君）	次長	（榮永尚子君）
主幹	（岡本広志君）	主幹	（深水初代君）
書記	（山口礼浩君）		

（説明のため出席した者） 13人

市長	（宮本勝彬君）	総務企画部長	（本山祐二君）
福祉環境部長	（宮森守男君）	産業建設部長	（門崎博幸君）
総合医療センター事務部長	（瀧上茂樹君）	福祉環境部次長	（松本幹雄君）
産業建設部次長	（遠山俊寛君）	水道局長	（前田仁君）
教育長	（葦浦博行君）	教育次長	（福島恵次君）
総務企画部総務課長	（本田真一君）	総務企画部企画課長	（川野恵治君）
総務企画部財政課長	（坂本禎一君）		

○議事日程 第1号

平成25年11月29日 午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議第88号 水俣エコハウスの設置等に関する条例の制定について
- 第4 議第89号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第90号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第91号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第92号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第5号）
- 第8 議第93号 平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第9 議第94号 平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第10 議第95号 平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第11 議第96号 平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第12 議第97号 平成25年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）
- 第13 議第98号 平成25年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第14 議第79号 平成24年度水俣市病院事業会計決算認定について
- 第15 議第80号 平成24年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 第16 議第82号 平成24年度水俣市一般会計決算認定について
- 第17 議第83号 平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 第18 議第84号 平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第19 議第85号 平成24年度水俣市介護保険特別会計決算認定について
- 第20 議第86号 平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

平成25年12月第4回水俣市議会定例会陳情文書表(1)

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第3号	行政財産の“有効且つ適正管理”に関する陳情について	水俣市八ノ窪町 2-7-86 鶴長 千徳		総務産業
陳第4号	「知的障がい者小規模入所施設」開設についての陳情について	水俣市袋770番地1 坂本 幸則		厚生文教

○本日の会議に付した事件

## 議事日程のとおり

---

開会

午前10時1分 開会

○議長（大川末長君） ただいまから平成25年第4回水俣市議会定例会を開会します。

---

○議長（大川末長君） これから本日の会議を開きます。

---

○議長（大川末長君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

総務産業、厚生文教の各常任委員会及び一般会計決算特別委員会から、閉会中の継続審査となっていた平成24年度の一般会計、特別会計及び企業会計に関する決算7件について、それぞれ委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日まで受理した陳情2件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、それぞれの常任委員会に付託します。

次に、去る9月定例会で可決された地方税財源の充実確保を求める意見書外1件については、関係大臣等へ提出しておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から、平成25年8月分、9月分の一般会計、特別会計等及び公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告並びに教育委員会から、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について提出があり、事務局に備えてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、宮本市長、本山総務企画部長、宮森福祉環境部長、門崎産業建設部長、淵上総合医療センター事務部長、松本福祉環境部次長、遠山産業建設部次長、前田水道局長、本田総務課長、川野企画課長、坂本財政課長、葦浦教育長、福島教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（大川末長君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において中村幸治議員、牧下恭之議員を指名します。

---

### 日程第2 会期の決定について

○議長（大川末長君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

---

平成25年12月第4回定例会（11月29日招集）会期日程表

（会期 11月29日から12月18日まで20日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	11月29日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 24年度一般・特別・企業会計決算の委員長報告 質疑 討論 採決
2	30日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	12月1日	日			市の休日（日曜日）
4	2日	月			議案調査
5	3日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	4日	水			議案調査
7	5日	木			議案調査
8	6日	金			議案調査
9	7日	土			市の休日（土曜日）
10	8日	日			市の休日（日曜日）
11	9日	月			議案調査
12	10日	火	午前9時30分		本会議
13	11日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
14	12日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
15	13日	金	——	委員会	委員会
16	14日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	15日	日			市の休日（日曜日）
18	16日	月	——	委員会	委員会
19	17日	火		休 会	議事整理日
20	18日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（大川末長君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月18日までの20日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、20日間と決定しました。

- 日程第3 議第88号 水俣エコハウスの設置等に関する条例の制定について
- 日程第4 議第89号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議第90号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議第91号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議第92号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第8 議第93号 平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議第94号 平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議第95号 平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議第96号 平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議第97号 平成25年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議第98号 平成25年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（大川末長君） 日程第3、議第88号水俣エコハウスの設置等に関する条例の制定についてから、日程第13、議第98号平成25年度水俣市水道事業会計補正予算第2号まで、11件を一括して議題とします。

---

## 議第88号

### 水俣エコハウスの設置等に関する条例の制定について

水俣エコハウスの設置等に関する条例を次のように制定することとする。

平成25年11月29日提出

水俣市長 宮本勝彬

### 水俣エコハウスの設置等に関する条例

（設置）

第1条 住宅の建設から居住、廃棄までの住宅のライフサイクルにおける温室効果ガス削減を目指し、気候風土や地域の特性に合った住宅の普及や環境に配慮した暮らし方に関する啓発を図るため、水俣エコハウス（以下「エコハウス」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 エコハウスの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 水俣エコハウス

位置 水俣市月浦250番地16

（業務）

第3条 エコハウスの業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) エコハウスの普及促進活動に関する業務

(2) その他エコハウスの設置の目的を達成するために必要な業務

（所管）

第4条 エコハウスは、産業建設部の所管とする。

(休館日)

第5条 エコハウスの休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、休館日を設けることができる。

(開館時間)

第6条 エコハウスの開館時間は、午前10時から午後4時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(入館料)

第7条 エコハウスの入館料は無料とする。

(使用の許可等)

第8条 エコハウスを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しないことができる。

(1) 秩序を乱し、エコハウスの運営方針に反するおそれがあると認められるとき。

(2) エコハウスの施設又は設備をき損するおそれがあると認められるとき。

(3) その他エコハウスの管理上支障があると認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(1) 許可の目的又は条件に違反した者

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反した者

(3) その他エコハウスの管理上支障があると認められる者

2 前項の規定に基づき許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、使用者に損害が生じた場合、市はその賠償の責めを負わないものとする。

(使用料)

第10条 施設の使用料は、別表に定める額とし、使用の許可と同時に納入しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(使用料の返還)

第11条 既納の使用料は、返還しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その一部を返還することができる。

(1) 災害その他使用者の責めに帰さない理由により、使用できなくなったとき。

(2) 使用の3日前までに、使用の取消し又は変更を申し出て、市長が認めたとき。

(3) その他市長が特に必要と認めたとき。

(使用料の減免)

第12条 市長は、公益上特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第13条 エコハウスの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 市長は、前項の規定によりエコハウスの管理を指定管理者に行わせる場合で、市長が特別の事情があると認めたときは、水俣市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成17年条例第28号。次項において「手続条例」という。）第3条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができる。

3 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、市長は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、

手続条例第3条第1項各号の書類の提出を求め、手続条例第4条各号に照らし総合的に判断するものとする。

4 第1項の規定によりエコハウスの管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、エコハウスの休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

5 第1項の規定によりエコハウスの管理を指定管理者に行わせる場合は、第8条及び第9条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

6 第1項の規定によりエコハウスを指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がエコハウスの管理を行うこととされた期間前に申請された第8条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

7 第1項の規定によりエコハウスの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がエコハウスの管理を行うこととされた期間前に第8条第1項（第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）

第14条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条各号に掲げる業務の実施に関する業務

(2) エコハウスの使用の許可に関する業務

(3) エコハウスの施設及び設備の維持及び修繕に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者がエコハウスの管理上必要と認める業務

（利用料金）

第15条 第10条の規定にかかわらず、エコハウスの管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表に定める額に1.5を乗じた額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

（原状回復義務）

第16条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなったエコハウスの施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償）

第17条 故意又は過失によりエコハウスの施設、備品、展示品等をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第18条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 指定管理者の指定のための手続その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第10条、第15条関係）

使用料

区分	使用料
----	-----

時間利用	2時間以内 600円 2時間を超える使用は、1時間につき300円を加算する。
宿泊体験	1泊2人まで 7,000円 2人を超える使用は、1人につき1,400円を加算する。

備考

- 1 2時間を超える使用時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間として計算する。
- 2 使用のための準備及び原状回復に要する時間は使用時間に含める。
- 3 宿泊体験は、午前10時から翌日の午前9時までとする。
- 4 料金には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

(提案理由)

水俣エコハウスを公の施設として管理するため、地方自治法第244条の2第1項の規定により、本案のように制定しようとするものである。

### 議第89号

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成25年11月29日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（昭和35年告示第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「委員会の会議に出席したとき」を「市内旅行を行ったとき」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(提案理由)

農業委員会委員が耕作放棄地等の調査に伴い市内旅行を行った場合の費用を弁償するため、本案のとおり制定しようとするものである。

### 議第90号

水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成25年11月29日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

水俣市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年告示第19号）の一部を次のように改正する。

第17条中「及び」を「と」に改め、「手当の月額」の次に「及び特殊勤務手当（月額により定められているものに限る。）」を、「乗じたもの」の次に「から規則で定める時間に18を乗じたものを減じたもの」を加える。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(提案理由)

時間外勤務手当等の算定方法について、労働基準法の規定による方法に改めるため、本案のように制定しようとするものである。

## 議第91号

### 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成25年11月29日提出

水俣市長 宮本勝彬

### 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例

水俣市営住宅条例（平成9年条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

牧ノ内団地	昭和24年度～36年度	水俣市牧ノ内95番地	木造平屋 簡易耐火平屋	55	を
丸島団地	昭和25年度～26年度	水俣市丸島町1丁目131番地	木造平屋	14	

」

「

牧ノ内団地	昭和24年度～36年度	水俣市牧ノ内95番地	木造平屋 簡易耐火平屋	44	に、
丸島団地	昭和25年度～26年度	水俣市丸島町1丁目131番地	木造平屋	11	

」

「

田平団地	昭和28年度～30年度	水俣市古城1丁目577番地	木造平屋	23	を
------	-------------	---------------	------	----	---

」

「

田平団地	昭和28年度～30年度	水俣市古城1丁目577番地	木造平屋	16	に
------	-------------	---------------	------	----	---

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

牧ノ内団地等の一部住宅の除却に伴い、本案のように制定しようとするものである。

## 議第92号

### 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

平成25年度水俣市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ~~106,462~~<sup>141,462</sup>千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

14,607,584  
~~14,632,584~~千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

平成25年11月29日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第5号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
10 地方交付税		5,030,936	43,669 <del>68,669</del>	5,074,605 <del>5,099,605</del>
	1 地方交付税	5,030,936	43,669 <del>68,669</del>	5,074,605 <del>5,099,605</del>
14 国庫支出金		2,059,192	29,438	2,088,630
	1 国庫負担金	1,616,505	400	1,616,905
	2 国庫補助金	436,776	29,038	465,814
15 県支出金		1,308,645	33,000	1,341,645
	1 県負担金	576,445	△1,063	575,382
	2 県補助金	654,122	34,063	688,185
18 繰入金		416,411	15,000	431,411
	1 基金繰入金	416,393	15,000	431,393
20 諸収入		361,603	20,355	381,958
	4 雑収入	240,419	20,355	260,774
補正されなかった款に係る額		5,289,335		5,289,335
歳入合計		14,466,122	141,462 <del>166,462</del>	14,607,584 <del>14,632,584</del>

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
2 総務費		1,715,233	13,436	1,728,669
	1 総務管理費	1,347,028	13,116	1,360,144
	2 徴税費	194,404	320	194,724
3 民生費		5,190,322	35,035	5,225,357
	1 社会福祉費	2,828,281	△2,852	2,825,429
	2 児童福祉費	1,568,867	10,739	1,579,606
	3 生活保護費	793,174	27,148	820,322
4 衛生費		1,857,081	30,961	1,888,042
	1 保健衛生費	339,241	2,051	341,292
	3 簡易水道設置費	4,741	28,910	33,651
5 農林水産業費		452,954	719	453,673
	2 林業費	88,398	630	89,028

	3 水産業費	110,945	89	111,034
6 商工費		473,672	39,547 <del>64,547</del>	513,219 <del>538,219</del>
	1 商工費	178,085	6,047	184,132
	2 総合経済対策費	295,587	33,500 <del>58,500</del>	329,087 <del>354,087</del>
7 土木費		1,504,478	21,561	1,526,039
	2 道路橋りょう費	376,757	19,068	395,825
	4 港湾費	9,449	32	9,481
	5 都市計画費	804,865	2,461	807,326
9 教育費		847,585	203	847,788
	4 社会教育費	206,253	203	206,456
補正されなかった款に係る額		2,424,797		2,424,797
歳出合計		14,466,122	141,462 <del>166,462</del>	14,607,384 <del>14,632,584</del>

※12月18日修正可決

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	水俣駅改修事業補助金	千円 43,147

第3表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
スクールバス運行業務委託料(混乗分) (企画課)	自 平成25年度 至 平成26年度	千円 2,279
水俣市ふれあいセンター管理委託料 (企画課)	自 平成25年度 至 平成27年度	4,964
フィッシングパーク管理委託料 (農林水産振興課)	自 平成25年度 至 平成26年度	4,046
湯の鶴温泉保健センター管理委託料 (商工観光振興課)	自 平成25年度 至 平成26年度	7,895
みなまた観光物産館まつぱっくり管理委託料 (商工観光振興課)	自 平成25年度 至 平成26年度	3,000
みなまた環境テクノセンター管理委託料 (総合経済対策課)	自 平成25年度 至 平成26年度	13,404
スクールバス運行業務委託料 (教育総務課)	自 平成25年度 至 平成26年度	16,077
体育施設管理委託料 (生涯学習課)	自 平成25年度 至 平成28年度	167,560

### 議第93号

#### 平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

平成25年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,303千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,496,293千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年11月29日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正 (第3号)

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
9 繰入金		303,684	△1,818	301,866
	1 他会計繰入金	231,873	△1,818	230,055
10 繰越金		4,773	18,121	22,894
	1 繰越金	4,773	18,121	22,894
補正されなかった款に係る額		4,171,533		4,171,533
歳入合計		4,479,990	16,303	4,496,293

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		72,424	△1,818	70,606
	1 総務管理費	40,131	△1,818	38,313
3 後期高齢者支援金等		373,204	15,312	388,516
	1 後期高齢者支援金等	373,204	15,312	388,516
4 前期高齢者納付金等		384	6	390
	1 前期高齢者納付金等	384	6	390
8 保健事業費		28,532	214	28,746
	1 保健事業費	7,984	214	8,198
11 諸支出金		19,496	2,589	22,085
	1 償還金及び還付加算金	6,884	2,589	9,473
補正されなかった款に係る額		3,985,950		3,985,950
歳出合計		4,479,990	16,303	4,496,293

議第94号

平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)

平成25年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,612千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ389,459千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年11月29日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正 (第3号)

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
---	---	-----	-----	---

3	繰入金		135,851	△3,612	132,239
		1 一般会計繰入金	135,851	△3,612	132,239
補正されなかった款に係る額			257,220		257,220
歳入合計			393,071	△3,612	389,459

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1	総務費	392,608	△3,612	388,996
	1 総務管理費	23,617	△1,929	21,688
	3 後期高齢者医療広域連合納付金	360,889	△1,683	359,206
補正されなかった款に係る額		463		463
歳出合計		393,071	△3,612	389,459

### 議第95号

#### 平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成25年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,462千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,392,816千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年11月29日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
7	繰入金	491,023	1,462	492,485
	1 一般会計繰入金	491,023	1,462	492,485
補正されなかった款に係る額		2,900,331		2,900,331
歳入合計		3,391,354	1,462	3,392,816

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1	総務費	75,518	1,462	76,980
	1 総務管理費	34,337	1,462	35,799
補正されなかった款に係る額		3,315,836		3,315,836
歳出合計		3,391,354	1,462	3,392,816

### 議第96号

#### 平成25年度 水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成25年度水俣市の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,461千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

1,377,225千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成25年11月29日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
4 繰入金		680,088	2,461	682,549
	1 繰入金	680,088	2,461	682,549
補正されなかった款に係る額		694,676		694,676
歳入合計		1,374,764	2,461	1,377,225

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 公共下水道事業費		511,922	2,461	514,383
	1 公共下水道事業費	511,922	2,461	514,383
補正されなかった款に係る額		862,842		862,842
歳出合計		1,374,764	2,461	1,377,225

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 公共下水道事業費	1 公共下水道事業費	下水道建設事業	千円 131,000

議第97号

平成25年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）

(総則)

第1条 平成25年度水俣市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 平成25年度水俣市病院事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり改める。

追加

事	項	期間	限度額
	保安警備業務委託	自 平成25年度 至 平成28年度	48,069千円
	院内清掃業務委託	自 平成25年度 至 平成26年度	24,262千円
	消防用設備等点検業務委託	自 平成25年度 至 平成26年度	1,654千円
	防虫管理施工業務委託	自 平成25年度 至 平成26年度	822千円

総合医療センター	電気保安管理業務委託	自至	平成25年度 平成26年度	1,740千円
	冷暖房切替保守点検業務委託	自至	平成25年度 平成26年度	3,560千円
	冷温水ユニット炉内洗浄業務委託	自至	平成25年度 平成26年度	880千円
	看護衣等洗濯業務委託	自至	平成25年度 平成26年度	単価契約額に枚数を掛けた額
	医療廃棄物処理業務委託	自至	平成25年度 平成26年度	単価契約額に排出数量を掛けた額
	寝具・病衣借上	自至	平成25年度 平成26年度	単価契約額に入院患者数を掛けた額
	米購入業務	自至	平成25年度 平成26年度	単価契約額に使用量を掛けた額
	紙おむつ購入業務	自至	平成25年度 平成26年度	単価契約額に使用枚数を掛けた額
	A重油購入業務	自至	平成25年度 平成26年度	単価契約額に使用量を掛けた額
	ガソリン購入業務	自至	平成25年度 平成26年度	単価契約額に使用量を掛けた額
	軽油購入業務	自至	平成25年度 平成26年度	単価契約額に使用量を掛けた額
	LPガス購入業務	自至	平成25年度 平成26年度	単価契約額に使用量を掛けた額
	ウィルス対策ソフトウェア・ライセンス更新料	自至	平成25年度 平成26年度	870千円
	看護学生奨学金貸付金（平成26年度貸付分）	自至	平成25年度 平成30年度	70,800千円

平成25年11月29日提出

水俣市長 宮本勝彬

## 議第98号

### 平成25年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成25年度水俣市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 平成25年度水俣市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 水道事業費	330,758千円	△1,823千円	328,935千円
第1項 営業費用	306,384千円	△1,823千円	304,561千円
第2項 営業外費用	20,922千円	0千円	20,922千円
第3項 特別損失	2,452千円	0千円	2,452千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額575,301千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額575,933千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額25,162千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額25,197千円」に、「当年度分損益勘定留保資金109,942千円」

を「当年度分損益勘定留保資金110,539千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収 入		
第1款 資本的収入	25,711千円	37,132千円	62,843千円
第1項 負担金	1千円	0千円	1千円
第2項 補助金	25,709千円	8,222千円	33,931千円
第3項 固定資産売却代金	1千円	0千円	1千円
第4項 繰入金	0千円	28,910千円	28,910千円
	支 出		
第1款 資本的支出	601,012千円	37,764千円	638,776千円
第1項 建設改良費	562,899千円	37,764千円	600,663千円
第2項 企業債償還金	37,113千円	0千円	37,113千円
第3項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第6条第1号中「101,826千円」を「99,868千円」に改める。

平成25年11月29日提出

水俣市長 宮本勝彬

○議長（大川末長君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

(市長 宮本勝彬君登壇)

○市長（宮本勝彬君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の御説明をさせていただきます。

まず、議第88号水俣エコハウスの設置等に関する条例の制定について申し上げます。

水俣エコハウスを公の施設として管理するため、地方自治法第244条の2第1項の規定により、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第89号水俣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

農業委員会委員が耕作放棄地等の調査に伴い市内旅行を行った場合の費用を弁償するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第90号水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

時間外勤務手当等の算定方法について、労働基準法の規定による方法に改めるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第91号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

牧ノ内団地等の既存住宅の一部除却に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第92号平成25年度水俣市一般会計補正予算第5号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億6,646万2,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ146億3,258万4,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第2款総務費に、環境首都水俣・芦北地域創造事業、第3款民生費に、子ども・子育て支援新制度に係る電算システム導入経費、第4款衛生費に、簡易水道事業、第5款農林水産業費に、市内一円林道・作業道維持管理費、第6款商工費に、企業誘致対策事業、第7款土木費に、市内一円市道維持補修費等を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第10款地方交付税、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第20款諸収入をもって調整いたしております。

このほか、繰越明許費として、水俣駅改修事業補助金を計上いたしております。

債務負担行為補正として、体育施設管理委託料外7件を追加いたしております。

次に、議第93号平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,630万3,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ44億9,629万3,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第3款後期高齢者支援金等、第4款前期高齢者納付金等、第8款保健事業費、第11款諸支出金を増額し、第1款総務費を減額しております。

これらの財源といたしましては、第9款繰入金、第10款繰越金をもって調整いたしております。

次に、議第94号平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ361万2,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ3億8,945万9,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費で人件費と後期高齢者医療広域連合納付金を減額いたしております。

この財源といたしましては、第3款繰入金を減額いたしております。

次に、議第95号平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ146万2,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ33億9,281万6,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費において、日常生活圏域ニーズ調査検証・評価委託料を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第7款繰入金で調整いたしております。

次に、議第96号平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

ます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ246万1,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ13億7,722万5,000円とするものであります。

補正の主な内容としましては、第1款公共下水道事業費において、施設管理費の浄化センター等運転管理業務委託料を増額しております。

これらの財源としましては、第4款繰入金をもって調整いたしております。

また、年度内に完成が困難な浜雨水ポンプ場建設工事委託に係る費用を繰越明許費において計上いたしております。

次に、議第97号平成25年度水俣市病院事業会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為につきまして、保安警備業務委託など18件を追加するものであります。

次に、議第98号平成25年度水俣市水道事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、平成25年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的支出の額を182万3,000円減額して、補正後の収益的支出の額を3億2,893万5,000円とするものです。

また、予算第4条に定める資本的収入の額を3,713万2,000円増額して、補正後の資本的収入の額を6,284万3,000円とし、資本的支出の額を3,776万4,000円増額して、補正後の資本的支出の額を6億3,877万6,000円とするものであります。

補正の内容としましては、収益的支出は、給与減額支給措置に伴う人件費の減額、及び遠方監視装置設置に伴う経費の増額を計上しております。

資本的収支につきましては、簡易水道統合整備事業に係る繰入金等及び建設改良費の額を増額いたしております。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第88号から議第98号までについて、順次提案理由の御説明を申し上げますが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大川末長君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

---

日程第14 議第79号 平成24年度水俣市病院事業会計決算認定について

日程第15 議第80号 平成24年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

日程第16 議第82号 平成24年度水俣市一般会計決算認定について

日程第17 議第83号 平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第18 議第84号 平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第19 議第85号 平成24年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

日程第20 議第86号 平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

○議長（大川末長君） 日程第14、議第79号平成24年度水俣市病院事業会計決算認定についてから、日程第20、議第86号平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、7件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長 瀧上道昭議員。

（総務産業委員長 瀧上道昭君登壇）

○総務産業委員長（瀧上道昭君） ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました2件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、議第80号平成24年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。

まず、水道局長から、業務概況等について説明を受けた後、決算報告書、その他財務諸表に基づき詳細な説明を受けました。

本決算の収支状況は、収益的収入4億9,773万9,000円に対し、収益的支出3億3,810万7,000円で、消費税等調整後の純利益は、1億5,786万4,000円となった。

また、資本的収入955万1,000円に対し、資本的支出1億5,359万3,000円となり、差し引き不足額1億4,404万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度損益勘定留保資金で補填した。

また、当年度未処分利益剰余金1億5,786万4,000円について、減債積立金に3,700万円、建設改良積立金に1億2,086万4,000円を積み立てる処分を行うものである。

以上のような説明を受けた後、質疑を行いました。

質疑の中で、水道事業費の営業費用の支出の不用額4,200万円を生じた主な理由についてただしたのに対し、主なものは、老朽化のため修繕予定であった第1水源地浄水池パネルを新規工事で行ったため、修繕費が不用となったものであるとの答弁がありました。

また、徴収ができず債権放棄となったものの状況についてただしたのに対し、水道料金を払わないまま市外に転出されたものや、破産法による旅館の水道料金であるとの答弁がありました。

本決算及び剰余金の処分については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、議第86号平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について申し上げます。

まず、下水道課長から、平成24年度下水道事業の概要説明を受けた後、決算書及び歳入歳出決算事項別明細書に基づき、詳細な説明を受けました。

本決算の収支状況は、歳入総額12億8,123万円に対して、歳出総額12億7,473万円となり、翌年

度に繰り越すべき事業の財源を差し引いた実質収支は10万円となった。

また、予算額に対する執行割合は、歳入90.1%、歳出89.7%となっている。

以上のような説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、歳入のうち、国庫支出金6,230万円の収入未済の理由についてただしたのに対し、事業を翌年度に繰り越したために生じたものであるとの答弁がありました。

また、今後、一般会計からの繰入金を減らすための方策についてただしたのに対し、施設管理において、なるべく長く施設の機能を維持できるような高い技術の導入など、種々努力してまいりたいとの答弁がありました。

また、償還金について、低金利のものに借りかえるなどできないかとただしたのに対し、現在の借入先と協議をして、借りかえできるよう努力したいとの答弁がありました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（大川末長君） 次に、厚生文教委員長塩崎信介議員。

（厚生文教委員長 塩崎信介君登壇）

○厚生文教委員長（塩崎信介君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、議第79号平成24年度水俣市病院事業会計決算認定について申し上げます。

病院事業管理者及び事務部長から、決算報告書、財務諸表、決算附属書類に基づき詳細な説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、平成23年度と比べ報償費と修繕費が増加しているが、その要因についてただしたのに対し、報償費に関しては水俣病検診のために主に熊大の医師への報償であり、修繕費については、建物の修繕や配管取りかえ費用等であるとの答弁がありました。

また、診療単価が上がった理由についてただしたのに対し、病院の機能評価というものがあり、専門医師や特定看護師の人数、活動内容等の実績を国へ報告し、評価が上がることで加算という形で単価が上がることとなるとの答弁がありました。

また、水俣病検診の受託事業が増加したが、ほかの医療相談収益等が減少している原因についてただしたのに対し、健康診断数が減少しており、水俣市の人口数に比例して減少しているのではないかと考えているとの答弁がありました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、議第83号平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について申し上げます。

市民課長から、決算書、事項別明細書に基づき詳細な説明を受けました。

本会計は、歳入総額46億5,634万9,000円、歳出総額41億9,672万5,000円で、差し引き4億5,962万4,000円は翌年度へ繰り越した。

本市の国保の特性として、一人当たりの医療費が全国でもトップクラスであり、熊本県では一番高い地域である。その要因として第1に高齢者が多い、第2に病院にかかりやすい環境にある、第3に水俣病にかかる医療費が高くなっていることが挙げられる。

このため、医療費の抑制は難しい状況ではあるが、特定健診や人間ドックへの助成拡大等、健診を受けやすい環境整備を行い、病気予防・早期発見により重症化予防を図るとともに、医療費通知・ジェネリック医薬品の案内により医療費抑制化対策に取り組んでいくとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、1人当たりの医療費が熊本県で一番であるとの説明から、病院にかかりやすい環境とはどのような環境かただしたのに対し、他市と比べ病院が多く、人口千人当たりの医師の割合が高いことであるとの答弁がありました。

また、期限に定めのある保険証の数についてただしたのに対し、毎月数は変動するが約400世帯分を発行しているとの答弁がありました。

また、平成24年度歳出の不用額が平成23年度と比べ増加している理由についてただしたのに対し、平成24年度は療養給付費の歳出が減額しており、この療養給付費については、平成22年の実績をもとに予算化していることから、平成24年度は平成22年度と比べ病院にかかる人数が減ったと考えられるとの答弁がありました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、議第84号平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について申し上げます。

市民課長から、決算書、事項別明細書に基づき詳細な説明を受けました。

本会計は、歳入総額3億8,263万2,000円、歳出総額3億8,224万7,000円で、差し引き38万5,000円は翌年度へ繰り越した。

前年度と比べ歳入において保険料は微増となっているが、低所得者の軽減対象者と軽減額が増加しているため、歳出の補填分が増加しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、後期高齢者医療保険において、短期保険証の発行数についてただしたのに対し、11人に発行しているとの答弁がありました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

最後に、議第85号平成24年度水俣市介護保険特別会計決算認定について申し上げます。

健康高齢課長から、決算書、事項別明細書に基づき詳細な説明を受けました。

本会計は、歳入総額32億3,469万3,000円、歳出総額30億8,798万3,000円で、差し引き1億4,671万円は翌年度へ繰り越したとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、健康高齢課が実施している介護予防事業と社会福祉協議会が実施している介護予防事業の違いについてただしたのに対し、当課が行っている「まちかど健康塾」は運動機能を高めることを目的とした事業であり、筋力運動やレクリエーションを行っている。社会福祉協議会が行っている「地域リビング」は自宅での閉じこもりを予防する事業であり、家から出て人と交流し、頭や手先を使ったレクリエーションにより交流を促す事業であるとの答弁がありました。

また、認知症予防教室の内容、参加人数、効果についてただしたのに対し、基本チェック表により認知症傾向等を把握することで、介護予防事業や医療機関につなげ、認知症が進行しないよう取り組んでいる事業であり、開始したばかりの事業であるため、効果については今後わかってくるとの答弁がありました。

また、平成24年度の介護保険認定申請件数2,449人は、平成23年度と比べ何人増加しているかただしたのに対し、70人の増加であるとの答弁がありました。

また、要介護度別での伸び率については平均的に微増しているとの答弁がありました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

○議長（大川末長君） 次に、一般会計決算特別委員長真野頼隆議員。

（一般会計決算特別委員長 真野頼隆君登壇）

○一般会計決算特別委員長（真野頼隆君） ただいま議題となりました議案のうち、一般会計決算特別委員会に付託されました議第82号平成24年度水俣市一般会計決算認定について、委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査に先立ち、会計管理者のあいさつに次いで、総務企画部長から、本決算の概要について次のような説明を受けました。

平成24年度の決算は、歳入147億5,267万1,000円、歳出140億6,200万9,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は6億5,513万2,000円となった。

また、24年度実質収支から23年度実質収支を引いた単年度収支は2億1,978万2,000円の黒字となり、単年度収支に、財政調整基金の取り崩しと積み立て及び市債の繰上償還を加味した実質単年度収支は5,487万2,000円の赤字となった。

決算の主な内容は、まず歳入のうち、市税については、市民税は増加したが、固定資産税の減収により、前年比0.3%、約790万円の減収となった。

地方交付税については、普通交付税が増加し、地方交付税全体で3.9%、約2億500万円の増加となった。

国庫支出金については、学校エコ改修などの補助事業の減少により、前年比8.6%、約1億9,300万円の減少、県支出金も、保育園建てかえ事業に対する補助金の減少などにより、前年比9.7%、約1億3,900万円減少した。

地方債については、臨時財政対策債が約6,000万円増加したものの、総合医療センター西館建てかえ事業、エコ改修や耐震化などの学校施設整備事業などの減少により、前年比13.6%、約2億5,000万円減少し、歳入全体では、前年比約5.3%、約8億1,300万円の減少となっている。

次に、歳出のうち、義務的経費については、人件費では、議員年金共済費負担金の減少などにより、前年比1.6%、3,800万円減少した。

扶助費では、障害者自立支援給付費の増加などにより、前年比6%、1億8,200万円の増加となった。

公債費も、公的資金補償金免除繰上償還を行ったため、前年比2.6%、約3,400万円増加し、義務的経費全体では、前年比2.6%、約1億7,800万円の増加となった。

一方、投資的経費については、普通建設事業費では、水俣第一中学校のエコ改修事業、湯の鶴地区観光開発事業などの減少により、前年比28.5%、約6億2,200万円の減少となった。

災害復旧事業費も、災害の減少により、前年比41%、約5,300万円減少し、投資的経費全体では、前年比29.2%、約6億7,500万円減少した。

その他の経費については、投資及び出資金では、水俣市立総合医療センター西館建てかえに係る出資金の減少で、前年比55.1%、2億4,500万円の減少となった。

補助費では、市税還付金などの減少で、前年比9.4%、約1億9,500万円の減少となった。

積立金では、遊休資産の売却が少なかったこともあり、公共施設整備基金などへの積立額が減少し、前年比92.3%、約7,200万円の減少となった。

物件費も、緊急雇用などの減少により、前年比4.1%、約5,800万円の減少となった。

繰出金は、後期高齢者医療特別会計繰出金などの増加により、前年比2.2%、約2,400万円増加し、歳出全体では、前年比6.9%、約10億3,800万円の減少となっている。

財政調整基金の現在高については、一般会計への繰入3億円を反映し、18億2,953万8,000円となった。

市債の現在高については、134億547万9,000円で、前年度末から約4億2,268万1,000円増加している。これは都市再生整備事業などの建設事業や病院建てかえ事業に係る出資金に対する市債の充当、臨時財政対策債の発行などによる借入額が15億8,559万7,000円となり、元金償還額の11億6,291万6,000円を上回ったことにより増加したものである。

決算統計等から算出する財政指標については、経常収支比率は、分子である経常経費充当一般財源等は前年度とほとんど変わらなかったが、分母である経常一般財源等が普通交付税 2 億2,000 万円、臨時財政対策債6,000万円の増加により95.3%と前年より2.9%減少、実質公債比率も13.9%と前年より0.5%減少し、改善している。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める実質赤字比率等の指標については、引き続き早期健全化基準、財政再生基準等に該当するものはなかった。

以上のような説明を受けた後、予算の効率的な執行あるいは投資的効果という見地から、事項別明細書等の関係資料をもとに、各担当課長から、款別に逐次説明を受け、質疑を行いました。

質疑の主なものを申し上げますと、ふれあいセンターの利用状況についてただしたのに対し、事業開催時は利用者が多いが、通常時の利用者は少ない。子どもの利用については今後検討するとの答弁がありました。

また、税の徴収率についてただしたのに対し、国民健康保険税に関しては県内でも上位の方が、市税は真ん中くらいで、特に固定資産税が低い状況である。今後は、財産調査を徹底し、財産がある者については、更なる滞納処分強化と財産がなく担税力のない者については、執行停止などの緩和措置を行うことで、徴収率の向上が可能と考えるとの答弁がありました。

また、地域療育事業の登録利用者が増加傾向にあるが、その要因についてただしたのに対し、療育相談員の相談対応への専従化及び平成23年度から療育スタッフを1人増員するなど、相談支援体制及び情報提供等の充実を図ったことにより、利用しやすい施設として定着したことと、療育相談員の専従化に伴い、保健、教育等の関係機関との連携強化に取り組んだ結果、発達障害を持つ児童等の早期発見及び登録利用者の増加につながったものと考えたとの答弁がありました。

また、市民後見推進事業の内容についてただしたのに対し、本年4月1日付で水俣市社会福祉協議会内に権利擁護センターを開設した。平成23年度から市民後見人養成講座を開始したが、個人の後見活動は家庭裁判所からの指定が厳しく実働に至っていないため、社会福祉協議会の法人後見の設置が急務であるとの答弁がありました。

また、再商品化合理化拠出金についてただしたのに対し、事業者や市町村・消費者が連携して、社会全体として容器包装リサイクル（再商品化）の合理化・効率化に取り組むという考え方にに基づき、効率化が図られた場合は、その成果を事業者から市町村に拠出する仕組みである。容器包装のリサイクルに実際にかかった費用が想定額を下回った場合に差額の2分の1を、分別の質が優秀であったり、費用の低減に貢献した市町村に交付され、水俣市は毎年分別が優秀であることから交付されているとの答弁がありました。

また、人・農地プランについて、内容と作成をただしたのに対し、農地のマスタープランのことで、農地集約や担い手などを明記した計画であり、要望があった地区で話し合い、合意形成を

図ってプランを作成しているとの答弁がありました。

また、公共交通利用促進と中心市街地活性化事業の今後の展開についてただしたのに対し、みなくなるバスと商店街の連携事業により、バスの利用者は増加し、店の入り込み客数も増加している。今後の事業実施については、経費が必要なため、検討したいとの答弁がありました。

また、本市に若者の起業情報はあるかとただしたのに対し、9月から月2回の思事カフェを初め、様々な情報提供を行っているところである。市内事業者相互のマッチング等による新規事業を支援していきたいとの答弁がありました。

また、道路舗装修繕予算は足りているのかとただしたのに対し、市民からの舗装補修などの維持工事の要望には、ある程度対応できていると思うが、道路拡幅、突角切り取り、離合箇所等の改良的な工事については、現予算では対応できないとの答弁がありました。

また、特別支援教育支援員の配置が進んでいるが、これまでの結果と課題についてただしたのに対し、24名を配置しており、学校からは配置増の要望があるが、適正等の問題もある。課題としては、勤務時間が午後3時までで、担任と話し合う時間の確保が必要であるとの答弁がありました。

最後に、委員会としての意見・要望について申し上げます。

1 人口減少の問題は喫緊の課題であり、地元若者が働ける雇用の確保のため、企業誘致や企業支援センターを中心に地場企業及び起業化の支援に努力されたい。

2 急傾斜地崩壊の恐れがある箇所については、早急に対策を講ずることを求める。

3 生活周辺に係る道路等の維持補修の予算の充実を図られたい。

4 観光振興については、関係者との十分な協議と連携の上、湯の児チェリーラインの景観等観光地のインフラ整備をさらに進め、観光入り込み客の増加に向けて努力されたい。

5 耕作放棄地については、高齢化や担い手不足の解消など課題があるが、耕作放棄地の防止策を農業委員会と前向きな対応を図られたい。

6 鳥獣駆除事業については、今後も現在の対策を強く推進されたい。

7 廃校後の学校跡地の有効活用については、引き続き積極的かつ具体的に検討を進められたい。特に旧三中校舎の解体については、早急に結論を得られたい。

8 グリーンスポーツみなまたの今後については、指定管理者制度を含め、新たな管理体制を検討されたい。

9 市内の遺跡や文化財の適切な保護・管理のため、専門の学芸員の確保を検討されたい。

10 生活習慣病予防のための健康診査事業の受診率向上に向けて、引き続き健診者の利便性の充実を図られたい。

11 丸島水路公害防止事業費事業者負担金や、税などの収入未済分については、引き続き徴収

に万全を期し、公平性と財源の確保に努められたい。

以上であります。これらの要望事項について、執行部におかれては十分御検討の上、数値化するなど具体的に対処されるよう要請いたします。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

以上で一般会計決算特別委員会の審査報告を終わります。

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会議規則第110条の規定により報告します。

平成25年11月12日

総務産業常任委員長 洲上道昭

水俣市議会議長 大川末長様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第80号	平成24年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	認定	全員賛成
議第86号	平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	認定	全員賛成

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会議規則第110条の規定により報告します。

平成25年10月11日

厚生文教常任委員長 塩崎信介

水俣市議会議長 大川末長様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第79号	平成24年度水俣市病院事業会計決算認定について	認定	全員賛成
議第83号	平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	認定	全員賛成
議第84号	平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	認定	全員賛成
議第85号	平成24年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	認定	全員賛成

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会議規則第110条の規定により報告します。

平成25年10月31日

一般会計決算特別委員長 真野頼隆

水俣市議会議長 大川末長様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第82号	平成24年度水俣市一般会計決算認定について	認定	全員賛成

○議長（大川末長君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第79号平成24年度水俣市病院事業会計決算認定についてから議第86号平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、以上7件を一括して採決します。

本7件に対する委員長の報告はいずれも認定であります。

本7件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって本7件は、いずれも委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

○議長（大川末長君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明30日から12月9日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、12月10日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により12月10日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は12月3日正午まで、議案質疑の通告は12月10日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午前10時48分 散会

平成25年12月10日

平成25年12月第4回水俣市議会定例会会議録  
(第2号)

一 般 質 問

## 平成25年12月第4回水俣市議会定例会会議録（第2号）

平成25年12月10日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後2時40分 散会

（出席議員） 16人

大川末長君	谷口明弘君	江口隆一君
田口憲雄君	高岡利治君	塩崎信介君
西田弘志君	中村幸治君	川上紗智子君
福田齊君	牧下恭之君	淵上道昭君
真野頼隆君	谷口眞次君	緒方誠也君
野中重男君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局次長	（田畑純一君）	（榮永尚子君）
主幹	（岡本広志君）	（深水初代君）
書記	（山口礼浩君）	

（説明のため出席した者） 13人

市長	（宮本勝彬君）	総務企画部長	（本山祐二君）
福祉環境部長	（宮森守男君）	産業建設部長	（門崎博幸君）
総合医療センター事務部長	（淵上茂樹君）	福祉環境部次長	（松本幹雄君）
産業建設部次長	（遠山俊寛君）	水道局長	（前田仁君）
教育長	（葦浦博行君）	教育次長	（福島恵次君）
総務企画部総務課長	（本田真一君）	総務企画部企画課長	（川野恵治君）
総務企画部財政課長	（坂本禎一君）		

○議事日程 第2号

平成25年12月10日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- |   |       |     |                      |
|---|-------|-----|----------------------|
| 1 | 高岡利治君 | 1   | 環境大学院について            |
|   |       | 2   | 予防接種の医療過誤について        |
|   |       | 3   | 宮本市政8年間の総括と副市長退任について |
| 2 | 中村幸治君 | 1   | 第5次水俣市総合計画について       |
|   |       | 2   | 自治会組織について            |
|   |       | 3   | 農業政策について             |
|   |       | (1) | 予算について               |
|   |       | (2) | 人・農地プランについて          |
|   |       | (3) | 耕作放棄地について            |
| 3 | 野中重男君 | 1   | 宮本市長の在籍8年を振り返って      |
|   |       | 2   | 水俣病のすべての被害者の救済について   |
|   |       | 3   | 高齢者の入所施設の費用について      |

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前9時30分 開議

○議長（大川末長君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（大川末長君） 本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

---

日程第1 一般質問

○議長（大川末長君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、高岡利治議員に許します。

（高岡利治君登壇）

○高岡利治君 皆さん、おはようございます。

自民党創水会の高岡でございます。

この夏、甲子園を沸かせました大阪桐蔭高校野球部の森主将、それから久米副主将が先月11月の16日に大阪のJR新今宮駅において目の不自由な男性がホームから転落をしたと、それを2人が救助したというニュースが流れておりました。そこまでは通常によくある出来事なのかなというふうに思いますけれども、彼らはその救助をした後、何事もなかったように立ち去っていったと、事を大きくしたくないということで、後日JRのほうから感謝状を受け取っているんですが、その危険を顧みない勇気ある行動、ましてや森主将においては来年からプロ野球で活躍をしなければいけないという、そういう大事な体であるにもかかわらず、そういうことも顧みずに救助を行ったという大変心の温まる、また感動を覚える話が入ってまいりました。その中には、一般の男性も1人、ホームに引き上げてくれたという男性がいたということも聞いております。この男性も同じように、やはりすばらしい行動をとられたんだなというふうに思っております。

その反面、先日終了しました国会においては、いろいろな物議を醸し出す問題もありました。閉会と同時に、ある政党では離党者が続出をして、新党を結成するというような動きも出ております。離合集散を繰り返すその政党の姿を見ておまして、主義主張や政策の違いがあるという表向きの言葉とは裏腹に、裏のほうでは個人的な好き嫌い、合う合わない、そういった単純な理由でそういう離合集散を繰り返すような現象も出てきているのではないかというふうに思っております。

私たち地方議会の議員として一番に考えなければいけないのは、いかにこの水俣を良くしていくかということの一念に尽きるのではないかというふうに思います。その時々都合、その時々自分の個人的な都合でぶれる政治をするのではなく、やはり信念に基づいた、きちっとした政治姿勢を貫くことが大事なのだというふうに私は改めて感じました。

また、この秋是水俣にとって大きな行事が幾つかありました。その中でも天皇・皇后両陛下をお迎えして10月27日に行われた全国豊かな海づくり大会、これにおきましては、私も新水俣駅のホームにおきまして、両陛下をお迎えするという大役をいただき、私の人生にとっても意義ある出来事となりました。放流行事においては、両陛下を中心に生まれ変わった美しい水俣の海を全国に発信できたことは大変意義深いことであり、これを出発点として新しい水俣づくりを市民の皆様とともに全国に発信し、これを進めていかなければならないと思います。また先月、11月17日に宮本市長の次期市長選挙への不出馬の記者会見がありました。12月議会も間もなく始まるこの時期の不出馬表明は、議会を待たずに記者会見を開かれたことに不思議な感じもいたしますが、そのあたりはこの後の質問にもありますので、その中で伺ってみたいと思います。

今回は恐らく宮本市長への質問も最後になるかと思いますが、今まで同様、宮本市長への敬意を持って素直な気持ちで一生懸命質問をしますので、宮本市長の気持ちのこもった答弁を聞かせていただけることを願って、以下質問をいたします。

1、環境大学院について。

- ①、環境大学院の中身はどのようなものか。
- ②、環境大学院の目的とその効果は。
- ③、今後の具体的なスケジュールはどのようになっているか。

2、予防接種の医療過誤について。

- ①、過去5年間の予防接種による医療過誤は何件発生しているか。
- ②、病院ごとの発生件数はどのようになっているか。
- ③、市として医療過誤を事前に予防する対策と、発生時の対策と対応はどのようにしているか。

3、宮本市政8年間の総括と副市長退任について。

- ①、水俣病問題については頑張りが足りなかったとあるが、何が足りなかったと思われるか。
- ②、環境に特化したまちづくりや交流人口の増加に確かな手応えを感じたとあるが、どのような手応えなのか。

③、今後は若い力で水俣の元気づくりにつなげてほしいとあるが、何を期待されるのか。

④、12月議会前の日曜日に不出馬表明の記者会見があったが、議会で表明をしなかった理由が何かあるのか。

⑤、12月議会を控えたこの時期に、副市長の任期途中での退任となったが、市長は任命権者としてどのように感じておられるか。

以上で、本壇からの1回目の質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 高岡議員の御質問に順次お答えします。

まず、環境大学院については総務企画部長から、予防接種の医療過誤については福祉環境部長から、宮本市政8年間の総括と副市長退任については私から、それぞれお答えいたします。

○議長（大川末長君） 環境大学院について答弁を求めます。

本山総務企画部長。

（総務企画部長 本山祐二君登壇）

○総務企画部長（本山祐二君） 環境大学院についての御質問に順次お答えいたします。

まず、環境大学院の中身はどのようなものかとの御質問にお答えいたします。

環境大学院構想につきましては、平成23年度から環境大学・環境学習円卓会議において検討を重ねてきたところです。本市には、他の地域にない地域資源・人材受け入れの環境など、大学院教育や研究のフィールドとして活用できるさまざまな素材や知見が蓄えられており、現在も各地

の大学や研究者が多数本市を訪れ、教育・研究活動を行っておられます。このような、これまで蓄えられた成果を体系化、普遍化し、さらに研究などを深めていくことで、さまざまな社会的課題の解決や、技術の開発、地域振興に役立てることができるものと考えております。

なお、本年8月、慶応義塾大学とASEAN各国の大学院生が、また、先月は熊本大学や九州大学など5つの大学が連携して、水俣市に滞在し、講義などの教育活動を行っておられ、その内容、講義レベルについても高い評価をいただいているところです。

このような現状と実績を踏まえ、研究成果等を教育研究のみならず、地域のためにも有効に活用するために、高等教育・研究活動拠点施設としての環境大学院の設置を検討しているところです。

この拠点施設の具体的な内容については、大きく次の3つの機能を持たせることを念頭に置いております。第1に、複数の大学や研究機関が連携して大学院を中心とする教育、研究活動を行うための活動拠点を提供すること、第2に、定期的に、あるいは一定期間、水俣で研究活動などを行う大学等に活動拠点を提供すること、第3に、この2つの活動の研究成果を地域にも還元、貢献することができる産学官連携の拠点とすることです。

第1の機能としての、大学院教育に関しては、複数の大学院が共同で講義を行い、それぞれに単位を出す単位互換の実施や、研究機関との連携について検討を進めております。将来的には複数の大学院が共同でコースを設定し、共同した大学院が連名で学位を認定する共同教育課程の設置も視野に入れ、検討しているところです。

第2の機能としての、定期的あるいは一時的に水俣で研究活動などを行っている大学などへの活動拠点を提供するという点に関しては、既に本市においては毎年多くの大学のゼミや研究室が教育・研究活動のために訪問しています。これらの大学に対して平成23年度にアンケート調査を行いましたところ、ニーズとして会議室等の活動拠点や研究テーマと地域をつなげるコーディネート機能の充実などが挙げられており、そのニーズに対応することが必要であるものと考えております。そうすることで、さらに多くの大学の学生や研究者に水俣を訪れ、活動を継続・研究していただき、さらには第1の機能として挙げました大学院教育における連携の拡大・発展につながることであればと考えております。

第3の機能としての、産学官連携の拠点とすることについてですが、この機能も特に重要なものと考えております。第1の機能の大学院教育との連携が主になりますが、地場企業や地域と大学院とが連携し、地域に根差した実践的な研究などを行うことで、大学院の教育研究の成果を地域に還元し、地場企業の技術開発や地域の人材育成につなげ、地域振興、地域経済の底上げにつながる連携拠点、地域貢献の拠点とすることを考えております。

次に、環境大学院の目的とその効果についての御質問にお答えいたします。

まず、環境大学院の目的について申し上げます。本市にはこれまでの経験による、多くの知見が蓄積されているとともに、現在も大学や研究者により、さまざまな研究活動が行われているということは先に述べさせていただいたとおりです。1つには、これらの蓄積された知見や経験を、国内外の大学院や研究機関が連携し、さらに深めて体系化・普遍化することで、公害や災害で苦しむ国内外の地域の課題解決に役立てるといった目的があります。

さらに、大学院や研究機関と地域の事業者の皆さんが連携すること、いわゆる産学官連携の場を整え、活用することで、新たな技術開発や経済振興策などの可能性が生まれます。過去に学ぶだけでなく、水俣全体をまちづくりや、技術、研究開発の実践フィールドとすることで、地域活性化、地域経済の振興に役立て、これからの本市のまちづくりをさらに促進し、発展させたいと考えております。

また、このようなことを大学院教育の教材として活用して、持続可能な社会構築に向けた課題解決に携わることのできる人材を育成し、水俣から、世界で活躍することのできる人材を輩出することを通して、世界に貢献するというのも目的の1つです。

次に、環境大学院の設置により考えられる効果について申し上げます。

まず、大学院生や研究者が長期間滞在、あるいは定期的に本市を訪れ、各種のテーマで研究活動を行うことは、まちのにぎわいの創出や交流人口増加につながるものと見込まれます。

また、水俣に来る大学院生、研究者については海外からの留学生の受け入れも視野に入れておりますので、国内外の人材が水俣で学び、生活することで、副次的な効果として、市民レベルにおける国際交流の促進のほか、教育分野での国際貢献にもつながるものと考えております。

さらに、教育・研究活動の拠点を置くことで、産学官連携による研究成果の活用、大学と地場の企業とが連携した技術開発など、これまで以上に活発に、多岐にわたり行うことが可能になると考えられます。このことは企業の技術力や経営力の向上、新たな事業の展開を促進し、地場企業や、地域の人材の育成に資するものとなり、地域経済の振興につながるものと考えております。

これらを通じて水俣が世界的に教育研究、人材育成、そしてまちづくりの先進地として認められ、水俣市の持つ知見と可能性を十分に発揮すれば、日本の環境首都から、世界の環境首都、世界の水俣となることも十分に可能ではないかと考えております。

本市が国内にとどまらず、全世界への貢献を目指し、ひいてはそのことが、本市の地域振興、経済振興に役立つようになる、知の拠点とも言うべき教育・研究活動の拠点づくりを目指しています。先にも述べましたとおり、本市にはさまざまな研究素材や地域資源、施設や環境があります。環境大学院を核にそれらを有機的に組み合わせ、教育・研究と地域経済、地域振興をつなげ、地域全体の底上げに資する拠点としたいと考えております。国内では東日本大震災、福島第一原発事故からの復興、国際的には水銀に関する水俣条約の採択により求められる水銀フリーの

社会を構築していくための技術開発や地域社会、経済システムの転換など、多くの解決しなければならぬ課題があります。環境大学院を設置し、教育・研究を進めることは、これら社会的課題の解決に大いに貢献でき、本市が世界の課題解決のモデルケースとなる可能性を大いに持ち得るものと考えております。これらを実現するためには市民の皆様の御協力が不可欠です。水俣市が世界の水俣として発展していくためにも、ぜひ御理解、御協力をお願いいたします。

続きまして、今後の具体的なスケジュールはどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

今年度におきましては、具体的な教育カリキュラムの設定や、運営形態等について調査・検討を行っているところです。また、このような調査・検討を受け、これから活動拠点施設の整備に関する構想の策定を行ってまいります。来年度以降、これらの構想に基づき、拠点施設の設置場所の選定等を行い、順次、設計・施設の着工につなげ、早ければ平成28年度には本格的な利用を開始できればというふうに考えております。

なお、このような整備と並行して、来年度以降も今年度と同様、各大学などの教育・研究活動や集中講義の受け入れを継続し、受け入れ体制を整備・強化してまいります。また、施設活用の促進のため全国の大学に対し、施設の紹介等さまざまな働きかけを行っていく予定です。

以上です。

○議長（大川末長君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 大変詳しい答弁をいただきました。詳し過ぎてよく私の頭の中ではまとまらないので、2回目の質問をさせていただきますが、この環境大学院の設置ということで、この文字だけを聞けば、一般的に例えば新たな大学が水俣に来て、ここに学生が住んで生活をしてというようなイメージで、やはり市民の方とかこの名前だけを聞けば捉えられるかなというふうに思うんですけれども、今の答弁を聞いておりますと、大学の研究機関であるとか、その研究機関の、要するに活動拠点を提供するというような、この環境大学院の設置ということで理解をしていいのかどうかということをもまず1つ目の質問にさせていただきます。

それから、市長はマスコミの取材に対して環境大学院の設置に伴って、地域のにぎわいや元気につなげたいというふうの中で言うておられましたけれども、具体的にどういう効果を狙っているのか、今の答弁がありましたその中身からすると、大学院の設置をすることによって、地域のにぎわいとか元気づくりということには、私はそこまで結びつきは感じないんですよ。そのにぎわいや元気づくりは醸し出していくというか、作り出していくためにはそこにはやっぱり一定の人口増というものが当然必要になってくるのかなと、それを思うと、さっき1回目の質問の中にも含まれていた大学があり、学生が住みというようなイメージがどうしてもあったもんですから、そこをちょっと確認したかったなということで1回目の質問をさせていただいておるん

ですけれども。

そういう中で、今言いました一定の人口増が必要ではないかということで、それをにぎわいや元気づくりに結びつけていくために、じゃその年間の流動人口というものはどの程度の数を考えて、そのにぎわいや元気づくりということに結びつけていこうというふうに思っておられるのか、これを2番目の質問といたします。

それから、今回上程されている予算で、補正予算が可決されれば施設の設計や設置場所の選定に入りたいというような新聞記事も出ておりましたけれども、候補地に関しては既存の施設を活用することを含めて複数箇所が絞り込んであるということだと思えますよ。これはどういうところを、じゃ現在想定をしているのかというのを3番目の質問にさせていただきます。

それから、大学院の研究成果なんかを、今の答弁の中で聞いておりますと、地場企業の技術開発ですとか、人材の育成、それから地域振興や経済の底上げというようなことの文言が含まれていたかというふうに思うんですけれども、技術開発とか地場企業とかそういうことに関しては、今の環境テクノセンターがありますよね、こういうものをもっと活用すべきじゃないのかなというふうに思うんですよ。新たに今回大学院ということで設置をするんですが、そういう地場企業とのマッチングとか産学官とか、いろいろそういうことが出てきておりますけれども、今現在非常に環境テクノセンターの活用がなされていないような気がいたします。これは前からほかの議員さんの一般質問の中でも何回か出てきていることかなと思うんですけれども、その辺のところを今回の環境大学院と環境テクノセンターとの連携とかというふうなものは考えておられないのか。考えているのであれば、どういうふうな形をとっていこうと思われるのか、これが4番目の質問。

以上、4点を2番目の質問とさせていただきます。

○議長（大川末長君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 高岡議員の第2の御質問にお答えさせていただきます。

まず、最初のほうが新たな大学という形になるのか、あくまでも活動拠点という形になるのかという御質問だろうかと思います。それに伴ってその具体的なにぎわいが生まれるのかということだろうと思いますけれども、先ほども答弁いたしましたように、新たに水俣市のほうで学校という形の新設ということじゃございません。あくまでも水俣市のほうでいろいろ研究活動、これは大学院もございまして、それとあとゼミ等での研究とか、そういうのを含めた拠点という形での施設整備になろうかと思っております。

あと、まあこれは2番目の、年間の流動人口等のやつがにぎわいにつながるかということだろうかと思いますけれども、具体的にはまだそこまでの、どれだけの流動人口とか、もしくはどれだけの交流になるのかとか、そこまでの数字等は把握は私にはしておりません。と申しますが、

現在、今いろいろ大学とどのような研究形態というか、運営とかそのようなのを詰めております。それによって、うちのほうも最終的には連携大学院等のやつも構想を持っておりますけれども、まだ最初の段階ではやはり今、水俣を訪れている大学等を充実するためのまずは施設活用ということから、もしかしたら始めざるを得ないのかなというのをございますので、その辺につきましては、今調査・検討を行っておるところですので、人口につきましては、ちょっとまだはつきりしていないというような状況になります。

それから、施設をどこに想定しているかということをございますけれども、これにつきましては、市が所有する既存施設、または遊休地等ございますので、具体的に今名前言うかどうかあれなんですけれども、そちらのほうで検討できないのか、これ、そこの所管等もございますので、そちらにもお話ししながら今現在進めているところです。

それから、環境テクノセンターの活用についてございますけれども、当然産学官連携を促進する場としては、テクノセンターは重要な位置づけになるものと考えております。実際にですね、テクノセンターにおきましても、熊本大学と連携した水俣環境塾の実施や企業支援センターの設置などを行っていらっしゃいます。当然、それは今回、市のほうで考えております連携大学院と協力して連携していかなければ、その効果は生まれないものと思っておりますので、ぜひその連携を強化していきたいというふうに考えております。

○議長（大川末長君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

今、本山総務企画部長のほうから答弁がありましたように、その活動拠点ということを考えているということでありまして、流動人口と流入人口に関しては、まだ今のところそこまでは詰めていないということなんですけれども、やっぱりそこもしっかり詰めていかないと、先ほどの答弁にありましたように、地域のにぎわいとか元気づくりというものには当然結びつかないので、ただ言葉だけで終わるのではなくして、そこはしっかり今後詰めていって、いかにしたら、そういう人口増加することができるのか、その辺をしっかりと詰めていただきたいというふうに思います。

候補地を絞り込んでいるということ、今ちょっとはつきりと答弁の中でお答えがなかったんですが、じゃ既存の施設とか、市の施設あたり、遊休地あたりも含めてということなんですけれども、大体何カ所ぐらいその候補地として今挙がっているのか、それをまず1点お答えいただきたいというふうに思います。

それから、1回目の答弁の中にもありましたように、過去に学ぶだけではなく、これからの水俣の促進と発展を考えていることというふうに答弁があったと思うんですね。それは私もそのとおりだというふうに思います。過去の検証ばかりをしていても、やはり水俣はいつまでたって

も前に進むことはできないというふうには私は常々思っております。設置するからには、やっぱりしっかりとした中身、それから内容のあるものをつくるべきで、環境大学院と今行われている環境学習というのがイコールかどうかというのは定かではありませんけれども、やはり水俣病の検証をして、これだけを学ぶような今の環境学習というものになるような、例えば環境大学院というような構想がですよ、そういうことではなくして、今私が言いましたように、広い意味での環境を学べるような、また研究をして、そういうものを発信できるような施設とならなければいけないというふうには思っております。それがひいては地域の活性化であるとか経済の振興に結びつくようになる環境大学院というふうになると私は思うんですけども、その辺をどうお考えなのか。

この2点を3回目の質問とさせていただきます。

○議長（大川末長君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 第3回の御質問にお答えいたします。

まず、候補地につきましては現時点では今3カ所ほどを検討箇所に挙げております。

それから、過去だけではなくて前に進むべき拠点にすべきじゃないかなという御質問だろうと思います。当然、水俣病が発生した地域で、例えば資料館もございまして、国水総研等もございまして。水俣病に学ぶという形でたくさんの方が訪れていらっしゃるけれども、当然今回の連携大学院のほうは、その水俣病だけじゃなくて、そのほかまちづくり、もやい直し等もございました。それとJNCとか先ほどの環境テクノセンターとかもございまして、あとエコタウンもございまして。いろんな新しい技術を創出できるような企業等もございまして。そのほか、環境モデル都市づくりをやっておりますけれども、これはもうたくさんの方、水俣市に訪れていただいておりますので、ぜひこれらを十分、さらに発掘してこの大学院につなげていければというふうには考えております。

○議長（大川末長君） 次に、予防接種の医療過誤について答弁を求めます。

宮森福祉環境部長。

（福祉環境部長 宮森守男君登壇）

○福祉環境部長（宮森守男君） 次に、予防接種の医療過誤について順次お答えします。

まず、過去5年間の予防接種による医療過誤は何件発生しているかとの御質問にお答えいたします。

過去5年間の医療過誤の発生状況については、平成21年度1件、平成22年度はなく、平成23年度1件、平成24年度3件、本年度については、10月現在で3件発生しております。

次に、病院ごとの発生件数はどのようになっているかとの御質問にお答えします。

具体的な病院ごとの発生件数は控えさせていただきますが、現在、乳幼児の予防接種については、14の医療機関に委託をしております。近年、制度改正により、乳幼児の新たなワクチン導入が相次ぎました。そのため接種スケジュールは過密になり、過誤につながっているのではないかと考えております。ただ、過誤は1カ所の医療機関で頻回に発生しているというわけではありません。

次に、医療過誤を事前に予防する対策と発生時の対策と対応はどのようにしているのかとの御質問にお答えします。

まず、医療過誤を事前に予防する対策としては、保護者と委託医療機関に分けて実施をしております。保護者には、乳児全戸訪問時に、対象者一人一人に接種期間を明記した予診票を配布し、接種スケジュールの説明を行っております。

また、予防接種の接種履歴は全て電算管理しており、予診票紛失時には予防接種記録のある母子健康手帳と必ず照らし合わせ、ダブルチェック後に再交付するようしております。

一方、委託医療機関には、大きな制度改正があるときに、全委託医療機関を対象に医師、看護師、事務職員等、直接予防接種に従事するスタッフに説明会を開催し、医療過誤防止に努めていただくようお願いしております。

次に、医療過誤発生時の対策と対応についてですが、まず、医療機関に出向き、医療過誤発生時の状況について、情報収集を行い、あわせて速やかに対象児宅を訪問し、健康状態について確認を行い、医療過誤の概要について県へ報告を行っております。

また、接種医療機関へは、県が作成しました間違い防止の手引に基づき、受け付けするとき、ワクチンを準備するとき、接種するときの各段階での担当者の確認の徹底、さらに過誤の原因を踏まえた再発防止対策について院内で検討の上、報告書の提出を求め、過誤防止対策の充実強化が図られるようお願いをしております。あわせて医師会へも報告し、全委託医療機関に向けた過誤予防啓発を重ねてお願いしているところでございます。

○議長（大川末長君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 本山部長の半分ぐらいの答弁の時間で済ましていただきまして、よく聞き取れました。

今、過去5年間の予防接種による医療過誤の件数ということで、平成21年度が1件、22年度がゼロ、23年度が1件、それと24年度と25年度はこの10月までで、それぞれ3件というような数字かというふうに思います。予防対策としましては、その保護者に対しての訪問しての説明を行ったりですとか、医療機関に対しては従事するスタッフへの説明を開催するというようなことで予防対策をしておられると、そういう答弁ではなかったかというふうに思います。過去の5年間の医療過誤の発生件数、この中で去年、ことしというふうに3件、3件と数字的に見ればふえては

いるんですけれども、その何か原因といたしますか、要因が何かあるのか、ふえた原因がですね、あればそれをお答えいただきたいと、それをまず1番目の質問とさせていただきます。

それから、病院ごとの発生件数はどのようになっているかということで、今、宮森福祉環境部長のほうからの答弁で、まあ病院名は差し控えさせていただくということで、病院名を公表しろということではなく、やはりこういう医療過誤が起きないように予防することが一番大事かなというふうに思うんですね。そういう中で、答弁の中にも1カ所の機関で頻繁に発生しているということはないということでありまして、14機関で今取り扱っているということであるんですが、ただ、やはり同じところが何度もそういうことを繰り返すような事態が起これば、当然それはやはり医療機関名の公表というものも考えざるを得ないのかなというようなことも頭の中に入れておかなければいけないことかなというふうに思っております。

先ほど言いましたように、要はその医療過誤を起こさないということがやっぱり大事なことであって、今後もそれを適切に行政としても状況を把握していただいて、予防に努めていただきたいというふうに思っております。まあこれは一応要望ということでしておきますので。

それから、2番目の質問といたしましては、その過去の医療過誤において重篤な症状が発生した事例があるのかなのか、ここを1点お聞かせいただければというふうに思います。

これが2番目の質問です。

以上です。

○議長（大川末長君） 宮森福祉環境部長。

○福祉環境部長（宮森守男君） まず、医療過誤が相次いだ原因でございますが、ここ一、二年立て続けに制度改正があっておりまして、例えばポリオが飲む予防接種から注射になりました。その結果、三種混合ワクチンにポリオが追加され四種混合になりましたし、またヒブ、肺炎球菌の予防接種が定期接種に追加され、それぞれ大体4回ずつ接種するようになったということでございます。また、それに加えて、まだBCG接種が集団接種として残っておりますので、予防接種のスケジュールをつくる際に非常に煩雑になっていることも1つの要因となっているのではないかと我々としては判断しているところでございます。

それから、過去における医療過誤について重篤な副反応が出た事例はないかということでございますけれども、重篤な副反応が出た事例は現在までのところございません。ただ、予防接種後の副反応としましては、全身の皮膚へ重篤な湿疹を起こしたという事例はございましたが、これはワクチンの抗原が体内で免疫反応を起こしたもので、これは医療過誤による重篤な副反応とは区別をされておるところでございます。

○議長（大川末長君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

今答弁がありましたように、ここ2年ぐらいはふえたということで、やはり国の制度の変更と  
いいますか、改定等によるそういう煩雑な業務がふえたことも1つの要因かというふうにお答え  
があったのかなというふうに思っておりますけれども、そういう国の制度が目まぐるしく変わる  
ことが医療過誤を発生する1つの要因になっているということなのですが、非常にやはり現場と  
しては大変かと思えます。それにあわせていろいろ指導をしたり、保護者に対してもそうです  
し、医療機関にしてもそうですし、いろんなそういう説明であったり指導であったりという、そ  
ういう煩雑な業務がふえていく、現場が一番大変だなというふうには思うんですが、そこをや  
り先ほども申し上げましたように、過誤を起こさない予防対策というものをしっかりしていただ  
くと、この冬場も非常にインフルエンザの接種ですとか、いろいろふえてきておりますので、そ  
ういうことも含めて防止に、また今後一層力を入れて取り組んでいただければなというふう  
に思っております。

先ほど、そういう過誤の防止の方法としていろいろ答弁がありましたけれども、こういう国の  
制度がいろいろ変わることによって、先ほど答弁の中になかった、今後考えられる予防とか、そ  
ういう対策とかがもしあればお答えいただければというふうに思います。

これを3番目の質問とさせていただきます。

○議長（大川末長君） 宮森福祉環境部長。

○福祉環境部長（宮森守男君） 24年度には過誤が3件ほど発生いたしましたので、今年度は当初  
に医療機関の関係の方々を参集いただきまして、研修会を実施させていただきました。これは、  
熊本県看護協会医療看護安全対策委員会から委員をお招きいたしまして講習を行ったわけでござ  
います。この中で先生のおっしゃるには、人には間違いはあると、しかし、これについては、  
その訂正をするのも人の力であり、これをするためにはチームで、複数の目で見ることによって  
過誤は防げるのであるということで、そういう仕事をいかにシステム化していくことによって過  
誤をなくしていくかということの大切さを御講演いただいたところでございます。

今後こういう講習会を市としては開催していきたいと考えておりますし、また先ほどの答弁  
のほうで申し上げましたように、幾つもの予防接種がある中で、BCGだけが今、集団接種と  
なっておりますけれども、これを個別接種とすることで、いわゆる医療機関においても接種スケ  
ジュールが作りやすくなるのではないかとということで、今後BCGの個別接種化への変更を計  
画をしているところでございます。このようなことで、過誤につきましても、行政としましても  
我々ができるところの範囲では一生懸命、その辺がなくなるように努めてまいりたいと考えてお  
ります。

○議長（大川末長君） 次に、宮本市政8年間の総括と副市長退任について答弁を求めます。

宮本市長。

(市長 宮本勝彬君登壇)

○市長(宮本勝彬君) 次に、市政8年間の総括と副市長退任について順次お答えします。

まず、水俣病問題についてですが、被害者に寄り添い、私なりに取り組んできたつもりであります。平成21年7月に成立した水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の内容が国において検討されている際も、地域指定の項目を削除することや幅広い救済を強く要望し、地元の声を届けることに努めました。この特措法に基づき救済が進められましたが、御承知のとおり、また新たな事象が生じてきております。早期の被害者救済と地域のもやい直しを念頭に置いて特措法に期待をいたしましたが、現在の状況を見ますと、やはり頑張りが足らなかったと感じております。

次に、環境に特化したまちづくりや交流人口の増加の手応えについてですが、これまで本市は環境のまちづくりを市民協働で進め、平成20年に国の環境モデル都市の認定を受け、平成23年には環境首都の称号を取得いたしました。それにあわせて本市の取り組みを視察研修に来られる方々がたくさんいらっしゃいます。環境モデル都市推進課のみの把握でも、過去5年間の視察者が4,000名を超えていると聞いております。また、湯の児・湯の鶴の観光振興を中心に、エコパークのバラ園や中尾山のコスモス、水俣のスウィーツやシラス井などを求めて多くの方々が本市を訪れてくれるようになりました。

雇用につきましても、太陽光発電やエコハウスなどにより、少しずつではありますが、仕事も生まれてきていると思います。企業支援センターを設立して地場企業との連携を深めた結果、地場企業新産業・雇用創出促進制度によって中小企業においても新しい事業展開が始まっております。もちろん、まだまだ経済状況が厳しいことは認識しておりますが、水俣の個性である環境を生かすことが産業にもつながっていくという方向性は示せたのではないかと考えています。

次に、今後は若い力で水俣の元気づくりにつなげてほしいとの期待でございますが、私が市長になった際には、環境だけではまちは豊かにならないという御意見もありました。しかし、今では環境に配慮しない経済振興は考えられないのではないのでしょうか。これからは、環境の取り組みにさらに磨きをかけていかなければならないと思います。それがよそにはない水俣づくりです。

今、水俣は水俣条約外交会議と全国豊かな海づくり大会を経験し、国内外から大きく注目されています。水俣の今後を若い力に託し、命と環境を基盤に据えた安心して暮らせる元気のある水俣をつくっていただきたいと期待しています。

次に、不出馬表明の記者会見についてですが、私は10月の水俣条約外交会議と全国豊かな海づくり大会を無事に終えることができた後に、自身の身の振り方をはっきりすると決めておりました。幸い両行事とも市民の皆様の御協力をいただき、大変有意義にとり行うことができたと受けとめております。そして、水俣づくりに向けて大きな第一歩を踏み出すことができたという達成

感もございます。その後、これからについて熟慮を重ね、出馬しない意思が固まりましたので、一日でも早く公表した方が市民の皆様方のためになると思い、記者会見を開いて表明をいたしました。

次に、副市長の退任を任命権者としてどのように感じているかですが、副市長の一身上の都合ですので、御本人の意思を尊重いたしました。これまで私を支えていただいたことに対しましては感謝をいたしております。

以上です。

○議長（大川末長君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、この水俣病問題については、今市長から答弁がありました、平成21年に特措法が成立して、その後もいろいろな判例が出たりということで、状況の変化があつて思うようにいかない部分もあるというようなことかというふうに思っております。一足飛びに解決ができる問題ではないのかもしれませんが、これはやはり一日も早くこの問題を解決することが、やはり水俣市民のためにもプラスになることだというふうに私は思っております。

それから、この2番目の環境に特化したまちづくり、これに関してですけれども、今答弁の中でもありましたように、常々環境で飯が食えるというふうに市長のほうは議会の答弁等でおっしゃっております。その中で具体的に、じゃ市長が思われる環境に特化した中での企業、飯が食える企業というものがどういうものがあつて、それがどの程度の経済効果をもたらしたと思われるのか、これがまず1番目の質問とさせていただきます。

先ほどのバラ園の件ですとか、スイーツとか、いろいろありましたけれども、これはまあ観光振興という部分に入るのかなというふうに思いますので、ここは環境という部分を取り上げて質問しておりますので、そこで今言ったそういう企業があるのか、それからどの程度の経済効果をもたらしたと思われるのか、ここをまず1番目の質問とさせていただきます。

それから、3番目の若い力で水俣の元気づくりにつなげてほしいということで、先日市長が不出馬表明をされたときの新聞の記事の中にも、このあたりで若い人に託したいと、次に市長になる方には環境を重視する方向で市政を展開していただきたいというふうな記事が載っております。その若い人に託したいということですが、どのような人ということをも市長はお考えであられるのか、若い人ということで、ちょっと抽象的なんですけど、その中でじゃどういう方に託したいという思いがあるのか、あればそれを2番目の質問とさせていただきます。

それから、4番目の12月議会前の不出馬表明をされたということで、今の答弁の中で、海づくりですとか、水銀会議、こういう大きな行事が一段落した時点で自分の進退を考えたいということでありましたけれども、通常、私が知る範囲の中では、この11月18日の月曜の新聞に載ってお

りました。ですから、17日の日曜日に記者発表されているという、日曜日という休みの日に記者発表されるということもちょっと珍しいのかなと、今言われた一日も早くしたほうが市民のためにもなるというふうな答弁だったかと思うんです。せっかくもう12月議会が目の前に迫っている中で、できましたら、そういう議会の中できちっと表明をしていただければ、私以外のほかの議員さんも、そういう質問の中でそういう答えが欲しかったのかなという気持ちがあるのかなというふうに思うんですが、そのあたりをどうしても一日でも早いほうがいいという市民のためということもあってということだけなのか、それ以外にも何か前倒しをして表明をしなければいけないかったという何か理由があるのか、あればそこをお答えいただきたいというふうに思います。それを3番目の質問といたします。

それから、副市長の退任に関しては、本人の意思を尊重したというふうな答弁でありました。なかなかそういうふうに答えるしかないのかなというふうに思うんですけれども、我々も政治家でありますので、そこをもう一步突っ込んだところをお聞きしたいなという思いもあります。

それはなぜかといいますと、やはり副市長というのは、市長が自分の片腕として任命をされた方です。それがまだ任期もまだ来ていない、任期途中ですね、ということでもあり、またこの12月の議会も控えた大事な時期であって、当然市長をサポートして執行部の中心となって答弁をされていかなければいけない副市長という立場を捨ててまで退任をしなければいけないというのは、ちまたのうわさでは、次期市長選への準備じゃないかといううわさもあるんです。本人の意思を尊重されたということなんです、当然退任するに当たって一身上の都合ということなんですけれども、その中には市長とのやりとりの中で、そういう次期市長選の話ですとか、いろいろな理由、退任をされる理由、こういったものが話が出たのじゃないかというふうには思うんです。そういう話があったのかなかったのか、もし、答えられる範囲で結構なんですけれども、範囲じゃなくて答えていただきたいんですが、どうなのかと。そのときの市長の思いはどうだったのかですね、それを聞かれたときの市長の思いはどうだったのか、これを4番目の質問としたいと思います。

以上です。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点で、環境、環境と言っているけれども、飯が食えるのかというような御質問に対して、具体的に経済効果というのはどういうことかということでございます。私が手応えを感じたといいますのは、まず観光面とか、今言いましたような食に関するものとか、そういうものももちろんございますけれども、私が一番手応えを感じたというのは、実は小さな事例で恐縮なんです、森林組合の方、森林の関係の方がおいでになりまして、そしていろいろお話をする中で、私は非常に今感謝をしているんだということで、その森林関係の仕事が非

常にうまくいき出したと、そういうことで非常に感謝をしているんだというお言葉もいただいたことがあります。

要するに太陽光でありますとか、エコハウスに絡む建築あたりが出てきている、本当に微々たるもんかもしれませんが、そういう意味では少しずつそういった経済効果が生まれてきているんじゃないかという手応えを感じているということでございます。

それから、どんな人に託したいかということでございますけれども、これは今、世の中の移り変わりも激しくて、変化も非常に厳しい状況でございます。そういう中でやはり情報を的確にキャッチして、そしてその情報に向かって元気を持って誠実にリーダーシップを持って頑張ってもらいたい、そんな若い人を期待したいと、そのように思っております。

それから、3番目の議会の中できちっとした表明をするべきではなかったかというような御質問でございますけれども、私としましては、先ほど答弁の中でも申し上げましたように、この2つの事業が大きな歴史的な行事と思っておりましたので、それが済んだときには決断を早くしたいということでおりましたので、一日も早いほうがいいと、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、そのように思って不出馬の表明をしたところでございます。

それから、副市長との間に次期市長選への話があったんじゃないかということでございますけれども、これは副市長の一身上の都合というので退職をさせていただきたいという非常に強い決断がございました。

以上、それだけでございます。

○議長（大川末長君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、3番目の質問をさせていただきたいと思うんですけれども、なかなかガードがかたいですね。余りこれ以上突っ込むこともあれなんでしょうけれども、本来であれば本当にこの12月議会ですっきりとした形で表明をしていただければ一番よかったのかなと、いろんな憶測もあるものですから、そういう中でやっていただければというふうに思っております。

最後に1点、市長にお伺いしたいのは、この3番目の私の質問の中で宮本市政の8年間の総括ということをお願いしておりますので、この8年間、宮本市長が市政を担った中で、総括という意味でどういう市政であったかということをお聞かせいただきたいというふうに思っております。

それと、最後に、私どもは議員生活も宮本市政8年間とともに過ごさせていただいたという私の議員生活であります。その中で何度となく一般質問の中で宮本市長に質問をぶつけてまいりました。あるときは穏やかに、あるときはソフトに質問をしてきたつもりではありますが、市長にとっては、大変皮肉や意地の悪い質問に聞こえたかもしれません。しかし、お互いに立場の違いこそあれ、選挙の洗礼を受けた身であり、それで今の立場をいただいていると私は思って

おります。それは言うまでもなくこの水俣を、先ほど前段でも申し上げましたように、よくしたいという思いの一念であったかというふうに思っております。時には厳しい批判を受け、気持ちが揺らぎ心が折れそうなきも、私も一度や二度ではありませんでした。そのような困難を乗り越えてこられたというのは、ひとえに私の議会活動を理解してくださる支持者の方々の気持ちと、絶対に揺るぐことのない信念を持ち続けてきたからだと思っております。この生き方は今後も私は変わることなく貫き通していきたいというふうに思っております。

だからこそ、今さら私が言うまでもないことはわかっておるんですが、宮本市長も来年の2月までの残された任期を、今までのしがらみにとらわれるとことなく、やりたかったことを水俣の将来のためにやっていただきたいという私の強い思いを申し上げまして、私の最後の質問とさせていただきます。

8年間お疲れさまでございました。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 大変、心にしみるような最後の御質問をいただきまして、本当にありがとうございました。

私もこの8年間でございますが、これまでも何回か申してまいりましたけれども、本市はやはり水俣病を経験したまちとして、大変厳しい状況があったのではないかなと思います。しかし、その厳しさは厳しさとしてしっかりと受けとめながら、それを乗り越えていくときに評価していただける、そんな水俣のまちをつくっていかなければならない、そのように思って取り組んできたところでございます。

非常にそれぞれの自治体の厳しい状況の中で、よそと同じやり方をして、あるいはよそと競争に勝つためにはどうしたらいいかということをもとに考えました。そうしますと、やはりよそと競争に勝つためには、よそと同じようなまちづくりをしていたのではだめであろうと、それではとても勝てないだろう。じゃどうすればいいのかということをお考えするとき、やはり水俣は水俣ならではのまちづくりを展開していかなければならない、水俣づくりとは何かというと、やはり水俣病を経験したまちでもありますし、命と環境に特化したまちづくりを展開すべきだろうと、そういう思いでこれまで展開をしてきたところでございます。

その中で、先ほども申し上げましたけれども、環境、環境と言っているけれども、環境で飯が食えるのかというような御指摘も受けましたし、そういう時期ももちろんあったと思いますし、今でもそれが続いているところもあると思います。しかしながら、この時期に来て環境に配慮しなければ飯が食えない、そういう事態が近く来るのではないかなというふうに思っております。そういう意味におきましては、私はこの環境に特化したまちづくりは間違いはなかったのではないかと、そういう自負を持っているところでございます。

そんな中であって、今環境モデル都市でありますとか、環境首都とか、そういう称号をいただきました。そのことによって、水俣に随分全国各地から目を向けていただいたのではないかなと、そのように思っております。また、今回水銀に関する水俣条約の外交会議、それから全国豊かな海づくり大会という歴史的な行事も行うことができました。これらを通して新たな水俣の第一歩につなげなければならないし、新たな第一歩になったのではないかなと、そのように思っております。

いずれにいたしましても、環境という取り組みの方向は揺るぎないものであらうと思うし、今後もその方向でぜひ進めていただきたいなというような思いがございます。

したがって、今後ともさらに環境に磨きをかけていただきたいと思ひますし、引き続きこの施策に対して御支援、そして御指導をいただければありがたいなと思ひているところでございます。

非常にまだ厳しい状況も続いております、残りもあります、課題も残っておりますので、その分、精いっぱい頑張らせていただきたいと思ひます。

本日はありがとうございました。

○議長（大川末長君） 以上で高岡利治議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時32分 休憩

午前10時42分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中村幸治議員に許します。

（中村幸治君登壇）

○中村幸治君 皆さん、おはようございます。

未来みなまたの中村幸治です。よろしく申し上げます。

皆さんも御存じのとおり、6日の深夜に特定秘密保護法が参議院本会議で採決をされ、賛成多数により可決をいたしました。皆さんは、このことについてどう思われますでしょうか。日本は議会制民主主義であり、代議員制です。国会議員が多数決で決める、これは当たり前のことです。それをとやかく言うことはできません。その国会議員を選んだのは国民なんです。選んだ後になって、しまったと思っても後の祭りなんです。あの可決によって日本がどのような方向に向かっていくのか心配でなりません。

皆さんも御存じのとおり、来年2月に当市の市長選挙があります。どなたが選挙に出られるのかわかりませんが、水俣のトップを選ぶということは、水俣がどのような方向へ行くのか、選択を間違ったら大変なことになるのではないのでしょうか。

それでは、質問に入ります。

まず、第5次水俣市総合計画についてです。

このことは水俣の将来を左右する問題ですので、質問をいたします。

①、第5次総合計画は基本構想が2010年度から2017年度、第1期基本計画が2010年度から2013年度に設定され、次の第2期基本計画策定の時期が迫ってきているが、作業工程はどうなっているのか。また、完成はいつごろになるのか。

②、政策事業の評価管理はどのようにして行われているのか。

③、現在までの事業評価はどのように評価をしているのか、特に海・山・川の保全と水めぐりのいいまちづくり、農林水産業の振興、自治会活動の活性化の事業評価についてはどのように評価をしているのか、質問をいたします。

次に、自治会組織について質問いたします。

この件については、今までも何度か質問をしました。私の持論は、水俣のまちづくりには地元住民の力が必要です。それには自治会活動の活性化は欠かせないのではないのでしょうか。

そこで、質問をいたします。

①、自治会とはどのような組織で何を目的としているのか。また、行政からの依頼事項はどのようなものがあるのか。

②、水俣市の自治会組織は、平成18年度に行政区長制度から自治会制度に移行したが、現時点でどのような評価をしているのか。また、今後自治会組織を運営していくための課題はあるのか。あるとしたら、どのような課題があるのか。

③、自治会組織の課題に対して行政としてどのように取り組んでいくつもりなのか、質問をいたします。

次に、農業政策について質問いたします。

水俣の農業従事者は兼業農家が多くを占めています。今までの農政を語るときは、ほとんど大規模農業についての議論にしか私には聞こえてきません。耕作放棄地をふやさない対策は兼業農家をどのようにして守るのかにかかっているのではないのでしょうか。

そこで、質問をいたします。

(1)、予算について。

①、平成25年度の農業予算の内訳で、市としての一般財源はどれくらいか。また、どのような事業に使われているのか質問いたします。

次に、(2)、人・農地プランについて質問いたします。

①、人・農地プランについての必要性をどのように考えているのか。

②、今後の人・農地プラン作成地区の目標数は掲げているのか。

③、この事業の課題は何か。

④、人・農地プランを作成した地区の農家の経営実態はどのようになっているのか、お聞きします。

次に、(3)、耕作放棄地について質問します。

①、耕作放棄地の面積、土地種別、農家別、地域別（山間地・中間地域・平地地域）の10年間の推移はどのようになっているのか。

②、耕作放棄地になる原因をどのように捉えているのか。

③、耕作放棄地の対策をどのように考えているのか。

④、耕作放棄地にならないための対策をどのように考えているのか。

以上、質問いたします。執行部の答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 中村議員の御質問に順次お答えします。

まず、第5次水俣市総合計画については私から、自治会組織については総務企画部長から、農業政策については産業建設部長から、それぞれお答えいたします。

初めに、第5次水俣市総合計画は基本構想が2010年度から2017年度、第1期基本計画が2010年度から2013年度に設定され、次の第2期基本計画策定の時期が迫ってきているが、作業工程はどうなっているのか、また、完成はいつごろになるのかとの御質問にお答えします。

本市では、平成21年度に、市の総合的かつ計画的な行政運営の指針として、平成22年度から平成29年度を計画期間とする第5次水俣市総合計画を策定しております。この基本構想にあるまちづくりのビジョンに沿って、平成22年度から平成25年度を計画期間とする第1期基本計画の中で、さまざまな施策・事業を展開してきたところです。本年度は第1期基本計画の最終年度であることから、引き続き基本構想の実現に向けて、計画的かつ総合的なまちづくりを進めるため、平成26年度から平成29年度を計画期間とする第2期基本計画の策定を行っているところです。作業工程としましては、5月に市内に居住する1,000人を年齢構成を考慮して無作為抽出し、市民意識調査（アンケート）を実施いたしました。

また、課長級で組織する水俣市総合計画策定委員会を発足し、第2期基本計画策定に当たっての基本的な方針を協議しました。その後、8月に各部署の職員で構成する第5次水俣市総合計画第2期基本計画策定プロジェクトチームを立ち上げ、第2期基本計画策定に係る基礎資料とするため、第1期基本計画における成果と今後の方向について取りまとめ、検証を行いました。

また、条例に基づき、市議会議員や有識者、公募委員で構成する水俣市総合計画策定審議会を

立ち上げ、計画策定に関する趣旨、スケジュール等について説明・御審議いただいております。

現在、第1期基本計画の検証に基づいて、プロジェクトチームにおいて計画素案の作成作業を行っているところです。今後の作業工程としましては、12月中に計画素案を水俣市総合計画策定審議会に諮問、素案について御審議いただきます。1月には素案について市民の方から広く意見を聴取するため、パブリックコメント手続を行う予定です。その後、さらにパブリックコメントでお寄せいただいた意見等を調整・反映し、策定委員会、策定審議会の審議を経て、策定審議会より答申をいただき、3月議会への議案提出を予定しております。

次に、政策事業の評価管理はどのようにして行われているのかとの御質問にお答えいたします。

本市の政策事業の評価管理につきましては、平成18年度にISOのシステムマニュアルを準用した政策事業評価管理システム（政策評価ISO）を導入し、評価を行ってきたところです。

しかしながら、原課における評価資料作成に係る事務量の膨大さ、評価結果を予算編成等に十分反映できていない等の課題があり、平成24年度は評価を実施していない状況です。今年度につきましては、第5次水俣市総合計画第1期基本計画の終了年度に当たり、事業評価については第2期基本計画策定の基礎資料とする必要があります。

そこで、第2期基本計画策定作業の中で、第1期基本計画の計画期間である平成22年度から平成25年度の4年間について評価を行うこととし、第1期基本計画に記載された指標の目標値を達成、あるいは計画策定時の現状値より上昇したのか、施策等で目指している状況にどの程度到達できたか等を視点に検証を行い取りまとめ、評価を行ったところです。今後は、前述した問題点を改善しながら、政策事業評価を確実に実施していきたいと考えております。

次に、現在までの事業評価はどのように評価しているのか、特に海・山・川の保全と水めぐりのいいまちづくり、農林水産業の振興、自治会活動の活性化の事業評価についてはどのように評価しているのかとの御質問にお答えします。

現在までの事業評価につきましては、先ほどお答えしましたとおり、第1期基本計画の終了に際し、成果の検証を実施いたしました。その中で、5つの基本的な方針である政策のうち人と豊かな環境が共生するまち、豊かさと活気を実感できるまち、安全で心安らかにいきいきと暮らせるまち、郷土の新しい公共を担う人を育てるまちの4つについては、政策で目指している状況におおむね到達しているとしました。残りの政策、自立した行政システムと市民参画のまちにつきましては、課題が残っているものの、政策の目指している状況に一定は到達したと評価を行ったところです。

また、5つのリーディングプロジェクトのうち環境モデル都市実現プロジェクト、地域資源活用による都市再生プロジェクト、人づくりと人的資源活用プロジェクトの3つについては、プロジェクトに位置づけた基本事業を重点的に実施することで他の基本事業を牽引し、目指す将来像、

人が行きかい、ぬくもりと活力のある環境モデル都市みなまたの実現に寄与したとして、おおむね成果を上げたとなりました。また、安心・安全な暮らしづくりプロジェクト、市民協働推進プロジェクトにつきましては、一部に課題が残っており、一定の成果を上げたとしたところです。

次に、個別の施策ですが、まず海・山・川の保全と水めぐりのいいまちづくりにつきましては、環境月間における清掃活動、海と川のクリーンアップ作戦への市民の多数の参加による清掃活動、愛林館で実施している水源の森づくりに対する活動支援、上水道事業の着実な推進による安定給水の確保、下水道設備の整備による公共水域の保全等への取り組みを通じて、水俣の豊かな水域を保全し、後世に残し引き継いでいくことに寄与できたとして、おおむね成果を上げたとしています。

今後の課題といたしましては、自然環境保全への取り組みについて、さらに市民が広く主体性を持って参加・実施できるものに改善することが必要としています。

次に、農林水産業の振興につきましては、土地基盤・施設等の整備、抑制かぼちゃ等の新規作物の導入、焼酎や温泉まんじゅう等の農産物を活用した新たな商品づくり、豊かな漁場づくりや加工品材料の海藻養殖を目的とした藻場造成、ヒラメやガザミ等栽培漁業等への取り組みを通じて、農林業の持続的生産活動の維持と水産業の安定的経営に寄与したとしておおむね成果を上げたとしています。

今後の課題といたしましては、農家の高齢化等による担い手不足、耕作放棄地の増加等の課題が残されております。

最後に、自治会活動の活性化につきましては、自治振興交付金や、がまだ自治会助成金の活用による自治活動の支援、地域活動補償制度運用等の取り組みを通じ、自立した地域活動の推進に寄与したところです。一方では、いまだに、行政区長制度の考えから脱却できていない部分もある等の課題が残されているため、一定の成果を上げたとしたところです。

今後の課題といたしましては、自治会がより自主的で自立した活動等を行っていくために、各自治会のこれまでの運営の方法や風土等を考慮しながら、自治会の役割や活動内容について考えていく必要があると考えています。

以上です。

○議長（大川末長君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 答弁ありがとうございます。

第5次総合計画の基本計画、基本構想については順次今進行中だということを一応答弁の中でお聞きをしました。私がひとつ気にしているのは政策事業の評価管理、この部分なんですね。この総合計画、こちらのほうの8ページに書いてあるんですけど、総合計画における基本構想、基本計画、実施計画に基づく事業について、何のために、誰のために、いつ、どのくらいの期間で

何をどのレベルまでやるのかを常に意識し、それぞれの事業の達成度を評価するのに、政策事業評価管理システム、市長の答弁にもありましたとおり、これを使用するというのをこの中にうたってあります。

それで、1点お聞きをしたいんです。私、市の政策評価、このホームページの中をちょっと何カ月か前に見てみたんですけども、この中に市民監査委員会としての公表、これが平成22年度は行われているんですが、23、24年度については掲載をされていないんですね。これはなぜ掲載をされていないのか、まず1点お聞きをしたいと思います。

次に、市長が事業評価のことについて答弁をいただきました。自治会活動の評価についても答弁があったんですけども、これは水俣市の総合計画の実施計画の22年度から24年度、この中を見てもみますと、実施計画の中で事業名が自治会の活動単位、活動地区の適正規模の検討、事業概要として急速な高齢化、各地域の地形や特性を見詰め直し、自治会の活動単位等について住民みずから考え、検討する機会を設けるとあります。これを実施されたのか、もし実施したとしたならば、その成果はどうだったのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、海・山・川の保全と水めぐりのいいまちづくりと、農林水産業の振興についてですけども、この評価については、私は別にこの場でどうこう言う気持ちはありません。ただ、皆さんも御存じのとおり、水俣は環境を大切に作るまちづくりという、高岡議員の答弁の中でも市長は環境と、そういう部分にこだわるというようなことを話されていました。第5次水俣市総合計画のまちづくりの理念として目指す将来像の中にも環境をまちづくりの中心に据えるということをお記されております。

環境の1つの考え方なんですけど、なぜ私が海・川・山の保全、水めぐりの評価、それと農林水産業の評価をお聞きしたかといいますと、この中に農業振興については生産とか、そういう部分をよくするとか、そういういろんなことはあるんですけど、また海・山・川という、そういう自然、これを守っていくというのは明記をされているんですが、この自然環境というのには農地という考え方、これも必要じゃないかなというのが、私はこのごろそのように思えてきたんですね。ということは、自然環境を守る、特に自然環境を大事にする水俣であるならば、農地を守るという、こういう意識、これも第5次総合計画の中にうたっていく必要があるのではないかなということをお思ったものですから、その点を質問します。

市長のさっきの答弁の中で、耕作放棄地は守っていくという答弁があったんですけど、この考え方をの中に入れていくということが大事ではないだろうかと思っておりますので、その点を質問します。

以上、2回目の質問です。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、第1点ですけれども、政策事業評価についての御質問でした。平成22年度までの事業については市民監査を経て、その結果がホームページで公表されていると、その後なされていないのではないかという御質問だったと思います。

この政策事業評価につきましては、先に答弁でもお答えさせていただきましたけれども、議員御指摘のとおり、評価資料の作成に係る事務量が多いとか、あるいは予算編成等に十分反映できていないというようなお答えをさせていただきましたが、平成23年度の事業は評価を実施しておりません。したがって、市民監査及び結果の公表も行っていないというような状況でございます。よって、第1期基本計画期間の成果の検証につきましては、今後の市のホームページで公表を行う予定としております。

また、今後の政策事業の評価につきましては、さきに述べました課題を解消いたしまして、必要に応じて政策事業評価システムの見直しを行いながら、確実に実施していかなければならないと思っているところでございます。

それから、2つ目の実施計画の中の自治会活動の推進というところの中で適正規模の検討ということだけでも、検討したのかと、またその結果はどうだったのかということでございますが、実態調査については実際行っておりまして、平成22年度に各自治会へ出向きまして、地域の実態の調査でありますとか、地域の問題とか、そういったことをするためにヒアリングを実施しましたし、また、地区懇談会等行っておりますので、その中でも住民の思いでありますとか、多様な意見もその中でお聞きをしたところでございます。

その結果を取りまとめまして、分析というところまで至っておりませんが、今後改めて自治会長様方を初め、地域の方々の意見を聞きながら、活動単位、適正規模、いろんな考えや思いがございますもんですから、住民の思いでありますとか、規模の大小でありますとか、いろいろありますので、その辺のところも今後詰めていかなければならないと思っております。

それから、総合計画において自然環境の保全としての農地を守るという視点が必要ではないかというような御質問だったと思いますけれども、もう御案内のとおりですが、農地には特に棚田とか、あるいは雨水を蓄え、自然環境の保全の機能を有しているとももちろん考えております。今議員から御指摘いただきましたように、農業振興だけではなくて、自然環境保全という視点から取り組まなければなりませんし、また農地を守るため、農家の高齢化、担い手不足、そういった耕作放棄地の増加と、そういったものにも今後課題として取り組んでいかなければならないのではないかなと、そのように思っております。

○議長（大川末長君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 農地の関係はよろしく願いしておきます。

策定事業評価について、確かに私も策定評価、このシステムの中身とかいろいろ見てみます

と、膨大な資料関係等、確かにそういう部分はあると思います。それから、インターネットに載せるのも大変な作業だということは十分私も理解をしています。その理解をした上で、なぜこのことを取り上げたかといいますと、やっぱり市役所の職員はこれは自分で決めたことなんですね。自分たちが決めたことは、やっぱり変えるんなら変えるでいいんですけども、そのことについて決めたことはぴしゃっとやる。これが一番やっぱり大切なことじゃないかなと、特に第5次総合計画という水俣の将来を左右する部分ですので、事業評価というのが次につながっていくという、これが一番大切な部分だと思います。

だから質問なんですけれども、自分たちで決めた手法、やり方等について、そのことを一番大切にやって仕事はしていくべきではないかなというふうに思います。

その1点だけ市長に質問します。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、市が自分たちで決めたことは確実に実践していく必要があるんじゃないかというような御質問だったと思います。全く議員の御指摘のとおりだと思います。今後そのようなことがないようにみんなで力を合わせてやっていきたいと思っておりますし、またこの方法がもし課内において、いろんな膨大であるし、あるいは事務量が非常に膨大でというような状況もございましたら、またその辺のところも検討しながら、改革を加えながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（大川末長君） 次に、自治会組織について答弁を求めます。

本山総務企画部長。

（総務企画部長 本山祐二君登壇）

○総務企画部長（本山祐二君） 次に、自治会組織についての御質問に順次お答えいたします。

まず、自治会とはどのような組織で何を目的としているのか。また、行政からの依頼事項はどのようなものがあるのかとの御質問についてお答えいたします。

自治会とは、ある一定の地域内に住んでいる人たちが、日ごろからお互いに助け合い、支え合いながら、自主的に活動する最も身近な相互扶助組織であり、地域におけるさまざまな問題の解決に取り組み、祭や運動会などいろいろな行事を通じて連帯感を深め、明るく住みやすい安心して暮らせる地域づくりを目的としています。また、行政からの依頼事項は、市報や行政文書の配布、回覧、掲示、さらに各種調査の実施や取りまとめなどがあり、水俣市行政事務の委託に関する要綱に基づいて、それぞれの自治会と業務委託契約を結び依頼しております。

次に、水俣市の自治会組織は、平成18年度に行政区長制度から自治会制度に移行したが、現時点でどのような評価をしているのか。また、今後自治会組織を運営していくための課題はあるのか、あるとしたらどのような課題があるのかとの御質問についてお答えいたします。

自治会制度に移行したことにより、行政からの指示だけに頼って地域が活動していくのではなく、行政とは別の立場で、それぞれの自治会が独立して、みずから考え、自主的に活動する組織に変わってきており、それぞれの地域で温度差があるものの、自治意識の向上が徐々に図られてきていると認識いたしております。しかしながら、規模が大きい自治会になると地区全体の取り組みが難しくなったり、連帯感が希薄になったりすることもあります。逆に規模の小さい自治会になると、役員や協力員のなり手がなくて苦勞しているとお聞きすることもあります。さらに、年々少子高齢化が進んでいる中で、地域活動に参加する若者が少なくなっており、将来を担う後継者が育たないという声もあります。

次に、自治会組織の課題に対して行政としてどのように取り組んでいくつもりなのかとの御質問についてお答えいたします。

これまでも、自治会活動に対して、自治振興交付金や、がまだ自治会助成金による活動支援を行ってまいりました。地域住民が主体となり、地域の活動に積極的に参加し、自分たちの地域のことは自分たちで考え行動して、住みやすい地域の運営が図られるよう、これからも引き続き、地域の自治力の向上のために、必要な情報提供や活動支援を行ってまいりたいと考えております。

また、各自治会においては、世帯数や年齢構成のほか、生活環境など、おかれている状況がそれぞれ違いますので、まずは自治会長の皆様の御意見や現状を伺い、個別に相談やアドバイスをさせていただきながら対応していきたいと思っております。いずれにしましても、それぞれの地域が元気になることが、水俣のまちづくりの活性化にもつながるものと思っております。

以上です。

○議長（大川末長君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 自治会の活動として私なりにちょっと勉強させてもらっているんですけども、まず地域活性化、それから行政からの依頼事項、受託事業、こういうのがあると思います。それから親睦活動、これは運動会とか文化祭、また従来からの地域の共同管理という格好では地域の清掃とか、ごみの収集、また防犯灯とか伝統行事、または草刈りとか、そういうものが自治会の仕事としてあるんじゃないかなと思っております。管理としては、会議をしたり、また財産の管理ですね、そういうのがあるんじゃないかなと。また、ここ数年は新たな地域課題の対応として地域の安全、また自主防災、高齢者の見守り、子どもの見守りなど、数多くの活動があるのが現状ではないかなというふうに私は認識をしております。

先ほどの答弁でもあったんですけども、自治会を運営していく上での課題というのはいろいろな課題があると思っております。私なりにこの課題をちょっとまとめてみました。まず1つは、地域の少子高齢化と活動の衰退、従来行われてきた草刈りとか清掃作業などの継続が困難になっ

ている。それと、自治会活動への参加意識が薄れている。これは会員の意識がないのではないかなというところ。それと、答弁にもあったんですけど、役員、これの後継者不足ということで、役員ではないんですけど、民生委員とか行政協力員、これを探すのに苦労をしているという、そういう現状もあるのではないかなと思っております。それから、未加入問題、これは組に入らない世帯、こういうのが今現在もあるということをお聞きしております。それから、行政から自治会への依頼事項、これが若干多いのか少ないのか、こういうのも検討事項ではないかなというふうに思っております。

このような課題を解決するには、私は1つに自治会組織、これの現状を把握する、これが大事なかなと思っております。その現状を把握して、それを真剣に将来のための自治会はどうすべきかということを検討するということが必要、この1点と、それと若い人たちの参加ですね、高齢化のほうで地域は本当に困っております。だから、この若い人たちの参加をどうしていくのか、こういうのが今後の検討課題ではないかなというふうに私は認識しているところです。

そこで、質問に入りたいと思います。市として自治会の必要性をどのようにまず認識をしているのか。

2点目が、いろんな課題があるということを行いましたけれども、この課題克服をするために、自治会長会議等でこれを議題として話し合われたことがあるのかどうか、もし話し合われたとしたら、その結果はどうだったのか。

それから、自治会を運営していくという中で、自治会長会議も大事なんですけども、住民、住んでいる方の苦労、そういうのがあると思うんですが、そういうのはどのようにして捉えられているのか、また直接聞いたという、そういう経緯があるのかどうかですね、そこを質問してみたいと思います。

それと、もう1点は、若い人たちということであるならば、自治会活動に対して、学校、このかわり合いというのをどのような格好で捉えられているのか。その点を質問したいと思います。

○議長（大川末長君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 中村議員の第2の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

先ほど、議員からも各自治会が抱えている大きな問題についていろいろございましたけれども、しかしながら、今までの議会の質問にも市長等もお答えしておりますが、地域の課題や問題点、まちづくりに関しては、やはり住民とそれからその自治会の方が一番理解されているということは認識しておりますので、大変重要な組織じゃないかなと思っております。この活性化というのが、市政の発展にはやはり欠かせないものじゃないかなというふうに認識はいたしております。

次に、自治会長の定例会でいろんな課題について議題として上げたことがあるかということ

ございますけれども、前回の自治会長の改選時に、やはりなり手が無いということで、いろいろ市のほうも相談に乗った事例もございますが、最近では直接会議の中でそのような議題として取り上げたことはないとお聞きしております。しかしながら、今後はいろいろな課題等ございますので、やはり市としても主体的にその辺は取り上げていく必要があるのではないかなとは感じております。

次に、直接いろんな課題について住民の方からお話を聞く機会がないのかなということでございます。例えばでございますけれども、先ほどもお話が出ました清掃活動等、これ地区住民の方に指導等をやってもらっていることもございますので、大変ありがたく思っておりますが、やはり少子高齢化が進んで、なかなか作業する人がいないと。私どもの地区が一番じゃないんですけども、非常に人口が少ない地区で、私ども若手かなと思っておりましたが、もう最近では結構上のほうに来ておまして、なかなか今後維持するのが大変かなというような思いもあります。そういう面で、例えばそれらにつきましては、そのような声というのは直接、指導、管理している現場とか、そういうところにお話は来ているということはお聞きいたしております。

それから、学校とかPTAのかかわりでございますけれども、いろんな行事等ございます。その中で、直接このようなどんどやとか市民体育祭とか、または恋龍祭の子どもみこしに出られる地区もございます。そのところを直接自治会だけじゃなくて、PTAとか、それらでかかかわっていらっしゃるところもございますので、やはりそういうことが将来的な自治会の参加には当然つながってくると思いますし、その地域振興に関心を持ってもらうということは大変重要なことじゃないかなと思っております。

ただ、学校とかPTA、これも例えばもう地区によっては子どもさんがほとんどいないとか、いろいろございます。ですから、そういう会だけではなくて、例えば先ほども話が出ました消防団とか自主防災組織、それから介護等の関係とか、あと寄る会というのもございます。いろんな地区には組織があらうかと思っておりますので、それらが一体となって地区を盛り上げるために、連携・協力する必要があるんじゃないかなろうかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（大川末長君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 3回目の質問に入ります。

自治会は自主性を重んじるというですね、これは私も十分理解をしています。ただ、今の自治会の現状が本当に地域で全てを解決できるのかどうか、そういうところが若干私不安をしているところなんです。

というのは、部長も申されたとおり、水俣のまちづくりに対しては自治会組織は重要な組織ですと、この認識は、私も部長ともこの認識は一致していると思うんです。そうであるならば、

今現在、少子高齢化によって自治会がどういう状態なのか、そういうのは本当に把握をしてもらいたい。そして、それについてやっぱり水俣市としても、そこに手を差し延べて、将来の自治会をどのような格好で作り上げていくのか、そういうのを検討していく、そういうことが大事ではないかなと、このごろつくづく私はそのように思っております。

実は、私たち総務産業委員会が兵庫県の伊丹市の行政視察に行っていました。この研修の中身といいますと、地域提案制度ということで、地域のことについて地域のほうでそれを要望して、そして事業をやっていくということで、地域の要望等は地域でやってくださいと、そのかわりお金も出しますよということで、ここは年間1億200万円の予算、これを予算化して、そして1つの地域で600万円の範囲で地域の要望を事業化していってくださいというような制度なんです。

だから、もしこういう制度、私は実は以前、地域の要望については地域で提案をするというふうな、そういう方向をつくられてみてはどうですかという一般質問もしたことがあるんですけども、そのときの答弁は若干前向きじゃなかったというふうに思っているんですが、全国を見ても、このような格好で地域の要望等については地域が解決をしていくと、そのためにはお金も出しますよというような、そういう制度ができている、そういうところもあるということなんです。ということは、もし水俣がこれをやっていくということになれば、何が大事かといいますと、自治会のそこに地域力がないと、こういうことはやっていけないということなんです。その地域力をつけるためには、やっぱり自治会という今現状の課題をどう克服していくか、そして将来についての自治会ですね、どのような格好の自治会運営をしていくのか。これは自治会、それと市の行政のほうも一緒になって水俣の将来像をつくっていく必要があるんじゃないかなということが一番私は課題ではないかなというふうに思っております。

それで、質問なんですけれども、自治会制度及び活動運営について庁内に検討委員会、今担当者は多分1人だと思います、庁内の。1人だけでは何もできません。だから庁内に検討委員会等設けて、当然このことについて真剣に考える必要があるのではないかなということを思いますが、どう考えをお持ちですか。

それと、このことをやっぱり第5次総合計画の基本計画、これに入れて検討委員会を立ち上げていきますと、そういう強い方向性を考えてみられてはどうかということ、1点だけ質問したいと思います。

○議長（大川末長君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 中村議員の第3の御質問に、まず庁内の検討委員会と、それから総合計画に掲載という形での御質問だったろうかと思えます。

先ほども申し上げておりますように、自治会制に変わりましたから、確かに幾つかの地域では

自主的にいろんな行事等もふえたりとか、活性化してきているのは見受けられると思います。しかしながら、いろんな課題等もあって、なかなかそこまで至っていないという地域もございますので、やはりまずは議員もおっしゃるように、その把握というのが一番ではないかなと、これにつきましては、各自治会長さんと言うべきなのかどうかわかりませんが、その辺で意識ももしかしたら違うかもしれませんので、やはりその辺の意識づけをお願いしながら、まず調査する必要があるんじゃないかなと思います。

いろんな課題等ございますので、当然いろんな分野に自治会が関連するわけですし、総合的な企画課だけの対応というのは当然難しいと思われまますので、今検討委員会まで立ち上げるということはちょっとあれですけども、やはり市内の連携はまずは強化できないかというのは当然検討させていただきたいなと思っておりますし、そのような方向で、もし総合計画のほうは検討できるなら、させていただこうかなと思っております。

○議長（大川末長君） 次に、農業政策について答弁を求めます。

門崎産業建設部長。

（産業建設部長 門崎博幸君登壇）

○産業建設部長（門崎博幸君） 次に、農業政策について順次お答えをいたします。

初めに、平成25年度の農業予算内訳における市としての一般財源はどれくらいかとの御質問にお答えいたします。

平成25年度当初予算における農業振興及び農業土木関係の予算は1億9,375万4,000円で、そのうち、およそ6割に当たる1億2,063万5,000円が一般財源となっております。そのうち、職員の人件費7,060万円を差し引いた、残り5,003万5,000円が農業政策に充てられております。

次に、どのような事業について使われているのかとの御質問にお答えいたします。

一般財源ベースで申し上げますと、水田の圃場整備などの農地・農道の整備に関する予算が1,327万2,000円、東部センター、久木野ふるさとセンターの管理運営などの農業関連施設に関する予算が1,166万6,000円、中山間直接支払交付金、農地バンク推進事業などの農地の利用、保全管理に関する予算が1,111万円、農業機械、農業資材購入の助成や新規就農者等支援補助金などの農業担い手の育成・支援に関する予算が890万7,000円であります。また、アマナツ等の改植の苗木代補助など農産物の振興に関することや環境保全型農業及び元気村づくりの推進その他の事業の予算が508万円となっております。

次に、人・農地プランについて順次お答えいたします。

まず、人・農地プランの必要性をどのように考えているのかとの御質問にお答えします。

人・農地プランは集落・地域が抱える人と農地の問題解決のため、集落・地域における話し合いによって作成する地域農業のマスタープランです。具体的には今後の中心となる経営体はどこ

か、中心となる経営体へどうやって農地を集めるか、中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方についてプランづくりを行うものです。地域の関係者で話し合い、地域の課題を解決していただくことは、今後の地域農業の将来像を描く上で大変重要であると考えております。また、プランを作成した地域には、青年就農給付金、農地集積協力金、スーパーL資金の当初5年間無利子化などが受けられるなど農業者に対するメリットも大きいことから、市としてもプランの作成を積極的に支援していきたいと考えております。

次に、今後の人・農地プラン作成地区の目標数は掲げているのかとの御質問にお答えします。

目標数につきましては、特には掲げておりませんが、平成24年度において市内を16地区に分け、市街地以外の15地区53集落でプラン作成することを想定して、作成意向調査のアンケートを実施しております。実績としましては、平成24年度は4地区10集落で作成し、25年度は新たに3地区10集落で作成を行っているところです。

次に、この事業の課題は何かとの御質問にお答えします。

人・農地プランの作成意向調査を行った集落のうち、説明会を実施した集落は半分にも満たない状況です。地域農業の将来や農地をいかにして守るかについて、農業者自身の関心が低いこと、また、ふだん農業者が集まって話し合う素地が少ない地域や、広範囲にわたって営農している大規模経営があるなど、出入作が多い地域におけるプランの作成や見直しが難しいことなどが課題として挙げられます。

次に、人・農地プランを作成した地区の農家の経営実態はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

人・農地プランを作成した地区の農家の経営実態の詳細は把握しておりませんが、平成24年度に作成した4地区に関しましては、中心となる経営体として、法人3経営体、個人の販売農家6戸、新規就農者9名がプランに記載をされまして、その他の農業者として107経営体がプランづくりに参加いただいたところです。

次に、耕作放棄地について順次お答えいたします。

初めに、耕作放棄地の面積、土地種別、農家別、地域別の10年間の推移についてお答えします。

耕作放棄地の面積につきましては、国の農林業センサスの報告によると、平成17年で238ヘクタール、平成22年で237ヘクタールとほぼ横ばいで推移をしております。これとは別に、平成20年度に農林水産振興課で実施をしました耕作放棄地全体調査では、再生可能な耕作放棄地が94.8ヘクタールとの結果が出ております。

それ以降の面積の推移につきましては、耕作放棄地解消事業等の実施によりまして、農地への復元が進む一方で、高齢化や担い手不足等の理由から新たな耕作放棄地も生じている状況にあります。また、平成23年度の法改正によりまして耕作放棄地と遊休農地の分別基準が変更されたこ

とにより、新たに耕作放棄地として把握された農地もあることから、全体としましては増加傾向にあり、平成24年度に農業委員会が実施した調査では、再生可能な耕作放棄地が108.9ヘクタールとの結果が出ています。

次に、土地種別で見ますと、平成20年度当時の耕作放棄地の割合は、畑が全体の70%を占め、次に水田が25%、残り5%が樹園地となっており、平成24年度の調査結果におきましても、同様の傾向が見られます。

農家別の耕作放棄地の面積の推移につきましては、農林業センサスの調査結果によると、販売農家、自給的農家につきましては若干改善の傾向がみられるものの、いわゆる土地持ち非農家につきましては、平成22年と平成17年を比較しますと4ヘクタール増の138ヘクタールとなっております。なお、山間地、中間地域、平地地域などの地域別の推移につきましては、字ごとの管理によるものであり、地域別での管理を行っておらず、把握できておりません。

次に、耕作放棄地になる原因をどのように捉えているのかとの御質問についてお答えします。

耕作放棄地となる根本的な原因は、農地の所有者が適切な維持管理を行っていないことが挙げられます。その他の原因としては、本市における耕作放棄地は、中山間地、山間地に集中しており、農地の基盤整備ができず、耕作条件が不利な地域が非常に多いこと。また、農家の高齢化や後継者の不足、意欲ある担い手への適切な農地の提供ができないことなどから離農や規模の縮小等も原因であると考えております。

次に、耕作放棄地の対策をどのように考えているのかとの御質問についてお答えします。

農業委員会では、年1回のパトロールによる農地の現況把握や有効活用の意向調査などを実施し、所有者への確認や復元の助言などを行っております。現状としましては、農地所有者の高齢化に加え、水俣市内に居住しておられない所有者は放棄地にすると周辺農地に悪影響を及ぼすという認識が薄いため、抜本的な対策を実現することは困難な状況でございます。

次に、耕作放棄地にならないための対策をどのように考えているのかとの御質問についてお答えします。

国の施策として平成26年度から農地中間管理機構制度が設けられ、売買・貸借等による農地集積化を強化する動きがございます。また、人・農地プランに連携するため、農家の意向調査や権利確認調査などを行うことにより、担い手への農地の集積・集約化を行っているところでございます。今後、農地の下限面積の引き下げを検討するなど農地の有効利用を推進するとともに、現在営農している農地をいかに維持していくかの対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 答弁、ありがとうございます。

予算について、答弁がちょっとあったんですけども、これは当たっているかどうか知りませんが、私はこのように考えております。というのは、大規模農業ですね、そういうところへの補助金関係とか、そういう予算関係等は結構あるのかなと、特に集落営農とか、あるいは農地集約、そういうところをやったら補助金が出ますよと、そういう予算が結構多いのかなと。私が気にしているのは、耕作放棄地の関係で先ほどもちょっと言ったんですけども、水俣は小規模の農家が多いということなんですね。そういう兼業農家、そういうところへの予算配分というのが若干どうなのかなという疑問を私は1つ持っているところです。

それと、人・農地プランについては、これは地域の関係者で話し合っ、地域の課題を解決をしていくということ、これは大変農業、農地を守っていく、農家を守っていくためには重要な事業ということも、私のほうもそのような認識をしております。

それと、耕作放棄地については、まず2通りの考え方があるのかなと、1つは耕作放棄地、もう現在なっているんですね、そのような耕作放棄地をどう復活させていくのかというのが1つ。それと、もう1点は、今現在、いろんな作物とか米とかをつくっておられるんですけども、それが今後耕作放棄地になるおそれがある、こういう農地、そういうのをどう守っていくのかという、この2つが耕作放棄地の対策としてはあるのではないかなというふうに思っております。

まず、耕作放棄地になる原因については、答弁で農地の維持・管理ができていない。その原因は水俣市は中山間地、また山間地に集中していて、農地の基盤整備ができていない。それと後継者不足、それが原因だというたしか答弁ではなかったかなと思いますけど、私が1回目の質問で耕作放棄地の現状を把握するために、地域別、つまり山間地とか中間地、平地地域の現状を質問したんです。地域別の管理を行っていなくて把握ができていないと、そのような答弁があったと思いますけれども、これは現状を把握する上で大変重要なことだということを思っておりますので、この件について把握というのを現状できるのかどうか十分検討をして、これは現状把握をやらしてもらえればなという、これは一応要望にとめておきますが、その点をよろしくお願ひしたいと思います。

それから、先ほどの答弁でありましたように、山間地とか中山間地で耕作放棄地が結構多いのかなということなんですけども、私は今後平地でもこれは起きる可能性があるのかなということとを危惧しております。

そこで、2回目の質問をしたいと思いますが、まず1点目は、人・農地プラン作成は耕作放棄地拡大を抑えるという、そういう対策になるのかどうか、1点質問したいと思います。

それと、2点目が、人・農地プランの課題を克服するためにどのような対策が必要と思われるのか。

3点目なんですけども、先ほども言いましたように、今後平地も含めて耕作放棄地になり得

るんじゃないかなという心配があるということで、次の質問をしたいと思いますが、現自民党政権の中では、5年後に減反政策を廃止するというような方針を示されておりますが、これは耕作放棄地拡大のおそれというのはないのかどうか。

この3点について質問します。よろしくをお願いします。

○議長（大川末長君） 門崎産業建設部長。

○産業建設部長（門崎博幸君） 3点御質問いただいたかと思っております。

まず、人・農地プラン作成が耕作放棄地の拡大を抑える対策になり得るのかというような御質問だったかと思っておりますけれども、このプランを作成するに当たりましては、中心となる形態あるいはその地域にいらっしゃる農業者の方々にまず話し合いをしていただくというようなことが第一でございます。その話し合いをする中で、耕作が放棄されそうな土地とか、そういった情報の共有化が図られるということで、未然防止につながるのかなというところで考えております。

それと、2点目が、課題を克服するためにどのような対策が必要なのかというような御質問でございますけれども、先ほど答弁の中で申し上げましたとおり、農業者の関心が薄いとか、ふだん話し合う素地が少ないとかいうようなことが課題の1つとして挙げられるといったことであります。そういったことに対しまして、まずは地域の農業委員さんを中心に市報等の広報等も活用をしながら、まずは関心を持っていただく、この趣旨あるいはその意義を理解していただくということが大事だろうと思っておりますので、そういった積極的な周知といいますか、そういったことで課題を克服したいと思っております。

それと、出入作が多くて大規模に経営していらっしゃる方もいらっしゃるというところも1つ課題でありますので、そういったところは、プランを作成するに当たって、その集落のエリアといいますか、そういったものを複合化するとか、エリアを広げるとか、そういった対策を講じていきたいということで考えております。

それと、国の減反政策が廃止をされて、それが耕作放棄地の拡大につながるおそれがあるんじゃないかというような御質問でございますけれども、減反政策の廃止というような方針が打ち出されて、平成26年産から米の交付金の単価が減額をされるというような方針が打ち出されております。水俣市の米農家を見ますと、大体自給的農家と言われるような農家の方が約6割を超えていらっしゃるような状況でございますので、影響がどの程度のものなのかというのは今の時点ではなかなか想定はできないんですけれども、農業委員会あたりで農地パトロール等を実施しておりますので、そういったところで随時、影響は把握をしていきたいと思っております。

国としましても、農産地域を維持・振興していくというようなところは当然また別に打ち出していくと思っておりますので、国の状況といいますか、そういった把握につきましても注視を今

後してまいりたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 私、今回の一般質問で大きな項目として、1番目に水俣市の総合計画について質問をしました。その中で、先ほども言ったんですけれども、水俣市は環境について最先端を行くということであるならば、自然環境として農地を守る、そういうのが大事ではないかなという指摘を先ほどちょっとさせてもらったんです。

やっぱり農地を守るということは、これは耕作放棄地をいかになくすか、またさせないかという、これが大事なことかなということを考えております。水俣市の農業は、農業を主としていない農家が結構多いと、兼業農家ですね、ほかの収益を上げて生計を立てているという、そういう農家が結構あるのではないかなというふうに思っております。それと、山間地、中山間地、これが多いということ、先ほどもありましたですね。

実は先日ですね、同級生とちょっと酒を飲みながら農業問題の話になったんです。そこで、私は同級生にこんなことを言われたんです。あんたも段々畑で農作業の手伝いを1週間ぐらいしてみてんねと、その言葉が頭にひっかかったんですね。いかにそれだけ農地の部分の体制の環境が整ってないか、農業をするのは大変なんだぞということを私は言われて、なるほどそうだなということを感じました。

それと、もう1つ、私議員になってから用水路の関係でよく相談を何回か受けたんですけれども、これはもうそれを管理している人たちが年をとってしまって、なかなか自分たちでできないと、ところが現状は現物支給でやってくださいと、そのような方法しかない、それか工事をするのであれば負担金を出してくださいというような、そういうことしかできないという現状があるということなんです。ところがもう体力もそういうお金もないし、それならばもう私たちは農業をやめてしまおうと、そういう方向性になってくることがあるんじゃないかなということ、常々ですね、このごろ感じるようになったんです。だから一応この質問をさせてもらったということです。

それで、1点だけ、まずこれは要望なんですけれども、湯の鶴・湯の児の観光振興計画というのは10年計画を立てられましたですね。これについては、本当にこの振興計画はよかったのかなという評価をしております。じゃ農業振興計画というのも立てていくべきじゃないかなということ、を思っていますので、これについて御検討されるかどうか、これは要望ということでよろしくお願い致します。

1点だけ質問したいのは、人・農地プランの政策、これは必要ということであるならば、ここに対しての予算化、そういうのが今後どういうふうに考えているのか、それと小規模農業を守る

ということが私は大事ということを行いました。だけど先ほども言ったように、現物支給とか、そういうことではなく、道路拡張とかですね、要するに軽自動車が入っていったりとか、そういう道路の拡張とか、また用水路の保全、こういうことについて水俣市として予算を立てていくというのが必要ではないかなと思います。その予算についてどのように考えられるのか、お聞きをして終わりたいと思います。

○議長（大川末長君） 門崎産業建設部長。

○産業建設部長（門崎博幸君） 予算に関する御質問であったかと思っております。

現状から申し上げますと、確かに国の政策といいますのは、大規模集約化というところに向かっているのかなというところがございますけれども、当然市としましては、大規模農家への支援に加えまして、必要な小規模な意欲ある農家の方につきましては支援を行ってまいりたいということで考えておりますので、そういったところの予算化も当然検討していくというようなところがございます。

それと、道路拡張あるいは用水路の保全等々につきましてなんですけれども、これにつきましては、事業の規模あるいはその内容等によりまして予算等々も違いますし、ここは個別に案件ごとに検討していくということになろうかと思っております。ただ、先ほどの御質問にもありましたとおり、事業費の一部については受益者のほうに負担を求めるということになろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 以上で中村幸治議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時49分 休憩

---

午後1時30分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

○野中重男君 皆さん、こんにちは。

日本共産党の野中重男です。

水俣市政の発展を願って質問いたします。

国会では秘密保護法案が強行採決されて成立いたしました。この秘密保護法は国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の原理に反するものでありまして、審議が進むほどに反対意見が強くなる、そして慎重審議を求める国民の声は大きくなる、そういう中での強行採決でありました。

きょうの報道によりますと、撤廃を求める声が7割から8割に上っています。私もこれはそのとおりだというふうに思っているところです。

ところで、私は一連のこの間の動きを見ておりまして、国民のこの撤廃・廃案を求める声は非常に大きなものがあったというふうに思います。平和と民主主義を求める日本社会のエネルギーは本当に大きなものがある、改めて思いました。そして、私は今回の秘密保護法をめぐる強行採決やその後に行われるであろう消費税増税、あるいは政府が掲げる原発推進とか、社会保障の切り捨てとか、あるいは集団的自衛権だとか、こういうものは必ず国民との矛盾を進化させますし、矛盾は拡大していくだろうというふうに思います。この政策に未来はないというふうに考えています。

振り返りますと、第1次安倍内閣のときには、国民投票法とか、教育基本法の強行採決など二十数件が行われました。その後の参議院選挙で自民党は大敗しております。安倍内閣も退陣に追い込まれました。この暴走に私は未来はないと思いますし、国民はそういう選択をされるだろうというふうに思います。いずれ政治的な激動や危機が訪れるのではないかと、そういうふうに向かうのではないかとこのように考えているところです。

以下、国政のほうは大きな混乱もありますけれども、市政について質問をいたします。

1、宮本市長の在籍8年を振り返って。

①、退任を決断された思いは何か。

②、8年間で実現したものと残った課題は何か。

③、地方自治体は三位一体改革で交付税が減少し、また地方経済の低迷で個人市民税、法人市民税が減少するなどいわゆる自主財源が減っております。さらに社会保障費の地方自治体負担がふえるなど、どの自治体も財政事情は困窮していると思います。そのような中で水俣市は財政事情が好転し、市民の不安を解消しつつあると思います。どの指標で好転し、それを実現した取り組みは何か。

④、市長が市政運営で心がけてきたものは何か。

2、水俣病の全ての被害者の救済について。

①、市長は退任の会見で水俣病の取り組みは不十分であったと言われております。それはどのようなことか。

②、本年4月の溝口訴訟最高裁判所判決及び本年10月の水俣市の男性の公害健康被害補償法に基づく行政不服審査会の裁決ではどのような症状で水俣病と判断しているか。

③、1995年の政治解決での医療手帳及び今回の裁判や水俣病被害者救済特別措置法で交付されているいわゆる水俣病に関する各種の手帳所持者は、国民健康保険制度の64歳までで、65歳から74歳までで、さらに後期高齢者医療制度の75歳以上の市民の人たちの人数とその比率はどのよう

になっているか。

④、昭和44年12月以降に生まれた人たちは、水俣市特措法では救済対象外とされています。この年代の人たちでも臍帯水銀値が高い人がいることを承知しているか。

3、高齢者の入所施設の費用について。

①、65歳以上の人たちで認知症として行政が対応している市民は何人か。

②、月額1万5,000円以下の年金者は何人か。

③、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の入居者は、本人及び家族の所得によって軽減措置があるがどのような項目か。

④、認知症対応型共同生活介護施設のグループホーム入居者の費用は施設によって違うようであるが、軽減されない項目と介護保険からの拠出で軽減されている項目は何か。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 野中議員の御質問に順次お答えします。

まず、市長の在籍8年を振り返ると、水俣病の全ての被害者の救済については私から、高齢者の入所施設の費用については福祉環境部長からお答えします。

初めに、市長の在籍8年を振り返ってについてお答えします。

まず、退任を決断した思いについてお答えします。

先ほどの高岡議員にもお答えしましたが、私は10月の水俣条約外交会議と全国豊かな海づくり大会を終えてから身の振り方を決断することにしていました。2つの歴史的行事を無事に終え、次につなぐ足がかりができたと思いましたので、退任を決断いたしました。

次に、8年間で実現したものと残った課題ですが、市長1期目に私に課せられた最大の使命は、最終処分場の建設阻止でした。これにつきましては、市民の皆様方の力の結束によって阻止し、命の水源を守ることができました。2期目の取り組みは、経済が低迷する中での雇用創出であったと思います。私は水俣の個性である環境を軸に産業につなげ、豊かな暮らしを実現することに努めてまいりました。そのために、総合経済対策課を新設し、企業支援員や環境技術コーディネーターを配置しました。太陽光発電やエコハウス、地場企業新産業・雇用創出促進制度など、少しずつではありますが成果も出てきていると思います。また、湯の児・湯の鶴やエコパークのバラ園を中心に交流人口が増加しておりますし、市内のお店の方々に頑張っていただいているスイーツやシラス丼、ちゃんぽんなども非常に好評です。外部からの評価といたしましても、平成20年に国の環境モデル都市の認定、平成23年には日本唯一の環境首都の称号を取得する

ことができました。本市の取り組みが認められたことをうれしく感じました。

残った課題といたしましては、引き続き水俣病問題の解決があります。今後ますます被害者が高齢化しますので、医療に加えて介護や福祉面での支援充実も求められると思います。そのほかにも、少子高齢化などによる人口減少も依然として残る課題でありますので、今後より一層地域振興に取り組む必要があると思います。

次に、どの指標で好転し、それを実現した取り組みは何かについてお答えします。

好転した指標といたしましては、実質公債費比率、各種基金残高、将来負担比率、公債費比率、起債制限比率、債務負担行為額等があります。取り組みとしましては、まず、1つ目の実質公債費比率ですが、平成17年度決算では、17.7%と起債許可団体に落ちそうなぐらいの数値でした。そのような状況の中でしたが、公債費や市債の残高が増加しないよう計画的に起債発行額の抑制を図るとともに、過疎債などの交付税措置のある起債を活用し、平成24年度決算におきましては、実質公債費比率3.8%改善し、13.9%にいたしました。しかし、その間も学校施設の改修や耐震化を進めるとともに、経済対策としましては、例年以上の普通建設事業を確保してまいりました。

2つ目としましては、各種基金の残高の増加ですが、財政貯金の財政調整基金の残高が、平成17年度決算で10億9,181万9,000円だったものが、平成24年度決算で18億2,953万8,000円となり、約7億4,000万円の増加、減債基金が平成17年度決算では1億2,551万3,000円だったものが、平成24年度は5億2,738万2,000円となり、約4億円の増加、その他の特定目的基金が平成17年度で9億2,919万7,000円だったものが、平成24年度は14億6,167万6,000円となり、約5億3,000万円の増加となっております。基金残高がふえたのは、平成22年度に普通交付税の増加、市税収入の増加が一緒になるなど、外的要因に恵まれたところもあったのですが、職員数の削減による人件費の抑制等の歳出の削減、普通財産の売却による歳入増加など財政健全化を進めたことによるものです。

3つ目としまして、将来負担比率ですが、この指標は地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成19年度から算定されておりますので、平成19年度決算の将来負担比率を申し上げますと、121.2%となっておりますのが、平成24年度決算では52.8%となっております。これは、一般会計だけではなく、公共下水道事業特別会計、病院事業会計においても計画的な市債発行を行い、高利率の起債を補償金免除により繰り上げ償還し、市債残高を減少させたことによるものです。その結果としまして、起債の元金償還に係る一般会計から他会計への将来の繰り出し金の見込みが減少しました。また、先ほども述べました各種基金残高の増加も、数値改善に寄与しております。

次に、私が市政運営で心がけてきたことについてお答えします。

私は、市役所は市民の役に立つところと申し上げてきました。そのためには、職員みずからが

意識を持ち、仕事に対する力をつけなくてはなりません。もちろん、市長は市政の責任者でありますので、市の向かうべき方向性を力強く示すことに努めてまいりました。しかし、常に私から指示を出すのではなく、職員の考えや企画を尊重しながら取り組んでまいりました。細かい業務に詳しいのは私ではなく職員だと思っておりますし、市民と接する機会が多いのも職員であります。最終的な責任は私がつとるということを肝に銘じ、職員を信頼して一緒に仕事をするように心がけてまいりました。

以上です。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 答弁、ありがとうございました。

まず、最初に、新聞での市長の退任表明の記事を見られて、たくさんの市民の方から私のところにも電話だとか、直接お話しいただく方もありました。もっと続けてもらっていいのではないかという声その全てでありました。きょうの午前中の答弁や動きを見ていまして、もっと続けていただいていいのではないかという思いを強くしたところでもありました。しかし、退任の表明されておりますので、後の方にいろんなことを託していきたいという思いも持っておられるというふうに思います。それで、今、決断された思いとか、あるいは財政で改善したところだとか、あるいは残った課題だとか、あるいは市政運営のところだとか、それぞれ答弁していただきました。

それで、2回目の質問なんですけれども、同じく退任の会見の中で、新しい力で水俣を運営してほしいというようなことも言われました。午前中の答弁でもあったんですけれども、新しい力に何を託そうというふうに考えていらっしゃるのかというのが第1点であります。

第2点目は、今答弁があったんですけれども、最初の1期目の最大の課題は産業廃棄物処分場をとめたということをおっしゃいましたし、2期目の課題としては、雇用創出とか、あるいは再生可能エネルギーの活用だとか環境政策、福祉政策、教育政策なども進めてきたというふうにも言われました。残された課題もあるということもおっしゃいました。

午前中の市長の答弁の中で、どの地方自治体もこれからのまちづくりをどうするかということ考えておられる。その中で水俣が特徴とすべき、水俣らしいまちづくりは何かということで環境政策だということで、この間進めてきたというの也被言われました。それで、私は1人の人で全てが完成するというふうには思えません。あるいは5年や10年でそれが完成するというふうにも思えません。社会は常に発展しますし、それぞれの市や町あるいは都道府県にも特徴があるというふうに思います。人の意識も変わっていきます。それにあわせて多くの課題が残っている。特に水俣については、こういう課題が残っているということをしかり示されていくことが自分にできなかったことと、できたことをしかり総括されるということが、むしろ市政にとっては謙

虚な姿勢ではないかというふうに私は思っています。

残された課題は次の人に引き継ぐということになると思うんですけども、その1つなんだろうと思うんですが、ことしの10月の水銀に関する水俣条約外交会議で市長は挨拶をされています。私は文化会館大ホールの会場でこの話を聞きましたけれども、市長の政治姿勢を語られたんだなというふうに思いました。それは何かといいますと、おいでになった世界代表の方たちに向かって、命の大国を目指して国づくりをしてくださいというふうに言われたと思います。このメッセージは、何をお伝えになりたいと思われたのかということについて、2回目の質問としたいと思います。

3点目は、財政問題ですけども、10年前あたりから北海道の夕張市が財政破綻しているということもありまして、全国的に大きな社会問題になっていました。この財政破綻になった、あるいは財政破綻に陥りつつある実質公債費比率がどんどん上がっている。20%を超えている自治体もまだ全国にはかなりの数があるんですけども、そういうところの特徴は市民の暮らしや民生費、衛生費、教育費に多くのお金をつぎ込んだということではありませんでした。また、市民に直結するような公共事業を丁寧に、それこそきめ細かくやってきたということでもありませんでした。過大な箱物が次々とつくられていく、そういう中での破綻だったというふうに思います。こういう教訓も踏まえて、この間財政運営をされてきたんだろうと思います。実質公債費比率とか基金残高だとか、あるいは将来負担比率とかいうのを今答弁されたけれども、どの指標を見ても改善しているというのが改めてよくわかりました。全部メモできたわけではありませんけれども、ポイントについては私も理解できたところです。

ところで、冒頭の質問でも言いましたけれども、日本の全国の地方都市では、多聞に漏れず、水俣もそうなんですが、人口の高齢化が進んでいますし、企業の海外転出あるいは移転、経済の衰退、少子化による若年齢の減少など大きな問題を抱えているというふうに思います。水俣での外から入ってくる貨幣の一番大きなものは、高齢者の年金というふうに言われています。この地方都市が抱える問題を解決するには、政府の政策の転換しかないと思いますけれども、今後のことは新しい市政運営に委ねるしかありませんが、財政運営について、今後に望むものはどういうふうに考えておられるでしょうか、これが3点目であります。

4点目は、市長は今答弁いただいて、市役所は市民の役に立つところというふうに冒頭おっしゃいました。私が指示をするのではなくて、職員の知恵を出してもらうように進めてきたというふうに言われました。経済が疲弊する、あるいは閉塞感が広がるようなことがありますと、強いリーダーを求めるといふ風潮も社会にはあります。しかし、一人の人間の知恵は万人の知恵には絶対勝ちません。多くの人たちの知恵と蓄積と経験をどのように引き出すかというのが、私はトップの仕事だし、それでこそ市民の役に立つ市役所あるいは行政になるんじゃないかなという

ふうに思います。

市政運営の中でも職員が物を言えない、知恵があってもそれを出そうとしない、そういう雰囲気があれば、市民にとっては損失だというふうに思います。人は城というふうに言われますけれども、この市政運営の中で市役所の中で、あるいは外でもいいんですけれども、どのような人が育ってきたとを考えておられるでしょうか。

以上、4点お尋ねします。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、第1点ですけれども、市長は次の新しい力が水俣に必要ではないかと、新しい力に何を託そうと考えているのかというような御質問でございます。

また、先ほど高岡議員にもお答えいたしましたので、内容的にダブるかもしれませんが、やっぱり世の中の動きというのは非常に年々早くなってきておりますし、この動きの中で確かに情報を捉えて市民のために働くというには、まずはやっぱり高い能力が必要でありましょうし、また判断の仕方としても損や得で判断するのではなくて、うそかまことで判断する誠実な心を持った行動力というのが必要になってくるのではないかなと、そんなふうに思っております。

要は、水俣の自然、そして市民を守るために命と環境に特化した、いわゆる大切なまちづくりを展開してもらいたいなという思いは、先ほど申し上げたとおりでございます。

それから、水俣条約外交会議の挨拶で、経済大国でなくて命の大国を目指してほしいというようなメッセージを出しました。もちろんこの中身には、水俣病のような悲劇を二度と繰り返してはならないということが1つでございますし、またそういった命や環境をないがしろにした開発を行ってはならないと、そういう思いで述べさせてもらったところでございます。発展途上国も多く参加されておりましたので、やはり経済的な豊かさのみを求めた後に来るその危険さ、その悲劇というものを、我々はしっかり押さえながらいかなければならないのではないかなと、そういったことを考える機会にもしてほしいという思いでのメッセージを出したところでございました。

次に、財政運営の今後の見通しと今後に望むのはどういうことかということでございます。

財政状況というのは、御指摘のとおり、今後も厳しい状況が続くだろうと思っております。その中でやはり自主財源の確保も努めながら、無駄をなくしていく必要があるのではないかなと思っております。その中でも、住民サービスが低下しないように頑張っていく、これから特に市民相互の助け合いの精神というようなことも考えながら対応していかなければならないのではないかなと思っております。

それから、3つ目ですが、この間市政運営の中でどのような職員が育ったかというようなことでございます。私もよく外に市長という職で出かけてまいりますが、そしてよそのイベント、よ

その行事等を見ておりますけれども、ひいき目でなくて、水俣市の職員の動きは随分よそと違うんじゃないかなというような思いはしております。

今回の大きな2つのイベントにいたしましても、国や県に参りましても、水俣の職員の動きはすばらしかったと、すごいというようなお世辞ではなくて、本当に心からのそういう称賛の言葉を受けたところでございます。今回、商工会議所の青年部の会長会議もございました。終わった後で、役員の方々がお見えいただきまして、水俣市の職員が手伝ってもらわなかったら、本当に厳しい状況にあったかもしれないというような、職員を非常に褒めていただきました。大変うれしい思いで受けとめたところでございますけれども、職員はそういった多くのイベントを経験しながら、それなりに自分たちで段取りをとりながら、そして自分たちでそれをこなしていく、そういう力はすごく育ってきたんじゃないかなと思っておりますし、また外に向かっていろんな環境施策の中で発表していたりしている職員もおりますので、そういった面におきましては自主性も育ってきているのではないかなと思っております。

いずれにいたしましても、この職員の力に対しては改めて今の御質問で確認をさせていただきましたし、改めて職員に感謝を申し上げたいと思っております。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 今までの答弁の中で財政についても、あるいは今後の新しい力に望むもののところでも、概略語っていただいたように思うんですけれども、最後に質問したいと思います。

私も産廃運動に携わってきました。水俣で長く生きてこられた方が最近もこういうふうに言われました。水道の蛇口を開けば、安心して水が飲める。これこそ幸せなことはないということをおっしゃいました。それを目指しているいろんな運動をしてきたんだということもおっしゃって、私も改めて感動しました。

そういう意味では、今、市長が答弁でおっしゃった、環境を大切に人の命を大切にする、そういう取り組みが根本ではないかというような答弁もあったと思うんですけれども、これからあなたが新しい市政を担われるかわかりません。市長はどうせ2月にもう退陣されるんだから、何を聞いても一緒じゃないかというような声もあるかと思っておりますけれども、改めて、これから市政を担われる市長や役所や、あるいは市民の皆さんに託される思いについては、どのようにお考えでしょうか。

以上、3回目です。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 同じことの繰り返しになるかもしれませんが、やはり水俣市というところは、やっぱり命と環境を基盤に据えた水俣づくりを進めてもらいたいと、それは強く思いますし、水銀会議のときも外国の方々が水俣にお見えになりまして、お帰りになるときに、口々

に、あのエコパークからの海の様子を眺めながら、本当に美しいところだというような絶賛の歓談の声を上げてお帰りになりました。そういうことから見ましても、やはり水俣の豊かな美しい自然をしっかり守りながら、そして市民がこれからはやっぱり足りることを知る、そういう部分も念頭に置きながら、安心・安全で仲のよい水俣のまちづくりができたならなど、そのように思っております。

○議長（大川末長君） 次に、水俣病の全ての被害者の救済について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、水俣病の全ての被害者の救済について順次お答えします。

まず、水俣病の取り組みについての不十分な点でございますが、高岡議員にもお答えいたしましたとおり、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法成立の際、早期救済につながるの思いで地元の声を届けることに努めました。しかしながら、当時予測できなかった問題などが生じていますので、努力すべき点があったのではないかと考えているところです。

次に、本年4月の溝口訴訟最高裁判所判決及び本年10月の水俣市の男性の公害健康被害補償法に基づく行政不服審査会の裁決では、どのような症状で水俣病と判断しているのかとの御質問にお答えします。

まず、溝口訴訟最高裁判所判決では、昭和52年判断条件に定める症候の組み合わせが認められない四肢末端優位の感覚障害のみの水俣病が存在しないという科学的な実証はないと述べています。申請者は、昭和47年ごろから味覚鈍麻や手足のしびれ等を訴え、同49年8月、熊本県知事に対して救済法第3条第1項の認定の申請を行いました。同52年7月に死亡し、その後平成7年8月に認定申請を棄却する処分となったものです。

今回の最高裁判所では、症候の組み合わせが認められない場合についても、経験則的に照らして諸般の事情と関係証拠を総合的に検討した上で、個々の具体的な症候と原因物質との間の個別的な因果関係の有無等に係る個別的な判断により水俣病と認定する余地を排除するものとは言えないとあることから、申請者の病状及び関係証拠等を踏まえて判断されたものと思います。

次に、本年10月の水俣市の男性の公害健康被害補償法に基づく行政不服審査会の裁決では、溝口訴訟最高裁判所判決の基本的な趣旨を妥当と思料し、昭和52年判断条件には適合していないが、本人が指定地域内において、魚介類に蓄積されたメチル水銀（有機水銀）を経口摂取することによる神経系疾患（四肢末端優位の感覚障害）が認められ、現に生じた発症の機序を内在する客観的な事象として水俣病に罹患していることが確認されたということで、水俣病と認定することが相当であると判断されたものとなっております。

次に、医療手帳及び被害者手帳のそれぞれの人数及び比率に関する御質問にお答えします。

熊本県にお尋ねしましたところ、それぞれの手帳の年齢別の対象者数に関するデータ集計は行っていないとのことでした。特に、水俣病被害者救済特別措置法の該当者である被害者手帳につきましては、現在、申請者に係る救済対象者の確定事務を優先的に進めており、集計ができる段階ではないとのことでした。なお、国民健康保険の中では、被保険者のうち水俣病等の方で、実際に受診された方の数を把握しておりますので、その数字を上げさせていただきます。

これによりますと、平成24年分の各月平均数として、64歳以下の方では、被保険者数4,624人に対し1,021人、率にして22.08%の方が、65歳から74歳までの方は3,024人に対し1,334人、44.11%の方が、水俣病等に係る方として医療機関に受診されています。また、熊本県後期高齢者医療広域連合によりますと、75歳以上の被保険者数5,006人に対し1,945人、38.85%の方が同じく受診されています。

次に、昭和44年12月以降に生まれた人たちは、水俣病特措法では救済対象から外されている。この年代の人たちでも臍帯水銀値が高い人たちがいることを承知しているかとの御質問にお答えします。

平成22年に国立水俣病総合研究センター国際・総合研究部坂本部長ほか4人の研究者により、水俣地域における保存臍帯中メチル水銀濃度の時系列及び地理的分布に関する研究で、昭和20年から昭和64年までに水俣地域で生まれ、保存臍帯の提供に同意が得られた方及び過去に調査された事例を含め325人の臍帯メチル水銀値に関する研究がされております。結果としましては、総計の中央値が0.290ppmとあります。一方、同研究の非対象地域としての東京ほか5地域の平均中央値は0.0831ppmであります。また、藤野・高岡医師による慢性水俣病の臨床疫学的研究、チッソ・アセトアルデヒド工場操業停止後に出生した住民の神経症候によりますと、昭和43年5月のチッソ・アセトアルデヒド工場操業停止後に出生した不知火海沿岸住民117人のうち17人の臍帯が入手でき、メチル水銀濃度中央値は0.175、上下誤差が0.093ppmと報告されています。

以上です。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 私は、宮本市長8年の中で毎回この水俣病問題ずっと取り上げてきました。それは、この水俣病問題が、この地域にとっての最大の人権問題であり、これは世界的にも見過ごすことのできない課題が続いているという思いからであります。

それで、この水俣病問題について水銀国際会議でも安倍首相のメッセージがあったり、あるいは環境大臣や蒲島知事の挨拶もありました。この中で政府の責任や県の責任を全く触れない発言がありまして、これらを聞いていて、外国の人たちはどういうふうに思われたらうなというふうに改めて思ったところでした。

ところで、今答弁あったとおりなんですけれども、国保関係の受診者のところしか資料がな

いというふうにおっしゃいましたが、約1万2,000人くらいの国保加入者で4,300の方が手帳を持っていらっしゃるということですよ。これも非常に大きな数字だろうというふうに思っています。それで、不十分な点については当時予想できなかったことがあって、課題として残ったというふうに先ほど答弁されたんですけれども、この不十分な点については今後どうあってほしいというふうに思われるでしょうか、これが第1点目であります。

第2点目は、環境省なり熊本県が認定業務になっているんですけれども、先ほども数字を申し上げました4,860人の方たちについては、疫学的条件と公的検診で四肢末端優位の感覚障害が確認できたから手帳が交付されているんですよ。これは、今回の最高裁判決や、あるいは行政不服審査会の採決からいうと、水俣病として認められる人たちです。公的検診でそれぞれ四肢末端優位の感覚障害があるというふうになっているわけですから。この事実についてどういう認識を持っておられるのでしょうか、これが2点目であります。

3点目は、昭和44年12月以降の被害者のところについてであります。臍帯水銀値のデータについては、国水総研の坂本先生たちの論文だとか、あるいは藤野医師らがまとめた論文等の数字を今言われました。それで、私はこういうふうに思います。臍帯水銀値が高い人がいるわけですから、その人たちについて、臨床症状を診察してみないと、水俣病の症状があるか否か、行政では把握できないんじゃないかなと思うんです。だから、そういう臍帯水銀の高い人がいるわけですから、まず診察してみると、調査してみるとということが次に考えなきゃいけないことだと思いますけれども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

以上、3点です。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） お答えさせていただきます。

まず、第1点目の、不十分な点について、今後どのようにやってほしいと思うかということでございますけれども、私といたしましては、ぜひ今後も被害者の思いでありますとか、あるいは考え、そういうのもあらゆる機会にしっかり受けとめさせていただきながら、もっともっと国へ伝えていく、そういった実践もしなければならぬと私自身はそのように思っているところでございます。

それから、この判決からすると、手帳が交付されていると、したがってみんな水俣病として認められる人たちだと、じゃそういう事実に対してどう思っているかということでございます。

水俣病の認定制度というのは、長い歴史の中で、さまざまな判断基準とか、そういったものも示しているところでございますが、やはり救済されるべき人、救済すべき人はみんな同様に救済されなければならないと、そのように思っております。

それから、臍帯水銀値が高い人がいるとしたら、どうなのかということなんですけれども、通

常そうなんでしょうが、検査値が高い、異常を示した場合には診察するのが通例であろうと思っておりますし、臍帯水銀値が高い人につきましては、議員御指摘のとおり診察をしてみないとわからないのではないかなと、そのように思います。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 3回目の質問に入ります。

ところで、最高裁判決だとかが出て、環境省は認定基準だとか認定制度を変えるというふうには言っておりません。今回の行政不服の採決を受けて、どう対応をするのかというのが注目されているところですが、蒲島知事が12月6日、熊本県議会で思い切った発言をされています。納得のいく方針を示すべきだ。認定制度の改善とか、認定基準について、あるいは救済の中身についても納得のいく中身を示すべきだというふうに言われています。場合によっては、認定業務を返上をするということもあり得るということ言われておまして、大きく報道もされたところです。きょうの新聞によりますと、新潟の知事もほぼ同様の表明をされています。

環境省はこういうことを言ってるんですね。判決などは個別判断だから、救われない人はみんな裁判してくださいと言われるような、思えるような開き直りをしているというふうに思います。この姿勢は司法の判断をないがしろにしていると、行政として極めて無責任であって、三権分立で成り立っているこの国の根幹の制度そのものを、あるいはその中の行政責任を放棄するものだというふうに思うんですけれども、この辺についてはどのように思われるでしょうか。

2点目は、今答弁があったんですけれども、昭和44年12月以降の人たちについての行政のほうに資料をもっとたくさん集めると、そして救うべき人は救うと、この姿勢で臨むことが必要と思いますが、この点について改めて答弁をお願いできないでしょうか。

以上、2点です。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、第1点ですけれども、今回の判決につきましても、個別判断だから救われない人たちは裁判してほしいと、そういうような判決後の司法の判断をないがしろにした行政の非常に無責任な態度ではないかというような御質問だったと思います。

蒲島知事も発言をされています。知事の発言も私聞きながら、国や県の受けとめ方、あるいは対応にそれぞれ違いがあってはならないと、やっぱりそのように思いますし、救われるべき人が一日も早く救われるように努力をしなければならぬのではないかなと、そういうぐあいに思います。国や県においても認定基準の運用を検討されていると思いますが、被害者がとにかく納得のいく運用に努力をしていただきたいと、そのように思います。

それから、44年12月以降の人たちについても、もっと資料を集めて、救うべき人は救うと、そういう姿勢が大切ではないかということでございます。特措法にも議員御指摘の趣旨が規定され

ていると私は受けとめております。何度も申し上げておりますが、救済すべき方が全て救済されてこそ水俣病の解決ですので、この点も含めまして、残された期間ですが、国や県に対しても申し上げていきたいと、そのように思います。

○議長（大川末長君） 次に、高齢者の入所施設の費用について答弁を求めます。

宮森福祉環境部長。

（福祉環境部長 宮森守男君登壇）

○福祉環境部長（宮森守男君） 高齢者の入所施設の費用について、順次お答えします。

まず、65歳以上の人たちで認知症として行政が対応している市民は何人かとの御質問にお答えします。

平成25年9月末現在で、65歳以上の高齢者数は8,874人で、そのうち要介護認定者は1,959人です。その中で生活に何らかの支障がある認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上の方は1,121人となっております。

次に、月額1万5,000円以下の年金者は何人かとの御質問にお答えします。

65歳以上の方が受給する年金のうち、遺族年金や障害年金などに関しては非課税ですので、市では個別の支給額を把握しておりません。そのため、お尋ねのありました月額1万5,000円以下の年金を受けている方については、正確な人数をお答えすることができませんが、介護保険被保険者のうち、生活保護世帯の方と特別徴収が行われている方以外で、課税所得がなく、課税対象となる年金の月額が1万5,000円以下であった方を調べましたところ、平成25年7月の当初賦課時点で101人でした。

次に、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の入居者は本人及び家族の所得によって軽減措置があるがどのような項目かとの御質問にお答えします。

まず、入居した場合の利用者負担の主なものとしては、介護サービス費用の1割、食費、居住費、日常生活費があります。日常生活費を除く3項目には軽減措置がございます。介護サービス費用の1割については、1カ月に支払った介護サービスの利用者負担が一定の上限額を超えたときには、その超えた分が申請により払い戻されます。利用者負担上限額は、一般世帯の場合3万7,200円ですが、世帯全員が住民税非課税の場合2万4,600円です。そのうち、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方及び老齢福祉年金受給者の場合は1万5,000円、また生活保護受給等の方についても1万5,000円となっております。

次に、食費と居住費についてでございますが、3段階で1日当たりの負担限度額が設定されております。まず、第1段階としまして、本人及び世帯員全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者及び生活保護者は、1日当たりの食費が300円、居住費のうち多床室が無料、個室は820円になります。第2段階では、本人及び世帯員全員が住民税非課税で、合計所得金額プラス課税年

金収入額が80万円以下の方は、食費390円、居住費のうち多床室が320円、個室は820円となっております。第3段階は、本人及び世帯員全員が住民税非課税で第2段階以外の方が対象となり、食費650円、居住費のうち多床室が320円、個室は1,310円となっております。なお、課税世帯は、食費、居住費の全額が利用者負担となります。

次に、認知症対応型共同生活介護施設のグループホーム入居者の費用は、施設によって違うようであるが、軽減されない項目と介護保険からの拠出で軽減されている項目は何かとの御質問にお答えします。

認知症対応型共同生活介護のグループホームは、定員9人以下の個室制の共同生活の住居で、収容施設ではなく、居宅のサービス事業として位置づけられております。そのため食費と居住費は全額自己負担となっております。本市にありますグループホームの場合、食費が1日1,000円、居住費については家賃として月に3万円から5万円、その他光熱費等の負担があります。軽減される項目としては、先ほど答弁しましたように介護サービス費用の1割分については所得に応じた軽減措置が設けられております。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 人数についてはわかりました。それで、3番目に聞きました特養ホームあるいは介護老人保健施設、介護療養型医療施設の軽減措置のところについては、るる介護度によって軽減措置が違う、あるいは住民税非課税か非課税でないかというのでも違う、もう細かい計算式がありまして、これを一つ一つ言うと答弁聞いても何が何だかわからないというふうになりますから、大ざっぱで区切りたいと思います。

要するに、基本的にはこういう高齢者を扱う施設では介護サービス費、入居費、食費の3つが基本的な大きな費用負担としてあるんだと、今答弁あったように、今申し上げた3つのところについては、この3つの費用について、それぞれ所得に応じて、あるいは個室なのか多床室なのか、住民税非課税かどうか何かによって、費用が決められているんだというくくりでいいと思うんですけども、グループホームについては食費、入居費については介護保険適用されずに、適用されているのは介護サービス費だけですよね。介護サービス費についても症度によっていろいろと金額が違うというふうに理解していいと思うんです。

それで、2回目の質問します。65歳以上の高齢者で介護保険料が徴収されているんですけども、その中で滞納があって、徴収不納欠損を計上をしているのが介護保険の24年度の決算書でもあるんですが、おおむね400万円くらい請求して200万円くらいが滞納になっていて、今年度の予算でも約200万円くらいを不納欠損処理したというのが決算書の中に出てきています。この方たちは1万5,000円以下の人たちの納める保険料が蓄積されていっているんだというふうに理解していいのでしょうか、これが第1点目です。

2点目は、認知症患者さんたちの最適な施設はグループホームで、今後ここの必要性が高まってくるのではないかなというふうに思いますけど、いかがでしょうか。市の健康高齢課から、いろんな水俣市の介護保険安心ガイドというパンフレットをもらってきました。グループホームのところは名前もはっきりしてしまっていて、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）ということで、認知症対応のためにグループホームができてるんだというふうに言っているんですね。当市役所の判断も、このグループホームが認知症の方については最も最適な施設であるという認識をされておるかどうか、これが2点目であります。

3点目です。グループホームの入居者の1カ月の費用は施設によって違うと思いますけれども、おおむねどれくらいでしょうか、把握されている範囲で結構です。答弁いただきたいと思います。

以上、3点です。

○議長（大川末長君） 宮森福祉環境部長。

○福祉環境部長（宮森守男君） 介護保険で納付が困難等の理由で時効、または納付義務の消滅となり不納欠損となるのは普通徴収分となります。といいますのは、特別徴収分が年金から直接差し引かれますので、滞納ということはありません。

次に、グループホームの必要性でございますけれども、生活に何らかの支障のある認知症の方というのは1,121名、今水俣市にいらっしゃいます。この認知症問題は、医療・介護保険によって大変重要な課題として私どもも捉えとらえております。我々としましても、今の率からいきますと、いつ私たちがなってもおかしくないような現状というものはあるかと考えております。認知症の早期発見とか、認知症に結びつける体制の確立、議員が今おっしゃいましたグループホームを含めて認知症の軽度から重度まで、症状に応じた生活支援をどのように目指していくかというのは、現在医療機関、介護事業所、地域包括センター、地域住民など、緊急な連携のもとに包括的なケアのあり方について考えていく必要があると思います。これについては平成27年度から6期のひまわりプランができますので、来年策定に向けての作業を行い、その中で協議してまいる事項ではないかと考えておるところでございます。

また、グループホームについての1カ月の料金でございますけれども、本市にはグループホームがただいま6カ所あります。それぞれ設定金額が違いますけれども、家賃、食事、光熱費等の経費だけで考えますと、1カ月当たり6万6,000円から9万9,000円の幅で費用の設定がなされております。また、これには介護サービス費用の自己負担分でありまして1割分が加算されることとなります。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 今答弁いただいたとおりでありまして、私は1万5,000円以下の方が幾らかという

ふう最初に最初お尋ねしました、101人だと。国民年金の方たちの月額の年金額は平均で6万円ぐらいと言われております。市内の方でも月額2万円、3万円、4万円の方がかなりいらっしゃると思います。どれぐらいの年金をどれぐらいの市民の方が高齢者の方が受けていらっしゃるのか、できればそこまで数字が出せればよかったんですけども、これを出してもらうには大きな作業が必要だろうということで、今回あえて質問項目に入れませんでした。ただ、そういう方がいらっしゃるというのは事実だと思うんですね。

一方で、厚生年金の方では、それこそそれよりも少ない方もいらっしゃると思いますし、多い方もいらっしゃると思います。あるいは比例報酬部分だけが出ていて、そのうち基礎部分も出ていて、全額出るともつとふえるという人もいらっしゃると思いますし、全部合計してもやっぱりなかなかいろんな費用を拠出するのが困難だという方もいらっしゃるんだと思うんです。

それで、こういう人たちにもやっぱり、今ひまわりプランでいろんな協議をしなきゃいけないというふうに部長答弁されたんですけども、こういう方も自己責任で、若いころちゃんと職につかんかったからたいということでは、僕は済まされないんだと思うんですよ。いろんな条件の中で仕事につこうにもつけない方もいらっしゃるでしょう。あるいは、家の家業の農業なり漁業をついでいると、国民年金をかけざるを得ないということで、今に至っている方もいらっしゃるでしょう。さまざまな市民がいらっしゃって私たちのこの水俣市を構成しているんだというふうに考えると、そういうところまで含めてまとめてどうするのか、ということが必要なのではないかなというふうに思います。最後の手段としては生活保護を世帯分離して申請していただいて適用するという、そこで費用を見るということもあるのかもしれませんが、全ての方がそうなるわけではありません。ですから、ここは対策として必要性が出てくるんだというふうに思います。

それで、グループホームに入居した場合の費用について、今部長の答弁で、食費と入居費だけで市内6カ所に施設があって、おおむね6万6,000円から9万9,000円くらいというふうに話がありました。介護サービス費用はこの中に入っていないということだったですね。それで、私はグループホームを経営しているところに問い合わせしてみました。介護費用がそれなりにかかるんです。介護費用がそれぞれ2万7,000円前後、2万7,000円ぐらいかかるんです、1割負担でも、平均するとですよ。症度によってこれは変わってくると思うんですけども、それで、どういうふうな最終的な負担になるかという、それに最終的な負担じゃなくて、例えば6万6,000円に2万7,000円を足す、そして9万9,000円に2万7,000円を足す、それプラスおむつをつけられる人がいらっしゃったらおむつ代がおおむね1万円ぐらいかかるという話でした。

ですから、どうなるかといいますと、例えば9万9,000円のところに入っている方でいいますと、9万9,000円に2万7,000円を足しますと12万6,000円になりますよね。これにおむつ

が1万円かかったとしたら、そしてそのほかの雑費がかかったとしたら、月額13万円から14万円になるんですよ。厚生年金の方は一定自分の費用で払える力があるかもしれませんが。けれども、国民年金の方たちは満額出たとしてもこれは全然足りない、若い人たちが補助しなきゃいけないというふうになっちゃうんですよ。

むしろ、グループホーム、認知症対応型ではなくて、水俣市内にもある保健施設だとか、特養ホームだとか、そういうところは介護保険が介護サービス費だけじゃなくて、入居費だとか食費だとか、そのほかのところも適用になっていますから、これはこのグループホームについても介護保険の適用にすると。最初から介護保険制度が始まって、こういうグループホームができたときから、全くこれは適用になっていません。こういう措置をとっていかないと、現にグループホームに今60人弱の人が入所されているわけでしょう。そう考えると、認知症の患者さんが1,100人くらいいらっしゃるという話でした。こういう方たちの最適なホームはグループホームだろうというふうに考えますと、私は介護保険適用しかないのではないかなというふうに思います。

介護保険に適用すると、役所から出る給付費がふえる、給付費がふえると保険料を上げなければいけないというジレンマがあるんだというのがあるかもしれません。ただし、それはやっぱり介護保険制度そのものも変えるということを考えて、地方自治体でいろんな矛盾を抱えているところから、ちゃんと政府に物を言っていくというような姿勢が必要なんではないかなというふうに考えております。

それで、介護保険でグループホームのところについても介護保険サービスを適用すると、介護サービスだけじゃなくてですね、ということを進言されたらどうかというふうに思っているんですけども、考え方を聞かせていただいていいでしょうか。これを最後の質問にします。

○議長（大川末長君） 宮森福祉環境部長。

○福祉環境部長（宮森守男君） 介護制度につきましては、野中議員がお勉強されていますので、もう御存じのとおりでございます。いわゆる介護サービスはしますが、いわゆる65歳以上の方で1号被保険者が21%の負担はするんだという制度になっておりまして、それを水俣市の65歳の方みんなでその財源を確保して、その確保のために施設計画をつくり、そのひまわりプランの期間でお1人当たりの1号被保険者の保険税が決まり、それでその3年間を運用していくというのは議員が御存じのとおりでございます。それは現在、昨年から来年度までの第5期ひまわりプランの中で現在は国の制度であります、今の説明しましたグループホームの取り扱いとなっております。

この取り扱いをするためには、やっぱり介護保険及び65歳以上の方の1号被保険者の負担金まで含めたところで考えなきゃいけない大きな問題であると思いますので、これは国の助成等も考えながら、第6期のひまわりプランを来年考える中で、先ほど申しましたけれども、そういうこ

とで現在の1号被保険者の負担金が決まって、今運用している中では6期の中でどう考えていくのか、ぜひ来年度の見直しの中で検討する項目に入ってくるものと考えております。

○議長（大川末長君） 以上で野中重男議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明11日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時40分 散会

平成25年12月11日

平成25年12月第4回水俣市議会定例会会議録  
(第3号)

一 般 質 問

# 平成25年12月第4回水俣市議会定例会会議録（第3号）

平成25年12月11日（水曜日）

午前9時30分 開議

午後2時32分 散会

（出席議員） 16人

大川末長君	谷口明弘君	江口隆一君
田口憲雄君	高岡利治君	塩崎信介君
西田弘志君	中村幸治君	川上紗智子君
福田齊君	牧下恭之君	淵上道昭君
真野頼隆君	谷口眞次君	緒方誠也君
野中重男君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局次長	（田畑純一君）	（榮永尚子君）
主幹	（岡本広志君）	（深水初代君）
書記	（山口礼浩君）	

（説明のため出席した者） 13人

市長	（宮本勝彬君）	総務企画部長	（本山祐二君）
福祉環境部長	（宮森守男君）	産業建設部長	（門崎博幸君）
総合医療センター事務部長	（淵上茂樹君）	福祉環境部次長	（松本幹雄君）
産業建設部次長	（遠山俊寛君）	水道局長	（前田仁君）
教育長	（葦浦博行君）	教育次長	（福島恵次君）
総務企画部総務課長	（本田真一君）	総務企画部企画課長	（川野恵治君）
総務企画部財政課長	（坂本禎一君）		

○議事日程 第3号

平成25年12月11日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 谷口眞次君
  - 1 再生可能エネルギーの推進について
    - (1) 木質バイオマス発電事業について
    - (2) 太陽光発電について
  - 2 都市計画道路の見直し案について
  - 3 誘致企業立地促進補助金について
  - 4 集団フック化物洗口について
  - 5 グリーンスポーツみなまたについて
- 2 真野頼隆君
  - 1 全国豊かな海づくり大会と水産業振興について
  - 2 フードバレー構想について
  - 3 徳富蘇峰生誕150年記念事業と蘇峰・蘆花生家について
  - 4 歴史民俗資料館について
- 3 牧下恭之君
  - 1 市民の利便性について
    - (1) コンビニ交付について
    - (2) コンビニ収納について
  - 2 がん対策について
  - 3 教育問題について

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前9時30分 開議

○議長（大川末長君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（大川末長君） 本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

---

日程第1 一般質問

○議長（大川末長君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、谷口眞次議員に許します。

(谷口眞次君登壇)

○谷口眞次君 皆さん、おはようございます。

無限21議員団の谷口眞次です。

2日前に行われました共同通信社による緊急の世論調査によりますと、特定秘密保護法案の強行採決について、政府与党の姿勢は、適切だと答えた人は25.1%、適切でないと答えた人が68.5%となっています。内閣支持率も前月の調査から10.3ポイント急落し、47.6%となりました。国の政治が変われば私たち国民の生活も大きく変わります。ねじれが解消された安倍政権、決める政治が果たして凶と出るのか吉と出るのか、民主主義国家の日本国民が近いうちに判断するのではないのでしょうか。

さて、水俣に目を向けますと、去る11月17日、宮本市長は次期市長選挙に立候補しないことを表明されました。宮本市長は、1期目にして環境モデル都市の認定や産廃阻止という偉業をなし遂げられました。昨日の一般質問の中で決意された思い、そして今後の水俣への思いなど十分理解をいたしました。また、2期目には環境首都受賞、ことしは歴史に残る水俣条約の締結、全国豊かな海づくり大会などの成功、まさに環境に特化したまちづくりを進められ、環境で飯が食えるという水俣の実現に全力を注がれました。国内外に水俣を大きくアピールできたことは、水俣市民の誇りと自信につながりました。

どうか、宮本市長におかれましては、任期満了後は、御自身と、そして家族の皆さんへ感謝と安らぎの倍返し、いや100倍返しをしていただき、今後また違った目線で市の発展に対し御指導、御鞭撻をお願いしながら、通告に従い、順次質問をいたします。

1、再生可能エネルギーの推進について。

(1)、木質バイオマス発電事業について。

①、木質バイオマス発電事業の進捗状況について。

②、6月議会では、9月をめどに方向性を出すとのことだったが、おこなっている要因は何か。

(2)、太陽光発電について。

①、今年度の住宅用太陽光発電及びメガソーラーの設置状況について。

②、太陽光発電を設置できるような市有地の現状はどうなっているのか。

2、都市計画道路の見直し案について。

①、今回の見直し案はどのような検討がなされてきたのか、その経緯について質問します。

②、市民向けに説明会が開催されたが、その内容と趣旨は何か。

3、誘致企業立地促進補助金について。

①、株式会社田中商店に対する誘致企業立地補助金が4度否決されているが、原因をどのよう

に考えているのか。

②、これまで市は解決に向けてどのような努力をされたのか。

4、集団フッ化物洗口について。

①、水俣及び県下の集団フッ化洗口の実施状況について。

②、安全面の問題や教職員の多忙化に拍車をかけ、生徒と向き合う時間がますます少なくなると思うが、教育委員会としての見解について。

5、グリーンスポーツみなまたについて。

①、グリーンスポーツみなまたの今後の管理運営について。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 谷口眞次議員の御質問に順次お答えします。

まず、再生可能エネルギーの推進について及び都市計画道路の見直し案については産業建設部長から、誘致企業立地促進補助金については私から、集団フッ化物洗口について及びグリーンスポーツみなまたについては教育長から、それぞれお答えいたします。

○議長（大川末長君） 再生可能エネルギーの推進について答弁を求めます。

門崎産業建設部長。

（産業建設部長 門崎博幸君登壇）

○産業建設部長（門崎博幸君） 初めに、再生可能エネルギーの推進について順次お答えいたします。

まず、木質バイオマス発電事業の進捗状況についてお答えいたします。

9月議会でお答えしましたとおり、本件については企業誘致として市外企業の協力が得られるよう進めているところです。9月議会後も話し合いを重ねてきており、出資を検討している企業同士で事業の条件を協議する段階まで進んでまいりました。最終的な事業化の判断は諸条件の整理が終わり、事業採算性の確認がとれた時点になると考えております。市としましては、この諸条件の協議が円滑にまとまるように、JNCとも連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

次に、6月議会では、9月をめどに方向性を出すとのことだったが、おこなっている要因は何かとの御質問にお答えします。

本件に関しましては、当初は地元資本を中心とした設立を構想していましたが、年度途中で外部資本も対象にするよう方針転換を行ったところです。本事業は昨年からの検討していること

もあり、平成25年9月を方向性を示すめどと考えておりました。しかし、数十億円の大きいプロジェクトであることから、新たに加わる企業にも慎重かつ十分に御検討いただくための期間が必要であり、期間延長をせざるを得ないと判断をいたしました。

議員の皆様からは、かねがねスピード感を持って事業に取り組んでほしいとの御指摘を受けているところでありますので、民間の力をおかりすることでスピード感を持って進めていきたいと考えております。

次に、太陽光発電についてお答えします。

まず、今年度の住宅用太陽光発電及びメガソーラーの設置状況についての御質問にお答えします。

今年度の住宅用太陽光発電設置に対する補助金の申請件数は、11月までに55件で、最大出力の合計は277.4キロワットになっております。また、今年度のメガソーラーにつきましては、本年4月に民間事業者1社が自社所有地に約1.9メガワットの発電施設を設置しているところです。

次に、太陽光発電を設置できるような市有地の現状はどうなっているかとの御質問にお答えします。

いわゆるメガソーラー発電に利用可能な土地は、おおむね1万平方メートル以上が必要であると考え検討いたしましたが、現状どの土地も多額の土地造成費が必要になり、発電施設の設置については難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 答弁をいただきましたので、2回目の質問をいたします。

まず、木質バイオマス発電の進捗状況とおくれている理由ということで答弁をいただきましたが、諸条件の整理は一応終わったと、最終的には出資企業間での採算性の確認作業、市としてもJNCと連携をしながら進めていくということで今答弁をいただきました。それと地元からの資本ということと、また外部資本も今回対象としたということで、また数十億円のプロジェクであり、慎重な検討が必要であるということで延長せざるを得なかったというような答弁だったかと思えます。

私も先日、福島県会津若松市と白河市のグリーン発電会津及び白河ウッドパワー、直接は発電所には行けなかったんですけども、市の担当課の方にお話をお伺いしました。白河ウッドパワー、グリーン発電会津は、操業開始から特に問題ということもなく、経営状況は順調に來ていると、森林資源の有効活用や林業の非常に振興が期待できるということで、24時間稼働ということもあって、この安全・安定した供給ができて、今後は市の資源としても、それを使用予定であると、使用できるような体制を整えるということでした。水俣市においても、最終段階で大詰

めの努力をされているのかなと思いますけれども、そこで、2点ほどバイオマスについてお尋ねいたします。

これまで市の出資に関しましては、議会が大変懸念を表明していたところもありますけれども、市の出資について改めてどう考えているのか。また、出資するぐらいなら企業誘致として思い切って補助金を増額したりとか、そういったことがいいと思いますけれども、それが可能なのか、どう思われるか、1点お尋ねします。

それと、ことしの6月7日ですけれども、熊日新聞に八代市の日本製紙バイオマス発電計画に県から8億6,000万円の助成ということで、非常に有利な補助金を受けております。12月5日には消費税の閣議決定がなされまして、経済対策費ということで5.5兆円、事業規模18兆円を越す公共事業に重点配分ということで閣議決定がされておりますけれども、市も県と連携してこのような補助金を受けられるような働きかけをすべきではないかというふうに思いますが、どうお考えか、これをまずバイオマスについては2点お尋ねします。

それと、太陽光発電についての2回目ですけれども、設置状況につきましては、住宅用が11月まで55件ということで、21年、22年が大体40件ほどだったのかなと思いますし、23年には100件、それから24年度には86件、そしてことしが現在まで55件ということで、徐々に少なくなってきているのかなと。補助金関係のもありますし、高額であるということもあるのかなと思いますけれども、今後はまた少しずつ見直しをかけていく必要もあるんじゃないかなというふうに考えております。

それと、メガソーラーの設置も環境モデル都市の水俣としては、まだまだ他市町村に比べますと少ないのかなというふうに感じております。こちらに熊本県下のメガソーラーの設置状況について分布図がございます。県北の菊池、大津、荒尾とか集中してますし、八代も五、六件、それから錦町あたりも五、六件、稼働中と未稼働中のものがありますけれども、水俣が今2件ということで現在まで、天草も4件ほどございますが、そういったことで、水俣としてもどんどん推進していくべきだというふうに思います。12月6日の、御存じのとおり熊日新聞ですけれども、産廃計画の跡地にメガソーラーということで詳細に書いてございます。事業者はユニオンネット社ということで、10万坪の土地に15メガワット規模で、ほかにも公園とか温泉施設とか、あるいは飲食店を設置するというようなことで、事業費が60億円を超えるということになっております。

メガソーラーの設置場所としては、丘の上にもありますし、非常にいい環境であるというふうに思いますし、また民間企業の進出ということで大変喜ばしいところではございますけれども、御存じのとおり、以前の産廃処分場建設のときのような大規模な工事になりますと、やはり水俣の水がめというふうに言われているところがございますし、樹木の伐採による地下水への影響あるいはクマタカへの影響等いろんなことか以前懸念をされました。今回はそういった問題点はな

いのか、現状はどうなっているのか、また説明会での住民からの意見内容について、わかる範囲で結構ですので、お尋ねしたいと思います。

それと、太陽光発電でもう1点ですけれども、先ほどはメガソーラーの設置の話を伺いました。私たちは、先日、白河市の中小規模オーナー制の発電事業を行うというもので会派視察をしてきました。中学校跡地を市が貸し出して、市内業者を公募して太陽光発電事業を行うというものでございまして、校庭を6区画に分けまして、賃借料として市が年間150万円、20年間で3,000万円という賃借料をもって行うということで、売電収入は全6区画で年間1,200万円、そして20年間ですから、2億4,000万円という金が売電収入として入ってくると。市にもそういった賃借料が入りますし、20年間で約2億円以上の資金が外部から流入すると、そういうことで、地域の活性化にもつながりますし、また市内の公共施設や遊休資産の有効活用の観点からも、ぜひこのような事業を本市でも検討すべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

以上、全部で5点になりますか、済みません。よろしく申し上げます。

○議長（大川末長君） 門崎産業建設部長。

○産業建設部長（門崎博幸君） では、谷口眞次議員の第2質問のほうにお答えをさせていただきます。

まず、1点目が、木質バイオマス発電事業に関して、出資について懸念をしておられるが、今、状況はどうかということでお尋ねでございますけれども、先ほど答弁でもお話を申し上げましたように、現在では、いわゆる企業誘致という形で検討しておりますので、市のほうでの出資ということでは考えていないというような状況でございます。

一方、企業誘致として考える中では、こういった大規模なプロジェクトという形になりますので、ぜひとも市のほうに誘致をしたいというようなこともございますので、立地補助金の増額等も含め、今後、市としてどういった対応かできるのかというところを考えてまいりたいというところでございます。

それと、2点目、日本製紙に対して8億6,000万円ほどの補助金が出ているが、市として今後、県と連携したところでどうかというようなお尋ねでございましたけれども、報道にもありましたとおり、24年度の経済対策の一環ということで国・県を経由しまして、そういった報道がなされているのは承知をしているところでございます。

先ほど御質問の中にもありましたとおり、12月5日の日に消費税増税時に向けたというところで閣議決定をなされて、恐らくあしたですか、その補正予算案については閣議決定をされるというような情報も来ておりますけれども、その具体的な中身というのが、新聞報道等の情報しか我々も持ち合わせておりませんで、実際こういったバイオマスに活用できるメニューがあるのか

どうかというところがまだ詳細な把握をできておりませんので、そういった情報収集に努めまして、もしあれば機敏に対応してまいりたいということで考えております。

それと、3点目が、木臼野のメガソーラーの話について問題点あるいは事業説明会での内容はこういったものがあつたのかということですが、9月議会でも緒方議員の御質問にお答えをいたしましたとおり、この計画地の中には開拓道路がございまして、その払い下げについて市のほうが優先権はあるということで、その払い下げについて、今、事業者様のほうから、市のほうが優先権を排除するようというところまで御相談がっております。

先般、12月4日に湯の鶴の温泉保健センターで、15区の住民の方々を対象に説明会を事業者のほうからさせていただきました。出席された方々が45名ほど出席をいただきまして、その中の御意見といたしましては、計画の今の進捗状況でありますとか、事業者様が行われた現地調査の、こういった調査をされたのかといったような御質問、それと反面、御心配あられますように、今回メガソーラーということになりますと、森林伐採を伴いますので、そういったことでの生活水への影響を心配する声が多く聞かれたということで、また今後も継続する必要があるのかなと思っております。

それと、4点目が、再生可能エネルギーについて、福島のような事例を今御紹介いただきましたけれども、水俣市としてこういった取り組みができるのかということでございますが、当然再生可能エネルギーということに対しましては、市の政策とも十分合致をする事業でございますし、市の遊休資産等を活用することができれば、資産の有効活用あるいは外部資金の獲得というところまで、非常に有効な取り組みの1つであろうと思っております。

現在、太陽光を初め先ほどの木質バイオマスあるいは小水力等々も検討しているところでございますので、議員御提案のありましたような内容も含めまして、市民協働といった取り組みができないかというような仕組みづくりも踏まえたところで、今後導入の可能性を探っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 今答弁いただきました。話し合いについては、今後も継続してやっていきたいという答弁をいただきましたので、ぜひそのようにしていただきたいというふうに思っております。

企業と市民が平和的な話し合いを続けていくことがやはり肝要かなというふうに思いますので、ぜひよろしく願いしたいと思っております。

また、開拓道路につきましては、湯の鶴振興計画との兼ね合いがありますが、今後、市としてどう対応していくのか、その点が1点。

それと、木質バイオマス発電についても、近隣や他企業におくれをとらないように、出資企業

の関連もありますけれども、早急かつ慎重な決断が必要というふうに思うんですが、最終的にいつごろめどがつきそうなのか、これを1点。

以上、2点お尋ねします。

○議長（大川末長君） 門崎産業建設部長。

○産業建設部長（門崎博幸君） 第3質問についてお答えをいたします。

まず、1点目が、メガソーラーに関しての開拓道路の件でございますけれども、これにつきましては、議会あるいは地域住民の御意見も十分に踏まえながら、今後また慎重に判断をしてまいりたいと考えております。

2点目の、バイオマスの最終的なめどがいつごろつくのかということでございます。これにつきましては、企業誘致というような考え方の中で、相手様の意向が一番重要なところということでございますので、市が実施主体ということで実施をするのであれば、ある程度、めど的なものもお示しできるんですけれども、これにつきましては、相手方があられる中で十分な、慎重な検討が必要だと思っておりますので、この時点でいつということでは申しわけないんですが、明言はできないというところでございます。

○議長（大川末長君） 次に、都市計画道路の見直し案について答弁を求めます。

門崎産業建設部長。

（産業建設部長 門崎博幸君登壇）

○産業建設部長（門崎博幸君） 次に、都市計画道路の見直し案について、順次お答えします。

まず、今回の見直し案はどのような検討がなされてきたのか、その経緯についてとの御質問にお答えします。

本市の都市計画道路は、昭和11年に24路線が都市計画決定されましたが、昭和54年に大幅な見直しを行い、12路線に縮小されました。その後、平成19年に南九州西回り自動車道に関連して2路線が追加され、現在は全部で14路線あり、総延長が29キロメートルです。うち、4路線は改良済みで、残りの10路線は未着手の路線または未改良の区間がある路線となっております。

現在、全国の自治体におきまして、都市計画道路の見直しを行っておりますが、見直しが行われている背景には、近年の社会情勢の変化や都市活動の停滞などから将来交通量は減少傾向となり、計画自体の見直しが必要になったこと、また、長期間未着手・未改良となっている路線につきましては、計画地に都市計画法に基づく建築制限がかけられたままの状態であることが挙げられます。

そこで、本市におきましても、熊本県都市計画道路見直しガイドラインに基づき、今回、都市計画決定後20年以上経過した路線のうち、未着手及び未改良の区間がある8路線を抽出し、廃止や道路幅員の縮小などの見直しを行っているところであります。廃止を検討している路線は都市

計画道路名で申し上げますと、天神港町線の全線及び陣内白浜線、大黒月ノ浦線の一部区間、道路幅員の縮小を検討している路線は大黒江南線、古城長野線、古城月ノ浦線、陣内白浜線、天神八幡線であります。

次に、市民向けに説明会が開催されたが、その趣旨と内容はどのようなものだったのかとの御質問にお答えします。

都市計画見直しに係る説明会の開催は、都市計画法上の手続として、都市計画道路網の必要性について、住民の十分な理解を得ながら合意形成を図っていくことを目的として定められたものです。今回の計画見直しに当たっても、関係する道路管理者等と協議を重ね、見直し素案として取りまとめましたので、11月29日と30日に住民説明会を行ったところであります。

説明会の内容につきましては、都市計画道路の見直しの経緯、見直し素案の内容、今後の都市計画決定までの手続などについて説明を行っております。

○議長（大川末長君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 答弁をいただきましたので、2回目の質問に入りますけれども、見直し案の経緯につきましては丁寧に御説明をいただきました。昭和11年に24路線が決定された後、平成19年には西回り自動車道の関連で2路線が追加になったということで、今回の見直しは20年以上経過した8路線について廃止や道路幅員の縮小などの見直しを行ったということですね。それと説明会の内容・趣旨につきましては、都市計画法上の手続として住民の理解を得ながら合意形成を図っていくことを目的として定められているので、29、30日に経緯と見直し素案の内容を説明したということでございます。

先日の市民説明会は本当に大変お疲れさまでした。私もどうなのかなと思って、2日間参加をさせていただきました。参加者につきましては、寒かったせいかな、関心がないのか、ちょっとわかりませんけれども、初日が二十五、六名、2日目が十七、八名ということで、市民にとって大変な重要な事項でございますが、2日間で40名ちょっとしか来られなかったということで、全く周知徹底がなされていないんじゃないかなというふうに感じましたので、今後の周知方法とスケジュールについて、それをまず1点お尋ねしたいと思います。

それから、近年の総合計画には、都市計画道路は袋インターから3号線のバイパスのことぐらいしか記載してございません。他の路線については全く記載されていませんし、ぜひ総合計画にのせられるように具体的な計画をしていただいて、平成26年度、27年度ぐらいで予算措置はどのように考えておられるのか、それをお尋ねしたいと思います。

それと、予算の関係もあってなかなか検討するのは難しいのかなと思いますけれども、優先順位について、市としてどのように考えているのか。

また、今回の見直し案で、住居の移転とか、その件数がどの程度予測をされるのか。

以上、4件お尋ねをいたします。

○議長（大川末長君） 門崎産業建設部長。

○産業建設部長（門崎博幸君） それでは、第2質問のほうにお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、1点目が、住民説明会のほうがなかなか参加が少なく、個々の周知方法あるいはスケジュールについてはどう考えるかというような御質問でございましたけれども、基本的には都市計画法に基づいて今手続を進めさせていただいているところでございます。まず、平成23年1月にパブリックコメントを開催いたしまして、先般、11月の末に住民説明会を開催したということでございます。

今後、法的な手続で申し上げますと、まず、12月13日から27日にかけて、水俣市役所内におきまして見直し案の縦覧を実施することにしております。この素案に関しましては、水俣市民あるいは利害関係人であれば、どなたでも意見書を提出することは可能でございます。このいただいた意見書につきましては、年明け1月に開催を予定しております県・市の都市計画審議会の中で審議をさせていただくということになっております。

この審議会で議決をいただきましたならば、国・県等の関係機関の同意を踏まえまして、最終的には3月上旬に都市計画の告示というようなところで今スケジュールを立てさせていただいております。

それと、2点目、都市計画道路について、総合計画あたりにまだ明記がなかなかされていないのでというようなお話でございましたけれども、今回、見直しを進めておりますので、現在、審議を進めております第5次の総合計画の中に記載をするようなところで今調整を進めているところでございます。

今後につきましては、この見直された後の計画あるいはその各道路管理者での事業の計画等々がございますので、そういったところと連携を図りながら、優先順位の高いところを事業化の可能性を探っていくというような必要があろうかと考えております。

その優先順位の考え方なんですけれども、限られた予算執行の中でございますので、事業の重要性あるいは緊急性、効率性、そういったものを総合的に勘案をしながら優先順位を検討し、順次整備を進めていきたいということで考えております。

見直しに伴い、住居移転等がどの程度生じてくるのかというようなところでございますが、現在の見直しの素案の中では、あくまで図面上で線引きをさせていただいているというようなところでございます。今後、路線ごとにその着工に従いまして、事業説明会あるいは詳細な設定等を実施するというようになってこようかと思えますし、その時点で明らかになるかと思っておりますので、丁寧に事業説明会あたりで説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（大川末長君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 3回目の質問に入りますけれども、周知については、12月13日から27日までということで、市役所内で縦覧ができると、意見書も該当者はできるということで、1月の審査会を経て、3月に決定の告示をするということで答弁をいただきました。優先路線や家屋の移転については、重要性や緊急性を検討しながら今後検討していくということで、5次総合計画の中に入れていきたいという意向もいただきましたので、ぜひ、そのようにお願いをしたいと思います。

ここに県都市計画見直し案ということで、平成17年9月の分がございまして、ここにやはり先ほど答弁がありましたように、市民とのかかわり合いというのが、住民参加についてということで、いろいろ記載してございます。その中の一部ですけれども、住民の十分な理解を得ながら合意形成を図っていくことが必要ですと、それから、住民と行政の協働を基本とした見直しを進めていただくようお願いいたします。そして、住民参加の方法によって見直しを進めてください。それと、マスタープラン等の各種計画策定が予定されている場合には、適正な情報公開と住民参加のもとに相互に連携を図りながら、本ガイドラインの趣旨に沿った見直しを進めていただければというふうに考えていますということで、やはり住民のかかわりというのがかなり書いてございます。現実的にいきなり計画書が提示されたり、あるいは説明会を行われたり、移転先は自分で探してくださいとか、いろんな現実の面もなきにしもあるんじゃないかなというふうに思いますので、県の事業ですけれども、ぜひ、そういった市民の立場に立って、この計画を進めていただきたいなというふうに思います。

調査計画等の際には、この8路線別に、もちろん早目早目の地元説明会、特に家屋の移転などを余儀なくされた方には、ぜひ相談窓口等々を明確にさせていただいて、市としての対応を、相談窓口をつくっていただきたいなというふうに感じているところでございます。

優先順位につきましては、水俣市は湯の鶴、それから中尾山の観光整備、それから湯の児の観光整備等も進みまして、アクセス道路の整備も今後必要になってくるのかなというふうに思っております。

先日の説明会の中でも、平通りのことは数名の方から御意見をいただきました。平通りといいますと、大黒江南線ですけど、ここの整備がやはり優先度が高いのかなというのを感じましたし、さらに新制水俣高校の開校も間近ということで、そのようなことを考えますと、新制水俣高校付近、天神八幡線ですか、ここの道路、特に自転車走行が安全に通行できるような道路の整備を優先すべきではないかというふうに考えておりますので、これは提案としてこの質問を終わります。

○議長（大川末長君） 次に、企業誘致立地促進補助金について答弁を求めます。

宮本市長。

(市長 宮本勝彬君登壇)

○市長(宮本勝彬君) 次に、誘致企業立地促進補助金について順次お答えします。

まず、株式会社田中商店に対する誘致企業立地促進補助金が4度否決されているが、原因をどのように考えているのかとの御質問にお答えします。

本補助金の予算案が4度も否決されているのは、誘致企業立地促進補助金要綱の運用に係る問題ではなく、随意契約に関する覚書を交わしたことが一番の原因であると理解しております。私としましては、雇用の発生、土地賃借料、固定資産税など総合的に判断し、覚書を締結したものでありましたが、結果として、市民、業者を初め議員の皆様方に対しましても、不信感や混乱を招いたこと、また、私も覚書を交わしたことは適当でなかったと深く反省し、本年3月議会で責任をとらせていただいたところでございます。議員の皆様方には、この場をおかりして改めておわびを申し上げる次第です。本当に申しわけありませんでした。

次に、これまで市は問題解決に向けてどのような努力をされたのかとの御質問にお答えします。

本件に関しましては、議会より、覚書締結に係る問題に加え、地場企業が同種の新事業を行う場合、同じような補助金制度がないこと等、それも不信感や不公平感につながっているのではないかという御指摘をいただきました。これを受けて市としましては、地場企業向け補助金制度の創設、環境配慮型設備投資に係る融資への優遇制度を創設し、さらに、地場企業向け補助金制度をより活用しやすいように交付要件を引き下げるなど、これまで議会から御指摘のありました事項に誠意を持って対応してまいりました。特に問題となった覚書締結に関しては、本年1月に覚書を破棄したことにより、入札方法も従来の競争入札のまま変更することなく、同業者の方々へ不利益をこうむることもございませんでした。また、私自身の責任に対する処分も行い、同業者の方々へこれらの経緯説明をさせていただく等、何とか御理解いただけるよう問題解決に向けて対応してきたところでございます。しかし、残念ながら今日まで御理解をいただけていない状況に至っているところです。

本補助金の交付につきましては、本市への企業誘致活動及び地元企業による事業拡大など、今後の企業支援策全般を左右する重要な案件でありますので、今回5回目の予算計上になりますが、どうかこれまでの私どもの対応を御理解いただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長(大川末長君) 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 2回目の質問になりますけれども、今回で5回目の提案ということで、これまで長い間、時間をかけて、かんかんがくがく議論をしてまいりましたので、ここでは長くは申し上げませんが、覚書についてが一番問題であったということですね。それと原因やこれまでの経過について今答弁がございました。確かに市において同業者への調査の落ち度があったこと、説明不

足であったことは事実であります。覚書につきましても、1月に撤回がなされて、随意契約もされていませんし、同業者への不利益は与えていないということですね。しかしながら、配慮が足りなかったと、そして不公平性や市民や議会への説明不足など混乱を招いたことは事実であって、やはり3月議会に謝罪と減給について全会一致でこれは可決をされて、議員の理解もいただいております。また、株式会社田中商店は、水俣市の補助金を信じて協定を結び、事業を既にもう開始しているわけです。現在は、市は補助金を出さずして、先ほど申し上げられましたいろんな税収等の市民へのメリットを得ていることは、やはりこれは忘れてはいけないのではないのでしょうか。改めて、この補助金による市民にどのようなメリットがあつてるのか、これを1点お尋ねします。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） この補助金に対する市民にはどのようなメリットがあるのかということでございます。

御案内のとおり、この補助金の設立の要旨といたしますのは、新たな産業の創出と、それに伴う地元雇用の創出であります。雇用は喫緊の課題ということで取り組んできたところでございますけれども、そういった新規雇用の創出に加えまして、新たに今回、いろんな設備投資をされるわけですから、その設備投資に、あるいは操業による市内業者への経済的な効果というものも見込まれるのではないかなと、そのように思っております。

また、工場が倒産した後に、放置されている工場の跡地を今回利用されるわけですので、固定資産税でありますとか、あるいは市民税、県民税と、あるいは法人市民税などが増収となるメリットが考えられると、そういうぐあいに思っております。さらに、私どもが取り組んでおりますエコタウン事業の新たな環境産業として、特に事業が大きく広がっていくのではないかと思っております。順調に進めば本市における雇用もさらにふえてくるのではないかなと、そして、あわせてエコタウンの事業が活気づくものであらうと、そのような部分に市民の皆さん方のメリットがあるのではないかと、そういうぐあいに受けとめております。

○議長（大川末長君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 設備投資や固定資産税あるいは市・県民税、法人市民税、さらに雇用の非常に増大が期待されるということで、そのための誘致企業立地補助金であることは言うまでもありません。このようなメリットを既に市民は得ているわけですね。また、今後とも受けていくわけになるところですけれども、それなのに、この補助金を交付してないということは、どうしても私には納得できません。早急に出さなければいけないことじゃないでしょうか、最後にもう一言、市長の見解をお願いします。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） メリットを受けているのに補助金を交付しないのはどうしてかというような内容の趣旨だったと思います。

これまでの答弁の中でも何回もお答えしてまいりましたけれども、要項に合致しているのであれば、市として予算を計上するというのは、これは義務と私は判断をしております。また、これまでありました議会からの御指摘に対しましても、できる限りの対応をしてきたつもりでありますので、ぜひ、議会の御承認をいただきたいという思いで、今回も5回目ということでございますが、予算案を計上させていただいたところでございます。

○議長（大川末長君） 次に、集団フッ化物洗口について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 次に、集団フッ化物洗口について順次お答えいたします。

まず、水俣及び県下の集団フッ化物洗口の実施状況についてお答えいたします。

昨年12月の一般質問でもお答えしましたとおり、現在、水俣市内の小・中学校では実施をしております。県内では、阿蘇市の旧波野村で平成9年3月から2校で実施をしております。次いで、平成19年2月からは玉東町が3校で実施しております。平成24年度からの実施が4市町村11校、今年度からの実施が9市町村37校となっており、合計15市町村53校で実施していることとなります。実施率は熊本市を除いて12.8%となっております。

ことし9月から10月にかけて新聞等でも報道をされましたが、県の健康づくり推進課、県教育委員会体育保健課では、平成26年度末までに県内の全ての小・中学校で実施することを目指し、県内の未実施の市町村で説明会を開催しております。直近のデータによりますと、平成26年度実施予定は、熊本市を除いて38市町村287校となり、実施率は70%程度と予想されます。なお、検討中または未定のところは、本市を含む6市町村でございます。

次に、安全面の問題や教職員の多忙化に拍車をかけ、生徒と向き合う時間がますます少なくなると思うが、教育委員会としての見解についてとの御質問にお答えいたします。

10月に行われました県の健康づくり推進課、県教育委員会体育保健課の説明によりますと、1回のフッ化物洗口により、口に残るフッ化物の量は紅茶一、二杯分に含まれる天然のフッ化物の量と同量であり、安全性に問題はないとのことでした。誤飲をした場合、たとえ1人分を全部飲み込んでも心配はなく、急性中毒の可能性としては、体重30キログラムの児童の場合ですと、一度に六、七人以上飲み込まない限り心配はないとのことでした。このほか、安全性につきましては、厚生労働省のホームページで確認するとともに、全国でも先進的にフッ化物洗口を導入している新潟県に直接お尋ねをいたしました。新潟県では、現在、小学校63.4%、中学校29.6%の学校で実施されておりますが、昭和45年の導入以来、無事故であるとの回答をいただいております。

教育委員会といたしましては、谷口議員御指摘のとおり、教職員の多忙化に拍車をかけることにならないか、薬剤の準備や管理等の面から問題はないか等検討を重ね、慎重に協議していきたいと考えております。

○議長（大川末長君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 答弁をいただきましたので、2回目の質問をいたします。

昨年に続いて、私ももう数回、この件については一般質問を行っております。市内の小・中学校では、今のところ見送っているということで、今年度が9市町村37校で15市町村53校、熊本市を除き12.8%と、26年度予定は熊本市を除き38市町村で287校、70%が実施予定ということで、改めて驚愕の事実を知ったわけですが、市を含めて、あと未実施が6市町村ということで答弁をいただきました。安全面については、1回で口に残るフッ化物は紅茶の一、二杯分の量ということで特に問題はないと、誤飲しても六、七人分だったら安全だということをお答えいただきましたけれども、継続的に食べたり飲んだりして影響が出たのが水俣病なんですよ。そういったことを考えますと、水俣だからこそ、やはり、この薬品を集団で実施するのは私はいかかなものかなというふうに強く感じてるところでございます。

かつて、学校で行われたこの集団予防接種は現在姿を消していますが、相次ぐ事故の教訓がやはりそういうことをさせたのじゃないかなというふうに思いもいたしております。新潟では、これまで無事故だという報告もございましたけれども、やはり化学物質であるフッ素の健康への悪影響を心配する科学者あるいは医師がいる以上は、やはり集団でこのことを導入すべきではないというふうに考えております。公的機関が毒性がないから大丈夫だからということで、集団フッ素洗口を広げることは、私は時代に逆行しているのではないかなというふうに感じております。

しかも、これは許可制ということで、家の方に許可をもらってやるということですが、やはりそこには責任というものがどうしても出てきます。親が許可したから、あなたの責任ですよというわけにはいかないわけですね。やはり学校の責任は問われます。定期的にやはり微量でも蓄積されていくということですので、劇薬の管理あるいは飲み込みはしないかという、やっぱり先生の常に監視が必要ということになるわけでございます。ますます子どもと向き合う時間が少なくなっていくことはもちろんですが、やはり水俣病を経験した水俣だからこそ、慎重にやはり対応すべきだというふうに思いますし、調査結果では、夜、歯を磨いた後にうがいをするのが一番効果的という実験検証もございますので、どうしても必要であるならば、近所のお医者さんで個人的にやるとか、あるいは親の監視のもとでやってもらうとか、そういったことを学校が指導すべきじゃないかというふうに思うところでございます。

また、日本弁護士連合会から集団フッ素洗口の塗布の中止を求める意見書ということで、89ペー

ジにわたっていろいろなことを記載してございます。これを読むと時間がありませんので、また見ていただきたいと思いますけれども、それと、熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例というようなものを県でされておりますが、このことは、県民の歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって県民の健康の保持促進に寄与することを目的とするというふうになっておりまして、そのいろんな項目の中に、わずか3カ所ですか、学校等においてフッ素洗口が実施される場合は適切な実施のために必要な助言を行うものとするとかいうふうに、わずかこの長い条例の中で2カ所ぐらい入ってるだけなんです。全体的のわずかな1つなんですけれども、そういったことをやはり集団的に行うのはどうかなというふうに強く感じております。

繰り返しますけれども、どうしても必要ならば、そういった歯医者さんとか家庭で親の責任で行うとか、そういった指導を学校はすべきじゃないかなというふうに思いますが、今後の考え方について1つお尋ねしたいのと、それから熊本市を除く今報告がございましたけれども、熊本市の状況はどうなっているのか、その2点お尋ねします。

○議長（大川末長君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 親の責任でやったらどうかということが1つございましたけれども、本当は家庭でやっていただけるのが一番理想かなというふうには考えておりますが、現実的に考えていきますと、家庭任せということになれば、かなり実施するのに温度差が出てきて、うまくいかないんじゃないかなという気もいたしますし、当然薬剤を購入するということになりますので、実施率は当然低くなっていくというふうになっていくと思います。

それから、安全面の確保についても、それぞれ家庭の考え方に違いがございますので、非常にばらつきが出てくるということで、管理の面でも家庭で実施するというのは非常に課題が多いのかなというふうに思っております。

このフッ素洗口の目的というのは、もちろん虫歯を減らしていくということが大きな目的でございますので、虫歯の発生時期が一番多いのは、もう子どもの時期ですね。やっぱりそれを徹底させていくということになれば、どうしても集団的にならざるを得ないということで、当然学校に、その方向に向いてくるというふうに思います。ただ、今ありましたように、先生方の負担ですかね、実際は負担になるわけでございますけれども、ただ、フッ素の今までのやり方ですと、フッ素の試薬ですよ、分量をはかったり、あるいは分包したりというようなこと、非常にややこしい、非常に手間がかかるといいますか、そういう状況なんですけど、ことしの8月、厚生労働省が薬剤を承認をいたしました。これだと非常に簡単にできるということで、手間も省けて、責任ですね、安全性の確保という面からもかなり進んだというふうに言われておりますので、県もそれを今推奨しているというところでございます。

費用対効果あるいは健康面を考えていけば、最終的にはやっぱりやったほうがいいのかなとい

う、今感覚は持っておりますけれども、やっていくのは学校、先生方でございますので、十分な理解を得て、やっぱりやっていく必要があるんだろうというふうに考えております。

それから、熊本市の状況でございますけれども、熊本市は政令指定都市ということで、県の所管からも外れておりますので、独自に熊本市はフッ素洗口に取り組んでおります。一応、熊本は5つの区がございますけれども、それぞれモデル校を実は全部定めているわけではございませんが、二、三の学校でフッ素洗口のモデルに取り組んでいる、始めたというところがございます。

○議長（大川末長君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 ぜひ、教職員の皆さんと協議をしながら検討していただきたいなというふうに要望して終わります。

○議長（大川末長君） 次に、グリーンスポーツみなまたについて答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 次に、グリーンスポーツみなまたについてお答えいたします。

グリーンスポーツみなまたの今後の管理運営につきましては、平成17年度から平成25年度まで指定管理者制度で管理を行ってまいりましたが、来年度からは教育委員会で管理運営を行ってまいりたいと考えております。

今後のグリーンスポーツみなまたのあり方につきましては、時間をかけてもう少し協議をしてみたいというふうに考えております。そして今後の利用につきましては、宿泊キャンプ等の利用は考えておりませんが、日帰り遠足等の利用につきましては、現状のとおり利用できるように考えております。そのために草刈りの費用、あるいはトイレ清掃、浄化槽管理、さらに土地借上料等の最低限の管理経費が必要になるものと考えております。

○議長（大川末長君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 グリーンスポーツみなまたについて2回目の質問になります。

来年度から教育委員会で管理すると、今後のあり方について十分時間をかけて検討していくということで、日帰りはできるけれども、宿泊するキャンプは一応廃止にしたいという答弁だったかなと思います。常任委員会でも何度となく議題となりましたし、一定の役割を果たしたんじゃないかと、費用対効果を考えますと、指定管理の廃止も踏まえて今後の方向性を考えてほしいという議論もございました。

9月議会でも、西田議員のほうから、広く市民が活用できるような施設にしてほしいというような提案もございました。教育関連の予算ですから、費用対効果だけで判断したり片づけることはできないんじゃないかなというふうに私も思っております。一旦廃止してしまえば、荒れ放題になり、再開しようとしても、なかなかもとに戻せない、あるいは国への返還にも多額の費用が

必要となるということで、デメリットのほうもかなり大きくなるんじゃないかなというふうに考えております。

利用者が誰もいなくなったり、数が少なくなったりしますと、防犯あるいは防災面でも大変心配がされるところでございますけれども、これまで定期的に利用していただいている団体あるいは利用者に対して、ぜひ、これまでどおり活用していただいて、決して火を消してはいけないというふうに私も思います。予約制でもいいから、どんどん存続をしてもらって、いつでも利用可能ですよといった形で柔軟な対応をぜひとっていただきたいなというふうに思います。そのときは時間制でも管理者を雇用するとか、そういった方法もあるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ、よろしくお願いをしたいと思います。

2回目の質問は、キャンプの利用者を廃止した理由についてと、それから宿泊キャンプを行いたいという団体客が申し出があった場合にはどう対処されるのか。

それと、管理人が駐在、常駐しないということになりますと、非常にたまり場になるというおそれもございまして、防犯・防災上も大変心配をされます。どのような対策を考えているのか、それを1点。

そして、その対策費については予算が計上できるのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、3点目は、地域でやはり盛り上げることも、この対策の1つじゃないかなというふうに思いますけれども、アドプト制度での草刈りとか清掃などの環境整備等は考えていないのか。

以上、3点お尋ねします。

○議長（大川末長君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 廃止の理由につきましては、端的に申し上げますと、費用対効果というふうになると思います。利用者が急激に減少したと、これは芦北に青少年の家というのができまして、その関係でほとんど学校等の行事等については、そちらのほうに行かれているということで、利用がもう極端に減ってきたというのが1つ理由としてございます。それに伴いまして、予算の減額等によりまして、維持管理がうまくできなかったということがございます。それで、利用にまた悪影響があったというふうに考えております。

それから、宿泊キャンプ等々の申し出があればということだったんですけれども、これにつきましては、管理人を常駐させないということに、来年度以降ですね、しておりますので、シャワー等の使用もできないのかなというふうに思っております。ただ、キャンプをどうしてもしたいということであれば、その団体と個別に協議をさせていただいて、御納得の上で御利用していただくという形になろうかというふうに思っております。

それから、たまり場、犯罪の温床とかということもあるかなというふうに思いますけれども、入り口の扉というか、につきましては、車どめ等をして、中に入れないう、あるいは單車等も

入れないようにしたいというのと、大きな進入禁止の看板等も立てさせていただきたいというふうに思っておりますし、定期的な見回りも教育委員会としては何とかしてやっていきたいというふうに、今思っているところでございます。

以上でございます。

アドプトの話ございましたですね、公園、あそこは野外活動施設ということになっておりますけれども、アドプトで本当はやっていけたらいいのかなというふうには思っております。アドプトというのは、やっぱり単純に言えば、養子というか、養子制度で、里親制度みたいな感じなんですけれども、本当に我が子をかかわるように、地域の人あるいは関係の団体の方がそこを手厚く管理していくと、愛情を持って管理していくという、そういう理想的な実は制度で、今、都市計画のいろんな公園とか、あるいは桜の管理とかでやられておりますけれども、理想的にはそうなのかなという、新しい公共の考え方でいけば、本当はそういうことをやっていきたいというふうに思っております。その費用に関しては、市のほうである種助成をしていくという形が一番いいのかなというふうに思っていますけれども、それも含めまして、いろいろ検討をまたしていきたいというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 答弁をいただきましたので、ぜひ慎重に対応していただいて、決して火を消してはいけないというふうに感じておりますので、主なキャンプ場の使用団体等も6団体か7団体いらっしゃると思いますので、そこら辺の団体の方々と常にやはり会話を交わしながら、どのような方向性に持っていくか、ぜひ教育委員会としても検討していただきたいというふうに要望して終わります。

○議長（大川末長君） 以上で谷口眞次議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時39分 休憩

---

午前10時49分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、真野頼隆議員に許します。

（真野頼隆君登壇）

○真野頼隆君 皆さん、おはようございます。

自民党創水会の真野頼隆でございます。

先月17日に、宮本市長は、やめるのは今でしょうと突然3選不出馬の表明をされました。出処進退は12月議会だろうと思っていた我々にとっては、まさにじえじえじえの思いでした。これま

で宮本市長は日ごろから、市役所は市民の役に立つところと言われ、市民に対するおもてなしの心を大切にこられたと思っています。きっと残された任期期間中、立つ鳥跡を濁さずで、水俣市民のために倍返し働きをしてもらえらるものと期待したいと思います。

それでは、さきの通告に従い、順次質問してまいりますので、執行部の明快なる答弁をよろしくお願いいたします。

#### 1、全国豊かな海づくり大会と水産業振興について。

この問題に関しましては、私も当初よりかかわってまいりましたので、人一倍感慨深いものがあります。昨年は全国市議会議長会主催の皇居での天皇陛下御拝謁もありましたし、昨年の沖縄県糸満市での全国豊かな海づくり大会にも参加をいたしました。そして、ことしの本番、多くの人々が沿道を埋め、天皇皇后両陛下への熱烈奉迎は目をみはるものがありました。それだけ日本国の象徴である天皇陛下が国民に愛されているあかしでもあります。水俣に天皇皇后両陛下がおいでになり、よみがえった水俣の海を全国にアピールできたこと、そして、全国豊かな海づくり大会を機に水産業がますます振興していくことに大きな意義があるのではないのでしょうか。

そのことを踏まえ、以下、3点について質問します。

①、全国豊かな海づくり大会をどのように総括し、これからの水産業振興にどのようにつなげるのか。

②、しらすDONフェアが好評と聞くが、その実態はどうか。

③、アカモクを初めとする海藻加工品の販売促進はどうなっているのか。

#### 2、フードバレー構想について。

2期目を迎えた蒲島知事が県南地域振興のため、本年3月に立ち上げられたフードバレー構想は、水俣・芦北地域の第1次産業の振興はもちろん、6次産業化ということで大いに期待できるものであると考えます。6月に谷口明弘議員がこのことについて質問しましたので、概要はつかめました。また、何をどのように進めていくのか、本筋が見えてきません。

そこで、次の点について質問します。

①、7月末に県南フードバレー推進協議会が立ち上げられたが、協議会への参加状況と今後の日程と内容はどうか。

#### 3、徳富蘇峰生誕150年記念事業と蘇峰・蘆花生家について。

ことしは徳富蘇峰生誕150年に当たり、そして運よくNHK大河ドラマ八重の桜が放映され、郷土の偉人蘇峰・蘆花の人間像が広く国民に知られることは、我々水俣市民にとって最高の喜びであります。これを機に蘇峰・蘆花をしのび、水俣を訪れる人がふえるでしょうし、我々もまた蘇峰・蘆花の遺徳の検証を続けていかなければなりません。

そこで、以下、2点について質問します。

①、徳富蘇峰生誕150年を記念して、さまざまな事業が行われているが、その進捗状況とこれからの予定はどうなっているのか。

②、蘇峰・蘆花生家の入館料復活についてどう考えるか。

4、歴史民俗資料館について。

水俣には水俣病資料館はあっても、歴史民俗資料館はありません。我々議員は毎年行政視察を行います。どこの市に行っても、立派か立派でないかは別にして、歴史民俗資料館なるものはあります。この問題は幾度となく質問してきましたが、まだ実現の可能性すら見えてきません。

そこで、次の点について質問します。

①、歴史民俗資料館の必要性は十分認識されていると思うが、その実現のためのタイムスケジュールと予算の確保はどうなっているのか。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 真野議員の御質問に順次お答えします。

まず、全国豊かな海づくり大会と水産業振興については私から、フードバレー構想については総務企画部長から、徳富蘇峰生誕150年記念事業と蘇峰・蘆花生家について及び歴史民俗資料館については教育長から、それぞれお答えいたします。

初めに、全国豊かな海づくり大会と水産業振興について順次お答えします。

まず、全国豊かな海づくり大会をどのように総括し、これからの水産業振興にどのようにつなげるのかとの御質問にお答えします。

本年10月26、27の両日、育もう生命かがやく故郷の海をテーマに、熊本市、水俣市及び天草市の3つの会場で第33回全国豊かな海づくり大会～くまもと～が開催され、式典行事や放流行事、関連行事等が行われました。本市におきましても、この上ない晴天のもと、天皇皇后両陛下の御臨席を賜り、エコパーク水俣を会場に、海上歓迎・放流行事等が行われました。

本大会では、水俣棒踊り保存会による歓迎演舞から始まり、有明海、八代海、天草灘の漁船による海上パレードが披露され、本地域の特徴ある漁法を紹介されたほか、地元高校生の介添えにより、天皇皇后両陛下が、ヒラメ、カサゴの稚魚を御放流されました。また、天皇皇后両陛下は、放流行事に先立ち、水俣病慰霊の碑へ御供花され、御放流後は、水俣病資料館で語り部の講話にも鎮剣に耳を傾けていただきました。さらに、隣接する会場では、豊かな海づくりフェスタ2013と題して、うまかもんみやげもん市場及びふるさと芸能祭を開催し、水俣・芦北地域の魅力ある農林水産物などの特産品や地元郷土芸能などを多くの方々に発信することができました。ま

た、天皇皇后両陛下が新水俣駅からエコパーク水俣まで御移動なされる際は、市民を初めとする多くの方々が沿道に集まり、心からの歓迎をしていただきました。最高の奉迎であったと深く感銘しているところです。

このように、本大会は全体を通じて本地域の魅力ある水産業を初め、水俣の美しい海を全国に発信できた大変有意義な大会であったと思っております。本大会の開催を機に、これからの本市の水産業の振興に積極的に取り組んでまいりたいと考えているところです。現在は、水俣市漁協と協議を重ねている段階ですが、漁協からは、水俣の魚はおいしい、地元でとれたものをもっと地元で食べてもらえる取り組みを行いたい、組合員がとった魚を漁協でまとめて加工・販売する6次産業化を目指し、これからの担う若者たちのためにも仕組みづくりを進めたいとの前向きな御意見をいただいております。

本市といたしましても、若い漁業者が希望を持てる水産業を確立していくため、これまでの栽培漁業や海藻の森づくりの推進など、魚をふやす取り組みに加えて、例えば本地域で最も漁獲高の高いシラスについて、漁協や飲食業組合、観光団体等とも連携を図りながら、ブランド化に向けた取り組みを支援してまいりたいと考えております。

次に、しらすDONフェアが好調と聞くが、その実態はどうかとの御質問にお答えいたします。

全国豊かな海づくり大会を前にした本年2月に、水俣市漁業協同組合から水俣の海産物を広く観光客に知っていただきたいの思いをお聞きし、水俣市飲食業同業組合に協力を打診しましたところ、快くお引き受けいただくことができました。水俣の海産物として何を使うか、検討を進めた結果、一定量の漁獲量があること、観光客がお土産として求める素材であること、値段が安定していることなどを踏まえ、水俣市の漁獲高の半分を占めるシラスであれば主役にも脇役にもなれる素材であると判断し、みなまたしらすDONフェアとして開催することにいたしました。

初めて開催しました6月から7月までのしらすDONフェアでは、2カ月間で5,000食以上の食数を販売することができ、継続を望む声を多くいただくなど、好評のうちに終了することができました。また、全国豊かな海づくり大会とあわせて開催しましたみなまたしらすDONフェア秋では、12月8日に終了したばかりで集計ができておりませんが、秋のローズフェスタなどのイベントが重なったこともあり、春と同数程度の食数になると見込んでおります。

今後の展開といたしましては、シラス漁が春と秋に最盛期を迎えることから、引き続き年2回のしらすDONフェアを行うとともに、シラスを使ったお土産品の開発や、生のシラスを飲食店で提供できるような体制づくりを検討するなど、多くの方に水俣にお越しいただき、より多くの経済効果を出せるように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、アカモクを初めとする海藻加工品の販売促進はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

水俣市漁業協同組合における海藻の森づくりの取り組みは、環境の変化によって減少した海藻の生息する藻場を再生することにより、かつての豊穡の海を取り戻し、稚魚の生息環境を整えることを第一義的な目的として実施されております。この取り組みの中で、ワカメやコンブの養殖に加え、平成19年度にはアカモクの養殖にも成功されているところです。アカモクは、ホンダワラ科に属する海藻で、栄養塩に富む浅海が生育に適しており、長くなると約7メートルにまで成長します。地方によってギバサ、ナガモ等と呼ばれ、東北地方や京都府、福岡県などで食用として利用されており、食物繊維であるアルギン酸やフコイダン、各種ミネラルが含まれる健康食品として注目されつつあります。

水俣市漁協においても、試行錯誤を繰り返しながら加工品の試作が行われており、物産展イベント会場やショッピングモールの展示ブース等において試食販売し、好評を博したとお聞きしております。加えて、ことし7月に八代市で開催されました熊本県南フードバレー推進協議会設立記念大会での試食会において、御試食いただいた専門家により、内容量・設定価格の仕様変更の検討を前提としつつも、一定の評価をいただいたとお聞きしております。さらに、県南地域の農水産物の食材を使用した県南バーガーの食材の一つとして、熊本県、JA、漁協等が連携して開発が進められております。熊本県も近年、水産物としてノリ以外の海藻の有用性に着目し、普及に力を入れているところであり、海藻の増養殖の推進が県全体の一つの潮流となりつつあるところです。

水俣市漁協では、アカモクのほかにもアオサ、ヒジキの養殖に着手されており、今後も資源管理を行いながら、新たな加工品開発を視野に体制を整えていくお考えであります。本市としましても、水産業の振興のため引き続き支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大川末長君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 全国豊かな海づくり大会、市長・議長におかれましては、前日のレセプション、そして当日の式典、それと放流行事、本当に大変だったと思います。大変お疲れだったということをお聞きしたいと思います。そして、また、農林水産振興課の課長を初め担当の職員、少ないメンバーの中で精いっぱい頑張ってくれて、成功に導いてくれたことに私も感謝の意を示したいなと、そういうふうに思っております。

それでは、市長の今の総括なんですけれども、全体を通じて本地域の魅力ある水産業を初め水俣の美しい海を全国にアピールすることができた、情報を発信することができた大変有意義な大会であったと、今答弁をされたわけなんですけど、何をもってそう思われたのかということも、もう少し詳しくお示しいただきたいと思っております。これがまず第1点でございます。

それとですね、これからの水産業振興なんですけれども、若い漁業者が希望を持てる水産業を

確立していくため、栽培漁業や海藻の森づくりの推進、それと漁獲高の多い、シラスのブランド化の支援をしていきたいと、これは次のしらすDONフェアとも関係をするわけでございます。シラスの漁獲期が春・秋の年2回と、これも毎日常時とれるというわけでもないし、とれる日もあれば、また1週間ぐらいちょっととれない日もあったり、常に一定の量がとれるということであれば、その生の提供とかも常時できるかなと思うんですけども、私は、やはりこれを年間を通じてシラス丼を提供できるような体制、そのためには、やはり瞬間冷凍といいますか、急速冷凍、今、細胞を壊さない真空パックの急速冷凍、そういう技術が確立をされております。

そういうことで、急速冷凍機なるものを今後漁協としてぜひこれを取り入れたいということが、もしそういう要望が市に上がってきた場合に、ぜひですね、これ、幾らか補助をしていただきたいと思うんですけども、この点についてどう考えておられるのか、これが2点目でございます。

それと、このしらすDONフェア、非常に大成功だったというような答弁だったかと思いますが、できれば、水俣にはしらすDONフェアのほかにも、やはりB級グルメの水俣ちゃんぽん、そしてまたスイーツのまちづくりですね、今やっていますけれども、これを一緒に開催できないか、合同開催。私は、これを3つ一緒にやると、お客を呼べるんじゃないかなと思います。エコパークの広い場所がありますし、駐車場も十分確保できます。

そして、また、ことし商工会議所の青年部が全国大会をやったんですけども、あれだけの人々を呼んで、すばらしい大会ができたんじゃないかなと思っております。議員でも谷口明弘議員は一生懸命やられて、大変苦勞をされたみたいですが、1つのやっぱり大きな自信につながったんじゃないかなと思っております。やっぱり市を挙げてですね、そういう大きな、ビッグイベントを開催することにより、この水俣というのをもっともっと全国的にアピールできる、そういうチャンスにつながっていくんじゃないかなと思っておりますので、このしらすDONフェア、そして水俣ちゃんぽん、そしてスイーツ、このコラボによる合同開催といいますか、イベントの開催をぜひ、私も提案したいと思っておりますけれども、そういうような形で、やっぱり商工会議所を含めて水俣市も連携してやっていく考えはないかということをお尋ねをしたいと思います。

それと、4つ目、海藻加工品についてなんですけれども、アカモクに関しては、ショッピングモールでの試食販売や県南フードバレー推進協議会設立記念大会での試食において一定の評価は得てるということでございます。ただ、この水俣地域といいますか、熊本県でもそうかなと思っておりますけれども、アカモクを食するという文化がまだちょっと定着をしてないんじゃないかなと。東北地方とか京都府とか福岡県のほうではそういう文化があって、アカモクが常時食されてるということなんですけれども、まずは、もっともっとこのアカモクを食べる、そしてどうやって食

べるのか、やっぱりいろいろ物産展ではそういうふうに努力を漁協の関係者がされていますが、まだまだちょっと不十分ではないかなと思っております。

そのアカモクのほかにも、アオサとかヒジキとかですね、そういったものもございますので、何を中心に体制を整えていくかということもございますが、何かこの健康志向というのもありますし、海藻というのは、やはりそういった面でもこれからの商品に適してるのかなと思っておりますので、そこで、市として、海藻加工品の販売に関してどのような支援を考えておられるのか。

この4点について2回目の質問とします。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、第1点でございますけれども、第1点は、今回の全国豊かな海づくり大会によって具体的に水産業あるいは水俣の美しい海、そういったものをどのように発信することができたのかというような御質問だったと思います。

式典にももちろん私も参加させていただきましたけれども、まず、水俣第二小学校の子どもたちだったと思いますが、「生命かがやく故郷の海への誓い」ということで、第二小学校の女の子たちが水俣の海について、みんなの前で堂々と発表しました。また、水俣高校、それから合唱団みなただったと思いますが、「かがやきの海・八代海」という、皆さんの前で歌を披露したり、あるいはまたその式典の行事におきまして、漁業協同組合が環境大臣賞を受賞されました。今、議員からも御指摘がありましたように、栽培の漁業でありますとか、海藻の森づくり、そういったものが評価をされて環境大臣賞を表彰されましたし、また、放流事業の様子は全国にテレビ放映をされたということでも、随分全国的にも浸透したのではないかと思いますし、写真家の尾崎たまきさんの写真集も配布されたといったり、あるいはいろんなところで環境イベントを実施しております。その中でも、先ほどもありましたように、シラス料理のレシピコンテストのグランプリ作品の振る舞いがありますとか、あるいは地元の海産物の即売とか、そういったいろんな場面でそういう形で皆さん方にお知らせすることができたのではないかと、そういう意味では、全国的に水産の振興、それから、よみがえった水俣の美しい海というのは十分発信できたのではないかなと、そのように思っているところでございます。

それから、2つ目でございますけれども、希望の持てる水産業ということで、ぜひ若い者にたなげていく必要もあるだろうし、このシラスにつきましては、急速冷凍機等も今出てきていると、そういう意味で、漁協に対してそういったものを取り入れてもらったらどうかということ、それに対して市の協力はどうかというような御質問だったと思います。

今、非常に漁協のほうも特に力を入れて頑張っていると思いますので、ぜひ、その面につきましては、我々も積極的に応援をしていかなければならない、そのように思っております。

それから、もう1つ、水俣ちゃんぼん、シラス、それからスイーツの合同開催はどうかとい

うような御質問でございます。今、議員御指摘のとおり、非常に若い人たちが、そういう意味では積極的にやっていただいて、本当にありがたいと思っておりますし、感謝をしておりますし、その部分のところが非常に外に向かって広がってきているのではないかなと、そういう感触を持っております。そういう意味で、今おっしゃるような、ぜひ、そういったものを一堂に集めてやれば、もっとインパクトが強くなるんじゃないかなという思いをしておりますので、ぜひ、その辺も含めて、市を挙げて積極的に取り組めばなと思っております。

それから、第4点でございます。アカモクというのは一定の評価は得ているんだけど、文化ということに対してはなかなか定着がまだ難しいんじゃないかというようなところでございますが、このアカモクに対しましては、現在、直接の支援は市としては行っておりません。今回、そういう形で私もフードバレー構想の初回の会合に参りましたけれども、そのときも、アカモクも出されておまして、食された方の御意見もちょっと聞いたことがあります。私としてはかなり好評なところで、そういうふうを受け取ったところでございます。ぜひ、そういった面も含めまして、藻場の拡大でありますとか、あるいは海藻を食するガンガゼですかね、そういったものの駆除であるとか、あるいは加工施設のそういった部分にできるだけ頑張っていってほしいと思いますので、それには我々もお応えしなければならぬと思っておりますので、今後も支援できるところは精いっぱい支援をさせていただきたいと思っております。

○議長（大川末長君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 どうもありがとうございました。

今回の水俣での全国豊かな海づくり大会の放流行事に天皇皇后両陛下がお見えになったということで、市民の方からもですね、天皇皇后両陛下に会えてよかった、沿道で見れてよかったとか、やはりこういう機会というのは一生のうち一度あるかないかということだと思っております。そういった点では、非常に市民の方の感動といいますか、天皇皇后両陛下も本当に大変なのに水俣までおいでになられたということで、皆さんが元気をもらわれたんじゃないかなと思います。

水俣市民はもとより、津奈木、芦北、熊本県内から、あるいは鹿児島市からとか、いろんなところからこの日のために、天皇皇后両陛下に会いに来られたという方々もいらっしゃったというふうに聞いております。そしてまた、警備関係では、全国からの都道府県警の署員の方々が全国から来られてこの警備を担当された。沿道で待っている人々のために、注意事項とか、自分はどこどこ県警から来た何々ですと、熊本県は初めてでございます。何かいい土産を買って帰りたいんだけど、何がいいでしょうかとか、そういったことをいろいろ尋ねられたりとか、パトカーがずっと通ってみたいですが、あのパトカーが通ると、あと10分ですよとか、5分ですよ、3分ですよとか、そういうことをいろいろ言われながら、何とか退屈させないように、そういうコミュニケーションを市民の方ととっていたのを、私も帰りのほうで、またお見送りをした

んですけれども、そのときにそういうことに遭遇しまして、非常に印象的なそういう思いを受けました。

そこで、天皇皇后両陛下が水俣においでになって、水俣市民が元気をいただいたということもある1つの大きな意義ではないかなと思います。市長としては、このことについてどう考えられますかということも1点ですね。

それと、もう1点が、水俣の魚というのは、私は本当に日本で一番安全な魚じゃないかなと思っております。というのが、毎年、水俣湾の魚は検査を受けているわけですから、その中で異常ないと、そういうことが一番魚を食べる人にとっては、そういう安全・安心な魚ではないかなと思っております。

ほかの、例えば今の福島の問題とか、そういったものを考えてみると、向こうのほうでも、そういう検査は多分にやられてると思うんですけれども、逆に、だからそういう検査をやられてるから安心・安全じゃないかなと、その辺のところ、もっと水俣の魚のそういうアピールというのをもっともっていただきたいと思うんですが、この点についていかがでしょうか。

この2点について3回目の質問とします。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、天皇皇后両陛下に水俣にお越しいただいたときの意義を市長はどう受けとめているかということだったと思いますが、今、議員のほうからる説明がございましたけれども、議員と全く同じような受けとめ方をしております。私個人的には、天皇皇后両陛下とお会いして、何か、特に皇后陛下のほう近くでいろいろお話もお聞きしたりしたんですけれども、やっぱり何か日本国民の全ての悲しみとか、あるいは苦しみとか、そういったものをやっぱり自分の苦しみや悲しみとして受けとめていらっしゃるのではないかなという思いもしましたし、うれしいことに対しては一緒になって国民と喜んでいらっしゃる、そういう姿に触れたのではないかなと、私はそのように思っておりますし、まさにそういう姿がああ崇高な姿につながっているんじゃないかなというような思いもしたところでございます。

水俣市民を初め多くの方々が元気をいただきましたし、何事にもかえがたいという、そういう感動を市民は受けとめることができたのではないかなと思いますし、まさにあすへの希望につながるができる、そういう勇気も与えていただいたのではないかなと思っております。同時に水俣市民が、何か一瞬のうちに、瞬間に1つになったなというような感じも受けとめたところでございました。

お送りの際ですから、この前も申し上げましたけれども、大川議長と一緒に送りさせていただきます。やっぱりそのときも水俣市民に対する非常にお心遣いの言葉もいただきましたし、水俣市民を本当に御心配されることもありましようし、奉迎に対する感謝の気持ちもあらまし

たでしょうけれども、そういう意味で、非常に水俣市に目を向けていただいたことに対して、今後、できるだけ御恩返しみたいなことで具体的に進めていかなければならないかなと、そういう思いもしたところでございました。

それから、次にもう1点が、水俣の魚がむしろ今は一番安全じゃないかと、もっともっと水俣の魚をPRすべきじゃないかということでございます。組合の漁協長も初め、いろんな形で今後の取り組みについて、うちの担当と一緒に今検討しているところでございますので、ぜひ、そういった面も含めまして、全国にPRできるように、そういうものも含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（大川末長君） 次に、フードバレー構想について答弁を求めます。

本山総務企画部長。

（総務企画部長 本山祐二君登壇）

○総務企画部長（本山祐二君） 次に、フードバレー構想についてお答えいたします。

7月末に県南フードバレー推進協議会が立ち上げられたが、協議会への参加状況と今後の日程と内容はどうなっているのかとの御質問にお答えいたします。

本年7月30日に熊本県と水俣市、八代市、人吉市を含む県南の15市町村で構成するくまもと県南フードバレー推進協議会が設立されました。協議会の入会状況ですが、11月30日現在で会員数449名となっております。そのうち、県南地域にある事業者などである正会員が345名、県南地域外からの入会者が104名となっております。また、正会員の345名のうち、水俣市内からは26の事業所等が入会されており、業種としては、農林水産業、食品・飲料製造業、飲食業、食品の卸売・小売業、その他製造業、研究・教育機関、行政機関などであります。

次に、今後の日程と内容についてお答えいたします。

7月30日の当協議会の設立後、9月24日から6次産業化に向けた研究会の支援事業の募集が開始され、11月に締め切られたところであります。また、10月25日から当協議会のホームページが開設され、随時情報提供の機能強化をされているところです。さらに、11月6日には、人吉市で講演会、個別商談会、異業種交流会が開催され、水俣からも参加をしているところです。また、来年3月に千葉市の幕張メッセで開催されますフーデックスジャパン2014への出展に向け、本年11月から3回に分けて勉強会が開催されており、水俣市からも出展する予定であります。その他セミナーなども年度内に開催する予定であり、本市としても多くの市内の事業所などに会員となっていただき、また、当協議会の各種事業を有効に活用してもらえるように、今後とも引き続き周知や支援など積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（大川末長君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 2回目の質問をします。

1点目ですけれども、6次産業化に向けた研究会の支援事業の募集が締め切られたということでしたが、その支援事業の中身と応募件数は何件ぐらいで、その中に水俣市からの応募もあったのか、これがまず第1点ですね。

2点目なんですけれども、去る10月3日に八代市でフードバレー構想についての蒲島知事と八代市の農業生産者及び加工業者による対話集会が開かれております。その中の意見として、いい商品ができ上がって、全国に販売したくてもバイヤーとの人脈がなくて困ることが多いとか、また、地域資源は豊富なんだけれども、加工品に物語性などを付加するのが難しいなどの意見が上げられております。そこで、水俣の主要産物といったら、サラタマ、デコポンを初めとするかんきつ類、お茶かなというふうに私思ってるんですけれども、これらの農産物の中で、どの農産物に絞って、例えばフードバレー構想を進めていこうとするのか、あるいはその辺のところの一定の方向性というものをやっぱり示すべきじゃないかなと思うんですよ。その点についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

それと、3点目が、来年の3月に幕張メッセで開催予定のフードデックスジャパン2014、この催しというのはどういったもので、また水俣からも出展をされる方がいるというふうに今答弁されましたが、どこなのか。

この3点についてお尋ねします。

○議長（大川末長君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 真野議員の第2の御質問にお答えさせていただきます。

まず、最初の研究会の事業の内容と応募状況についてお答えさせていただきます。

この研究会と申しますのは、この協議会の中で会員の方が新たなビジネスや商品の創出、高付加価値等に向けて研究・交流を図ることを目的に研究会をつくっていただくと、そこで事業実施していただくという形で設けられております。

今年度ですけれども、この研究会つくりまして、2つの新事業というのを設けてございます。1つが、研究会の設置運営支援事業として、これは初歩的な活動分についてですけれども、1研究会につき上限10万円と、そして、もう1つがですね、具体的な成果が見込まれる分として研究会活動強化支援事業として、こちらについては上限が50万円となっております。

この募集につきましては、本年の11月5日で締め切られており、4団体の研究会の申請がありました。承認をされております。この4団体につきましては、八代市から3団体、あさぎり町から1団体ということで、残念ながら水俣市の団体からの申請はあっておりません。なお、現在2次募集中ですので、その締め切りが来年の1月14日となっておりますので、できれば、手を挙げていただければというふうには思っております。

次に、第2質問のですね、市の農産物もいろいろあるけれども、一定の方向を示すべきじゃないかなという御質問についてでございます。会員になってるところ、なっていないところ、いろいろあるかもしれませんし、また現在ですね、こちらについて、市のほうで一定の方向というよりは、やはり入っていただいている会員さんを含めたところで、団体等も含めて、できれば、いろんな検討していただけないのかなと。そうなりますと、いろいろうちのほうも動きやすいんじゃないかと、どちらが主体となるべきか、それも含めまして今後検討させていただきたいと思っております。

それから、フーデックスジャパン2014の件でございますけれども、先ほど答弁でもお答えしましたが、これにつきましては、来年の3月4日から7日間にかけて千葉県の幕張メッセで開催される、アジアにとりまして最大級の食品・飲料専門展示会ということでございます。これにつきましては、食品メーカー等と食品販売業者等の取引マッチングの場という形で設定されております。また、3,000社を超える食品メーカーが自社ブースを構え、商品を展示すると、また、訪れる食品販売業者約7万人が商品の探索に訪れるというふうにお聞きしております。その中に、熊本県南フードバレーコーナーを設置して、そこに出演者ごとのスペースをつくる計画になっております。

先ほども申し上げましたけれども、全体では県南フードバレー協議会では12団体ですが、そのうち水俣市では3団体、これにつきましては、福田農場ワイナリーさん、JNCさん、水俣環境テクノセンターさんが出展する予定となっております。この出演者に対しましては、いろんなセミナー等を開催して、その出展に向けて準備を行っていただいているところでございます。

以上です。

○議長（大川末長君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 このフードバレー構想という、どうしても農産物にターゲットが絞られているようなそういう感じがするんですよね。八代なんかはトマト、ショウガ、晩白柚、人吉のほうに行くと、いろいろそういう球磨焼酎とか何かそういったものかなと思うんですよ。でも、私、水俣では、先ほども、シラスのことを言いましたけれども、シラスとか、あるいは海藻ですね、そういったものの水産物のやはりフードバレー構想というのを考えてもいいんじゃないかな。別にこの水俣・芦北だけじゃなくて、八代、不知火海沿岸や天草を含めた中で、水産物のフードバレー化というのを、やはりほかの地域、環不知火海で連携を図りながらやっていくというような、そういうことも考えるべきではないかなと思いますが、この点についてどう思われるか。

これを3回目の質問としたいと思えます。

○議長（大川末長君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） この協議会で農産物、特に水産のほうも考えてほしいというよう

な御質問だったかと思えます。

先ほど水俣市のほうで26ですか、協議会のほうに参加されているということでお話ししておりますけれども、当然これは漁協も含めたところの水産関係の方も入っていらっしゃると思います。このフードバレーの記念設立大会でも試食会等、アカモク等を行っているというのもございますし、食材バーガーとしても今検討されているところでございますので、今後、まだ具体的にいろんな動きもあろうかと思えますので、その段階で積極的に支援していきたいというふうに考えております。

○議長（大川末長君） 次に、徳富蘇峰生誕150年記念事業と蘇峰・蘆花生家について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 次に、徳富蘇峰生誕150年記念事業と蘇峰・蘆花生家についてお答えいたします。

まず、徳富蘇峰生誕150年記念事業の進捗状況とこれからの予定についてお答えいたします。

徳富蘇峰生誕150年については、ことし3月15日の徳富蘇峰生誕150年記念式典を皮切りに、今年度は、5月26日に徳富一家を偲ぶバスツアーを実施し、熊本県内の関連施設をめぐるしました。夏休み期間には、浜義塾と銘打って、蘇峰・蘆花生家の2階研修室を小・中学生に無料で開放し、読書や勉強の場として提供をいたしました。

また、特別授業として3回の蘇峰教室を開き、蘇峰先生の生前の映像や音声を視聴したり、蘇峰先生の手形の掛け軸や近世日本国民史に触れたりする授業を実施しました。11月2日の徳富蘇峰顕彰会では、中村青史元熊本大学教授の記念講演、中村先生と井上智重熊本近代文学館長との対談、蘇峰先生が最後に帰郷されたときの映像を上映し、蘇峰先生をしのびました。また、11月20日、26日、12月4日に県教育委員会と共催で実施したくまもと県民カレッジサテライト教室では、郷土の偉人徳富蘇峰の生き方に学ぶをテーマに、藤川博昭徳富記念園館長、半藤英明熊本県立大学副学長、猪飼隆明大阪大学大学院名誉教授を講師として講座を開いております。

これからの予定としては、来年3月15日に、市内にある蘇峰の記念碑を訪ね歩くウォーキングイベントを開催し、午後からは自主文化事業として、講談師一龍斎貞花さんによる講談、徳富蘇峰物語を開催する予定としております。

この1年間、さまざまなイベントや顕彰事業を実施してまいりましたが、蘇峰先生の功績は市民にまだまだ周知していく必要があると思えます。今後も、水俣市蘇峰会と連携・協力して、蘇峰先生の顕彰・啓発を引き続き実施してまいりたいと考えております。

次に、蘇峰・蘆花生家の入館料復活についてお答えいたします。

蘇峰・蘆花生家については、近年、入館者が年々ふえている状況です。入館料が無料のため、団体客やバスツアーでの入館者もふえる一方、休館日の月曜日に開館してほしいというバスツアーの要望があり、その時間帯だけ開館して案内することもあります。近隣の類似施設のほとんどが入館料を取っている中、無料で入館者の案内を行ってまいりました。NHK大河ドラマ八重の桜の放映により、蘇峰先生への注目がさらに高まり、来館者もふえるのではないかと期待しております。

議員御指摘の入館料の復活につきましては、当初は有料になっておりましたが、平成16年度から無料で入館になっております。改築をされましてから20年になり、建物の維持や管理について相当の費用を要しておりますので、今後の入館料の徴収について再度検討していくことも必要かと思っております。

○議長（大川末長君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 徳富蘇峰生誕150年ということで、さまざまな企画を展開されております。あと来年の3月15日がもう最後かなとは思いますが、そのときにですね、できたら、八重の桜、もうすぐ終わるかなと思うんですけども、今その八重の桜に蘇峰役で出ています中村蒼さん、それと、蘆花役の太賀さん、このお二方をぜひ、3月15日の講演会といいますか、講壇とかありますが、そのときにぜひ呼んでいただいて、撮影秘話とか、蘇峰・蘆花の人物像をどのように捉えて演じられたのかということで、そういう話が聞けたらなと思っております。市民もそういうのを非常に楽しみにされてるのではないかなと思っております。そしてまた、そのお二方も、水俣は多分訪れたことはまだないでしょうし、そういう蘇峰・蘆花が生まれ育ったこの水俣の地というものに来られて、蘇峰生家、あるいは蘇峰記念館でそういったもの、いろんなものに親しまれたら、物すごくこれからの役づくりというものについても非常に勉強になるかなと思います。そういったことで、このお二方を3月15日の講演会のときに呼ぶことはできないのか、これをまず、第1点目に質問したいと思えます。

それと、蘇峰・蘆花生家の入館料の復活の件なんですけれども、今、教育長は改築されてもう20年にもなると、そしてまた、この建物の維持管理にも相当の費用がかかるので、再度検討していくことが必要だろうという答弁だったかなと思いますが、私ははっきり言って、この入館料というものを取るべきではないかなと思うんですよね。といいますのが、類似の施設でもそういうふうにとられてると。例えば徳富記念大江義塾跡とか、横井小楠記念館、熊本洋学校教師館ジェーンズ邸なんかは、一律、高校生以上200円、小・中学生が100円ということでございますし、田浦の赤松館に至っては、大人の方は500円、中学生以下は無料と、そして神奈川県の大宮町にあります徳富蘇峰記念館は、一般の方が700円で、高校・大学生が500円と、こういうような形で実際取られているわけですし、そしてまた、この入館料を取るといって、その施設の

やっぱり箔が上がると思うんですね。

そういったこともありますし、そして、今から冬場にかけては、どうしても寒くなって館内がやっぱり冷えてまいります。そういったときに、せっかく訪れた方にですよ、例えばお茶のサービスをするとか、そういったことが私は1つのおもてなしの心というものを水俣として示すべきではないかなと、そういったことにも、そういうサービスアップにもつながっていくというふうに考えております。

そしてまた、指定管理者になってから、非常に来館者がふえたということは、その指定管理者の方がやはりいろんな企画をやられて、そして、それで入館者増につながっているのではないかなと思っております。そういった意味合いもございますので、ぜひですね、入館料をやっぱり取るということを決定できないかということについて、この2点について、2回目の質問とします。

○議長（大川末長君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 中村蒼さんと太賀さんだったですかね、を水俣に呼んだらどうかということで、本当にありがたいことだなというふうに思っております。ありがとうございます。

本当に呼べれば一番いいなというふうに思っておりますし、蘇峰が見直されていくきっかけ、あるいは水俣市をアピールするための話題性もあるということで、非常におもしろいなというふうに今聞かせていただいたところですけども、もちろん3月15日というのは、予定が決まっておりますが、時間的余裕があるかどうか、あるいは予算の都合とか、相手様もあることなので、早速問い合わせをしてみたいというふうに思います。まだ何も白紙の状態ですので、いろんな確かめて、できるかどうかというようなことを確かめてみたいなというふうに思っております。

それから、入館料については、もうぜひ取った方がいいんじゃないかということでもいただきました。実際16年度から無料化いたしましたけれども、無料化にして入館者がふえたかどうかということなんですが、実はあんまりふえてないという実績がございます。近年はいろんな指定管理者さんの御努力とかもありまして、かなりふえてきております。中身を見ると、やっぱりバスでの団体さんとかがかなりふえている状況です。ですから、八重の桜をきっかけに、もしかしたら蘇峰さんが見直されて、いろいろ注目をされてくるんじゃないかなというふうに私も思っておりますし、市としても、ずっと来年以降もいろんな顕彰をやっていきたいなというふうに思っておりますので、有料化については、本当に真剣に検討していきたいというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 今ですね、大変勇気づけられる発言といたしますか、中村蒼さんと太賀さんに交渉をしてみると、ぜひ来てもらうように、そういうふうに私もなれたらいいと思うし、市民の方もそれを願ってるんじゃないかなと思ってますので、その辺はよろしくお願いします。

それと蘇峰先生、蘆花先生の遺徳の顕彰というのは、今後ますますですね、我々ももっとも

水俣市民というのはまだ知らない部分が多分にあると思うんですよね。そういったことでは、引き続き、今後もそういう顕彰を続けていただきたいというふうに思っております。ぜひよろしくお願い致します。

この問題はこれで終わります。

○議長（大川末長君） 次に、歴史民俗資料館について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 次に、歴史民俗資料館についてお答えいたします。

歴史民俗資料館については、これまで、真野議員を初めほかの議員の皆様からも幾度となく御提案をいただいております。その必要性は十分認識をしております。歴史民俗資料館を実現するためのタイムスケジュールと予算の確保についてはめどが立っておりません。実現のためには、まずはその構想づくりが必要でございます。現に保管している資料の把握・調査を確実にを行い、次に個々の文化財や歴史、人物等をどう扱っていくかを検討しながらイメージやテーマを決め、シナリオを描いていく必要があると考えております。資料の把握・調査に早急に取りかかる必要がありますが、現に保管している資料は点数も多く、考古学、歴史、民俗と分野も分かれ、これらの把握・調査には、人員と時間、各分野での専門的知識が必要であると考えております。今後は、文化財保護審議会の委員の皆様のお意見を聞きながら、広く議論を進めていきたいと考えております。

○議長（大川末長君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

歴史民俗資料館については、その必要性は認めて、十分認識をしているが、そのめどは立っていないというような答弁だったかと思えます。現在、その保管されている、まずはそういう資料の把握・調査がまずもってやるべきことなんだと、そういう資料の把握・調査に至っては専門的な知識も必要だということでしょうから、このことにつきましては、平成24年度の一般会計の決算特別委員会で意見・要望の中にも上げさせてもらいましたけれども、やはり専門的な知識を持った学芸員のやっぱり確保というのを第一に考えなければいけない問題じゃないかと。まず学芸員を雇用して、そしてその資料の把握・整理を行っていくということで、ぜひ、この学芸員の確保をしていただきたいと。本当は来年4月からと、なかなかこの問題は、そういうわけにはいかないのかもわかりませんが、できるだけ早急にこの学芸員の確保はできないものか、そのことをお尋ねしたいと思います。

それと、めどが立っていないということで、この資料館を建てるとしたらどこなのか、どこに建てるのか。いろいろ三中の跡とか深川小学校の跡とかですね、学校施設の跡地はあるんですけれ

ども、それ以外にもし教育長として何か腹案が、そういうふうにもし、この場所が適地じゃないかなというような考えがございましたら、ちょっとお聞きしたいなど。

この2点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（大川末長君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） ありがとうございます。

まず、学芸員の確保の問題でございますけれども、歴史民俗資料館、それから博物館等を設置する場合には、どうしてもやっぱり専門的な知識を持った職員というのは、これはもう不可欠だというふうには実は思っています。ただ、学芸員という形になりますと、いわゆる国家資格になりまして、分野もかなりいろんな美術だとか、あるいは科学だとか、あるいは動植物園だとか、いろいろ分野も分かれているということで、オールマイティーな人材というのは非常にいないというのが実情でございます。ですけれども、水俣の場合は、特に古くからのそういう考古学の遺跡とか文化財とかたくさんありますし、現に水俣城の発掘、それから最近は西南戦争に関する関心というのも非常に高まってきているということがございます。それから人物的にもですね、今出ました徳富蘇峰・蘆花、それから最近亡くなられました谷川健一さん、それから高群逸枝さん、それから淵上毛銭、非常に県内でもまれな地域だというふうに私思っております。ですから、このような市民の財産というものをどう生かしていくかという、単に保全とか保護にとどまらず、どうやったら人を呼べる施設、あるいは文化が観光につながる施設になるのかということを中心にやっぱり整理していくという、その方向性が出せる、そういったやっぱり広い視野を持った学芸員じゃなくても、そういう勉強した専門的な知識を持った方をぜひ雇用できればなというのが私の希望でございます。

それから、資料館をつくるとしたら、どっか考えがあるかということでございました。突然なのでちょっとびっくりしてるんですけども、本当は蘇峰の生家あるいは記念館がございまして、その近いところが一番いいんじゃないかと。本当は蘇峰の記念館とかというのは、国道端で非常に死んでるなというのがあって、蘇峰さんもうるさいなと思ってるんじゃないかなと私思ってるんです。本当は市庁舎とかがもう多分60年ということで建てかえられたいということで、どこに行くかというのは想定できませんけれども、個人的な見解としては、こういう場所を公園化して、ここに博物館、蘇峰の博物館みたいなやつとか、あるいは今言われた、どういう形になるかわかりませんが、水俣の歴史がわかるものを一緒に併設できたら本当はおもしろいなというふうには実は思っているところでございます。

済みません、これで勘弁、申しわけございません。

○議長（大川末長君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 私です、歴史民俗資料館だけを単独でもし建てた場合、本当にいろんな方、そ

の資料館を訪れる人がどれだけいるのかなというのは、非常に疑問に感じる場所もございませう。今、教育長のほうから提案があった蘇峰記念館とか、そういうものと一緒に何かつくれたら本当にいいんじゃないかなと。そして西田議員も今、村下孝蔵の初恋通りとか、それでいろいろ頑張られてますけれども、できれば、その一画にやっぱり村下孝蔵の記念館を、コーナーとか、記念館じゃなくてコーナー、それと谷川雁さんとか、健一さんとか、高群逸枝さんとか、水俣が生んだ偉人の方のそういったものを総合的に本当はつくったら一番効果的じゃないかなというふうに思っております。

そういったことで、このことに関しましては、またいろんな機会を捉えて議論をして、そういう立派なものをつくるように、みんなで努力をしていかなければならないと思っております。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（大川末長君） 以上で真野頼隆議員の質問を終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時58分 休憩

---

午後1時29分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、牧下恭之議員に許します。

（牧下恭之君登壇）

○牧下恭之君 皆様、こんにちは。

公明党の牧下恭之でございます。

通告に従い、順次質問しますので、納得のいく答弁を期待し、早速始めたいと思います。

1、市民の利便性について。

まず初めに、(1)、コンビニ交付について。

①、住民基本台帳カードは住民票、印鑑証明、税証明の交付のほかに、身分証明書及び高齢者の運転免許証の返納後の本人確認として活用できるが、普及は微々たるものであると思う。なぜ普及しないのか、これは利用できるサービスが少ないことに尽きる。サービスをふやすメニューは総務省から幾つも示されており、例えば図書館カードとしての活用もその一つである。財政的な補助もあるのに、住民基本台帳カードの普及になぜ取り組もうとしないのか。

②、さらに、住民基本台帳カードを活用して、コンビニエンスストアで証明書発行サービスを行う事業が始まっている。平成23年度には、全国41の地方自治体で実施され、平成25年度においては全国75の地方自治体で取り組んでおり、増加傾向である。窓口が開いていない土・日・祝日も早朝より深夜まで365日、全国どこでも証明書の発行サービスができる。職員をふやさずに行

政サービスを向上させることができるコンビニ交付にすぐに取り組むべきだと思うが、どうするのか。

(2)、コンビニ収納について。

生活が多様化している現在、収納窓口が開いている時間に行くことができないなどの市民の声がある。コンビニ収納は、市民サービスの向上だけでなく、収納率アップや窓口業務の軽減にもつながる。市民の利便性を高め、さらに収納率アップを目指すため、コンビニ収納を実施できないか。

2、次に、がん対策について。

国民医療費、平成23年度が前年比1兆1,640億円増で38兆5,850億円と発表されました。これから高齢化率もふえていく現状で予防対策にどう取り組んでいくかに重点が置かれていく。がん対策として胃がん予防対策を中心に質問したいと思います。

これまで胃がんの原因は生活習慣によるものと言われてきたが、近年の研究で、ヘリコバクター・ピロリの感染が最も大きな危険因子であることが明らかになった。日本では胃がん患者の実に98%がピロリ菌に感染している。ピロリ菌は胃酸の分泌が十分でない乳幼児期に衛生状態のよくない水を飲むことで感染すると考えられ、そのため、感染者は上下水道が完備されていない時代に生まれ育った世代に多く、若年世代では激減をしている。ピロリ菌に感染すると、ほぼ100%の人に慢性胃炎が生じ、放置すれば萎縮性胃炎や胃潰瘍などを引き起こし、胃がんにつながる。つまり胃がんを予防するにはピロリ菌の早期発見と除菌を実施し、胃の萎縮があれば内視鏡による経過観察を行うことが重要である。

ピロリ菌感染者の検診受診率が50%になった場合、2020年までに日本の胃がん死亡者数を年間約5万人から3万人に減少させることが可能であると予測されている。今や胃がんで亡くなるのはもったいない時代に来ている。胃がんの原因はピロリ菌感染によるものであることは、1994年に国際がん研究機関が既に認定をした。ことし2月にピロリ菌除菌への保険適用が慢性胃炎にまで拡大した。予防拡大に市民の命を守るために、以下、質問します。

国や県と比べて本市の胃がん受診率と発見率はどのくらいになっているのか、その結果と課題について。

また、がん検診を今後どのように啓発しようと考えているのか。

胃がんリスク検診は胃がん検診として効果があると思うが、バリウム検査と血液検査の認識を市としてどのように考えているのか。

胃がんリスク検診は血液検査でさまざまな検査と一緒に調べられる。血液検査でわかる胃の萎縮の状態やピロリ菌抗体価は5年間ほとんど変化しないので、40歳以上の方に5年に一度の検査でよいと考える。5年置きにさまざまな検査と組み合わせ施行すれば、胃がん検診受診率がかな

り上がると考えられる。本市として導入を積極的に検討し、胃がん受診率向上を目指していくべきと考えるが、どう考えているのか。

次に、3、教育問題について。

①、小学校に入学する新1年生に自分で選ぶマイブックとしてセカンドブックスタートの取り組みはどうなっているのか。

②、雑誌スポンサー制度の取り組みの現状はどうなっているのか。

③、DAISY教科書及びDAISY図書の現在の認識についてどう考えているのか。

④、子どもたちの読書数の現状について、また読書数の増加による子どもたちへの教育的効果をどう考えているのか。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 牧下議員の御質問に順次お答えします。

まず、市民の利便性については私から、がん対策については福祉環境部長から、教育問題については教育長から、それぞれお答えいたします。

初めに、市民の利便性についてのうち、コンビニ交付についてお答えします。

まず、住民基本台帳カードの普及への取り組みについてお答えします。

住基カードは、本人確認の必要な窓口で、公的な身分証明書として利用することができるため、特に顔写真つきのものは、運転免許証を持たれない方にとっては、市役所窓口で手軽に作成できる本人確認書類です。その他にインターネットを利用した電子申請や転入届の特例を受けることなどもできる便利なものです。しかし、平成28年1月からは個人番号カードの交付開始が予定されており、国民全員への交付が目標とされています。個人番号カードの詳細については検討中とされているところもありますが、その用途の増加も見込まれていますので、広く普及することが期待され、現在はその準備を進めているところです。

次に、コンビニエンスストアでの証明書発行サービスへの取り組みについてお答えします。

現在、県内で実施している自治体は益城町だけですが、住所地は益城町でも勤務地が熊本市という方が多数おられて、熊本市など町外で交付を受けられる方が多くいらっしゃるということです。また、実施に際しては多額の費用がかかっているとのことであり、平成28年1月の個人番号カードの利用開始後には、現在実施されている方式とは別の新方式での実施が可能になり、この場合、市町村の導入費用の低減や利用者の手続きが簡単になるなどのメリットが見込まれております。コンビニエンスストアでの証明書発行につきましては、個人番号制度の実施と他市町の状況

などを考慮しながら、慎重に検討していきたいと思います。

次に、コンビニ収納についての御質問にお答えします。

市税等の納付については、現在、指定金融機関・収納代理金融機関・ゆうちょ銀行等の各提携金融機関窓口でのお支払い、同金融機関にお持ちの口座からの引き落とし、市役所税務課窓口でのお支払いと3種類の納付方法でお願いしています。また、その中のゆうちょ銀行での納付は平成24年度から導入し、利便性を図ったところですが、納付者の利便性をさらに向上させるため、今年度から、これらの納付方法に加えて、24時間、365日全国で利用できるコンビニエンスストアでの納付方法の導入について検討を行っているところです。

検討内容としましては、現行システムで対応できるかどうか、対応するにはどれくらいの経費が必要か、導入までの期間はどれくらい必要か、費用対効果はどうか等です。他市の事例から判断した場合、導入には少なくとも約2年かかり、費用面では、現在のシステムでは対応できないということなので、まず、導入前のシステム改修費用等が必要となり、さらに、導入後にはコンビニエンスストアへ支払う納付取扱手数料等が必要となります。以上のことから、現時点では、時間と費用について、それぞれ相当の日数と金額を要すると判断しているところです。しかしながら、納付者の利便性の向上と直結するコンビニエンスストアでの納付方法を整備することは、納期内納税の拡充・推進という収納業務の大きな課題に対する重要な対応策になると思われるので、今後も検討を進めていきたいと考えております。

このほかに主なものとして、市営住宅の家賃、保育料があります。市営住宅については、入居者数約730、そのうち585件が口座振替、残りの145件が窓口等でのお支払いとなっておりますが、これまでにコンビニエンスストアでの納付を希望された方はほとんどいらっしゃいません。

保育料については、対象者数624のうち、519件が口座振替、105件が窓口等でのお支払いとなっております。保育料の場合は、子どもの送り迎えの際に、直接保育園で納付することができるようになっており、納付される方の利便性を確保していますので、コンビニエンスストアでの支払いを希望された方はいらっしゃいません。

これらのことを踏まえまして、当面は従来どおり口座振替による納付を促進していくこととなりますが、コンビニエンスストアでの納付についても、市税等の納付方法とあわせて検討してまいります。

以上です。

○議長（大川末長君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 大変前向きな答弁というふうに一応聞こえました。前向きに検討するというところで、検討する、検討という言葉に正反対ということもありますので、前向きな答弁として期待して、また2次質問に移りたいと思います。

マイナンバー法が成立をしました。複数の機関がばらばらに管理していたのが、社会保障と税などの情報を一元的に把握し管理することができます。結婚によって姓が変わっても、転職を重ねても、消えた年金のような事例は心配しなくてもよくなります。加えて、手続の簡素化などで国民の利便性が高まり、行政の効率化も進みます。例えば社会保障給付の申請時に必要な納税証明書などの添付書類は省略できるようになります。また、法案の附則には、個人情報保護委員会にて世界の主要諸国並みに個人情報の保護を強化できる道筋も明記してあります。平成27年10月に番号が通知され、平成28年1月に希望者には顔写真入りの個人番号カードを交付することになっています。

やはり市民サービスを少しでも向上させていくことであれば、すぐにできるようなことは早期にやっていただきたいと、このように思います。これは、やはり役所の都合で市民サービスを先送りするような行政本位の市役所の象徴となってしまいます。

現在、住民票などの証明書が、全国のコンビニエンスストアで住基カードによってマルチコピー機のタッチパネルを操作することによって、わずか数分で受け取ることができます。それも窓口が開いていない土・日・祝日も早朝から深夜までという大変に便利なコンビニ交付が注目され、全国に広がっています。

利用できる店舗は、現在ではセブンイレブンの店舗で利用できますので、その店舗数は本年11月時点で約1万5,900店舗、ローソン、サークルKサンクスもことし4月からサービスを開始しましたので、全国で約3万から4万店舗に拡大することが見込まれ、全都道府県でのコンビニ交付サービスの提供が可能となります。

今まで住民は、住所地の市区町村窓口へ出向かなければ証明書などの交付を受けることができませんでしたが、コンビニ交付の普及により、全国のコンビニエンスストアで証明書等を受け取ることができる。しかも、市区町村の開庁時間を気にすることなく、それぞれの生活リズムに合わせたタイミングでサービスを利用することが可能となります。

さっき言われました、同じ例えですけど、千葉県市川市の場合は、住民47万人のうち65%が市外に勤務していますが、市川市以外のコンビニで取得される証明書の交付枚数は、市川市がコンビニで発行した交付枚数全体の35%程度となるということです。市外の勤務先近くのコンビニで住民票の写しや印鑑登録証明書が取得できることは、大いに評価をされています。

一方、市のメリットとしては、業務の効率化、行政コストの削減が挙げられます。市のシステム構築に係る経費は、平成23年度にコンビニ交付に取り組んだ24団体の平均で約2,750万円となっています。この場合、自主財源により支出した事業費については、特別交付税により、上限5,000万円、2分の1の条件で措置されることにもなっております。

また、コンビニへの委託料1通当たり120円、運用コストは、人口15万人規模の都市で年間約

300万円が必要となります。しかし、東京都三鷹市の試算では、平成22年度実績として証明書等1枚当たりの交付に係る経費が窓口では715円、自動交付機では380円となっています。これに対して、コンビニ交付になったとしますと、その経費は241円になると試算されていて、財政状況の厳しい折に、この経費の差は見過ごせない大きな効果だと思われます。

きょうの新聞の中にちょうどいいのが載っておりました。それらの住民票などコンビニ交付ということで、宮崎市では、12月19日から住民票の写しや印鑑証明書のコンビニ交付がスタートをしますということで載っておりました。それも全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクスというふうになっておりました、ことしの3月の議会質問で提案をされて、そのときに市長の答弁が、市民サービスの向上に有効な手段、今後検討していくということで新聞に載っておりました。ということは、1年もたたないうちに、やる気があればできるという証明でありますので、そのようにお考えください。

多様化する住民の行政ニーズに適切に対応していくさらなる取り組みに対し、水俣市におけるコンビニ交付の導入について、市長の認識と対応はいかがか質問します。

次に、コンビニ収納であります、市営住宅・保育料のコンビニでの支払い希望はなかったということでもありますけれども、これは希望すればできるという意味なんでしょうか。それとも、コンビニでの納付ができるということをもっと知らせた上でのアンケートか何かの調査なんですか、それをちょっと確認したいと思います。

既に水道局でコンビニ収納を実施されております。平成23年度は合計件数は13万163件、そのうちコンビニ振込は6,122件で、4.7%でありました。平成24年度は合計件数は13万8,112件、そのうちコンビニ振込は1万1,612件と8.4%で倍近く伸びております。

合志市では来年度から実施しますが、市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、市営住宅使用料、保育料の8種類を予定しております。八代市は、平成28年度より実施するそうであります。

他市の事例から導入に2年かかっていますが、事例があるわけですので、やる気、本気があれば、市民の利便性を考えれば、すぐに取り組むべきと考えるが、いかがか質問をいたします。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、第1点ですけれども、コンビニ交付の導入についてということで、私の認識と対応はどうかということでございます。それが第1問だったと思います。

これはもう議員が先ほどからおっしゃっておりますように、コンビニ交付の導入というのは、証明書の交付が受けられる場所あるいは日時、そういった行政コストの削減も含めまして、非常に広がっていくんだろうかと、そういうことは議員と同じように受けとめておりますが、これも先ほど議員のほうからも御指摘がありましたけれども、平成28年1月に個人の番号制度が導入さ

れます。と同時に需要もまたふえてくるのではないかと考えておりますので、現在、益城町だけだということがございますので、そういうのも含めまして、他市の状況を考慮しながら対応してまいりたいと思います。

それから、2つ目ですが、市営住宅、保育料のコンビニでの支払い希望者はいないということだけれども、希望者がいればすぐできるのかということがございますが、これはアンケート調査、そういったものはやっておりません。直接、そういった希望者の方がいらっしゃらないということがございます。

導入するにいたしましても、時間でありますとか経費、それから手数料、いろいろ、どんな効果があるのか、またそうでないものが何なのかということ、しっかり吟味して費用対効果というのをよくやっぱり考えなければならないと思いますので、現時点では、検討すべき事項が非常に多いと思いますので、すぐに即というような形ではないと、もっとやっぱりちょっと検討を重ねなければならないのではないかと思っております。

それから、3点目ですけれども、やる気、本気があればということで、すぐにできれば取り組むべきであるということがございますが、議員おっしゃるように、この利便性につきましては、十分我々も理解し、受けとめているところでございます。したがって、継続的に検討してまいりたいと思います。先ほど言いましたように、いろんなメリットもありますけれども、その反面、しっかり対応しなければならぬ、検討しなければならない事項も含んでいると、そのように思っておりますので、今度ぜひ検討を十分にさせていただければと思います。

○議長（大川末長君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 マイナンバー制度が導入され、平成28年1月から個人番号カードが交付されることになります。今後は個人番号カード、住基カードの機能も吸収されて、コンビニ交付サービスを利用することになります。このことにより所有者の飛躍的な拡大が見込まれ、コンビニ交付サービスを利用するための媒体を持つ人がふえることで、さらなる拡大が見込まれます。

28年度からコンビニ交付が実施できるように取り組む考えがあるか質問して終わりたいと思います。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） コンビニ交付を平成28年度から実施できるように取り組む考えがあるかということがございますけれども、個人番号カードというのは、今後、必ず需要が広がってくるのではないかなと思いますし、そういう必要とされる場面というのが増加するということが予定されると思います。

検討中という部分もございますので、今後、情報収集にしっかり努めながら、そして費用対効果等、あるいは先ほど申し上げましたように、他市の状況等も含めながら慎重に対応してまいり

たいと思います。

○議長（大川末長君） 次に、がん対策について答弁を求めます。

宮森福祉環境部長。

（福祉環境部長 宮森守男君登壇）

○福祉環境部長（宮森守男君） 次に、がん対策について順次お答えします。

まず、国や県と比べて本市の胃がん受診率と発見率は何のぐらいになっているのかとの御質問にお答えします。

平成23年度の市の胃がん検診受診率は11.5%で、国9.2%、県10.9%を上回っております。また胃がんの発見率については、平成22年度分が最新のデータになりますが、本市の発見率は0.077%で、国0.17%、県0.1%を下回っている状況です。

次に、その結果と課題について、また、がん検診を今後どのように啓発しようと考えているのかとの御質問にお答えします。

胃がん検診の受診率は、国・県を上回ってはいるものの、年々受診者が減少している状況は国・県・市共通の課題であると言えます。また、受診率が国・県より高いにもかかわらず、がんの発見率が低いことや国が示す発見率の許容値が0.11%以上、つまり受診者1万人のうち11例以上の胃がんを発見するという値に達していない状況ですので、精密検査が必要と判定された方たちへの受診勧奨をさらに進めていく必要があると考えております。また、市が実施しております人間ドックの委託医療機関でも胃内視鏡による検査が受けられますので、この点に関しても周知を徹底していきたいと考えております。

次に、胃がんリスク検診は胃がん検診として効果があるかと考えるが、バリウム検査と血液検査の認識を市としてどのように考えているのかとの御質問にお答えします。

国が示しました有効性評価に基づく胃がん検診ガイドライン2013年度版によりますと、バリウム検査、いわゆる胃X線検査は、胃がんの集団検診として死亡率減少効果が認められております。一方、血液検査は、ペプシノゲンとヘリコバクター・ピロリ抗体の併用法を指しますが、ヘリコバクター・ピロリ感染と胃がんの発症に因果関係があることは証明されておりますものの、現段階では、死亡率減少効果については、確定的な研究結果が得られていないとされております。また、この検査は、胃がんを見つける検診ではなく、胃がんになるリスクを判断し、危険性があると判断された方には内視鏡を中心とした画像検査が必要で、集団検診としては推奨されております。したがって、市といたしましては、国が示しましたガイドラインに沿って事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、胃がんリスク検診の導入を積極的に検討し、胃がん受診率向上を目指していくべきかと考えるが、どう考えているのかとの御質問にお答えします。

さきにも述べましたが、胃がんリスク検診、つまりペプシノゲンとヘリコバクター・ピロリ抗体の併用法については、集団検診としての有用性について、現時点では科学的根拠に乏しいとされているため、今後の研究結果の動向を見守ってまいりたいと考えております。

○議長（大川末長君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 がん対策基本計画では、2011年度までに受診率50%以上という大きな目標を掲げておりました。実際に現状はどうでしょうか、胃がん検診受診率が年々減少をしています。その他のがん検診も同じです。予防対策になっておりません。

胃がんで亡くなった方は、平成20年度は12名、平成21年度は7名、平成22年度は9名、平成23年度は14名、4年間で42名のとうい命が失われております。早期発見・早期治療で守られる命はあったと思います。受診率を高めることに執念を持って取り組んでいかなければならないと思います。

そこで、名古屋市では、住民基本台帳と連動した健康増進支援システムをことしの1月から導入し、がん検診、予防接種、歯科検診、乳幼児健診などの受診歴を個人ごとに管理をしています。このシステムを利用すれば個別に働きかけることが可能です。また将来的には受診歴のある方に対し、そろそろ検診の時期ですよと案内を送り、定期的な検診に結びつけることも可能となります。このようなシステム導入をすることで、受診率を高める効果が高いと、実施をされている個別通知を、より効果的に実施できると考えます。

また、日本医科大学の勝俣教授は、コール・リコール推進で、がん検診受診率アップを目指すとして、米国、英国のがん検診受診率は60から70%、韓国は日本より後からがん対策を始めて60%に達している。国民ナンバー制度を使って対象者を呼び出しているからです。意識が高い人は検診に行きます。そうでない人はなかなか難しい。督促をしないと、日本でこれ以上受診率を上げることは難しいと思います。督促は郵便物だとたまって埋もれてしまうから、電話で来てくださいという方法でやると受診率が上がりますと言われております。

米国のCDCの研究に、受診者へのコール・リコールによる受診率向上というデータにおいて、電話のコール・リコールで15.5%受診率が向上しています。また、がん検診のPRとして、がん検診チラシ、マグネットポスターの公用車への添付、広報紙にがん検診の特集記事を掲載して、がん検診の啓発を実施して受診率向上に取り組んでいるところもあります。水俣市においても参考にして、受診率向上を目指して取り組んでいくべきと思うがいかがか。

ドイツの有名な細菌学者ロベルト・コッホはノーベル生理学・医学賞を受賞していますが、細菌が病原菌であると断定するときには、4つの原則を満足しなければいけないと主張しました。それがコッホの4原則の証明です。

第1に、細菌が常に特定の病変の中に存在している、第2に、ほかの細菌なしに純粋培養が可

能である、第3に、培養した細菌を人または動物に接種したときに病変を再現できる、第4に、人または動物からその細菌を証明できる、であります。マーシャルという人がみずから実験台となってピロリ菌を飲み込んで、コッホの4原則を証明しました。これが、科学的根拠です。

ピロリ菌は粘膜層に潜り込み生存しています。白血球の攻撃も絶えず続き、ピロリ菌ではなく、胃上皮細胞がその攻撃を受け続けることによって、やがては胃がんを初めとする胃疾患を引き起こします。ピロリ菌自体が、DNAの二重らせん構造を切断することも明らかになりました。また、DNAの二重らせんを切断する現象は、大量の放射線被曝の際に見られる発がん作用と同じ仕組みの障害を、ピロリ菌が胃粘膜に与えていることがわかってきました。だからこそ、ピロリ菌の除菌が胃がんの予防に重要なんです。

ピロリ菌に感染すると100%慢性胃炎になります。疫学研究により、1991年にピロリ菌感染と胃がんの因果関係が明らかになりました。世界保健機関の関連組織・国際がん研究機関は、94年にピロリ菌が明らかな発がん性物質であることを認めています。大規模臨床試験により、ピロリ菌の除菌で胃がん発生を抑制できることが2008年に明らかになりました。30から40代の若い人は胃がんにかかりにくいわけですが、ピロリ菌が陰性であり、なおかつ胃粘膜が正常な人も、また胃がんになりにくい。これらの人に対して、負担が大きなバリウム検査を毎年続けていくことには、メリットよりもデメリットのほうがはるかに大きい。市町村が検診実施の権限を持っています。やると決めれば数多くの市民の失う命を守ることができます。実施をしている自治体もふえてきております。早急な実施に向けて検討するべきだと思うが、いかがか質問をします。

○議長（大川末長君） 宮森福祉環境部長。

○福祉環境部長（宮森守男君） まず、住民基本台帳と連動した検診対象者についてでございますが、本市におきましては、全ての検診におきまして、住民基本台帳と連動し、検診対象者より検診結果等電算管理を既に行っているところでございます。また、検診結果のほかにも、口腔医療の状況も市民課のほうと健康高齢課のほうで連携を行いましたデータ管理を行っております。検診の結果で治療が必要と判定された方の医療データの結果、病院の未受診であった方に対しては、保健師、看護師等が家庭訪問などしまして、保健指導や受診の勧奨を行っているところでございます。

それから、胃がん検診コール・リコールの件でございますけれども、私ども、昨年度からコール・リコール制度を実施いたしております。その結果、22年度に比べまして、特定検診受診率が最低だということで始めたわけですが、22年度に比べまして5%、23年度に比べましても2%ほど受診率が伸びたという結果を受けております。

また、リコールをすることによって、何を検診に持ってきていいのかというようなこともお伝えすることができますので、スムーズな検診にもつながっているようでございます。ただ、電話

をしますと、余計な電話は要らないからというような答えが返ってくるのも事実でございますけれども、私どもとしましては、受診率を上げるために当面、コール・リコールについては取り組んでまいりたいと考えております。

それから、血液の検査の件でございますけれども、ピロリ菌感染と胃がんの発症については因果関係が認められてることは、議員が御指摘のとおりでございますが、国や議員御指摘の集団検診として実施するためには、がんの危険度が高かった方への内視鏡検査も、死亡率減少効果を確固たるものとするのが不可欠であるということをおっしゃっております。

その辺のところでいきますと、私どものほうは集団検診で委託を行っておりますので、現在のところは今までどおりにバリウムによる検査を行っていきませんが、ピロリ菌の検査というの、今進んでいる自治体もありますので、今後も研究を進めていく必要はあるかと考えております。

○議長（大川末長君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 ピロリ菌検査のABC検診を東京都目黒区、足立区、墨田区、品川区、その他2区、西東京市、多摩市、横須賀市、三浦市、桐生市、高崎市、館林市が実施をしております。また、企業・健保組合では、神戸製鋼所健保組合、組合員が7万人、Y社従業員9万5,000人、I社従業員8万人、その他大規模健保組合多数等が実施をしている状況であります。

平成18年度からこの胃がんリスク検査を医師会独自の検査として行い、次に市の検診として開始をした人口37万5,000人の高崎市では、二十になったときに自己負担ゼロでこの検査を受けて、ピロリ菌感染の有無を調べます。そして40歳から5歳ごとに70歳まで500円の自己負担で受けることができます。

バリウム検査の中で胃がんを発見できる確率と、極端に言えばピロリ菌を検査して発見できる率は、むしろピロリ菌検査のほうが高いという実証的なフィールドワーク上の統計が出ているようです。特に高崎市が昨年度から全面的にピロリ菌ABC検診を市が独自の助成をして、市民に胃がん対策として強く勧めております。これをやると、バリウムの検査では約800円かかる検査が、ピロリ菌の検査では500円でできる。なおかつ、胃がんを発見できる発見率はピロリ菌検査のほうが高い。こういうことから高崎市では踏み切ったということでもあります。手軽さが受けて多くの方が受診をしているそうです。そして、自分が胃がん発症の因子を持っていること、胃がんのリスクが高いことを認識することで、以後の定期的な検診やピロリ菌の除菌治療をする市民がふえているそうです。

福岡県で初めて導入したのは添田町です。福岡県川崎町においても無料によるABC検診の導入が実現しました。沖縄県沖縄市においては、国保だよりやFM放送などの媒体を用いて積極的にピロリ菌除菌の保険適用の事実を広く周知し、特定検診のオプションとして検査が受けられるようになりました。東京都町田市では、10月よりピロリ菌の無料検査が始まりました。このよう

に全国に広がっています。

なぜ、広まっているのか、それは我が国の胃がんの検診は、何十年にもわたって胃バリウム検査のみが行われてきました。バリウム検査にはさまざまなデメリットがあるため、バリウム検査にかわる検査としてABC検診が導入されてきています。

受診率をふやし、水俣市民の命を守る行動を始めようではありませんか。いかがか、質問して終わります。

○議長（大川末長君） 宮森福祉環境部長。

○福祉環境部長（宮森守男君） 牧下議員から今御指摘がございましたように、検査料としましては、バリウム検査よりも血液検査のほうが実費としては安くつくものでございます。今、牧下議員が言われましたような動きがあるのも事実でございます。私どもが委託しています集団検診の業者に問い合わせをしましたところ、集団検診の業者としましては、国のガイドラインに沿っての実施を行っていますので、そこでのピロリ菌の検査というのは行ってないというようなお話を伺っております。

そのようなことにつきましては、先ほども検討すると申し上げましたけれども、いわゆる国のガイドラインとしては、もう一発でバリウムで検査をしてみようという考え方が、いわゆる血液検査ではかって、ABCで判定を行って、それについて検査をしてカメラでチェックするんだという牧下議員のお話でございます。しかも、5年に1回ぐらいでいいのではないかという御提案でございます。それにつきましては、今も言いましたように、集団検診の中では無理であるので、これ一つを個別検診に切り離すのか、もし個別検診に切り離した場合、市内医療機関のキャパの問題、我々のスタッフの問題等もございまして、その辺のところを含めて、ちょっと検討させていただく必要があるかと考えております。

○議長（大川末長君） 次に、教育問題について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 次に、教育問題について順次お答えいたします。

まず、初めに、セカンドブックスタートの取り組みはどうなっているのかとの御質問にお答えいたします。このことにつきましては、牧下議員から平成22年9月議会、平成23年9月議会において御質問いただいております。

セカンドブックは、現在実施しておりますぐるりんばブックスタート事業のさらなる後押しになるとともに、子どもの読書活動の推進につながるものと効果が期待される事業であります。幸い本市には、他市町村にはない、みなよむ号という動く絵本館を有しております。保育園、学校行事及び市内イベント等、平成24年度で39件2,068人が利用しております。みなよむ号の派遣先

からも、幼児期から絵本を楽しむ機会が提供されるなど大変好評でございます。このことは、セカンドブックと同じく、ぐるりんぱブックスタート事業のさらなる後押しとなっているのではないかとこのように思っております。

次に、雑誌スポンサー制度の取り組みの現状はどうなっているのかとの御質問にお答えいたします。このことについても、牧下議員から平成22年9月議会、平成24年6月議会において御質問をいただいております。

雑誌スポンサー制度は、事業者が雑誌の購入代金を負担していただき、提供雑誌の最新号ブックカバーに事業者の広告を表示する制度です。スポンサーになっていただける事業者が出てくれば、これまで以上に雑誌の購入が可能となり、図書館利用者にとっても有効な制度だと思っております。事業者等の調査も含め、今後、雑誌スポンサー制度の導入に向けて募集要項等の整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、DAISY教科書及びDAISY図書の現在の認識について、どのように考えているのかとの御質問にお答えします。

平成22年9月の定例市議会でも、牧下議員には、DAISY教科書につきまして御質問をいただいたところです。教育委員会といたしましても、その後、校長会議や教務主任研修会等を活用して紹介をしてきたところです。このDAISY教科書は、学習障がいやADHD等の発達障がい、弱視等の視覚障がい、その他の障がいのある児童・生徒に映像と音声とをデジタル化した教科書を提供することを目的に開発されたもので、これを使用することにより学習効果の向上が期待できる児童・生徒は、本市におきましても少なくないと考えております。

議員御承知のとおり、本市でも発達障がい等の特別な支援を必要とする児童・生徒の人数は増加傾向にあります。また、本市の小・中学校で使用する教科書について、小学校4教科、中学校5教科は全てDAISY教科書が準備されていること等を踏まえ、教育委員会が主催します研修会等で周知するとともに、対象となる児童・生徒や使用する際の環境整備や留意点などについて、詳しく説明していきたいと考えております。

次に、DAISY図書についてでございますが、教科書版が無償提供されるのに対し、こちらは有償となります。学校図書館や市立図書館で購入することも可能であると認識しておりますので、今後、導入するための環境整備等も含め検討してまいります。

次に、子どもたちの読書数の現状と読書数の増加による教育的効果についてお答えいたします。

市内小・中学校の学校図書館における年間1人当たりの貸出冊数は、小学校が平成22年度36.3冊、平成23年度40.3冊、平成24年度40.4冊、中学校が平成22年度4.4冊、平成23年度6.8冊、平成24年度が12.0冊となっており、小・中学生ともに、貸出数は順調に伸びてきており、子どもたちの読書習慣が確立されてきているものと思っております。これは、幼稚園や保育園、小・中学校が

連携した家読の取り組み、水俣の子どもたちに読ませたいお勧めの本の活用、各学校における朝読書等の読書習慣確立のための取り組み、学校図書館活用教育研究推進校による学校図書館を活用した学習指導の研究、読書活動推進員巡回による各学校図書館の環境整備等の日本一の読書のまちづくり推進計画における取り組みの成果であるというふうに思っております。

読書数の増加による教育的効果につきましては、感性を磨き、思いやりの心を育むとともに、表現力や想像力を養うことにより、基礎学力の向上を担う役割を持っており、さらには、子どもたちの生きる力を身につけていくものと思っております。

○議長（大川末長君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 セカンドブックは予算的に30万円から40万円であります。人間形成の発達に大きく寄与し、心豊かな子どもたち、心豊かな大人へ、文化に親しむ大人の育成のために必要な事業であります。現在の小・中学生にとっては、相手を思いやる心を育むことこそ大切です。年間40万円です。費用対効果を考えると、セカンドブックは実施するべきと思うが、どう考えているか。

雑誌スポンサー制度においては、既に取り組んで成果を上げているところもありますので、先進地を調査して、すぐに実施していくべきと思うが、いかがか。

先日、佐賀市図書館に行つてまいりました。7月から音声と画像で読書ができるマルチメディアDAISY図書を佐賀県内で初めて導入し、注目を集めています。DAISY図書は、視覚障がいや学習障がい活字を読むことが困難な人でも読書に親しめるように開発されたものであります。CD-ROMで作成されたDAISY図書をパソコンで再生すると、画面に文章や挿絵が表示されて朗読の音声流れます。画面上の文章は音声に合わせて語句の背景に色がつくため、文字を目で追いやすく、朗読の速さや文字の色と大きさは調整ができます。一人一人のニーズに合った学習・読書方法の支援ができます。

私は市内小・中学校を回りまして、先生方にマルチメディアDAISY教科書について尋ねましたが、知らない様子でありました。校長会でDAISY教科書を説明されたそうですが、電子図書と勘違いをされている方もおられました。葦浦教育長は、DAISY教科書を使うことによって学習の理解が向上し、非常に効果が高いと認識されています。

そこで、DAISY教科書を導入するには、先生方の理解を得られていない現状では無理ではないかと思ひます。そこで、市立図書館にDAISY教科書でなく、DAISY図書として導入してみたいかがでしょうか。一部のDAISY図書は、無料でDAISYファクトリーからダウンロードできます。

小学校においては、1人当たりの平均貸出数が年々ふえてきている状況ですが、ふえた要因は何か。中学校では、1人当たりの平均貸出数が非常に少ない状況ですが、ふやすための取り組みはされているのか。

平成24年度からの図書整備5カ年計画は図書整備のために200億円、5年で1,000億円、新聞配備に15億円、5年で75億円、学校司書の配置に150億円を地方交付税として措置をしています。水俣市には全小学校7校の図書購入予算額は合計約157万円です。全児童数で割ると、1人当たり約1,250円です。先進地と比べてどうなのか、また国の図書整備費の活用はできているのか質問します。

○議長（大川末長君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） それでは、まず、セカンドブックは年間40万円ほどあればできるんだということでしたけれども、これにつきましては、本当にブックスタートの後押しになるということで、非常にセカンドブックは大事なことだというふうに認識をしております。財政状況等もございますけれども、これは努力してまいりたいなというふうに思っております。

それから、雑誌スポンサー制度について、先進地を調査して、すぐに実施をしていくべきだということでしたけれども、私もその考え方には同感でございます。ぜひ、先進地を調査させていただいて、検討をさせていただきたいなというふうに思っております。

それから、DAISY図書をまず先に導入したらどうかということですが、現在、市立図書館では視覚障がい者への対応ということで、点字図書あるいは大活字あるいは音声あるいは拡大読書器というものを一応設置しております。これまでDAISY図書に関する要望等は今のところあっておりませんが、まだ御存じない方もいらっしゃるのではないかなというふうに思っておりますので、特に熊本県では、県立の点字図書館とかというのは、独自のソフト等も開発して非常に進んでおりますので、そういう先進地をお訪ねして研修を行って取り組んでいきたいなというふうに思っております。

それから、小学校における図書の貸出数がふえた要因は何なのかということですが、先ほども申し上げましたが、家読がかなり普及をしてきたということと、学校での取り組みの中で、朝読というのと図書館活用のモデル事業というのを平成24年度から指定しまして、非常に読書の重要性を訴えてきて、学校での取り組みを進めております。

それと、学校図書館のありようをいろいろ検討する、あるいは実際に書庫を並べかえたり、あるいは配置を変えたり、いろんな整理をしてする読書活動推進員の派遣というのが非常に効果的でした。こういうものを通じて、それと一小、二小においては司書補の皆さんもいらっしゃいます。そういうこともございまして、人がおるところにやっぱり子どもたちが集まってくるといふ現象もございまして、伸びてきたんじゃないかなというふうに思っております。

それから、中学校の読書数につきましては、もちろん部活とか受験で時間がなかなかとれないということもございましたけれども、今申しましたように、幼・小・中連携の中で、中学校まで含めたところで、ブロックごとのですね、中学校は4校ありますが、ブロックごとの縦の取り組

みというのをやってきまして、先生方の認識も非常に高まってきて、それが子どもたちに伝わり、最近やはり伸びてきたというふうに思っておりますので、これを引き続き進めていきたいというふうに思っております。

それから、図書整備で学校予算の図書費にかける学校予算の状況でございますけれども、これにつきましては、非常に残念ながら、全国平均の大体半分ぐらいの予算で今、本の購入費というのは進んでいるわけでございますけれども、日本一の読書のまちづくりということで推進してきておりますので、やはり新しい本ですね、きれいな本をそろえてやるというのと、図書館の環境を読みやすい、行きたいというような環境づくりというのは非常に重要やないかというふうに実は思っております。

地方財政措置というのは、これは自治体に任せられた一般財源ということになるものですから、財政当局とのいろんな議論が必要かなというふうに思っておりますけれども、積極的な読書活動につながるような予算要求をしていきたいというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 水俣市には小学校7校、中学校4校あります。支援を必要とする生徒は65名だというふうに伺っております。特別支援員数は年々増員されて、現在24名となっております。心豊かな思いやりのある大人に成長させ、環境を一步でも二歩でも整えるのが我々大人の使命であると思います。中でも読書の与える効果ははかり知れません。学校図書館を回ってみました。古い本がほとんどです。その中で図書司書の役割は重要であると思います。

埼玉県秩父市は、今年度から子どもの読書を推進するため、小学校13校と中学校2校に司書教諭補助員を配置しました。学校図書館を利用する児童らがふえるなどの成果を上げています。

宮崎市は、昨年から市内の小学校に順次学校司書を配置し、児童の学習や読書に効果を上げています。宮崎市は、平成23年、モデル事業として、小学校1校に学校司書を配置、子どもたちの読む本の幅が広がった、読書量がふえたとのアンケート結果を受けて、翌平成24年度から学校司書配置事業を開始しました。現在、24校に学校司書が配置されています。今後は毎年12校ずつ配置され、平成27年までに市内全48校に配置予定であるそうです。

島根県松江市では、図書館活用教育を平成19年から始めて、専任司書教諭と学校司書、担任が連携して授業運営を行い、一人一人の子どもを確実に育てることを丁寧実践しています。特別支援学級の授業も図書館機能を生かして素晴らしいものとなっているそうです。本の貸出冊数は全校平均で年間1人当たり125冊で、児童たちの読書量が格段にふえ、読む力がついたそうです。

財政の問題等々課題はたくさんあるわけですが、どう子どもの環境づくり及び人づくりに挑戦をされていくのか、教育長に質問して終わりたいと思います。

○議長（大川末長君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） まず、子どもの環境づくり、人づくりにどう挑戦するかということでございましたが、図書司書をおっしゃるとおり、各学校に配置するというのは非常に理想的かなというふうには思っておりますけれども、残念ながら、水俣の現状からいけば、そうはなっておりません。ですけれども、今申し上げましたいろんな取り組みを、先ほども申し上げましたが、あれを確実にやっていくというのと、やはり学校図書館等に行きたくなる、そのためにはやっぱり人がそこにいるというのが非常に大事かなというふうに思っています。

ですから、司書を置けなくても、司書にかわる人がいるというふうに思っています。学校のいろんなコミュニティスクール活動あるいは学校支援地域本部事業という事業もやっています。その中で、素晴らしい人材もいらっしゃいますので、そういうものも活用しながら、学校を明るい図書館づくりを目指して、子どもが行ける図書館づくりに少しずつ努めていきたいなというふうに思っております。

読書の効果というのは、もう皆さん御存じのとおり、非常にいろんな今やっている、今、私が盛んに言ってるのは、幼・保・小・中連携、小さいときから中学校を卒業するまで一貫して読書活動をする。そうすることで、いろんな文章の出てくる、挨拶とか、あるいは礼儀とかというのも実は学んでいくというふうに思います。

それから語彙をふやしていくとか、あるいは落ちつきとかですね、そういう生活習慣も改善をされていくというふうなことが言われております。人間が成長していくためには、非常に読書が有効であるというのは認識しておりますので、そういう人としての心の成長、思いやりが発揮できるような読書活動を全市で取り組めるようにしていきたいというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 以上で牧下恭之議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明12日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時32分 散会

平成25年12月12日

平成25年12月第4回水俣市議会定例会会議録  
(第4号)

一般質問・質疑

# 平成25年12月第4回水俣市議会定例会会議録（第4号）

平成25年12月12日（木曜日）

午前9時30分 開議

午前11時55分 散会

（出席議員） 16人

大川末長君	谷口明弘君	江口隆一君
田口憲雄君	高岡利治君	塩崎信介君
西田弘志君	中村幸治君	川上紗智子君
福田齊君	牧下恭之君	淵上道昭君
真野頼隆君	谷口眞次君	緒方誠也君
野中重男君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局次長	（田畑純一君）	（榮永尚子君）
主幹	（岡本広志君）	（深水初代君）
書記	（山口礼浩君）	

（説明のため出席した者） 13人

市長	（宮本勝彬君）	総務企画部長	（本山祐二君）
福祉環境部長	（宮森守男君）	産業建設部長	（門崎博幸君）
総合医療センター事務部長	（淵上茂樹君）	福祉環境部次長	（松本幹雄君）
産業建設部次長	（遠山俊寛君）	水道局長	（前田仁君）
教育長	（葦浦博行君）	教育次長	（福島恵次君）
総務企画部総務課長	（本田真一君）	総務企画部企画課長	（川野恵治君）
総務企画部財政課長	（坂本禎一君）		

○議事日程 第4号

平成25年12月12日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 西田弘志君
  - 1 宮本市長の8年間の自己評価について
  - 2 雇用対策について
  - 3 肥薩おれんじ鉄道水俣駅改修について
  - 4 木質系バイオマス発電について
- 2 川上紗智子君
  - 1 新幹線の騒音・振動被害問題について
  - 2 肥薩おれんじ鉄道の騒音問題について
  - 3 介護予防について
  - 4 認知症介護予防について

(付託委員会)

- 第2 議第88号 水俣エコハウスの設置等に関する条例の制定について (総務産業)
- 第3 議第89号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
- 第4 議第90号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
- 第5 議第91号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
- 第6 議第92号 平成25年度水俣市一般会計補正予算(第5号) (各委)
- 第7 議第93号 平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) (厚生文教)
- 第8 議第94号 平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) (厚生文教)
- 第9 議第95号 平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第3号) (厚生文教)
- 第10 議第96号 平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) (総務産業)
- 第11 議第97号 平成25年度水俣市病院事業会計補正予算(第3号) (厚生文教)
- 第12 議第98号 平成25年度水俣市水道事業会計補正予算(第2号) (総務産業)

平成25年12月第5回水俣市議会定例会陳情文書表(2)

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第5号	住宅の新築・リフォームに対する助成制度の創設を求める陳情について	葦北郡津奈木町 岩城2123-40 加世堂 正		総務産業
陳第6号	建設業従事者アスベスト被害者の早期救済解決をはかるよう国に働きかける意見書の提出を求める陳情について	熊本市中央区九品寺 1丁目17-9 木村 正		総務産業

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前 9 時30分 開議

○議長（大川末長君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（大川末長君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日まで受理した陳情 2 件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、総務産業委員会に付託します。

次に、本日、市長から、地方自治法第180条第 2 項の規定による専決処分報告 1 件が提出されましたので議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成25年10月分の一般会計、特別会計等公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告並びに平成25年度財政援助団体の監査結果の提出があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第 4 号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

#### 日程第 1 一般質問

○議長（大川末長君） 日程第 1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め 1 人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、西田弘志議員に許します。

（西田弘志君登壇）

○西田弘志君 皆さん、おはようございます。

未来みなまた、西田でございます。

先日から市報、新聞、ラジオ、今度テレビも入りますけど、初恋通りというのをいろんなところで発信をしているところでございます。

村下孝蔵さん、水俣出身ということにスポットを当てまして、初恋通り、初恋歌碑をつくりました。初恋ポストというのは、全国からラブレターを水俣で受け付けて、スタンプを、村上保さんという方の切り絵なんですけどね、「初恋」のジャケットをつくられた方のスタンプをつくって、日本中に水俣を通して、そういったものを発信するという企画。それと、スイーツをつくらせていただきました、初恋のスイーツ。これから初恋チャンポンとか、初恋ラーメン、何で

もいいと思うんですけど、そういうのをつくっていければなというふうな企画なんです。

最近、市民の方からは、市内で流れるチャイムに「初恋」を流せんとだろかとか、駅に列車が入ったときに、「初恋」の曲を流したらどうかなという、いろんな提言を私いただいております。

「好きだと言えずに初恋は、振り子細工の心」、私はあんまりカラオケに行きませんので、うまく歌えませんが、三中時代に、私も好きな女の子の家の前を行ったり来たりする思い出がありますけど、そういった初恋の揺れる心を振り子細工にたとえての詞だと思いますけど、有名なフレーズですけど、こういったフレーズが出てくる村下さん、きっと心のきれいな方じゃないかなというふうに思っております。

なぜ、私、村下さんを応援したいかなと思うのは、2つありまして、1つは、若くして、46歳で亡くなられたということが1つですね、私は5つ上に兄が、ちょうど村下さんと1個違いぐらいだと思うんですけど、36歳で亡くなって、そこにオーバーラップする部分が1つ。それと、水俣出身だということと、「初恋」は水俣で生まれましてということをいろんなところで公言されていた。そういうのを見まして、応援したいなというふうに思いました。

最近は、これはユーチューブで映るようになってますけど、ユーチューブでは、昔のテレビ見ることができます。村下さんが出ているのをたまたま見まして、関口宏さんが司会されていまして、初恋の一中時代の思い出のエピソードをずっと言われていまして、最後に、水俣駅に彼女が転校するときに行ったけど、クラスメートがいっぱいいて、恥ずかしくて声がかけれなかったと。そのときに列車が走り出したので、ちょうど10段式の自転車を買っていただいたたもんですから、1個目の踏切まで一生懸命こいでいった。1個目の踏切ですから、多分、新地の踏切だと思うんですけど、そこで一生懸命手を振ったということをお話されていまして。

20年前に水俣出身というふうに、そういうふうに言われていることに私はびっくりしました。今なら、水俣出身ということをいろんなところで言われる方もいらっしゃるんですけど、まだもやい直しが始まる前、20年ぐらい前に、そのときから水俣市出身だ、「初恋」は水俣で生まれたということをお話されているのを見まして、私は一遍にファンになりまして、応援したいなというふうに思いました。

私、55年生きてまいりまして、2人だけ、応援したいなという方がいらっしゃる。1人は、この村下孝蔵さん、もう1人は、8年前に、通るのか通らないのかわからない市長選に出られました宮本市長でございます。これ、よいしょしているわけではございません。

何が言いたいかといいますと、きのう、真野議員も、徳富蘇峰・蘆花、そういった方にスポットを当てるみたいな話がありましたですけど、水俣も資源は決まっているわけですので、いろんなところを掘り起こして、磨いて、ブラッシュアップして、そして新しく発信して、新しいイメージをつくっていく、それがやっぱり必要だと思っております。水俣、昭和31年、水俣病

公式発見から57年たっても、いまだに、なかなか対立軸があったり、水俣市民は翻弄されて、今のイメージができております。ぜひ、こういった新しいものにスポットを当てて、新しいイメージをつくっていくのが行政の仕事の大きな1つだと思ひまして、そういった思いを伝えながら、今回一般質問をしていきたいというふうに思っております。

1、宮本市長の8年間の自己評価について。

- ①、水銀条約会議、全国豊かな海づくり大会を終えて、市長の感じたことは何か。
- ②、市長として市政を預かり、2期8年が過ぎようとしている。自己評価はどのようなものか。
- ③、今後の市政のあり方についてどう考えるか。

2、雇用対策について。

①、10月の国の有効求人倍率は0.98と5年10カ月ぶりに改善したが、本市は0.79と苦戦をしている。現在の本市の雇用状況をどう捉えているか。

②、景気対策で行われる公共工事、緊急雇用など、一過性のものでは抜本対策にならない。新規の企業誘致が難しい昨今、恒久的な雇用が生まれる地場企業の育成支援をどうやっていくつもりか。

③、先日、肥薩4市の研修会で出水市の修学旅行の受け入れの民泊の講演がございました。出水市は民泊という新しい事業、雇用が生まれているわけがございます。本市の取り組みはどうなっているか。

- ④、本市の障がい者雇用の現状はどうなっているか。
- ⑤、障がい者雇用のネックになっているものは何か。

3、肥薩おれんじ鉄道水俣駅改修について。

- ①、肥薩おれんじ鉄道水俣駅の改修の予定、構想はどういったものか。
- ②、改修するとき、著名な水俣出身を紹介するブース、徳富蘇峰・蘆花、江口寿史、村下孝蔵など、そういったものをつくれぬか。

4、木質系バイオマス発電について。

木質系バイオマス発電の新たな予算が組まれました。本事業の市の方向性は変わったのか。

本壇から、以上でございます。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 西田議員の御質問に順次お答えします。

まず、市長としての8年間の自己評価については私から、雇用対策については産業建設部長から、肥薩おれんじ鉄道水俣駅改修については総務企画部長から、木質系バイオマス発電について

は産業建設部長から、それぞれお答えします。

初めに、私の8年間の自己評価について、順次お答えします。

まず、水俣条約外交会議と全国豊かな海づくり大会を終えての感想ですが、どちらの行事も市民の皆様への感謝の気持ちでいっぱいです。水俣条約外交会議では、世界140カ国、約800名もの皆様を、おもてなしの心で温かく対応していただきました。全国豊かな海づくり大会では、天皇・皇后両陛下をたくさんの方々が沿道でお迎えし、最高の奉迎となりました。この市民の皆様方の素晴らしい歓迎があったからこそ、無事に、そして有意義に終えることができたと思っています。

2つの行事を終えて、水俣市は、国内外からさらに注目をされることになりました。水俣条約外交会議では、国連環境計画（UNEP）のアキム・シュタイナー事務局長から、「水俣は悲劇の起きた場所としてだけでなく、未来に向けた物語としても記憶に残る」というコメントをいただき、環境に配慮したまちとして国際的にも認知されることとなりました。水俣条約という条約名で採択署名されて、心からよかったと思っています。

全国豊かな海づくり大会でも、天皇・皇后両陛下に御放流いただき、美しい水俣の海を日本全国に発信することができました。また、両陛下から、水俣病被害者を初め、多くの市民が勇気と希望をいただき、水俣の元気につながったと思っています。

次に、2期8年間の自己評価でございますが、1日目の野中議員にもお答えしましたが、1期目に私に課せられた最大の使命は、最終処分場の建設阻止でした。これにつきましては、市民の皆様の方の結束によって阻止し、命の水源を守ることができてよかったと思っています。

2期目の取り組みは、経済が低迷する中での雇用創出であったと思います。

私は水俣の個性である環境を軸に、産業につなげようと総合経済対策課を新設して取り組んでまいりました。その結果、太陽光発電やエコハウス、地場企業新産業・雇用創出促進制度など、少しずつではありますが、雇用も生まれてきております。

また、議会の皆様にも御支援いただいた海と夕やけの企業誘致は歴史ある湯の児温泉街の存続に、鶴の屋は、湯の鶴の温泉街の振興につながり、エコパークのバラ園など、あわせて交流人口の増加につながっていると思っています。

その他、環境大学の立地につきましては、連携大学院構想として進めておりますし、日本一の読書のまちづくりとして、環境絵本を製作しておりますが、応募件数が1回目109件、2回目126件、3回目224件と伸びてきております。とてもありがたいことだと思っています。このような取り組みが、環境モデル都市の認定や環境首都の称号につながったものと思います。

2期8年間、振り返ればいろいろなことがありましたが、一生懸命努めてまいりました。しかしながら、人口減少に歯どめをかけることは難しく、水俣病問題も継続しております。ほかにも

課題があることも承知しております。その部分は、力不足であったと素直に反省をしなければならぬと、そのように思っております。

次に、今後の市政のあり方についてどう考えるかについてですが、厳しい公害を経験した水俣のまちづくりを考える上で、やはり命の尊厳と豊かな環境は何よりも優先して守っていくべきだと思います。また水俣条約外交会議を契機に、水俣の地名は、公害病としてだけでなく、世界の水銀公害を防止するスタートのまちとして認識されました。このことから、今後はさらに環境に磨きをかけることが、市政の発展に大きくつながることだと考えております。

以上です。

○議長（大川末長君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 水銀条約、全国豊かな海づくり大会につきましては、水銀条約、今、ネットでウィキペディアという百科事典がございますが、それを検索しますと、水銀に関する水俣条約、水銀及び水銀を使用した製品の製造と輸出入を規制する国際条約、正式名称は水銀に関する水俣条約、水銀条約、また水俣条約とも呼ばれる、地球規模の水銀及び水銀加工物による汚染や、それによって引き起こされる健康及び環境被害を防ぐため、国際的に水銀を管理することを目的とするものであるというふうに明記をされております。

当初、心配しておりました水俣イコール水銀、公害というイメージがまた植えつけられるのではないかと、本当に心配した、私も心配したところでしたが、こういったところは、今のところ見当たりませんし、新しい水俣のイメージ、またこれもできていっているんじゃないかなというふうに思います。

今、答弁ありました水俣イコール水銀、公害を防止する、スタートするようなまち、そういったクリーンなイメージが植えつけられればなというふうに思っております。

海づくり大会に関しましては、私も、天皇・皇后両陛下をお招きをしておき、たくさんの方があんなに沿道にいらっしゃるといふのを、自分もびっくりしました。奉迎されている市民の方を見られて、本当によかったなというふうに思った次第でございます。

水俣にとっては、また大きな節目になった事業だとも思いますし、水俣市民、また子どもたちですね、こういった大きな事業があったということは、きっと誇りに思えるんじゃないかなというふうに思っております。

これで、1つ、質問をさせていただきたいんですが、天皇・皇后両陛下、何かお言葉を交わされたりしたと思いますけど、両陛下等の声を聞かれて、水俣市民への思いというものは、何か市長、伝わったものがございましたら、聞かせていただきたいというふうに思っております。

自己評価につきましては、初日もございました。今ありましたように、1期目は産廃阻止ということで、なし遂げた。今も、湯の鶴は自然豊かな場所でございますし、私たちの水道水、安心

して飲めるのを私も喜んでおります。

2期目の経済対策につきましては、太陽光、エコハウス等で雇用も少しずつ出てきた、また湯の児・湯の鶴温泉、確かにもう火が消えかけていたところもあったと思うんですけど、海と夕やけの誘致、また鶴の屋、新しくできました。そういうもので何か違う形になってきたなというふうに私も思っております。

ハード整備しましたエコパーク、中尾山公園、お金を入れた分、いろんな形で流動人口ふえてきていますし、こういったところも成果としてあらわれているのかなと思います。

また、今後、環境大学、昨日も話がありましたが、今度こういったものが少しずつ展開できるのに期待しているところでもありますし、また木質系のバイオマス、これも今話が出ております。今後、もしこれがうまくいくようでしたら、大きな雇用につながるんじゃないか。2期8年で一定の成果を出され、また次につながる種もまかれているのかなというふうに感じているところでございます。

今後の市政のあり方につきましては、今申されたように、公害を防止するスタートをするようなまちですかね、やっぱり水俣病の教訓を伝えることは、やっぱり水俣の使命だというふうに思います。長崎・広島は世界で唯一原爆の被害を受け、核廃絶を訴えていくこと、これは当然、長崎・広島の使命でございます。先日、ケネディ駐日大使も長崎を訪れ、核軍縮に向けてさらなる努力をすべきだというふうなコメントを出されておりました。長崎は、やはりそういった人の心に訴える場所だというふうに思います。水俣も、水俣病のような公害が二度と起こらないような、そういったことを訴える場所、そういった役割が水俣の役割だというふうに思っております。

質問といたしましては、こういった、今から水俣市、先を考えたときに、やっぱり発展するには人材が一番だというふうに私は思っております。欠かせない人材育成というものを、水俣市の今後の人材育成、また同じように、市民を引っ張っていただく行政の職員、そういった方の育成について、市長、こういったことを望まれるか、その2点を質問させていただきます。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、天皇・皇后両陛下が水俣においでになって、そして水俣への思い、そういったものはどういうものだったろうかというようなことでございますが、市報のほうにも少し書かせていただきましたけれども、レセプションのときに、衆議院の議長さん、あるいは各大臣あたりと奉迎をさせていただきましたんですが、そのときに近寄っていただきまして、水俣の市民の皆さん元気ですかというようなお言葉をおかけいただきました。

そして、翌日、昼食会議がございました。これは大川議長とも一緒でございましたけれども、天皇陛下が寄ってこられまして、そして水俣病の被害についてお尋ねになりました。それから、最後に、新水俣駅でお送りをするときでございましたけれども、やはり水俣市民に非常に熱い、

あるいは温かいお心遣いをいただきながら、そういう言葉も発せられながら水俣を後にされました。そういった流れの中で、私が感じましたことは、やはり本当に水俣のことを心から温かく思っているんじゃないんだなということをつくづく感じましたし、そのときの余韻が今でもまだ残っているわけですが、この余韻は恐らく消えることはないであろうと、そういうふうに思っております。

それから、第2点でございますけれども、まちの発展のためには人材が非常に大切になってくると、同時に、どういう職員を期待するのかというような御質問だったと思います。

私も西田議員がおっしゃるように、まちづくりにおいて、非常に人材というのは、やっぱり欠かせない要素でありますし、その人材によって組織はいろいろ変わっていきましようし、まちの発展にも即つながっていくのではないかと、そのように思っております。これも先日申し上げましたけれども、今はインターネット等で一瞬に世界との交流もできますし、一瞬に世の中の出来事がわかる、そういう状況になってきておまして、非常に進みが急激でありますし、かつ複雑になってきているのではなかろうかと思えます。そんな世の中だからこそ、お互いにやっぱりしっかり1対1で心を通わせながらの対話が必要になってくるのではないかと。そういう意味では、市の職員も市民の皆さん方に対する対話力というのか、そういったのが非常に要求されてくるし、それをつけていかなければならないのではないかなと思っております。これは、私自身にもいつも言い聞かせている言葉でございますけれども、やはり表通りを歩く人より裏通りを歩く人の心のひだが読める、そんな職員を目指していかなければならないのではないかと、そういうことがまちの発展にもつながりますし、やはり、要は市民の皆さん方と一緒に職員がまちづくりに向かっていかなければならないのではないかなと、そのように捉えております。

○議長（大川末長君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 人材育成につきましては、職員の対話力といいますか、市民と、やはり近く、いろんな意見を聞くような行政職員であっていただきたいなというふうに思います。もう耳の痛いことを言われるけん、市民の人とあんまり話したくないではなく、耳の痛いことも聞いていただけるような行政職員、そういったものを今後育てていただきたいなというふうに思っております。

市長、11月17日に記者会見、不出馬ということでされたわけですけど、撤回して出るということは、またないんでしょうが、市長は、学校というフィールドで長年勤務されておりました。そして、ここ8年間は市民の代表として政治というフィールドで活躍をされたわけです。教師の格言で、1つ私気に入っているのがありまして、「平凡な教師は言って聞かせる、よい教師は説明する、優秀な教師はやってみせる。しかし、最高の教師は子どもの心に火をつける」という格言でございますけど、市長の最大の功績は8年前、産廃阻止ということ、そしてその後、環境に軸足を置いて生きていくということの水俣市民、そういった市民の心の火をつけたことじゃないか

なというふうに思っております。

水俣市民の心の火が消えないことを確信しているところでございますが、市長と8年間、ここでやりとりをずっとさせていただきました。大体もう20回以上市長とはやりとりをしたわけですが、もうこれで最後になると思いますと、ちょっと寂しい気もしますが、最後に、市長の水俣市、水俣市民へ向けて、未来に向けて思いというものを最後聞かせていただければというふうに思っております。

8年間、本当に御苦労さまでした。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今回の議会で高岡議員を初め、多くの方々から過大な評価をいただきましたことに対して、まずもってお礼を申し上げたいと思います。

今、心境といたしまして、やはり私としては何ととっても、心からやっぱり市民の皆様方への感謝の気持ちでいっぱいでございます。あらゆる場面で力をかしていただきましたし、環境のまちづくりということに、環境を主軸にしたまちづくりを展開してきたところですが、多少の不満もあったということは、しっかり受けとめておりますし、常にその中でも御協力をいただいたことに対して、改めて感謝を申し上げたいと思っております。

今後への期待ですが、どんなに時代が変わろうとも、あるいは社会が変化していこうとも、やはりその中で時間がかかっても誠実な生き方というものは、必ず結果がついてくるのではないかなと、そういう意味で、いずれにしろ誠実な生き方をしていかなければならないと思えますし、その上に安心・安全なまちづくりを展開するということは、やはり命を守ることであり、環境を守ることだろうと、そういう意味で、繰り返しになりますが、今後とも、やはり命と環境を基盤に据えた、温かい心の通う、真の豊かな水俣のまちづくりをしていただければなと思えます。

まだまだ残りの期間がありますが、とりあえず、改めてお礼は申し上げますけれども、感謝を申し上げたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（大川末長君） 次に、雇用対策について答弁を求めます。

門崎産業建設部長。

（産業建設部長 門崎博幸君登壇）

○産業建設部長（門崎博幸君） 次に、雇用対策について、順次お答えをいたします。

まず、10月の国の有効求人倍率は0.98と5年10カ月ぶりに改善をしたが、本市は0.79と苦戦をしている。現在の本市の雇用状況をどう捉えているかとの御質問にお答えします。

有効求人倍率は、有効求人数と有効求職者数のバランスをあらわしたもので、雇用状況を判断

する上での1つの目安であります。御質問にありましたように、水俣・芦北地域をエリアとするハローワーク水俣管内の10月の数値は、0.79倍と全国値よりも低い値となっており、厳しい雇用状況であると認識をしております。

しかしながら、ハローワーク水俣管内においては、ことし8月から9月にかけて、新たなコンビニエンスストアのオープンや工場増設に伴い新規の求人募集があったため、有効求人倍率はそれぞれ、8月が0.96倍、9月が0.90倍と10月の全国値に近い数値となっております。また、有効求人倍率が低下した10月においても、前年同月と比較をいたしますと0.16ポイント上回っており、緩やかではありますが、回復傾向にあると考えているところです。

次に、地場企業の育成支援をどうやっていくつもりかとの御質問にお答えします。

本市の事業所構成について、国の平成21年度経済センサス基礎調査によれば、市内には民営の事業所が1,416件存在し、そのうちの約99%が従業員100人以下の中小企業、特に従業員20人以下の小規模事業所につきましては、約94%、1,317件に上っております。また、市内に単独もしくは本社として存在する事業者は、全体の約81%、1,143件となっております。

一方、雇用の面におきましても、同様に、75%以上の従業員が中小企業の従業員であるとの結果が示されております。

これらの調査からわかりますように、本市の経済・雇用の根幹を支えているものは、地域で頑張る地場の中小企業であり、本市といたしましても、この点を強く認識をしながら、厳しさを増す本市経済の浮揚や、生活の安定につながる雇用機会の創出を図るため、各種補助制度を拡充させるなど、地場中小企業の事業拡大、新事業展開の後押しを行っているところでございます。

また、平成24年度には、地場中小企業の総合相談や企業間連携・産学連携の窓口として、みなまた環境テクノセンター施設内に、水俣市企業支援センターを創設いたしました。ここでは常駐の企業支援員を中心に、市内企業からの相談対応や新事業展開に向けた教育・研究機関、他企業とのマッチング支援等により、企業の経営力・技術力の強化に努めているところでございます。

今後の本市における地場企業支援につきましては、先ほど申し上げましたように、地場中小企業の重要性を常に念頭に置きつつ、既存制度や国・県の制度の活用に加え、企業支援センターを中心とした専門家、関係機関等との連携による支援体制の構築を図ることで、個々の企業の潜在力や強みを十分に引き出せるような取り組みを積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、出水市は民泊という新しい事業が生まれているが、本市の取り組みはどうなっているかとの御質問にお答えをいたします。

平成22年ごろから修学旅行の傾向が変化をし、田舎暮らしを体験する民泊の需要が高まっております。平成24年の出水市の民泊受け入れ数は約2,000名とお聞きをしており、また熊本県の平成24年の民泊受け入れ数は約6,000名となっております。

民泊を行うためには、受け入れ先の衛生面における法的環境整備を行わなければならない、受け入れ家庭の負担が大きいなどの問題があることから、本市での受け入れ実績はございません。本市への修学旅行については、一般社団法人環不知火プランニングを中心に、水俣病に関する人権教育や環境学習、村まるごと生活博物館での田舎暮らし体験などさまざまなプログラムを策定し、既存の旅館・ホテル等への宿泊を組み合わせ、受け入れを実施しているところです。

今後も、修学旅行等の受け入れを積極的に推進し、地域経済の活性化につなげてまいります。

次に、本市の障がい者雇用の現状はどうなっているのかについてお答えをいたします。

障がい者の雇用につきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律第37条に、全て事業主は、身体障害者または知的障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであって、進んで身体障害者または知的障害者の雇い入れに努めなければならないと規定をされており、法定雇用率が定められています。

地方公共機関の法定雇用率は、平成25年3月までは2.1%でしたが、同年4月からは2.3%に改正をされています。本市では、障がい者である職員の退職により法定雇用率未達成の状態になり、その対策として平成19年度から20年度にかけて身体障がい者お二人を非常勤職員として任用し、平成20年度に法定雇用率を達成いたしました。

しかしながら、平成23年度に、再び障がい者である職員が退職したことにより、平成24年度以降は、法定雇用率未達成となっており、平成25年度の雇用率は1.04%となっております。

法定雇用率達成に向けた取り組みとしましては、平成23年度から障がい者採用試験を行っておりますが、受験者が少なく、障がいの程度が市職員として勤務することが困難と判断せざるを得なかったため、現在まで採用に至っておりません。また、非常勤職員としての障がい者の雇用に努めてもおりますが、担当業務の選定や庁舎のバリアフリー化等の課題があることから、なかなか進んでいないのが現状です。

次に、障がい者雇用のネックになっているものは何かについてお答えいたします。

まず、障がいの内容により勤務可能な職場や職務が限られることが挙げられます。また、受け入れ可能な職務があったとしても、職場環境から勤務が非常に困難であることも考えられます。例えば、執務スペースが狭く、障がい者用のトイレが少ないなどです。いずれにしましても、障がい者の雇用促進は事業主の責務とされていますので、法定雇用率達成に向けて、正規職員及び非常勤職員の両方の面から、障がい者雇用に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 雇用対策につきましては、今答弁ありましたように、8、9月はコンビニの出店とか工場の増設、コンビニ、ぱっと考えますと、芦北・水俣で、最近セブンイレブンが3店舗ぐら

いできたので、そういったものも寄与しているのかな。大体、コンビニが1店舗できますと、15人から20人ぐらい、パートの方を募集するという事なので、それで大分違うのかなというふうに思いますし、工場というのは、河村電器さん等が増設して、雇用の募集があったのかなというふうに思います。

10月になって、ちょっと上がってきたんですね。8月、9月、0.88、0.96、0.90で、今度は0.79と、上がって、またちょっと下がって、10月はちょっと一服感したような感じがありますけど、有効求人倍率も、ここにありますが、2008年度は0.32、2009年度は0.27、2010年度が0.35、年間通してですけど、かなり厳しいときがありました。リーマンショックが2008年の9月だったですかね、それ以降、大変厳しかったんですけど、少しずつ改善して、ことしは0.6、7、8、9、その辺、ずっと推移してるので、雇用という部分では、少し改善しているのかなというふうには思います。しかし、よく中身見ますと、介護施設等ができて、そういった介護系の仕事は出ていて、行っても介護の仕事ばかりやもんなどかという話も聞くのも事実です。そういったところで、女性の方はパートさんという形では、そういった雇用は生まれているのかもしれませんが、やはり男性の雇用という部分が、実際はやっぱりもっとふえていけば、水俣は大分変わるんじゃないかなというふうに思っております。

企業誘致等、なかなか難しい中で、今、ありました企業支援センターですか、企業支援センターで相談、新規事業等の内容を聞いて支援しているというのはよくわかります。そういうところは頑張っていたきたいんですけど、いかんせん、市の補助金は2,500万円、5,000万円と、かなり大きいところの補助で支援がいつてるわけですけど、実際、今言われたように、中小零細の企業が水俣市90%以上、もうちっちゃいところばかりなんですね。ですから、そういったところをもっと少し後押しするような施策が必要かなというふうに思います。需細企業、もう企業と言わずに、もうほんと個人事業主、そういった方がもっと起業できるような形の支援、そういったものが必要じゃないかなというふうに思います。商店街でも1店舗ふえれば、やっぱり雇用がふえていくわけですから、そういったものも少し考えていただきたい。

質問としましては、個人、需細企業、そういったものの新しい創業、起業支援、そういったものの補助金というか、支援体制というものを何か考えられないかを1つ質問したいと思います。

○議長（大川末長君） 門崎産業建設部長。

○産業建設部長（門崎博幸君） 第2質問の中で、地場企業、あるいは零細、個人企業向けに創業支援についての具体的な補助金、あるいはその支援策等はないのかというような御趣旨だったかと思っております。

いろんな経営のパターンもありますし、創業支援と申しまして、例えばその支援の内容につきましても、資金面の支援なのか、技術的な支援なのかと、それぞれ、さまざまなニーズがある

うと思っております。そのニーズに即した適切な支援を行っていくのが、市で行っていくべきだと考えておりますので、先ほど答弁の中でも申し上げましたように、企業支援センターを軸に、各関係機関とも今連携をしながら、連携体制、相談体制を構築させていただいておりますので、まずは企業支援センターに御相談をいただきまして、その中で企業支援員と一緒に、そのニーズに即した適切な支援を行ってまいりたいということで考えております。

○議長（大川末長君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 ちっちゃい個人事業主、若い人が何か積極的に起業できるような、そういった支援をしていただければなというふうに思っております。

それともう1つは、前も言いましたですけど、こういうインターネットの時代で、水俣の物産品、農産物、そういったものが消費者に直接ダイレクトにやりとりするようなものが日本中ふえております。そういったものを水俣でも何か後押しできるようなものをしていただきたいと思いますけど、地方でそういったものを立ち上げたときに、やっぱり一番ネックになるのは送料の問題です。やっぱり関西、関東で物が消費できるような、水俣で競争力あるものが、そういったところで消費できる、それにはやっぱり送料の問題が一番だと思います。そういったものを今まっぼっくりはサラたま等で、かなり全国に出されていると思いますけど、そういったまっぼっくりを窓口にするとか、そういったところで送料等の補助金をそういったところにつけて、ネット等でやられる個人事業主を育てるというのも1つ考えていただきたいと思いますというふうに思ってます。

質問としては、そういった送料等の補助金というものは、実際できるのかどうかというのを1つ。

それと、市や県の補助金、その都度、年度によって変わると思うんですね。今、行政のほうでも、市のホームページ等で、その都度出されていると思うんですけど、実際、起業したい、何かやりたいという人が、市のホームページ見たらこういったものがあるというのを、何かわかりやすいような窓口をつくっていただけると、何か、若い人が考えるときに、そういったところをまず見て、こういった補助金があるなというふうに利用できるようなものができないか、この2点を質問させていただきます。

○議長（大川末長君） 門崎産業建設部長。

○産業建設部長（門崎博幸君） 2点御質問をいただきました。

まず、市内、まっぼっくりあたりから、今全国に向けて通信販売のようなものをやっているけれども、そういったところを窓口にして、送料の負担等ができないかというような御趣旨だったかと思っております。

昨今、特にインターネット、あるいはスマホあたりの普及によりまして、通信販売というのがかなり市場として拡大をしておるんだろうと私どもも認識をしているところでございます。

ここの送料の負担という問題につきましては、通信販売の具体的な内容が市の施策と合致をしているのかでありますとか、その対象範囲や効果、あるいは事業の妥当性、あるいはほかのいろんな事業との平等性等々もございますので、そこら辺を総合的にちょっと勘案して検討させていただければと思っております。

それと、2点目が、いろんな補助金等の制度情報あたりが市のホームページにも載せてはいるんですけども、よりわかりやすいような方策でできないだろうかというようなところでの御趣旨だったかと思っております。

今、いろんな情報につきましては、その都度、国・県とかから入ってきた情報につきましては、我々が把握している範囲の中でメーリングリストみたいな形で、その都度事業主さんのほうには発信をさせていただいているような取り組みもさせていただいております。そういったリストをさらに拡大するということとあわせて、また商工会議所さんあたりとも連携をさせていただきながら、誰もがわかりやすい、議員御指摘のような、ここを見れば、ワンストップである程度、そこら辺の役割自体は企業支援センターが担っているんですけども、そういったところのホームページあたりも、ちょっと充実をさせていただきながら、窓口対応ということも含めて考えさせていただければと思っております。

○議長（大川末長君） 次に、肥薩おれんじ鉄道水俣駅改修について答弁を求めます。

本山総務企画部長。

（総務企画部長 本山祐二君登壇）

○総務企画部長（本山祐二君） 次に、肥薩おれんじ鉄道水俣駅改修について、順次お答えいたします。

まず、肥薩おれんじ鉄道水俣駅の改修の予定、構想はどういったものかについてお答えいたします。

改修につきましては、肥薩おれんじ鉄道株式会社が、市からの補助を受けて実施されますが、今年度は、主にデザインを含む基本設計及び実施設計を作成し、来年度、駅舎の外装・内装・トイレ及び外構工事などの改修工事に着手する予定で進められております。

また、構想の内容としましては、駅舎を環境首都水俣の玄関口と位置づけ、誰もが安心して利用でき、交流人口の増加やまちのにぎわいの創出を図っていただけるような駅舎とすることを考えております。

具体的なイメージとしましては、水俣の玄関口にふさわしい清潔で美しく温かみのある駅舎として、従来の待合室やトイレを大幅に改修するとともに、市民が気軽に使用できる多目的なスペースや観光客だけではなく、市民も楽しめるレストランの設置など、バリアフリー化の視点や環境面にも考慮しながら、居心地のよい公共空間の提供を考えております。

今後、事業を実施される肥薩おれんじ鉄道と十分に協議をさせていただきたいと考えております。

次に、改修するとき、有名な水俣出身者を紹介するブースなどをつくれなにかについてお答えいたします。

駅舎は鉄道の利用のみならず、観光などさまざまな情報発信の機能も必要と考えておりますので、議員御提案の著名な水俣の出身者を紹介するコーナーを設けることは、有意義なことであり、交流人口の増加や、まちのにぎわいの創出にもつなげることができるものと思われま

す。スペースなどの問題もありますが、今後、肥薩おれんじ鉄道株式会社が設計・施工される中で、ぜひ反映してもらえるように市としても提案していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大川末長君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 肥薩おれんじ鉄道についてです、済みません、私ちょっと先ほどの分で、民泊と雇用対策の分、ちょっと言うのを忘れていたもんですから、少しちょっとここで言わせていただきます。済みません。

民泊については、出水市で私たち勉強会させていただいたときに、いろんな形で……。

○議長（大川末長君） 西田議員、ちょっと待って。

○西田弘志君（続） ちょっといかんですね。じゃいいです。わかりました。じゃこれもう、このまま進めさせていただきます。

じゃ、肥薩おれんじ鉄道につきましてですが、冒頭言いましたように、列車の着メロですね、こういったものを「初恋」を流せないかというふうなものが、私の耳にも聞こえております。その中で、やはり「初恋」という曲を流していただきたいなというのは、私は思いますし、いろんな方も思っていらっしゃると思いますけど、有名なところでは、岡山県の「瀬戸の花嫁」、草津線では「いい湯だな」とか、茨城県の友部市では、地元にゆかりのある坂本九さんの「上を向いて歩こう」、そういったものを流していらっしゃるところもございます。

水俣の駅を改修のときに、ブースとして村下孝蔵さん、こういったものを紹介するブースもぜひつくっていただきたいというふうに思っております。きのう、真野議員、歴史民俗資料館等の話もございましたが、やはり水俣の偉人、著名な方を紹介していただきたいなというふうに思っております。

質問といたしましては、今言いました、着メロでそういった「初恋」が流せないのか、それが1つ。

駅の改修につきまして、今、普通に考えますと、水俣市、水戸岡鋭治さんがいろんな形で携わっています湯の鶴の鶴の屋、デザインやられました。今、話題の人ですよ。ななつ星です

か、これで、今、時の人でございますので、水俣市と水戸岡鋭治さんはつながりができているというふうに思っております。そういった中で、ぜひ、ぜひというか、そういったものを依頼がこちらからできないのか、そういったものを1つ質問させていただきたいというふうに思います。

この2つです。

○議長（大川末長君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 西田議員の第2の御質問にお答えいたします。

まず、列車の着メロ、これはできないかということでございますけれども、先ほども申し上げましたように、有名人のブースということで、市のほうも、できないかなというのちょっと考えておりましたし、今後の設計の中で話をしていきますので、その時点でこの話もさせていただいて、検討させていただければと思います。

次に、駅舎のデザインについて、水戸岡先生のほうにという形でございますけれども、阿久根駅が、今改修を進めていらっしゃいます。阿久根駅も今、水戸岡先生もされていらっしゃる。あと、おれんじ鉄道でいいますと、おれんじ食堂とかいう列車のデザインとかされているんですけど、その一体ということではございませんけれども、非常に好評ということもございまして、肥薩おれんじ鉄道におきましては、今回のこの改修につきましても水戸岡先生のほうにという形での話で、今進められているということでお聞きしております。

○議長（大川末長君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 肥薩おれんじ鉄道が最終的には決めることかもしれませんが、今の流れでいきますと、おれんじ鉄道も水戸岡鋭治さんがやられているということで、関連性を持って駅舎を、先にやっぱり、こっちのイメージとかコンセプトを伝えたほうがいいものができるというふうに思っております。その、「初恋」でいくんだったら「初恋」のイメージの昭和のレトロな駅舎にするとか、そういったものを全体的に考えていただきたいなというふうに思っております。

水俣全体を考えたときに、やっぱりいろんなイメージ戦略でもうやっていくしかないというふうに思っております。将来的には、どこかと合併という話も出てくるのかもわかりません。そういうときには、水俣市がもしなくなるのであれば、「初恋」の名前を入れるとか、初恋市にするとか、この駅も、庁舎もどこかで改修するわけですから、そういったときに、このイメージもきちっとした、そういった昭和のレトロっぽい庁舎にするとか、何か全体的にやっぱり考えていっていただきたいなというふうに思っております。

駅に関して、関連でちょっと聞きたいのが、私は商店街で2カ月に1回ぐらい、商工会議所から駅まで、鍵かけのキャンペーンといって、警察署と一緒に鍵がかかってない自転車をずっと見て、紙を張っていくのをやっているんですけど、最終的に駅のところへ来ますと、やっぱり駅の目の前の玄関口が放置自転車というか、非常に汚いというか、何か整然としていないですね。何

か、ごちゃごちゃした感じだと思います。これ、いろいろ放置自転車を勝手に捨てるのもできないかというふうには思いますけど、もう少しやり方を考えていただきたいな、駅のやりかえをするときに、一緒にそういった駅前の部分も自転車どめがありますが、あれがいいのかどうかも含めて、きれいに整理できるようなものできないかというのを質問をさせていただきます。

○議長（大川末長君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 水俣駅前の駐輪場の件、第3の御質問です。昨日、私も見に行ってきたところなんですけれども、御存じだと思いますが、台数的には十分とめられるスペースはございます。ただ、2カ所に分かれておりまして、どうしても1カ所のほうに偏ってとめるものですから、それにとめられないときにその周辺にとめてらっしゃるといのが現状じゃないかなというふうに理解しております。

ただ、大部分が高校生ということでございますので、高校のほうにも、いろいろ御指導いただくようお願いしておりますし、特に、まず春、4月に生徒がかわりますと、また同じような繰り返しというのもございますので、その辺がまず徹底することが1番かなと。それと、改修の段階で、その辺あたり、当然スペースは十分あるとは思いますが、何らかもう少し工夫ができないのか、その辺は検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 次に、木質系バイオマス発電について答弁を求めます。

門崎産業建設部長。

（産業建設部長 門崎博幸君登壇）

○産業建設部長（門崎博幸君） 次に、木質系バイオマス発電について、新たな予算が組まれたが、市の方向性は変わったのかとの御質問にお答えします。

まず、市の方向性はこれまでとは変更ございません。9月議会でお答えしましたとおり、事業主体を誘致すべく、複数の企業に事業の提案を行っているところですが、その後も企業との協議を続けてまいりました。その成果もあり、現在出資を検討していただいている企業同士で事業の諸条件を詰めていく段階までまいりました。

今回新たに予算計上させていただきましたのは、その諸条件の整理など、協議の過程で必要となる設計や計算、調整を行うための費用として要求させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（大川末長君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 この木質系バイオマスにつきましては、谷口議員のほうの質問でも大体わかりました。企業誘致として何社かと、今協議中であるということで聞いております。実際、そういったもので、企業誘致、なかなかない、できていないときに、企業誘致として、このバイオマス発電、できれば非常にいいかなと思います。この事業をやるとしたら、投資ということで、何十億

円という投資が実際に生まれるわけでありまして、木材の収集、プラントの運営、雇用が必ず発生する事業だというふうに思われます。やっぱり水俣で今一番望まれるのは雇用、雇用問題が一番大きな問題かなというふうに思っておりますので、ぜひ、今後予算をつけて、部分でいろんな精査しながら進めていただきたいというふうに思います。

私の質問はこれで終わります。

○議長（大川末長君） 以上で西田弘志議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時28分 休憩

午前10時39分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、川上紗智子議員に許します。

（川上紗智子君登壇）

○川上紗智子君 こんにちは。

日本共産党の川上紗智子でございます。

宮本市長がこの本会議場で答弁をされる最後の質問をさせていただきます。8年間、まだ任期満了ではありませんが、きょうのところまで、本当にお疲れさまでございました。

任期満了まで残りわずかですけれども、ぜひこれまで市長がそうしてくださったように、最後まで市民の声に耳を傾け、寄り添っていただきますようお願い申し上げまして、質問に入ります。

まず、1、九州新幹線騒音・振動被害問題についてです。

これは、振り返ってみますと、去年の12月から毎回私は質問しています。またかと思って聞いていらっしゃる方もいるかもしれませんが、この間、市当局も鉄道整備支援機構やJR九州への申し入れ、そして市独自の騒音などの調査ということで、水俣市としても取り組んでいただいておりますが、今なお、夜は、睡眠薬を飲まないで眠れないなどの毎日のつらさ、修理してもらっても、次から次にたてつけが悪くなる。この家は大丈夫なんだろうかなど、将来の不安を抱えながら生活をしている人がいます。打つ手があるのであれば、継続してぜひ取り組んでいただきたい、その思いで今回も質問をさせていただきます。

①、ことし9月2日に、市長がJR九州に申し入れた内容とその回答はどういうものだったか。改めてお聞かせください。

②、それ以後の市としての取り組みはどうか。

③、ほかの自治体との連携はどうなっているのか。

次に、2、肥薩おれんじ鉄道の騒音問題についてお尋ねをいたします。

①、長野町において市独自の騒音・振動調査を実施したのか。

②、昨年12月の議会において水俣川にかかる鉄橋のレールを音が出にくいものにかえることをおれんじ鉄道に要望したらどうかと求めましたが、どうなっているか。

3、介護予防について。

①、水俣市の高齢化率、介護認定率及び介護度別の人数はどうなっているか。

②、現在国が検討している要支援者を介護給付から切り離すとされた場合どうなるのか。

4、認知症介護予防についてお尋ねいたしますが、前のテーマであります介護予防についても含めまして、今回どうしてこれらのテーマを取り上げたのか。私は厚生文教常任委員会で鳥取県の琴浦町に視察に行きまわりました。その前に、ことしの春でしたか、テレビで「認知症は予防できる」という番組を見ました。私は心のどこかで、いや、確実に、認知症になったら、もうどうしようもないというふうに思っていた人間の一人だったということに、そのとき気づきました。

予防ができる、早期発見すれば、治療も可能だと、このことを聞いて、もしそういうことができるんだとしたら、本格的にやったらいいじゃないかと、喜び勇んで健康高齢課に行きましたら、健康高齢課はもう既にそのことは知っており、取り組みを既に行っていました。テレビに出ていた鳥取大学医学部教授、日本認知症予防学会理事長を務めていらっしゃる認知症の診断・予防の第一人者、浦上克哉教授がテレビに出ていらっしゃいましたが、その方が水俣で講演されたことも私は知りませんでした。けれども、とにかく私は気づきました。

それで、今ほど介護予防、認知症介護予防についてそんなに深くはないかもしれませんが、自分なりに深まっているというふうに思って、今回は質問テーマにいたしました。

そこで、認知症介護予防について。

①、水俣市で行っている認知症予防教室とはどういうものか。

②、認知症早期発見、早期治療のための取り組みにおいて、課題になっていることは何か。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 川上議員の御質問に順次お答えします。

まず、新幹線の騒音・振動被害問題については私から、肥薩おれんじ鉄道の騒音問題については総務企画部長から、介護予防について及び認知症介護予防については福祉環境部長から、それぞれお答えします。

初めに、新幹線の騒音・振動被害問題についての御質問に順次お答えします。

まず、9月2日に、水俣市がJR九州に申し入れた内容とその回答はどういうものだったかとの御質問にお答えします。

本年9月2日に、私が直接JR九州本社に出向き、申し入れを行いました。申し入れ書の内容は、通過列車に関しては、騒音・振動等に対する沿線住民の不安や不満を解消するために必要な対策を講じていただきたい。特に、早朝及び21時以降は配慮していただきたいであります。

本市からの申し入れに対して、JR九州からは、通過列車の速度を下げることはできないが、新幹線の新しい車両は、軽量化が進み、以前より騒音・振動レベルは下がっている。いずれにしても再度、運輸機構に実態を調べてもらうように話をしたいとの回答でありました。

次に、その後の市の取り組みはどうかとの御質問にお答えします。

現在、水俣市として、9月以降、特に取り組みは行っておりません。

次に、他の自治体との連携はどのようになっているかとの質問にお答えします。

現在、県内における新幹線の騒音問題について、どのような状況であるか、県や八代市等との情報交換を行っているところでございます。今後、情報交換の中で、必要に応じて他自治体との連携も考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大川末長君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 答弁ありがとうございました。

直接、市長がJR九州には申し入れに行かれたということですので、今、答弁があった中身について、もう少し詳しく、もしわかれば答えていただきたいということで、2回目の質問のまず最初は、通過列車の減速はできないという回答だったということでしたけれども、これは早朝及び21時以降についても、減速できないというものだったのかというのが1つです。

それから、車両の軽量化が進んで、以前より騒音・振動レベルは下がっているというふうにご回答されていますが、これはいつと比べて下がっているというふうにおっしゃったのか、わかれば教えてください。

それから、2回目の質問の3番目です。

前回、9月議会の質問で、私はぜひ市長にも現地に出向いていただき、住民の家屋の状況や、住民から直接話を聞いてみていただきたいということで、そのことを求めましたけれども、どうだったでしょうか。

それから、2回目の質問の4つ目です。

他自治体との連携の問題なんですけれども、必要に応じて連携していきたいということで答弁をいただきましたが、11月でしたでしょうか、聞くところによりますと、九州新幹線鹿児島ルートさらなる利便性の向上について、JR九州に申し入れに行かれておりますが、これは熊本県

や熊本市、八代市、玉名市と一緒に要望活動をされていると聞いています。確かに、水俣市民としても、水俣起点の割引切符などですね、もっと利用しやすい運賃という利便性の向上についての要望ももちろん、あるのはあると思うんですが、そして必要な要望活動だと思います。でも、同時に、困っている沿線住民の声も八代などと一緒に共同で要望していただくということではできないものなのではないのでしょうか。これが2回目の最後の質問です。

以上、お答えよろしく申し上げます。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、第1点ですけれども、早朝、それから21時以降の減速はできないかというような御質問だったと思います。

このスピードダウンにつきましては、JRのほうでは新幹線の速達性を確保するために、これは無理であるというような御意見をいただいております。また、これをやりますと、ダイヤの改正を前提としてやらなきゃならないし、それぞれの駅によって、いろんな何回とまるとか、そういったところまで関連してくるので、非常に難しいというようなお答えでございました。

それから、いつと比べて下がっているのかということでございますので、これは全線開通前と比べてということでございます。

それから、3番目ですが、市長は現地に行かれたのかと、そしてそれについてどのように感じたのかというような御質問だったと思います。

先日行ってまいりました。そして、現地に行かせていただいて、新幹線が通過する状況もいろいろ直接聞きました。また、近所の方に、被害をこうむっていらっしゃる方のところに御意見を聞くつもりで行きましたけれども、残念ながら御不在でございましたので、その前、その家の周りでありますとか、どのような状況が出ているのかというようなことも、担当も一緒に、これまで検査をしておりましたので、そういうのも含めまして見させていただきました。

その結果でございますけれども、新幹線が通過するときには、正直申し上げまして、一気にばっとなってしまいますし、ちょっと離れた、25メートルぐらいの距離ですかね、ちょっと離れておりましたので、もう、さっと思ったという感じでしたので、余り、そう強くは感じなかったんですが、これまでのことをいろいろ考えますと、そこにずっと住んでいらっしゃる方のことを考えますと、本当にやっぱりいろんな思いで、あるいはいろんな不安を抱えていらっしゃるんだなということはしっかり受けとめてきたところでございます。

家の周りあたりも見ますと、亀裂が入ったりとか、そういった状況もございまして、これはやっぱり引き続きお願いをしていかなければならないなという思いで帰ってきたところでございます。

それから、他の自治体との連携をとりながらということでございます。他の自治体というの

は、いろんな状況がございまして、状況の違いもありますので、なかなかそろって同じような要求ということは難しいかもしれませんが、今おっしゃるように、非常にそういう結果的に不安な方がいらっしゃるといようなことを考えますと、やっぱり一緒になって要望に行くべきなのかなと、そのように思いますし、実際、要望書も出して、平成25年11月21日でございますが、このように要望書も出して一緒に行っておりますので、お知らせしたいと思います。

以上です。

○議長（大川末長君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 JR九州におかれましては、速さを確保することは大事なことから、減速はできないということだというふうに思うんですが、実際、前回の質問でも明らかだったんですが、環境基準は超えてないということがありますよね。ですから、その1点でいえば、対応を親身に行うことにはならないとなっていると思うんですが、私、6月議会の一般質問のときに、私たち日本共産党が国土交通省に直接交渉に行ったときに、国土交通省の担当の方と話す中で、住民からの被害の訴えがある場合、そして被害が実際に発生している場合、それに対しては鉄道建設・運輸施設整備支援機構とJR九州の両方に対応の責任があるというふうに答えているんですね。ただ、JR九州は一度も現地を見に来ていないと私は思うんですけど、被害の実態も恐らく見ていらっしゃらないと思うんですね。であれば、私たちが通過列車の減速を求めた、減速できない、やることはやっていますよということで、済ませていいのかな。何も解決しないなというふうに思うんですね。

鉄道運輸施設整備支援機構は、防音壁とか、各住宅への対応などを一応講じていると。JR九州はレールの研磨や車両の開発、軽量化でしょうね、などのできる対策は行ってきたと。だけでも、実際には騒音とか振動の問題はあるわけですね。そうなれば、じゃあ、減速しかないではないかと思うのが普通考えていくと、そこに結論がいくわけです。それで、八代のほうは、この前も申し上げましたが、水俣は騒音の環境基準は75デシベルですけど、新八代駅周辺は70デシベルなので、環境基準を超えているところが何カ所かあります。超えていないところも振動の被害とかあるということで、八代の住民の皆さん方からの要望の第1は通過列車の減速、特に、21時以降、夜については回送列車も含めて減速してくれないかという要望を出されています。ほかに手だてがなければ、ここしかもう手をつけるところがないんですね。先ほど、ダイヤ改正に伴う問題だということでおっしゃいましたけれども、確かにそうです。毎年3月には新しい、ダイヤ改正されたものが公表されますが、来年3月に向けてダイヤ改正をしているところだと私は思います。だからこそ、減速を考慮した、全て減速が無理なら、せめてという、夜とか、早朝とかだけでもというような話し合いの中で、少しでもましな環境にしていくために、減速を考慮したダイヤ改正を行うよう、改めてJR九州に要望していただきたいと思うんです。

私たち、日本共産党議員団としても、八代の議員などと一緒に党として来年3月のダイヤ改正の際、減速を考慮したダイヤ改正を行ってほしいということ、JR九州に、12月20日に申し入れに行く予定です。同時に、その監督官庁である国土交通省の九州運輸局にも減速を考慮したダイヤ改正をするよう、ぜひ指導してほしいということで申し入れに行く予定です。

申し入れしたからといって、実現しないかもしれません。でも、ここにしか望みがないのであれば、ここでちょっと頑張るしかないんじゃないかというふうに私たちは思っています。ぜひ、水俣市としてもその立場でJR九州、また関係各機関に対して申し入れ活動を行っていただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 先ほど御答弁いただきましたけれども、スピードダウンということにつきましては、やはりさっき言いましたように、非常に厳しい状況があるんだということでございます。しかしながら、やっぱりそのことによっていろんな厳しい条件で、いろんな被害を受けていらっしゃるという方々もあるということでございますので、今、御提案ありましたように、せめて21時以降はというような御意見もございましたので、その辺も含めまして、我々も要望できるところは要望を進めていきたい、そのように思います。

○議長（大川末長君） 次に、肥薩おれんじ鉄道の騒音問題について答弁を求めます。

本山総務企画部長。

（総務企画部長 本山祐二君登壇）

○総務企画部長（本山祐二君） 肥薩おれんじ鉄道の騒音問題について、順次お答えします。

長野町において、市独自の騒音・振動調査を実施したかとの御質問にお答えいたします。

調査については、水俣市長野地区において、本年8月1日、2日の両日に騒音測定のみを実施いたしております。今回の騒音調査は、車輛通過時の騒音のみの測定とする予定でしたが、下り線がトンネル出口部となり、正確に車両通過を確認するために前後の時間帯を長く測定しており、環境省が定めた在来線騒音マニュアルによる、等価騒音レベルによる評価方法、これは計測した時間帯内のデータの全ての平均とは少し異なっており、現在測定データの精査を行っております。

なお、在来線鉄道の騒音については、環境省が定めた環境基準及び騒音規制法の対象外となるため、その結果は、あくまで参考のためのデータではありますが、公表の要望があった場合は、データの提供は可能であると考えております。

次に、昨年12月議会において、水俣川にかかる鉄橋のレールを音が出にくいものにかえることをおれんじ鉄道に要望したらどうかと求めたが、どうなっているかとの御質問にお答えいたします。

早速、昨年12月に肥薩おれんじ鉄道に対し、水俣川にかかる川の鉄橋を列車が通過する際に音がうるさいとの住民の声があるので、改善できないかと口頭で担当課からお願いしたところであります。肥薩おれんじ鉄道株式会社としても、レールが老朽化により、でこぼこしており、それにより音がうるさくなっていることは承知されており、昨年12月26日の深夜から27日の早朝にかけてレールの交換を行ったとのことでした。通常のレール交換ではありますが、交換したことで、列車とレールとの摩擦が減り、以前よりは騒音・振動は軽減されているのではないかとのことでした。その後、市としてことし8月に周辺住民に聞き取り調査を行ったところ、以前よりも騒音・振動が減ったとお聞きいたしております。

以上です。

○議長（大川末長君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 騒音の調査のみ、測定のみ行ったということですがけれども、環境省が示した計算式等々でいくと、それにきっちり当てはまらないから、今精査しているということというふうな受けとめていいんでしょうか。

であれば、測定をされた中で、騒音の最大値は幾らぐらいだったのか教えてください。

それから、おれんじ鉄道に口頭で改善できないかということで、担当課のほうからお願いをされたということですがけれども、その際に、私が提案をした新幹線方式のレールにかえたらどうかという提案は、要望はされたのか、この2点でお願いします。

○議長（大川末長君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 川上議員の第2の御質問にお答えさせていただきます。

今回の調査の騒音の最高値ということでございますけれども、これは今現在、先ほど申し上げましたように、精査中でございますので、確定値ではございませんが、今回の調査しました通過車両の最大騒音レベルの平均値は81デシベル程度でした。

次に、おれんじ鉄道のレールの交換で新幹線方式で要望したかということでございますけれども、これについては、結論からいいますと、新幹線方式での要望というのはいたしておりません。通常は、25メートルのスパンのレールをつなぎ合わせているということで、新幹線方式とは継ぎ目をなくしてロングレールにするということがその方法だろうと思っておりますけれども、ただ、25メートルが50メートルに長くなりますと、いろいろ金額的な面とか、あと夏場の、温度が高くなったときのゆがみの対策の問題とか、それと直線がそれだけのところは確保できるのかとか、いろいろ問題があるというようなことは、後でお聞きいたしております。

以上です。

○議長（大川末長君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 先ほど、騒音の測定値の問題でいえば、平均値ということで出すようにという計

算式があるというふうにおっしゃってましたけれども、もし間違っていたら、後から言ってください。ですけれども、騒音というのは、例えば、寝ているときに急にどっと音がして、ぱっと目が覚めて、それから寝れないとか、何か、そういうもんだと思うんです。最大値をできるだけ低くするということが、暮らしている人にとっては大事なのではないかなと。しかも、在来線については、環境基準がないというふうに言われてますよね。だから、実際に困っている住民は何に頼って改善を求めたらいいのかというところでは、非常に心もとないなというふうに思うんですが、実際に、今最大値の平均を聞きましたけれど、大体81デシベル、新幹線でも70デシベルを超したぐらい、75デシベルまでいっていないんですよね。だから、担当課の、市の方も調査に入られたときに、長野地区においては新幹線は問題ないと、おれんじ鉄道が大変なんだというのを、本当に口々におっしゃった、その証拠となるような値だというふうに私は思って受けとめました。やっぱりそうなんだなというふうに思いました。

実は、私も最近、長野地区周辺の方に話を聞きました。確かに、レール交換をした後は、以前よりましになったという方もいらっしゃいました。でも、同時に、そんなことあったのか、全然変わらないよという人もいました。ですから、この点では、レールを新しく新品にかえただけで少し変化があるわけですから、もっと継ぎ目のない、がたごと音がしないレールにかえたら、もっと軽減するんじゃないかなというふうに、お話を聞いて思いました。

先ほど、新幹線方式のレールのことをおっしゃいましたが、25メートルのレールを溶接してつないでいって、長いレールをつくるということなんですね。その長いレールだけだと、おっしゃったようにたわみが出るので、どうするかというと、一定の長さまでいったら、今度は斜めで継ぎ目をつくるというんですね。そうすると、音がしなくなる、がたごとの音がしなくなる。新幹線でそういうことがやられ始めて、その後、在来線、人口密集地、東京都内などでは山手線などにそういうものが採用されているようですけども、その継ぎ目の近くに住んでいる人が音がしなくなったというようなことを言っているように、斜めに継ぎ目がなっただけで、ロングレールで継ぎ目が斜めになっただけで音がしなくなったという、実際にそういうことが人口密集地で行われているわけです。

地方では、余りそういう例がないと聞いていますが、ぜひ、今度レール交換をされるときには、早目にぜひしてもらって、そのときにはそういう新幹線方式のレール交換をしてもらえないかということを、ぜひ一言言っていただけないかなと私は思うんです。

担当課の方も、お聞きだと思うんですけども、私も何回か周辺の方の話を聞いて思うんですが、おれんじ鉄道というか、鹿児島本線はずっと前から走っていたわけですね。それなのに、突然といたらあれかもしれませんが、長野地区の人たちがうるさい、うるさいと言いだめたのは、新幹線ができてからなんですよ。新幹線ができてからというのは、どういうことかという

と、高架ができた、そして何軒かのお家が立ち退きでなくなった。だから、新幹線ができる前とできた後では、あの辺の様子は一変していると思います。条件が変わった中での音の聞こえ方だと私は思うんですよ。それで、これからも音のことで、周辺住民の皆さんから、いろんな不安や不満や要望等がありましたら、ぜひ、よく聞いていただいて受けとめていただき、できることはやっていただけないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大川末長君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） レールの交換、次回のときにはですね、ぜひ継ぎ目がないような、長いレールに交換してもらえないかというふうに要望していただきたいというふうな御質問だったかと思います。

音を減らすために、長いレールというのはどれだけの効果があるのかとか、また、どれだけの工法とか、金額とか、全然私ども専門家じゃありませんので、詳しくありませんけれども、もしそのようなことが可能であるならば、どうなるかというのを、もう少しちょっと勉強させていただかないと、まずはこの辺の要望というのも難しいんじゃないかなろうかと思います。ただ、もしそれが可能で、次回のときに、これは次回いつされるのか、ちょっとわかりませんが、その時点までには、そういうのを勉強させていただきたいと思っております。

○議長（大川末長君） 次に、介護予防について答弁を求めます。

宮森福祉環境部長。

（福祉環境部長 宮森守男君登壇）

○福祉環境部長（宮森守男君） 介護予防について、順次お答えします。

まず、水俣市の高齢化率、介護認定率及び介護度別の人数はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

平成25年10月末現在で65歳以上の高齢者数8,900人、高齢化率33.4%、65歳以上の認定者数1,980人、要介護認定率は22.2%となっております。また、40歳から64歳までの第2号を含む要介護度別人数は要支援1、277人、要支援2、324人、要介護1、448人、要介護2、280人、要介護3、234人、要介護4、245人、要介護5、221人となっております。

次に、現在、国が検討している要支援者を介護給付から切り離すとされた場合どうなるのかの御質問にお答えします。

国としては、当初案として要支援者への予防給付を全面的に地域支援事業に移行させる方針を示しておりましたが、市町村事務の増加などを懸念して慎重な意見が示されましたことから、要支援者の移行は訪問・通所介護に限定する見直し案が再提案されております。

厚生労働省は、11月27日に社会保障審議会介護保険部会の素案を提示し、12月20日の取りまとめを目指すとしております。現時点の情報では、介護予防事業対象者を含めた新しい総合事業を

平成29年4月までに全保険者が開始、29年度中に予防給付のうち訪問介護と通所介護が新総合事業へ移行、その他のサービスは従来どおり予防給付で行うとしております。新たな計画を実施するのは平成30年度、第7期介護保険事業計画との案が示されているところでございます。

このようなことから、要支援者へのサービスが直ちに大きく変わることはないと考えております。

国の情報も随時更新されていくため、市としましては次期第6期介護保険事業計画策定の中で、サービス内容、それに伴う基準等検討してまいります。利用者にとって不利益や、市町村格差が生じないように、また地域に根差した事業となるよう、本市における要支援者のサービス利用の状況を勘案し、介護サービス事業者やその他関係機関との協議を図ってまいりたいと思っております。

○議長（大川末長君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 水俣市の高齢化率は33.4%、介護認定率は22.2%ということでした。先日、私たちが委員会で視察に行った琴浦町は1万8,000人程度の人口の町でしたが、高齢化率は32%、水俣のほうが多いですけれども、介護認定率を比べてみますと、介護認定率は水俣が22.2%、琴浦町は18.1%でした。琴浦町は認知症予防対策をやっているところですが、その対策の結果が介護認定率に出ているのではないかなというふうに思っていました。

いずれにせよ、水俣市の高齢化率33.4%は、高いものですね。私も何回か水俣市の高齢化率ということで、多分聞いてると思うんですが、しっかり受けとめていなかったなという気がしています。65歳以上の方が10人のうち3人ちょっといるということですから、その人たちが5年、10年としていけば、後期高齢者、75歳以上、85歳以上となっていくわけですね。そうすると、認知症の発症率もうんと高くなるというふうに聞いています。そうなったときに、その高齢者の皆さん方の尊厳を大事にしつつ、サポートしていける、そういう体制が水俣市にできているのか。全ての施策において、高齢者がこれだけいるんだということを前提にして考えていかなければならない、今のうちから考えていかなければならないところに来ているのではないかと思います。

きょうは、私は介護、認知症、介護予防について質問をいたしますが、この問題は、私自身ももっと勉強していかなきゃいけない問題だというふうに思っています。

それで、要支援1、2の人たちを介護保険給付から外す、外さないの話ですが、どうも先延ばしになっているということなのではないでしょうか。いずれにせよ、要支援1の人たちを介護保険から、給付から外すということが果たして妥当なのか。できるだけ、介護保険の基本的な考え方は、高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ、健康の保持・増進をしていく、また要介護状態になっても、状態がそれ以上に悪化しないようにする、維持・改善を図るところに基本的な考え方があったのではないかと思います。要支援1のときに、適切な介護ができなければ、重

度化するのではないかという懸念が、今国で議論をされております介護保険部会の中でも、専門家の方々から意見が出ているようではございますけれども、そのことをしっかりと押さえて、要支援1、2を外したら大変なことになるということが、この水俣市でも明らかであれば、ぜひ国に意見を上げていただきたいというふうに思います。

例えば、要支援1、2で認知症の初期の症状がある人がいるとします。実際にいらっしゃるようですが、そういう方々に適切な、専門的知識を持ったヘルパーが行ってお世話をするということが、いかに大事かということが介護保険部会の中でも語られています。今、政府は市町村に通所介護、訪問介護を、いずれは市町村に投げようというふうにはしているようではございますけれども、そうなった場合、市町村の財政的な状態によっては、全国的に一律のものにはならない。財政的に大変な市町村では、人件費を削って何とかしようということで、例えば、ヘルパーさんを正規のを雇わないで、ボランティアの人に頼むと、ボランティアの人たちが悪いとは、私は思いませんが、やはり科学的に、専門的にきちんと勉強した人、ちゃんと専門的な力量を持った人が対応することが大事だと思います。

それで、国が今考えているようなことが起こらないように、ぜひしっかりと市としても見きわめながら、言うべきことは言っていっていただきたいなというふうに思います。

この介護保険の改革で忘れてはならないのは、この改革の目的が、介護給付費を抑制することがまず第1の目的になっていることだと思います。

琴浦町の話になりますが、平成15年度から認知症予防対策をやっていこうという取り組みが始まっています。それは、国から言われてやられたことではありません。私たちが訪問したときに説明をしてくださった福祉課長、地域包括センターのセンター長を兼務されている保健師の方が、自分が在宅介護支援センターに赴任したときに、1人のお嫁さんから電話があって、自分は認知症のひどいおばあちゃんの世話をしてるけれども、どうにもこうにもならない、もう泣いてばかりで、何言ってるかわからなかったけど、どれだけ大変かがよくわかった。そのときに、その保健師さん、聞くだけではなくて、何とか専門家の知恵をかりたいということで、鳥取大学の浦上先生に行き当たったという話をされていました。

それから、私たちより10年以上早い認知症予防対策の取り組みが始まっています。こういうふうに、介護の問題を考えるときには、何が必要なのかというところから改革をしていけば、何もこんなにふらふら、今国がやっているように、ころころ変わったりすることはないと私は思うんです。今一番求められているものについて改革をしていくことが、国にも求められていると思いますが、それがなかなか今ない現状のもと、せめて水俣市では、国のいろんな、ころころ変わることに對しては、ちゃんと見て、制度に對應していかなければならないと思いますけれども、一番は、水俣市民のところでは一体何が求められているのか、水俣市として何が必要なのかという

のをしっかりと担当課を中心に考えていただき、対応していただきたいというふうに思います。

これは要望にして終わります。

○議長（大川末長君） 次に、認知症介護予防について答弁を求めます。

宮森福祉環境部長。

（福祉環境部長 宮森守男君登壇）

○福祉環境部長（宮森守男君） 認知症介護予防について、順次お答えします。

まず、水俣市で行っている認知症予防教室とはどういうものかとの御質問にお答えいたします。

平成24年5月から認知症予防教室、冴ざえ塾を事業所委託で1カ所実施しております。1利用者当たり毎週1回2時間、半年間の教室で、現在定員は10名で通年実施し、随時入校可能としております。

この教室の参加要件としましては、まずは要介護認定を受けていない方で、本市が所有する認知症簡易スケール、物忘れ相談プログラムですが、認知症の疑いがある方を選定して個別に参加勧奨しています。検査の結果及び教室参加に関しては、主治医に情報提供を行っているところでございます。

教室の内容でございますが、健康チェックや歩数計による1週間の歩数確認、ストレッチ運動、ウォーキング、スクエアステップ、脳トレーニングメニュー等、身体と脳を効果的に刺激するようなメニューを実施しております。

教室の効果でございますが、定期的に外出する機会ができたこともあり、当初は日時の感覚がなく、準備にも支援を必要としていた人が、自身でできるようになったこと、教室で行ったウォーキングや考えることが生活習慣に結びついたこと、半年間の事業終了後は一次予防事業のまちかど健康塾利用につながった方もおります。

また、この教室は介護予防教室ではありますが、半年間の様子から、より専門的に介護サービスが必要と思われる方には、重症化予防の意味からも要介護認定申請を勧めることもあります。

今後は定員を10名から15名にふやす予定です。

次に、認知症早期発見、早期治療のための取り組みにおいて、課題となっていることは何かについてお答えします。

本市の高齢者数は、先ほど述べましたように、平成25年10月末現在8,900人で、その内訳を見ますと、65歳から74歳の前期高齢者が3,846人、75歳以上の後期高齢者が5,054人となっています。

認知症の有病率は後期高齢者になると急激に増加することがわかっておりますので、後期高齢者の多い本市にとりましては、認知症対策は急務となっております。

本市では、平成22年から認知症のスクリーニング検査のため認知症簡易スケールを整備し、まちかど健康塾等の介護予防教室やイベント等でスクリーニングを実施し、認知症に対する予防意

識を高めていただいております。検査の結果、認知症が疑われる人に対しては、さきに申しました認知症予防教室、冴ざえ塾への参加を促しています。あわせて、スクリーニング結果は、主治医に情報提供を行い、日ごろの診療に役立てていただくこと、当課への提案事項もお願いしているところでございます。

また、ことし10月には、認知症医療支援診療所地域連携モデル事業を国から受託しております。この事業は、認知症専門医であるサポート医がいる地元の診療所において、認知症の早期発見、早期対応、鑑別診断ができることの実証、またかかりつけ医と認知症専門医がスムーズに連携をとることにより、本人に適した治療や支援が提供できるような仕組みづくりを行うものです。

そのために、郡市医師会や県医師会、精神科医等の医療関係者や認知症疾患医療センター、また、介護サービス事業者とともに実施委員会を立ち上げたところでございます。

今後、この実施委員会で認知症医療支援診療所を核としました、認知症の早期発見、早期対応の体制づくりを構築してまいりたいと考えております。

課題としましては、本市の介護予防事業に参加している方や物忘れについて相談があった方に対しては、必要に応じた支援を行っておりますが、今後の認知症の増加を踏まえますと、認知症支援に関して、一般市民へのさらなる周知が必要ではないかと考えております。また、市内の各医療機関においても、その役割に応じた認知症医療支援を行っていただける連携体制の整備に御協力をいただき、認知症相談等に市民が利用しやすい環境を整える必要があると考えております。

○議長（大川末長君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 この認知症の問題について、私が認知症の関係で健康高齢課の皆さんがお仕事されている中で、「忘れてよかよ みんながおるたい」とか、「認知症になっても 住みやすいまちづくり」とかいうキャッチフレーズを聞いたときに、いいよねと実は思いました。

でも、これはこれとしてやりながらも、認知症を予防できるまちづくりにやっぱりしなきゃいけない、担当課の人たちが、いろんな仕事をする中で、そこに達したと、そういう境地に達したという答弁が前回、前々回でしたか、野中議員の答弁の中にありましたけど、おくれればせながら、私もそういうふうになるようになりました。予防できるものは予防したほうがいい。そして、介護保険のサービスのかかるお金も減らせる。そして、御本人さんも楽しく暮らせるということで、やれることをやったほうがいいというふうに、心から思います。

認知症は、治療可能な病気なんだと、治療効果をよりよくするためには、早期発見なんだと、そういう点では、65歳以上になったら、みんな物忘れ相談の、タッチパネルの、あの診断をしようじゃないか、わいわいがやがやと、みんながするようになったら、とてもいいと私は思います。

でも、なかなかそううまくはいかないかもしれません。先ほど、認知症は予防できるということをも市民に認知、周知啓発していくことが必要だというようなことを答弁の中で言われたと思い

ますが、琴浦町では、毎年町内を巡回して、ビラを配って、集まってもらって、しかもビラを配るときには、自治会長、民生委員、児童委員、全部集まってもらって説明をして、そしてビラを持ってもらって、1軒1軒回って、ひらめきはつらつ教室という教室に来てもらうように誘うと、そこに来てもらったら、お医者さんが認知症について、認知症というのはこんなですよとしゃべって、その後、脳のトレーニングとか、何か診断もして帰ってもらうと。そのときに、物忘れ相談の検査もするというふうになっているそうです。

これは、検査をすることが目的ではなくて、認知症について正しい理解を持ってもらうということで、毎年毎年、何カ所もやっているということを知りました。

水俣では、タッチパネル、物忘れ相談の検査を受ける人というのが、まちかど健康塾とか、あと、イベントのときとか、そういうときにやってもらうというふうになってはいますが、それをさらに広げていくということが必要なというふうに感じています。

2回目の質問のまず1番目です。先ほど言いましたが、認知症は予防できるということを市民に周知、啓発していきたいということですが、具体的にはどのようなことを水俣では考えていらっしゃるのか。

2番目には、物忘れ相談プログラムを受ける人をどんどんふやしていく必要があると思うんですが、水俣ではどんな手だてを考えていらっしゃるのか。

3つ目は、認知症予防教室の定員を10名から15名に今度はふやしたいということで、積極的な方針を持っていらっしゃると思います。けど、どんどん物忘れ相談プログラムを受ける人をふやせば、それだけ認知症予防教室に通う対象になる人もふえてくるんじゃないかと思います。同時に、6カ月で卒業ということだったと思いますけれども、それで、琴浦町の場合は、希望者は引き続きもう1回受講できるというふうになっているんですね。ちなみに、私たちが行ったときにお話をしてくださった元町長の方は、79歳で15点満点の検査で13点以下は予防教室に行ったほうがいいと言われる点数なんですけれども、元町長さんは13点だったと。それから、いろいろ考えた末に行くことにして、それ以来、私たちが会いましたときには89歳ですけれども、ずっと行っているとおっしゃっていました。おかげで、私は進んでいないと。認知機能は維持されているということをおっしゃっていました。

ですから、認知症予防教室に通い始めるというのは、人がふえていくというのはまず大事ですし、できれば継続して受け入れられるようにならないものか、そのためには予防教室の教室数というか、実施会場数をふやしていく必要があるのではないかと思います。どのように考えていらっしゃるでしょうか。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（大川末長君） 宮森福祉環境部長。

○福祉環境部長（宮森守男君） まず、認知症は予防できるということを市民に周知を図っていくべきではないかという御質問かと思いますが、今、私どもでは、認知症サポーター養成講座というのを実施しております。今までの延べ人員で5,572名の方が受講していただきました。この方たちが育つことは、すなわち、それが間接的にいわゆる周知を図っていくのではないかという期待もございます。

また、市内34カ所で実施しております、まちかど健康塾においては、年間を通じまして各種講話等を実施しているところでございますし、ここで物忘れプログラムを用いた認知症簡易スケールによるスクリーニングを実施して、参加者にも定着はしてきていると思っております。

ただ近年、周知が少し不足しているところもあったのかなと思われるところがございます。このことから、今後、できましたら、65歳到達者につきましては、介護保険被保険者証が交付されますので、その折に何らかの方法で周知を図るような方法をとって、なるべく多くの方に周知を図っていきたいというふうに考えております。

次に、物忘れ相談プログラムを受ける人をふやすための手だてでございますけれども、基本的には、まちかど健康塾参加者に年に1回ほど実施をしているところでございます。受ける方をふやすということとしましては、今、地域リビング等のところだけでなく、今後は集団健診の場所など、そういうところも勘案していく必要はあるのかと考えております。ただ、これにつきましては、人員等の配備も必要としますことから、今後もう少し勉強してみたいと考えております。

冴ざえ塾の教室をふやせ、定員をふやせというところでございますが、この事業は、基本的にはまちかど健康塾に行きまして、スクリーニングを受けて、少し認知が入りつつあるんじゃないか、危険性があるんじゃないかというところを、ここに来ていただいて、指導等を行って、先ほど言ったようなことを行って、基本的には、また健康塾に帰っていただくと、そして一般の方とそこでまた一緒に過ごしていただくという、一時的なことを目的としてつくったところでございます。

当然、ここに来ますと、先ほども言いましたように、介護認定のほうに進まれる方もありますけれども、ここでいろんなことを行うことによって、まちかど健康塾に帰っていただく方を、少し危なくなった人を、何かをすることによって、さっきからおっしゃるように予防できるんだという形で、もとの生活に戻すということですので、ここは長期間において行っていただく場所としての考えは基本的には持っておりません。

この冴ざえ塾が開催しまして、今1年半になります。この卒塾者、卒業者ですかね、そういう方のアフターのほうも少し検証を行いまして、事業評価を行いながら、今後については、またいろいろと考えていく必要はあるかと考えております。

○議長（大川末長君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 ありがとうございます。

やはり、広げれば、それだけマンパワーが必要になるということは、よくわかります。認知症予防教室の問題ですけれども、定員はあんまりふやしても、予防教室の中身からいって、定員はふやせないと思うんですけど、教室そのものをふやすことにしかならないと思うんですが、認知症予防教室というのは、目標を持って、科学的にいろんな角度から脳への刺激、体への刺激をするプログラム、ちゃんとカリキュラムがあるというふうに聞いていますが、基づいてやる。まちかど健康塾で、それと同じことがやられていないと思うんですけどね、やられていないだろう、同じことではないですね。それで、私が言いたいのは、せっかく予防教室で一定、維持したのに、フォローがうまくいなくて、また認知機能が落ちていくのは、すぐもったいないなというふうに思うんです。

琴浦町の保健師さんがおっしゃっていたんですけど、以前は、認知症予防教室と町直営のミニデイサービスというのと、それから予防教室のOBの集まりですね、3つあったそうなんです。それで、認知症予防教室に行く人は、あの人はぼけとんな人って、私たちはぼけとらんと、だからデイサービスに行ってるって、何か高齢者の間で、そういう会話が盛り上がり始めて、これではいけないということで、合体させたそうなんです、1つに、一本化したと、認知症予防教室としてですね。そしたら、集まってきた人を見たら、認知症予防教室に通っている人は認知機能が結構高くて、ミニデイサービスに通っていた人たちの中に、認知症が進んでいる人が何人もいたというわけですよ。だから、やはり集まって、楽しくわいわいがやがやというのも、もちろん必要だと思いますけど、これについては、やっぱり科学的に、ちゃんと目標を持った教室なのかどうかというのは、大きな分かれ目になると思いますので、すぐすぐ予防教室を1つ、2つ、3つとふやせるとは私もなかなか大変だとは思いますが、その点をぜひ押さえていただいて、実施をこれから引き続き頑張っていたきたいなというふうに思います。

それで、3回目の質問を2つさせていただきます。

水俣の高齢化のピークというのは、全国の平均より早いと聞いています。市として、そういうまちを支えていくための仕組みづくりをやっていかなきゃいけないというふうに思うんですが、それは早く来るということなので、やっぱり一点集中して対策をとる必要があると考えます。

琴浦町では、全部まねするというわけではありませんけど、少ない人数で地域包括支援センターを直営にして、福祉課で高齢も障害も全部同じフロアにあって、みんなで力を合わせてやってらっしゃるということをお聞きしました。

年をとればとるほど、いろんな問題があって、1つの課だけでは対応できないところも多々あるかと思います。高齢化のピークに向けて、向けてというか、市として集中して対策をとるために、この分野での人的な充実や連携しやすい環境づくり、専門職のさらなる配置などについて取

り組んでいていただきたいと思いますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

それから、最後の質問ですが、認知症予防というのを、これだけ高齢者が多いまちなわけですから、これを水俣市の市政の重要施策の1つとして位置づけていく必要があるのではないかと思いますけれども、御認識はいかがでしょうか。

以上で質問を終わります。

○議長（大川末長君） 宮森福祉環境部長。

○福祉環境部長（宮森守男君） 全国的な高齢化のピークは2025年、水俣では21年と言われております。その中で、高齢者のうちに、先ほど、どっちがぼけてるというお話も言われましたけれども、7人に1人は認知症になるような状況というのが数字的には出ております。

このような中で、認知症問題というのは、非常に大きい問題であると我々も捉えておりますので、今後、この辺のところにつきましては、先ほど事業と、いろいろ県・国の補助事業等も受けながら、いろんな事業に積極的に取り組んでいるところでございます。

今後とも、それについては取り組んでいく必要がございますので、当然、それについては人員的な面も今後検討する必要は生じてくるのかと思っております。

それから、今後の重点施策ではないかということでございますけれども、先ほどから申しておりますように、人口の33.4%が65歳以上の高齢者であるとすれば、その大多数が占める、この高齢者の事業というものも、当然市にとりましては、大変に重要な事業であると認識しております。

以上です。

○議長（大川末長君） 以上で川上紗智子議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、5分間休憩をしまして、提出議案の質疑を済ませたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

午前11時46分 休憩

---

午前11時50分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第88号 水俣エコハウスの設置等に関する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第2、議第88号水俣エコハウスの設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

日程第3 議第89号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第3、議第89号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

日程第4 議第90号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第4、議第90号水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

日程第5 議第91号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第5、議第91号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

日程第6 議第92号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

○議長（大川末長君） 日程第6、議第92号平成25年度水俣市一般会計補正予算第5号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

日程第7 議第93号 平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（大川末長君） 日程第7、議第93号平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

日程第8 議第94号 平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（大川末長君） 日程第8、議第94号平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

日程第9 議第95号 平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（大川末長君） 日程第9、議第95号平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

日程第10 議第96号 平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（大川末長君） 日程第10、議第96号平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

日程第11 議第97号 平成25年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）

○議長（大川末長君） 日程第11、議第97号平成25年度水俣市病院事業会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

---

日程第12 議第98号 平成25年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（大川末長君） 日程第12、議第98号平成25年度水俣市水道事業会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（大川末長君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第88号から議第98号まで議案11件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、18日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、17日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後11時55分 散会

平成25年12月18日

平成25年12月第4回水俣市議会定例会会議録  
(第5号)

表 決

# 平成25年12月第4回水俣市議会定例会会議録（第5号）

平成25年12月18日（水曜日）

午前10時16分 開議

午前11時15分 閉会

（出席議員） 16人

大川末長君	谷口明弘君	江口隆一君
田口憲雄君	高岡利治君	塩崎信介君
西田弘志君	中村幸治君	川上紗智子君
福田齊君	牧下恭之君	淵上道昭君
真野頼隆君	谷口眞次君	緒方誠也君
野中重男君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局次長	（田畑純一君）	（榮永尚子君）
主幹	（岡本広志君）	（深水初代君）
書記	（山口礼浩君）	

（説明のため出席した者） 13人

市長	（宮本勝彬君）	総務企画部長	（本山祐二君）
福祉環境部長	（宮森守男君）	産業建設部長	（門崎博幸君）
総合医療センター事務部長	（淵上茂樹君）	福祉環境部次長	（松本幹雄君）
産業建設部次長	（遠山俊寛君）	水道局長	（前田仁君）
教育長	（葦浦博幸君）	教育次長	（福島恵次君）
総務企画部総務課長	（本田真一君）	総務企画部企画課長	（川野恵治君）
総務企画部財政課長	（坂本禎一君）		

○議事日程 第5号

平成25年12月18日 午前10時開議

- 第1 議第88号 水俣エコハウスの設置等に関する条例の制定について
- 第2 議第89号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議第90号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第91号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第92号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第5号）
- 第6 議第93号 平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第7 議第94号 平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第8 議第95号 平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第9 議第96号 平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第10 議第97号 平成25年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）
- 第11 議第98号 平成25年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第12 陳第4号 「知的障がい者小規模入所施設」開設についての陳情について
- 第13 陳第1号 久木野地区における入居施設整備に関する陳情について
- 第14 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 陳第3号 行政財産の“有効且つ適正管理”に関する陳情について
- 1 陳第5号 住宅の新築・リフォームに対する助成制度の創設を求める陳情について
- 1 陳第6号 建設業従事者アスベスト被害者の早期救済解決をはかるよう国に働きかける意見書の提出を求める陳情について
- 1 請第2号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願について
- 1 陳第2号 携帯電話基地局設置に関する条例の制定を求める陳情について
- 1 一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について
- 1 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 請第1号 「年金2.5%削減法」を廃止する意見書採択に関する請願について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

第15 議員派遣について

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前10時16分 開議

○議長（大川末長君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（大川末長君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、総務産業委員会から、議第92号平成25年度水俣市一般会計補正予算第5号に対する修正案が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、議員派遣について提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

日程第1 議第88号 水俣エコハウスの設置等に関する条例の制定について

日程第2 議第89号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議第90号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議第91号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議第92号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

日程第6 議第93号 平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第7 議第94号 平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第8 議第95号 平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第9 議第96号 平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第10 議第97号 平成25年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）

日程第11 議第98号 平成25年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）

日程第12 陳第4号 「知的障がい者小規模入所施設」開設についての陳情について

日程第13 陳第1号 久木野地区における入居施設整備に関する陳情について

○議長（大川末長君） 日程第1、議第88号水俣エコハウスの設置等に関する条例の制定についてから、日程第13、陳第1号久木野地区における入居施設整備に関する陳情についてまで、13件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長 瀧上道昭議員。

（総務産業委員長 瀧上道昭君登壇）

○総務産業委員長（瀧上道昭君） ただいま議題となりました案件のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第88号水俣エコハウスの設置等に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣エコハウスを公の施設として管理するため、地方自治法第244条の2第1項の規定により、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、現在の管理はどのように行っているかとただしたのに対し、現在まで緊急雇用による人員を置き、市の直営で管理しているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第89号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、農業委員会委員が耕作放棄地等の調査に伴い市内旅行を行った場合の費用を弁償するため、制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、市内旅行の頻度及び費用の総額についてただしたのに対し、農地パトロールは年1回、総額は19万8,000円であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第90号水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、時間外勤務手当等の算定方法について、労働基準法の規定による方法に改めるため、制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、今回の改正は、通達等によるものなのかとただしたのに対し、熊本県が本年4月1日から実施し、県から本市にも指導があったことによるものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第91号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、牧ノ内団地等の既存住宅の一部除却に伴い制定しようとするものであるとの説明を受

けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第92号平成25年度水俣市一般会計補正予算第5号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第2款総務費に、環境首都水俣・芦北地域創造事業、第5款農林水産業費に、市内一円林道・作業道維持管理費、第6款商工費に、企業誘致対策事業、第7款土木費に、市内一円市道維持補修費等を計上している。

なお、財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金をもって調整している。

このほか、繰越明許費として、水俣駅改修事業補助金を計上している。

また、債務負担行為補正として、みなまた環境テクノセンター管理委託料外5件を追加しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、水俣駅の改修を肥薩おれんじ鉄道が行うに当たり、市としてどのような要望をしているかとただしたのに対し、環境首都にふさわしいもの、利便性が高いもの、鉄道利用者のみでなく多くの方に親んでもらえるような施設とすることなどを要望しているとの答弁がありました。

また、バイオマス発電所設立調整業務の委託先等についてただしたのに対し、昨年、発電施設の概念設計を担当したJNC株式会社を候補に検討しているとの答弁がありました。

また、誘致企業立地促進補助金の対象企業では、新規雇用5名という数字には同一資本内での配置換えが含まれるのではないかとただしたのに対し、基準日である操業開始時点の新規雇用5名には、配置換えは含まれておらず、補助要件に合致するものであるとの答弁がありました。

本案に対しては、委員から、第6款商工費第2項総合経済対策費に計上されている誘致企業立地促進補助金を削減する修正案が提出されたため、まず、修正案の質疑、討論、採決を行いました。

討論においては、これまで補助金を認めない理由となった事柄については全て改善に努められてきた。水俣の古紙リサイクルに貢献しようという一企業に対し著しく不平等な扱いと思われ、ますます誘致企業が遠のくことが懸念されるため、修正案には反対であるという意見と、この補助金に関する出発点が、公平公正であるべき行政が一企業に利益供与を図ったものと思われるようなものであったことが問題であり、修正案に賛成であるという意見に分かれましたので、採決の結果、可否同数となり、委員長において、修正案を可決すべきものと裁決しました。

次に、修正部分を除くその他の部分については、特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会で可決した議第92号の修正案は、お手元に配付のとおりです。

次に、議第96号平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ246万1,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ13億7,722万5,000円とするものである。

補正の主な内容は、第1款公共下水道事業費において、施設管理費の浄化センター等運転管理業務委託料を増額している。

これらの財源としては、第4款繰入金をもって調整している。

また、年度内に完成が困難な浜雨水ポンプ場建設工事委託に係る費用を繰越明許費として計上するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、浄化センター等運転管理業務委託料増加の原因となった電気料の値上げはいつからかとただしたのに対し、平成25年4月から平均11.94%の値上げとなっている。これは原子力発電所の再稼働遅延に伴う燃料費の増加等によるものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第98号平成25年度水俣市水道事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、平成25年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的支出の額を182万3,000円減額して、補正後の収益的支出の額を3億2,893万5,000円とするものである。

また、予算第4条に定める資本的収入の額を3,713万2,000円増額して、補正後の資本的収入の額を6,284万3,000円とし、資本的支出の額を3,776万4,000円増額して、補正後の資本的支出の額を6億3,877万6,000円とするものである。

補正の内容としては、収益的支出については、給与減額支給措置に伴う人件費の減額及び遠方監視装置設置に伴う経費の増額、資本的収支については、簡易水道統合整備事業に係る繰入金等及び建設改良費の額を増額するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、今回計上されている東部地区送配水管工事の場所についてただしたのに対し、深川のマルイ農協より先の部分を予定しているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（大川末長君） 次に、厚生文教委員長塩崎信介議員。

（厚生文教委員長 塩崎信介君登壇）

○厚生文教委員長（塩崎信介君） ただいま議題となりました案件のうち、厚生文教委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第92号平成25年度水俣市一般会計補正予算第5号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第3款民生費に、子ども・子育て支援新制度に係る電算システム導入経費、第4款衛生費に、簡易水道事業等を計上している。

なお、財源としては、第10款地方交付税、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入

金、第20款諸収入をもって調整している。

また、債務負担行為補正として、スクールバス運行業務委託料外1件を追加しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、障害児通所給付費の補正内容と給付人数についてただしたのに対し、本市には通所施設はないため、芦北町の芦北学園やみつば学園に通所するに当たり給付しており、利用人数については毎月変動するとの答弁がありました。

また、障害児保育事業補助金の給付人数についてただしたのに対し、当初10名で予定していたが、1名増となり11名となったとの答弁がありました。

また、スクールバスの運行業務で、湯出地域の生徒がスクールバスを利用しているが、学校までの途中地区の生徒も利用することはできないのかとただしたのに対し、国の補助金要綱で、小学生は学校から4キロ以上、中学生は6キロ以上離れていなければ、利用はできないという規定がある。そのため6キロ以上離れていない地区の生徒の利用はできないとの答弁がありました。

また、児童の安全面から、スクールバスの運転業務の委託先と運転手の年齢等の規定はあるのかとただしたのに対し、運転業務委託先としてはシルバー人材センターに委託している。運転手については、シルバー人材センターの中で運転業務に適した方に業務を行ってもらっているが、年齢については60歳代初めから60代後半である。年齢の適宜については、シルバー人材センターが適切に行っていると考えているため、今後も契約の段階で確認していきたいとの答弁がありました。

また、今回の債務負担行為の体育施設指定管理について、平成26年度から3年間ということかとただしたのに対し、平成26年度4月1日から3年間の契約を行う。今後、要綱を制定し、それに基づいて応募いただき、業者選定後の3月議会で議会に意見を求め、4月1日から業務をスタートするとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第93号平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

本案は、歳入歳出それぞれ1,630万3,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ44億9,629万3,000円とするものである。

補正の主な内容は、第3款後期高齢者支援金等、第4款前期高齢者納付金等、第8款保健事業費、第11款諸支出金を増額し、第1款総務費を減額している。

これらの財源として、第9款繰入金、第10款繰越金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第94号平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について申し上げます。

本案は、歳入歳出それぞれ361万2,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ3億8,945万9,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費で、人件費と後期高齢者医療広域連合納付金を減額している。

これらの財源としては、第3款繰入金を減額しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第95号平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号について申し上げます。

本案は、歳入歳出それぞれ146万2,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ33億9,281万6,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費において、日常生活圏域ニーズ調査検証・評価委託料を計上している。

これらの財源としては、第7款繰入金で調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、日常生活圏域ニーズ調査の内容についてただしたのに対し、水俣市4つの生活圏域に約8,900名の高齢者が居住しているが、1,500名を選定し、今後の生活圏域のあり方と、要支援サービスの内容についての方向性を定めるための調査である。これまでは、民生委員やケアマネージャーによる個別訪問や封書によるニーズ調査を行っていたが、回収率の問題や高齢者による調査内容の理解度不足から追跡調査を行ってきたが、今回のアンケートは質問数が多いため、専門業者へ委託し、調査を行うことがよいと考え、予算計上しているとの答弁がありました。

また、委託先の調査会社は専門的な知識を持った会社なのかとただしたのに対し、委託先は介護サービスを開業している専門性を持ったコンサルタントを考えているとの答弁がありました。

また、ひまわりプランの第6期改正の内容について、どのようなところが改正となるのかとただしたのに対し、現在は介護認定の要支援と介護度で7つの段階に分けているが、当初は要支援を介護認定から外す予定であったが、最近の情報では要支援でも、一部のサービスに関しては介護認定の対象とすることになったと聞いている。また、これまでは要介護1から要介護5までの方で希望に応じ施設入所できたが、今後は基本的には要介護3から要介護5までの方が施設入所の対象となり、要支援から要介護2までの人については、在宅介護サービスでの生活となるようシフトさせていく予定であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第97号平成25年度水俣市病院事業会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為について、平成26年4月からの業務委託料として保安警備業務委

託など18件を追加するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、看護学生奨学金貸付金の支出について、毎年奨学生を受け入れるのかとただしたのに対し、熊本県保健医療計画の見直し等から平成26年度以降も20名募集するかは流動的であるとの答弁がありました。

また、今回の債務負担行為の業務委託契約方法についてはどのようになっているのかとただしたのに対し、基本的には指名競争入札で、額によっては随意契約となっているとの答弁がありました。

ただし、医事業務については専門性が必要なため、随意契約となっているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、陳第4号「知的障がい者小規模入所施設」開設についての陳情について申し上げます。

本陳情については、知的障がい者を持つ親が高齢化していることから、親の将来への不安を考慮すると、現段階で採択し、採択後も施設が開設できるよう支援する必要があるとの意見があり、採決の結果、陳情の趣旨を了として、全員異議なく採択すべきものと決定しました。

最後に、継続審査となっておりました陳第1号久木野地区における入居施設整備に関する陳情について申し上げます。

本陳情については、来年度は第6期のひまわりプラン作成の年でもあり、行政におかれても、地域住民の要望をぜひ検討していただきたいとの意見があり、採決の結果、陳情の趣旨を了として、全員異議なく採択すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

## 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成25年12月13日

総務産業常任委員長 淵 上 道 昭

水俣市議会議長 大 川 末 長 様

### 記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第88号	水俣エコハウスの設置等に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第89号	水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第90号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第91号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第92号	平成25年度水俣市一般会計補正予算（第5号）付託分	修正可決	可否同数

議第96号	平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
議第98号	平成25年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成25年12月13日

厚生文教常任委員長 塩崎 信介

水俣市議会議長 大川 末長 様

#### 記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第92号	平成25年度水俣市一般会計補正予算（第5号）付託分	原案可決	全員賛成
議第93号	平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
議第94号	平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
議第95号	平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
議第97号	平成25年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
陳第4号	「知的障がい者小規模入所施設」開設についての陳情について	採 択	全員賛成
陳第1号	久木野地区における入居施設整備に関する陳情について	採 択	全員賛成

### 議第92号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第5号）に対する修正案

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり提出します。

平成25年12月18日

提出者

総務産業常任委員会

委員長 淵上 道昭

水俣市議会議長 大川 末長 様

### 議第92号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第5号）修正案

平成25年度水俣市一般会計補正予算（第5号）を下記のとおり修正する。

第1条中「166,462千円」を「141,462千円」に、「14,632,584千円」を「14,607,584千円」に改める。

第1条第2項第1表を次のとおり修正する。

#### 第1表 歳入歳出予算補正（第5号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
10 地方交付税		5,030,936	43,669 <del>68,669</del>	5,074,605 <del>5,099,605</del>
	1 地方交付税	5,303,936	43,669 <del>68,669</del>	5,074,605 <del>5,099,605</del>
歳入合計		14,466,122	141,462 <del>166,462</del>	14,607,584 <del>14,632,584</del>

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
6 商工費		473,672	39,547 <del>64,547</del>	513,219 <del>538,219</del>

	2 総合経済対策費	295,587	33,500 <del>58,500</del>	329,087 <del>354,087</del>
歳 出 合 計		14,466,122	141,462 <del>166,462</del>	14,607,584 <del>14,632,584</del>

(参考)

平成25年度水俣市一般会計歳入歳出補正（第5号）予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	既 定 額	補 正 額	計
10 地方交付税	5,030,936	43,669 <del>68,669</del>	5,074,605 <del>5,099,605</del>
歳 入 合 計	14,466,122	141,462 <del>166,462</del>	14,607,584 <del>14,632,584</del>

(歳出)

(単位：千円)

款	既 定 額	補 正 額	計	補正後の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 商工費	473,672	39,547 <del>64,547</del>	513,219 <del>538,219</del>	18,759			20,788 <del>45,788</del>
歳出合計	14,466,122	141,462 <del>166,462</del>	14,607,584 <del>14,632,584</del>	62,438		15,003	64,021 <del>89,021</del>

2. 歳入

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方交付税	5,030,936	43,669 <del>68,669</del>	5,074,605 <del>5,099,605</del>	1 地方交付税	43,669 <del>68,669</del>	普通交付税 43,669 <del>68,669</del>
計	5,030,936	43,669 <del>68,669</del>	5,074,605 <del>5,099,605</del>			

3. 歳出

(款) 6 商工費

(項) 2 総合経済対策費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 総合経済対策費	295,587	33,500 <del>58,500</del>	329,087 <del>354,087</del>	12,150			21,350 <del>46,350</del>	19委託料	13,500	水俣バイオマス発電所設立調整業務委託料 13,500
								19負担金、補助及び交付金	20,000 <del>45,000</del>	誘致企業立地促進補助金 0 <del>25,000</del> 地場企業新産業・雇用創出促進補助金 20,000

計	295,587	33,500 <del>58,500</del>	329,087 <del>354,087</del>	12,150			21,350 <del>46,350</del>	
---	---------	-----------------------------	-------------------------------	--------	--	--	-----------------------------	--

○議長（大川末長君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

谷口明弘議員、西田弘志議員、川上紗智子議員及び緒方誠也議員から議第92号の修正案について、それぞれ討論の通告があります。

これから順次発言を許します。

初めに、西田弘志議員。

○西田弘志君 私は、議第92号平成25年度水俣市一般会計補正予算第5号修正案について、反対の立場で討論いたします。

私は修正案出るときに討論をしております。大体言い尽くしたところでございますが、最後だと思い、討論をさせていただきたいと思っております。

執行部が間違ったこと、市民が不安・不信感を抱くことに対し正すこと、またおきゅうを据える、そういったことは議員として大事なこともかもしれません。しかし、過ぎたるは及ばざるがごとし、何事も度が過ぎるといけません。

平成23年9月26日に水俣市長と前議長立ち会いのもと、今回の会社と立地協定を結ばれ、もう2年がたちました。今回5回目であります誘致企業立地促進補助金は、今回も出さないという修正案が出ております。

私たち議員は、誰のために政治をやっているのでしょうか。自分の利益のため、選挙のため、いろんな思惑の中で政治は行われるのかもしれませんが。しかし、水俣の将来のために、議員個人の考えで体制に流されない政治判断を行い、決めていかなければならないというふうに思っております。

本来、事業や商売をやっている人なら、資金繰りが一番重要なことは、普通に考えてわかります。事業計画の中に、申請した補助金を計上するのは当たり前でございます。

しかし、このまま補助金が出ないということは、設備投資、従業員を雇用した企業には負債だけ残り、資金回収のめどがたつのでしょうか。

先ほど委員長報告にございました公正・公平でない委員会意見があったという随意契約に

つきましても、現在は破棄され、地場企業との不公平感をなくす地場企業新産業・雇用創出促進補助金も新たに設けました。宮本市長は謝罪もし、他の関係の企業にも理解を求めるなど、2年間ずっと行ってまいりました。これ以上、何をやれるということでしょうか。議員として反対だけ、けしからん、そういったことだけでは政治は前に進みません。

2年間譲歩しただけ、そういった執行部にも甘さがあったのかもしれませんが、しかし、今回は宮本市長政策最後の議会でございます。今回の賛成討論、反対討論を聞いて、どちらに正当性があるか、議員個人で判断をしていただき、水俣市にとって将来の利益がどちらにあるのか、そういったことをぜひ議員個人個人で判断をして、補助金がスムーズに執行され、そして地場企業を支えていただきたいということをお伝えして、私の反対討論といたします。

以上です。

○議長（大川末長君） 次に、谷口明弘議員。

○谷口明弘君 私は、議第92号平成25年度水俣市一般会計補正予算第5号修正案について、賛成の立場で討論いたします。

過去4回の議会で同僚議員も申し上げてまいりましたが、我々が問題としているのは、本来市民に対して公平・公正であるべき行政が、これまで市内の複数社に入札により売却していた資源ごみの紙類を、田中商店1社に随意契約で独占させるという随意契約の覚書を秘密裏に結ばれていたことであります。

今回の事業は、田中商店さんがそれまでも古紙取り扱い業者として入札に参加しておりましたが、新たに自社でプレス機を導入して古紙を圧縮する中間処理を行うことで新規事業として補助金を受けるといものですが、この問題が我々議員に発覚した当時、市の調査では、同業他社にはプレス機を持つ業者はいない、だから水俣では田中商店しかできないので新規事業であるとの説明でありました。しかし実際は、市内の2業者に既にプレス機は存在しており、今でもこれらの業者の一部には、市の説明や説得に同意されていない方がおられるのも事実です。

修正案に反対の御意見の中には、随意契約はすでに解除したから、市長が減給処分で責任はとったとおっしゃいますが、市長もたびたび答弁で誤った判断だったと反省の弁を述べられましたとおり、市民の血税である2,500万円もの大金を投入する補助に、初めに判断を間違えました。謝ったからいいでしょうでは済まされないと考えます。

いずれにしても議会の役割として、行政の判断が公正であるか、市民生活の向上と税金の使われ方をチェックするという本来の仕事に立ち返り、この問題は謝れば済むといった単純な問題ではないという信念に基づいた行動をとる議員が過去4回多数を占めたということでもあります。

9月議会と何ら状況が変わったところが認められない現状で、5回目だからそろそろよかろうと、判断を覆せるはずもありません。

したがいまして、今回の修正案に賛成いたします。

以上です。

○議長（大川末長君） 次に、川上紗智子議員。

○川上紗智子君 私は、議第92号平成25年度水俣市一般会計補正予算第5号修正案に反対する立場から討論します。

議会の一人一人の議員は、主義、主張が違って当然です。その議員が一堂に会して、水俣市をよくするために、水俣市民の暮らしをよくするためにとさまざまな議論をし、さまざまな条例などを決定していく場が議会だと思えます。

企業誘致を進め、雇用を確保し、水俣地域経済の活性化を図りたい、そして水俣市民の暮らしをよくしたい、そういう思いで誘致企業を立地するための条例やその立地を促進するための補助金の要綱が、過去に先輩議員の手によって決められたと私は考えています。

その主義、主張の違う議員が、市民の立場に立って、市民のためにと考えて判断を下す場合、みずからがつくった、決めた条例や要綱に基づいて、まず考えていくことが必要ではないかと考えます。

今回、誘致企業立地促進補助金要綱の要件に合致しているにもかかわらず、補助金を出さないということであれば、それ相当の理由が必要になると私は考えます。

先ほど、5回目の提案ではありますけれども、修正案の提案理由に、公平性、公正性に欠けるような行為があった、利益供与があると思われるような問題があったということが指摘をされておりますが、これは平成23年12月議会当初に行われた修正案の提案でも討論の中にあつた議論だと考えます。この理由が公平性、公正性に欠けるような行動があつたということに対しては、先ほどの同僚議員の討論にもありましたように、市長を初めとして反省し、謝罪もし、減給もするというようなことがやられています。また、利益供与があると思われるようなことがあつたというふうな理由ではありますが、それがみずから決めた要綱にのっとって何ら問題のない、補助金を出さない理由にこの期に及んでなるのかと私は思います。実際に利益供与が何かあつたということであればまた別だと思えますが、この間何回もこの議会で議論をし、大方のことが明らかにされ、それでも出さない理由が、今、提案されたものだというのが、どうしても納得ができません。

私は、議員の1人として、この補助金要綱に要件が合致しているのであれば、出していくことが当然だと、今の時点で思えます。

よって、修正案に反対をし、そして補助金を出すよう求めて、私の発言といたします。

○議長（大川末長君） 次に、緒方誠也議員。

○緒方誠也君 議第92号平成25年度水俣市一般会計補正予算第5号修正案について、反対の立場で討論いたします。

4人目ですので、大体言い尽くしたところではありますが、この修正案は、総合経済対策費の誘致企業立地促進補助金2,500万円をカットするというものです。今回で5回目の修正であります。

平成23年12月議会に提案され、毎回討論が活発に行われ、材料も言い尽くした感じがします。奄美大島の聞き耳頭巾という言葉があります。何も聞こえなかったものが、頭巾をかぶったら真実が聞こえてきたということです。ぜひ立つ位置を乗り越えて、互いの討論をよく聞いて、正しい判断、後世に間違いのない結果を出してほしいと思います。

この問題での討論は、今回で最後にしたいものです。宮本市長は退陣表明をされ、来年2月9日には新市長が誕生するからであります。新市長に難題を積み残すことがないようにしたいからであります。

討論、一般質問の中で、4回も否決されるのに、また出すのは議会軽視ではないか、行政側は否決後も中身はそのままで繰り返し提案してきている、議会制民主主義に反するとの意見もあります。

誘致企業立地促進補助金は5回目を数え、丸2年となりました。執行部は議会の理解を得るべく、毎回毎回努力を重ねています。業者に十分な説明がない、業者が設備等整備するまでの時間がないので実施時期を延ばしてくれ、地場企業に対する支援策がない、随意契約・覚書が問題、市長の責任等々の議会要求に丁寧に対応し、今回も地場企業新産業・雇用創出促進補助金制度を発足し、議会の理解を求めてきておられます。

議長立ち会いのもとで立地協定をして、企業は工場建設をしました。市は当然として条例にのっとり、補助金を支払うべき立場にあります。これを出さないとすれば、水俣市の信用は失われ、今後の企業誘致活動、地元企業の事業拡大、今後の企業支援等全般を左右する案件であり、市民利益につながる将来を見据えた重要案件であるからこそ、議会の4回にわたる否決にもかかわらず、出し続けていると答弁されています。宮本市長は、議会無視、議会軽視でもなく、歴代の市長の対応以上に議会を重んじ、懇切丁寧な対応をされています。

今回の田中商店の企業進出は、随意契約による原料の安定的確保であり、立地協定をしての企業誘致立地促進補助金の交付があるからです。2本の支えが取り外されている今日、企業はだまし討ちにあった形になり、水俣の信用はがた落ちです。事業撤退や訴訟等が起きないようにするのも大事な施策です。

古紙リサイクル事業は、平成18年まで川端商店と随意契約で行われてきました。それは古紙売価が安く、収集した紙を処理していただいていたからです。今日、紙が資源と認知され、高値の取引となり、指名競争入札となりました。

現状のやり方は、リサイクルで集めた古紙を倉庫に積み上げ、3カ月ごとに入札を行い、事業者は入札で落札をすると問屋が引き取りに来る方法で、不労利益を上げるだけの仕組みです。こ

んな方法は、即刻やめるべきです。古紙リサイクルが雇用をつくり出し、税収に結びつき、産業団地の充実に結びつくやり方こそが、水俣の環境施策として大事なものです。

地場企業が事業整備するまでの十分な時間と、金融面での優遇策も提案された中で、どの事業者も手を挙げてこない現実を見ると、単なる不労利益確保の手段として捉えているとしか思えません。それを反対する議員は、一緒に指示していると言えます。

議会の責務として、当時の真野議長立ち会いのもとで、立地協定が行われたことを大きく考えるべきです。議長として詳細に知らされていなかったと言われました。仮にそうだとでも懸念材料の随意契約・覚書協定が破棄された今日、まとめるために努力すべきであります。各議員もよく考えるべきであります。

前回の討論の中で、我々議会は、行政の過ちを正し、市民生活の向上や税金の使われ方を厳しくチェックするのが本来の仕事であるはずなのに、何の疑問も問題意識も持たず、ただ安易に執行部に追従するだけの議会や議員がいるとするならば、議会の存在意識はなく、議会不要論が出て仕方がないとの発言がありました。水俣の将来にどちらが大事な施策か、条例・規則にのっとった施策なのか吟味の上での対応であり、執行部の水俣のために行う施策に同じ反対理由を繰り返し繰り返し述べ、執行部の努力を一考だにせず、数を力に反対のための反対をとる議会こそ不要論が出てくることをお返ししたいと思います。

また、特別委員会や百条委員会設置の発言も何回も聞きます。昨日、都議会で百条委員会が設置されましたけれども、担当常任委員会で徹底的に調査をし、問題ありなら特別委員会、最後の切り札として百条委員会で調査をするのが議会であります。安易に声高々に、おどし的に使うものではありません。議会の品位を落とすだけであります。設置したからには、しただけの成果が出ないと、議会の存在が問われることを申し述べておきたいと思います。

最後に、会派研修をしました会津若松市議会では、議会から政策形成というタイトルの本を出しています。巻頭言を書いた山梨学院大学の江藤教授は、地域民主主義の最良の新たなテキストとする中で、会派を幽霊と私は呼んでいる。選挙時は無所属で立候補しているにもかかわらず、最初の議会で突然会派があらわれる。非公開の会派で重要事項が決められ、会派拘束が強められれば、議員間討議は儀式化する。会津若松市議会の議会運営は、公開の場での真摯な議員間討議によって、会派は溶解したというほどに、公開と討議で議会の存在意識を高めていると述べています。

議会改革の先進地を目指す水俣市議会でも、会派の壁を乗り越えたところでの発言と意思決定を期待して、私の討論を終わります。

○議長（大川末長君） 以上で通告による討論は終わりました。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議第88号水俣エコハウスの設置等に関する条例の制定についてから、議第91号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてまで、4件を一括して採決します。

本4件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本4件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 異議なしと認めます。

したがって本4件は、委員長報告のとおり可決しました。

---

(福田斉議員退場)

○議長(大川末長君) 次に、議第92号平成25年度水俣市一般会計補正予算第5号を採決します。

本件に対する総務産業委員長の報告は修正でありますので、まず総務産業委員会の修正案を採決します。

修正案及び原案の採決については、緒方誠也議員外3人から無記名投票によらねたいとの要求が出ております。

したがってこの採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(大川末長君) ただいまの出席議員は14人であります

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

○議長(大川末長君) 投票用紙の配付漏れはありますか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(大川末長君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

修正案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条の規定により

否とみなします。

点呼を命じます。

(氏名点呼)

(各員投票)

○議長(大川末長君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(大川末長君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に江口隆一議員及び中村幸治議員を指名します。

したがって両議員の立ち会いを願います。

(投票点検)

○議長(大川末長君) 投票の結果を報告します。

投票総数 14票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

賛成 8票

反対 6票

以上のとおり賛成が多数であります。

したがって総務産業委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

修正議決した部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(大川末長君) 異議なしと認めます。

したがって修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決しました。

---

#### 投票による表決要求書

本日の会議で行う下記の表決は、無記名投票によるよう、会議規則第71条第1項の規定により要求します。

記

議第92号 平成25年度水俣市一般会計補正予算第5号及び同修正案

平成25年12月17日

水俣市議会議員	緒方誠也
”	谷口眞次
”	中村幸治
”	野中重男

水俣市議会議長 大川末長 様

---

(福田斉議員入場)

○議長（大川末長君） 次に、議第93号平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号から、議第98号平成25年度水俣市水道事業会計補正予算第2号まで、6件を一括して採決します。

本6件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本6件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって本6件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

---

○議長（大川末長君） 次に、陳第4号「知的障がい者小規模入所施設」開設についての陳情について、及び陳第1号久木野地区における入居施設整備に関する陳情について、2件を一括して採決します。

本2件に対する委員長の報告はいずれも採択であります。

本2件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって本2件は、いずれも委員長報告のとおり採択しました。

---

日程第14 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 陳第3号 行政財産の“有効且つ適正管理”に関する陳情について
- 1 陳第5号 住宅の新築・リフォームに対する助成制度の創設を求める陳情について
- 1 陳第6号 建設業従事者アスベスト被害者の早期救済解決をはかるよう国に働きかける意見書の提出を求める陳情について
- 1 請第2号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願に

ついて

- 1 陳第2号 携帯電話基地局設置に関する条例の制定を求める陳情について
- 1 一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について
- 1 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 請第1号 「年金2.5%削減法」を廃止する意見書採択に関する請願について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（大川末長君） 日程第14、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

### 閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成25年12月13日

総務産業常任委員長 瀧上道昭

水俣市議会議長 大川末長様

記

事件の番号	件名	理由
陳第3号	行政財産の“有効且つ適正管理”に関する陳情について	慎重審査を要するため
陳第5号	住宅の新築・リフォームに対する助成制度の創設を求める陳情について	慎重審査を要するため
陳第6号	建設業従事者アスベスト被害者の早期救済解決をはかるよう国に働きかける意見書の提出を求める陳情について	慎重審査を要するため
請第2号	国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願について	慎重審査を要するため

陳第2号	携帯電話基地局設置に関する条例の制定を求める陳情について	慎重審査を要するため
	一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

### 閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成25年12月13日

厚生文教常任委員長 塩崎 信介

水俣市議会議長 大川 末長 様

記

事件の番号	件名	理由
請第1号	「年金2.5%削減法」を廃止する意見書採択に関する陳情について	慎重審査を要するため
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

### 閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成25年12月12日

議会運営委員長 福田 斉

水俣市議会議長 大川 末長 様

記

事件の番号	件名	理由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

### 日程第15 議員派遣について

○議長（大川末長君） 日程第15、議員派遣についてを議題とします。

#### 議員派遣について

##### 第21回熊本県市議会議員研修会

地方自治法第100条第13項及び水俣市議会議規則第160条の規定により下記のとおり議員を派遣する。

記

派遣目的 今後の議会活動に資するため  
 派遣場所 熊本市  
 派遣期間 平成26年2月17日（月曜日） 1日間  
 派遣議員 15人以内

経 費 既決予算の中から支出

---

○議長（大川末長君） お諮りします。

議席に配布のとおり、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって議席に配布のとおり、議員を派遣することに決定しました。

---

○議長（大川末長君） 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで平成25年第4回水俣市議会定例会を閉会します。

午前11時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 大川末長

署名議員 中村幸治

署名議員 牧下恭之

## 平成25年12月第4回水俣市議会定例会（11月29日～12月18日）

### 〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第88号	水俣エコハウスの設置等に関する条例の制定について	11月29日	総務産業	12月18日 原案可決	
議第89号	水俣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	11月29日	総務産業	12月18日 原案可決	
議第90号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11月29日	総務産業	12月18日 修正可決	
議第91号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	11月29日	総務産業	12月18日 原案可決	
議第92号	平成25年度水俣市一般会計補正予算（第5号）	11月29日	各 委	12月18日 原案可決	
議第93号	平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	11月29日	厚生文教	12月18日 原案可決	
議第94号	平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	11月29日	厚生文教	12月18日 原案可決	
議第95号	平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）	11月29日	厚生文教	12月18日 原案可決	
議第96号	平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	11月29日	総務産業	12月18日 原案可決	
議第97号	平成25年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）	11月29日	厚生文教	12月18日 原案可決	
議第98号	平成25年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）	11月29日	総務産業	12月18日 原案可決	

### 〔前回から継続審査となっている議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第79号	平成24年度水俣市病院事業会計決算認定について	8月30日	厚生文教	11月29日 認 定	
議第80号	平成24年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	8月30日	総務産業	11月29日 認 定	
議第82号	平成24年度水俣市一般会計決算認定について	9月12日	一般会計 決算特別	11月29日 認 定	
議第83号	平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	9月12日	厚生文教	11月29日 認 定	
議第84号	平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	9月12日	厚生文教	11月29日 認 定	

議第85号	平成24年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	9月12日	厚生文教	11月29日 認 定	
議第86号	平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	9月12日	総務産業	11月29日 認 定	

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告第15号	専決処分の報告について	12月12日

〔継続調査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	12月18日	総務産業	12月18日 継続調査	
御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について				
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	12月18日	厚生文教	12月18日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	12月18日	議会運営	12月18日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔陳 情〕

受理番号	件 名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第3号	行政財産の“有効且つ適正管理”に関する陳情について	水俣市八ノ窪町 2-7-86 鶴長 千徳	総務産業	11月29日	12月18日 継続審査
陳第4号	「知的障がい者小規模入所施設」開設についての陳情について	水俣市袋 770番地1 坂本 幸則	厚生文教	11月29日	12月18日 採 択
陳第5号	住宅の新築・リフォームに対する助成制度の創設を求める陳情について	葦北郡津奈木町 岩城2123-40 加世堂 正	総務産業	12月12日	12月18日 継続審査
陳第6号	建設業従事者アスベスト被害者の早期救済解決をはかるよう国に働きかける意見書の提出を求める陳情について	熊本市中央区 九品寺 1-17-9 木村 正	総務産業	12月12日	12月18日 継続審査

〔前回から継続審査となっている請願・陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
請第1号	「年金2.5%削減法」を廃止する意見書提出に関する請願について	熊本市中央区神水1-30-7 國宗 直	厚生文教	5月31日	12月18日 継続審査
請第2号	国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願について	水俣市桜ヶ丘1-25 石牟礼 智	総務産業	9月12日	12月18日 継続審査
陳第2号	携帯電話基地局設置に関する条例の制定を求める陳情について	水俣市江添1072 友田 好二	総務産業	6月13日	12月18日 継続審査
陳第1号	久木野地区における入居施設整備に関する陳情について	水俣市久木野621 寒川 忠行	厚生文教	2月25日	12月18日 採 択